

# 塩竈市地域防災計画

## 第1編 地震災害対策編

令和5年3月

塩竈市防災会議



## 第1編 地震災害対策編 目次

### 第1章 総則

第1節	計画の目的と構成	1
第2節	各機関の役割と業務大綱	9
第3節	塩竈市を取り巻く地震環境	20
第4節	対象とする地震	36

### 第2章 災害予防対策

第1節	総則	37
第2節	地震に強いまちの形成	39
第3節	地盤にかかる施設等の災害対策	42
第4節	海岸保全施設等の整備	46
第5節	交通施設の災害対策	48
第6節	都市の防災対策	51
第7節	建築物等の予防対策	54
第8節	ライフライン施設等の予防対策	59
第9節	危険物施設等の予防対策	64
第10節	防災知識の普及	67
第11節	地震防災訓練の実施	75
第12節	自主防災組織の育成	78
第13節	ボランティアのコーディネート	84
第14節	企業等の防災対策の推進	87
第15節	地震調査研究等の推進	90
第16節	情報通信網の整備	92
第17節	組織体制及び職員の配備体制の整備	97
第18節	防災拠点等の整備	101
第19節	相互応援体制の整備	105
第20節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	110
第21節	火災予防対策	116
第22節	緊急輸送体制の整備	123
第23節	避難対策	127
第24節	避難受入れ対策	137
第25節	食料、飲料水及び生活物資の確保	146
第26節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	150
第27節	複合災害対策	159
第28節	災害廃棄物対策	161
第29節	積雪寒冷地域における地震災害予防	164

### 第3章 災害応急対策

第1節	防災活動体制	165
第2節	情報の収集・伝達	174

第3節	災害広報活動	188
第4節	相互応援活動	191
第5節	災害救助法の適用	194
第6節	自衛隊の災害派遣	197
第7節	救急・救助活動	202
第8節	医療救護活動	206
第9節	消火活動	211
第10節	交通・輸送活動	215
第11節	ヘリコプターの活動	221
第12節	避難活動	224
第13節	応急仮設住宅等の確保	241
第14節	相談活動	244
第15節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	246
第16節	愛玩動物の収容対策	251
第17節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	253
第18節	防疫・保健衛生活動	261
第19節	遺体等の捜索・処理・埋葬	265
第20節	災害廃棄物処理活動	269
第21節	社会秩序維持活動	273
第22節	教育活動	274
第23節	防災資機材及び労働力の確保	279
第24節	公共土木施設等の応急対策	284
第25節	ライフライン施設等の応急復旧	289
第26節	危険物施設等の安全確保	293
第27節	農林水産業の応急対策	297
第28節	二次災害・複合災害防止対策	298
第29節	応急公用負担等の実施	301
第30節	災害ボランティア活動	304
第31節	海外からの支援の受入れ	306

## 第4章 災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧・復興計画	307
第2節	生活再建支援	311
第3節	住宅復旧支援	319
第4節	産業復興の支援	321
第5節	都市基盤の復興対策	322
第6節	義援金の受入れ、配分	324
第7節	激甚災害の指定	325
第8節	災害対応の検証	328

## 塩竈市防災計画基本理念

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴う大津波は、人知を超えた猛威をふるい、市内で多くの人命を奪い、市域及び市民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害であった。

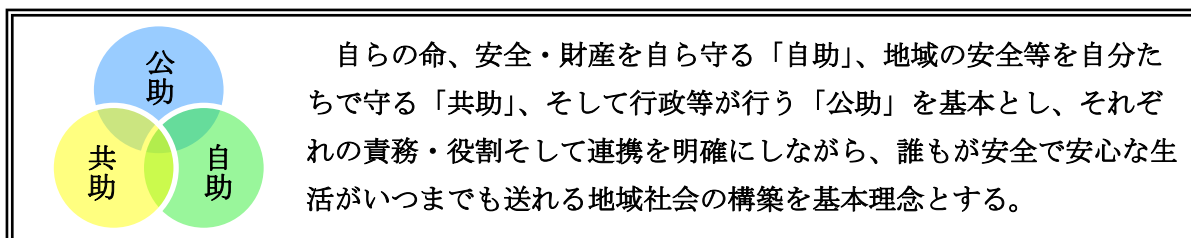
このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるものの、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指す必要がある。

なお、津波災害、風水害等広域災害、原子力災害等についても対象としては地震災害と同様の被害ととらえられる。

このことから、塩竈市におけるこれらの各種災害の災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命及び身体を最も優先して保護することを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えていく。

本計画は、東日本大震災を教訓とし、市の防災施策の大綱として次の基本理念を定め、防災施策を推進する。

### <基本理念>



大規模災害においては、公助だけでは限界があることから、自助（市民）と共助（自主防災会、町内会、企業等）、公助（市及び防災関係機関）を基本とし、相互の連携と活動の明確化を図り、災害を未然に防止する「防災対策」と被害を最小化する「減災対策」に努め、誰もが安全安心に生活を送れる地域社会の構築を目指そうとするもの。

- (1) 公 助……国・県・市などの行政が、災害による被害を防止、軽減、又は復旧を促進しようとする活動
- (2) 共 助……市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守ろうとする活動
- (3) 自 助……市民一人ひとりが自分の身の安全や生活を守ろうとする活動



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的と構成

### 第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある地震災害に対処するため、市域での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、塩竈市・宮城県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、地震防災対策を総合的にかつ計画的に推進し、市域並びに市民の生命、身体、財産を地震災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

この計画は大規模地震災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模地震災害に至らない場合にあってもこの計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市域における地震防災対策の推進を図るための推進計画及び法第11条第1項に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）について、当該地震に伴い発生する津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業に関する津波避難対策緊急事業計画を兼ねる。

なお、本市の全域は、法第3条第1項の規定に基づく推進地域（平成18年4月3日内閣府告示第58号）及び法第9条第1項に基づく特別強化地域（令和4年10月3日内閣府告示第100号）に指定されている。

### 第2 計画の性格

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「塩竈市地域防災計画」の「地震災害対策編」として、「塩竈市防災会議条例」（昭和38年塩竈市条例第2号）第2条に基づき塩竈市防災会議が策定する計画であり、本市の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、市がとるべき地震防災対策の基本的な事項及び防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、市はこの計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

### 第3 計画の修正

#### 1 修正の概要

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国・県の防災計画書における方針、市の情勢等を勘案し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに計画を修正し、地震防災対策の確立に万全を期す。平成26年の修正においては、東日本大震災の教訓による地震対策を盛り込んだ。令和4年度は、災害対策基本法の改正や宮城県津波浸水を想定した地震等を踏まえた修正を行うとともに、町内会や庁内各課を対象としたアンケート調査等から得られた課題を踏まえ

た修正を行った。

## 2 見直し方針

### (1) 東日本大震災の教訓の反映（平成26年3月修正）

大津波が襲来し沿岸部や離島部を中心に甚大な被害をもたらした。市は東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

### (2) 津波対策の強化

地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものがあるが、特に東日本大震災では、津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、主として揺れによる災害に対するものは「地震災害対策編」として記述している。両者は重なるところもあるが、両編合わせて震災対策のために活用するものである。

### (3) 宮城県津波浸水想定区域の見直しの反映（令和5年3月修正）

県は、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に加え、県内に最も大きな被害をもたらす東北地方太平洋沖地震を合わせた3つの地震による津波を対象に、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域および水深を設定し、令和4年5月に公表した。

今後、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考えのもと、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で地域防災を推進するための修正内容を検討し、見直しを図る。

### (4) 検証結果等の反映

主な特徴としては、「最大クラスの津波が悪条件下における発生」、が挙げられており、大震災やこれまでの災害から得られた教訓や課題のほか、国や県がまとめた上位計画等の結果を踏まえ、修正可能なものから見直す。

### (5) 国の防災基本計画の修正、県防災計画の修正の内容の反映

国の防災基本計画の見直しや、県防災計画の見直しの内容を踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、地震災害対策編の見直しに反映する。

本計画策定時点でも、国、県等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、その検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

## 第4 計画の構成

1 本計画は、本編と資料編で構成する。

2 本編の構成は、次のとおりとする。

この計画は、東日本大震災やこれまでの災害から得られた経験を生かし、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期するため、次の事項について定める。

(1) 塩竈市及び市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

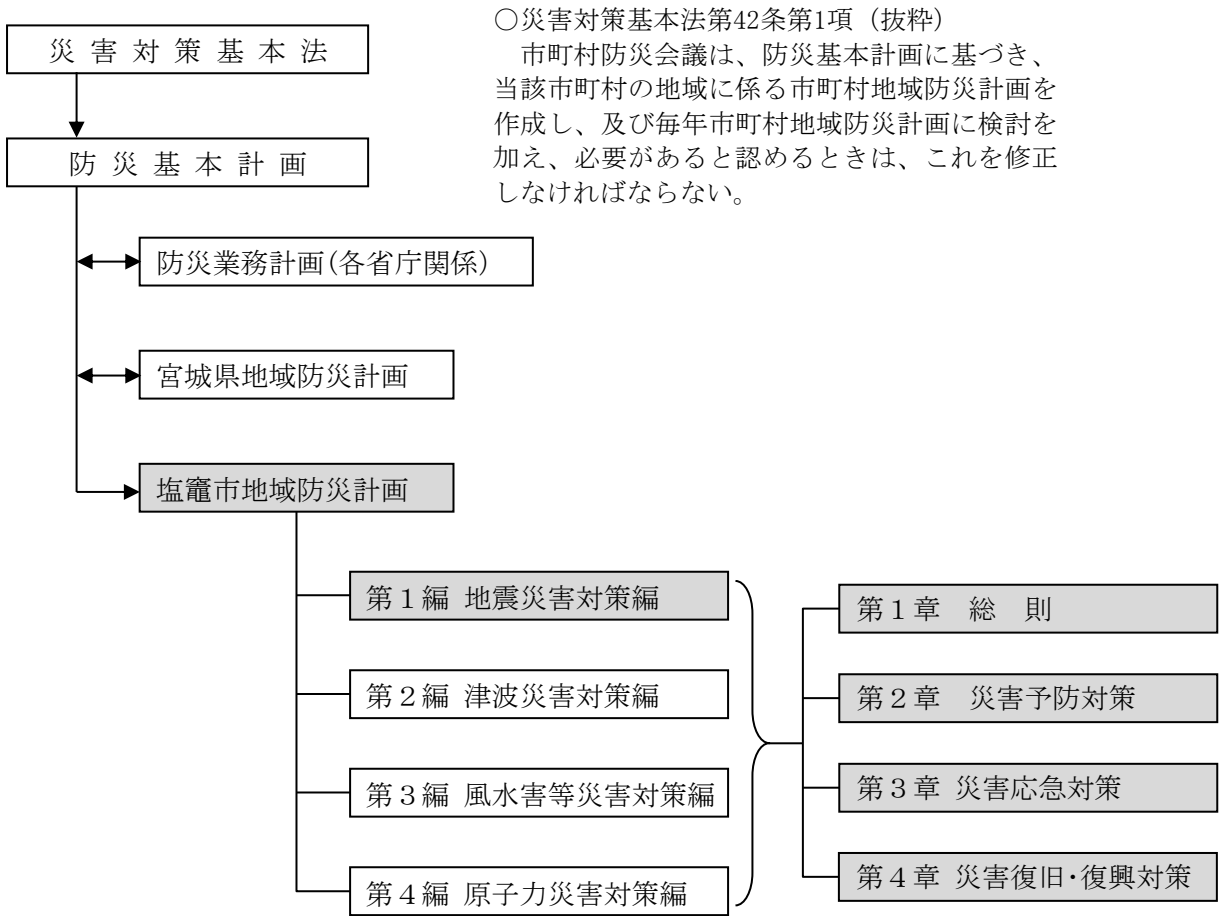
(2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する計画

(3) 情報の収集及び伝達、震災に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画



- (4) 災害復旧・復興に関する計画
- (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進に関する計画
- (6) その他塩竈市防災会議が必要と認める事項

なお、(5)に関する計画の内、令和4年12月16日に運用を開始した「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された場合、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」に基づき防災対応を図り、今後市の体制を検討する。



## 第5 基本方針

市域全体のインフラ強化、市民の自助・共助力の発揮、市の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、市が主体となりつつも国・県等が総力を結集して、市勢の復興とさらなる発展を目指すため、計画の樹立並びに推進にあたっては、次の方針を基本とする。

### 1 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における市民の市防災会議の委員への任命、及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画等、多様な視点を取り入れた防災体制の確立を推進する。

### 2 男女共同参画による防災対策

女性は、防災・復興における主体的な担い手であることから、防災・復興に係る政策や方針の決定、事業の実施等、あらゆる場面でその活躍を推進する。

### 3 「減災」に向けた対策の推進

- (1) 悪条件下での最大クラスの津波を発生させる地震、東日本大震災やこれまでの災害から得られた教訓を踏まえ、防災体制の確立を図る。
- (2) 最大クラスの地震に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講じる。
- (3) 耐震化等のハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減する。それを超える地震に

対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、ソフト対策によりなんとしても人命を守り、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備える。

#### 4 公助・共助・自助が一体となって取り組む防災の推進

市は、地震災害の特殊性を考え、行政による応急活動「公助」、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」が適切に役割分担される防災協働社会の形成による減災の観点から、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより地震防災対策を推進する。

#### 5 要配慮者への対応

要配慮者については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

#### 6 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模地震発生時において、地震及び津波の被害、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設、公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報等、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

#### 7 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

地震による被害を軽減するためには、地震が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難指示等の情報伝達体制や地震観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

#### 8 二次災害の防止

大規模地震発生時の応急活動体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、通信施設・国土保全施設・ライフライン・公共施設等を迅速に応急復旧し、二次災害の防止に努める。

#### 9 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模地震発生時の災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域体制の確立に努める。

#### 10 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、近隣市町のみならず、県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結など、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

#### 11 情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模地震災害時における情報通信の重要性に鑑み、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る。

#### 12 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引

き起こされる災害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う。

### 1 3 円滑な復旧・復興

長い間住み慣れた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

## 第6 計画の習熟等

本計画の内容は、防災関係機関並びに、その他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知するよう努める。

さらに、平素から所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練、その他の方法により、本計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟等に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施の対応能力を高める。

## 第7 用語の意義

この計画において使用する主な用語の意義について、次のとおり定める。

計画中で使用する用語	用語の意義
市防災計画	塩竈市地域防災計画をいう。
県防災計画	宮城県地域防災計画をいう。
本部	塩竈市災害対策本部をいう。
本部長	塩竈市災害対策本部長をいう。
警戒本部	塩竈市警戒本部をいう。
復興本部	塩竈市災害復興本部をいう。
現地本部	塩竈市現地災害対策本部をいう。
県本部	宮城県災害対策本部をいう。
県本部長	宮城県災害対策本部長をいう。
防災関係機関	(1) 一部事務組合 塩釜地区消防事務組合をいう。 (2) 宮城県 仙台地方振興事務所、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、仙台塩釜港湾事務所、仙台土木事務所、塩釜県税事務所、宮城県塩釜警察署をいう。 (3) 市の地域を管轄する下記の機関をいう。 ①指定地方行政機関 東北財務局、東北厚生局、東北農政局、仙台森林管理署、東北経済産業局、関東東北産業保安監督部（東北支部）、東北運輸局、東北地方整備局（仙台河川国道事務所、塩釜港湾・空港整備事務所）、東京航空局（仙台空港事務所）、宮城海上保安部、仙台管区气象台、東北総合通信局、仙台労働基準監督署 ②自衛隊（陸上自衛隊第22即応機動連隊） ③指定公共機関 東日本旅客鉄道株式会社（仙台支社）、日本貨物鉄道株式会社（東北支社）、東日本電信電話株式会社（宮城事業部）、エヌ・ティ・

	<p>ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTT ドコモ(東北支社)、KDDI 株式会社(東北総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本銀行(仙台支店)、日本放送協会(仙台拠点放送局)、日本通運株式会社(仙台支店)、福山通運株式会社(仙台中央支店)、佐川急便株式会社(南東北支店)、ヤマト運輸株式会社(東北支社)、西濃運輸株式会社、東北電力株式会社(宮城支店、仙台北営業所、仙台南営業所)、東北電力ネットワーク株式会社(宮城支社、仙台電力センター、仙台北電力センター、仙台南電力センター、塩釜電力センター)、東日本高速道路株式会社(仙台管理事務所、仙台東管理事務所)、日本赤十字社(宮城県支部)、日本郵便株式会社(東北支社)、独立行政法人国立病院機構(北海道東北グループ)、独立行政法人地域医療機能推進機構(北海道東北事務所)、電力広域的運営推進機関、一般社団法人日本建設業連合会(東北支部)、出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、ENEOS 株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、ユニー株式会社、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</p> <p>④指定地方公共機関</p> <p>東北放送株式会社、株式会社仙台放送、株式会社宮城テレビ放送、株式会社東日本放送、株式会社エフエム仙台、公益社団法人宮城県バス協会、塩釜ガス株式会社、公益財団法人宮城県トラック協会、一般社団法人宮城県LP ガス協会くろしおLP ガス協議会</p> <p>⑤公共的団体</p> <p>公益社団法人宮城県塩釜医師会、一般社団法人宮城県塩釜歯科医師会、塩釜地区薬剤師会、塩釜商工会議所、塩釜市漁業協同組合、宮城県漁業協同組合(塩釜市第一支所、塩釜市浦戸支所、塩釜市浦戸東部支所)、社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会、在塩民間放送会社(宮城ケーブルテレビ、エフエムベイエリア)、その他の団体</p> <p>⑥その他防災上重要な施設の管理者</p> <p>塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所、病院、老人福祉施設、大規模店舗、ホテル、工場等</p>
消防計画	塩釜地区消防事務組合が別に定める消防計画をいう。
消防本部	塩釜地区消防事務組合(消防本部)をいう。
消防長	塩釜地区消防事務組合の消防長をいう。
消防署	塩釜消防署をいう。
消防署長	塩釜消防署長をいう。
消防団	塩竈市塩竈消防団、塩竈市浦戸消防団をいう。
警察署	塩釜警察署をいう。
指定避難所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する建物で、市が指定するものをいう。

避難場所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者が一時的に避難するための広場及びグラウンド等の空地で、市が指定する避難地を総称している。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。
要配慮者	要配慮者とは、災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具其他的には高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等を意味する。

## 第2節 各機関の役割と業務大綱

### 第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

また、市及び防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、地震災害防止のため相互に協力する。

### 第2 組織

#### 1 塩竈市防災会議

塩竈市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく塩竈市防災会議条例第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

(地震編資料1-1 塩竈市防災会議条例)

(地震編資料1-2 塩竈市防災会議規則)

(地震編資料1-3 塩竈市防災会議)

#### 2 塩竈市災害対策本部等

市域において、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2に基づく塩竈市災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、「塩竈市災害対策本部条例」(昭和38年9月30日条例第19号)(地震編資料1-4)及び「塩竈市災害対策本部運営要綱」(平成16年6月1日庁訓第7号)(地震編資料1-5)において定める。

(地震編資料1-6 塩竈市災害対策本部組織)

(地震編資料1-7 各災対部の構成)

(地震編資料1-8 部事務分掌表)

(地震編資料1-9～1-11 非常配備体制区分)

(地震編資料1-12 本部員、班員等用腕章)

### 第3 実施責任

#### 1 塩竈市

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 宮城県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は公益性を踏まえ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるように協力する。

### 5 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、災害対策基本法第7条の規定に基づき、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、市及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

### 6 市民

- (1) 東日本大震災では、市及び関係機関はその総力を結集して災害応急対策を実施したが、その能力には限界があったことから、市民は『自らの身の安全は自ら守る』ということを中心に、地震に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で地震災害から身を守るために、積極的な取組に努める。
- (2) 「最低3日間、推奨一週間」分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。
- (3) 市民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。
- (4) 東日本大震災をはじめとした過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

### 7 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化などに加え、重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

## 第4 処理すべき業務の大綱

市その他防災関係機関、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災に関する処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

### 1 塩竈市及び宮城県

機関名	業務大綱
塩竈市	(1) 塩竈市防災会議及び塩竈市災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備及び市民の自主防災組織の育成・指導 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県本部に対する報告 (6) 避難情報の発令及び指定避難所の開設



	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施</li> <li>(8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助</li> <li>(9) 水、食糧その他物資の備蓄及び確保</li> <li>(10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施</li> <li>(11) 危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策</li> <li>(12) 公立保育所・小・中・高等学校の応急教育対策</li> <li>(13) 市立学校施設設備等の災害対策</li> <li>(14) 市立学校児童・生徒の安全対策</li> <li>(15) 市立学校等の教育活動の応急対策</li> <li>(16) 生涯学習施設及び体育施設の災害対策</li> <li>(17) 自主防災組織の育成及び防災ボランティアによる防災活動の環境整備</li> <li>(18) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定業務に関する事務</li> <li>(19) その他、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置</li> </ul>
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 宮城県防災会議の事務</li> <li>(2) 宮城県災害対策本部の事務</li> <li>(3) 防災に関する施設・設備の整備</li> <li>(4) 通信体制の整備・強化</li> <li>(5) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施</li> <li>(6) 情報の収集・伝達及び広報</li> <li>(7) 自衛隊への災害派遣要請</li> <li>(8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進</li> <li>(9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施</li> <li>(10) 交通及び緊急輸送の確保</li> <li>(11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援</li> <li>(12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び被害の拡大防止のための応急対策</li> <li>(13) 保健衛生、文教対策</li> <li>(14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備</li> <li>(15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整</li> <li>(16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援</li> <li>(17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</li> </ul>

## 2 指定地方行政機関

機関名	業務大綱
東北財務局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
東北農政局	(1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 (2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画策定及び災害復旧事業の指導 (3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導 (4) 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 (5) 土地改良機械（応急ポンプ等）の貸付及び指導 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
仙台森林管理署	(1) 森林、治山による災害防止 (2) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 (3) 災害時における災害復旧用材の供給
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部 東北支部	(1) 災害時における火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策 (2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策 (3) 鉱山における人に対する危害の防止、鉱山の施設の保全、鉱山の防止に関する監督指導
東北運輸局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援

<p>東北地方整備局 (仙山河川国道事務所) (塩釜港湾空港工事事務所)</p>	<p>(1) 一般国道指定区間の維持管理及び災害時における情報収集及び伝達 (2) 一般国道指定区間の交通確保 (応急含む) (3) 港湾施設等の整備 (4) 港湾施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 (5) 直轄工事中の港湾施設の災害応急対策 (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立</p>
<p>東京航空局 仙台空港事務所</p>	<p>(1) 災害時における航空機による輸送に関する安全確保のための必要な措置 (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助</p>
<p>宮城海上保安部</p>	<p>(1) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持 (2) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助 (3) 海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練 (4) 海上交通の安全確保</p>
<p>仙台管区気象台</p>	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)並びに水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>
<p>東北総合通信局</p>	<p>(1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関すること (2) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること (3) 非常通信に関すること</p>
<p>仙台労働基準監督署</p>	<p>(1) 工場・事業所における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督・指導 (2) 労働者の被害状況の調査及び復旧作業による二次災害防止のための監督指導 (3) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 (4) 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速な支払い (5) 労働基準法第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理及び過重労働による健康障害防止の指導</p>

### 3 自衛隊

機関名	業務大綱
陸上自衛隊 第22即応機動連隊	(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における緊急医療活動

### 4 指定公共機関

機関名	業務大綱
東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社	(1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査、把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動
日本貨物鉄道株式会社 東北支社	(1) 災害時における救援物資輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
東日本電信電話株式会社 (宮城事業部)	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携
エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社 株式会社 NTT ドコモ (東北支社) KDDI 株式会社 (東北総支社) ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携

日本赤十字社 (宮城県支部)	(1) 医療救護 (2) こころのケア (3) 救援物資の備蓄及び配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 義援金の受付及び配分 (6) その他災害救護に必要な業務
日本銀行 (仙台支店)	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 国庫金の取扱に係る措置 (6) 各種措置に関する広報
日本放送協会 (仙台拠点放送局)	(1) 災害情報等の放送
日本通運株式会社 (仙台支店) 福山通運株式会社 (仙台中支店) 佐川急便株式会社 (南東北支店) ヤマト運輸株式会社 (東北支社) 西濃運輸株式会社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
東北電力株式会社 (宮城支店、仙台北営業所、 仙台南営業所) 東北電力ネットワーク株式会社 (宮城支社、仙台電力センター、 仙台北電力センター、仙台南電力センター、 塩釜電力センター)	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保
東日本高速道路株式会社 (仙台管理事務所、仙台東管理事務所)	(1) 高速道路等の維持管理 (2) 高速道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施
日本郵便株式会社 (東北支社)	(1) 災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保 (2) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

<p>独立行政法人国立病院機構 (北海道東北グループ)</p>	<p>(1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報 (4) 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援</p>
<p>独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道東北事務所</p>	<p>(1) 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 (2) 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 (3) 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集、通報 (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援</p>
<p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>(1) 電源の焚き増しや電力融通の指示又は連携復旧の要請等を行うことによる早期の需給状況の改善又は供給支障の解消</p>
<p>一般社団法人日本建設業連合会 東北支部</p>	<p>(1) 会員会社を含めた災害応急対策の円滑な実施</p>
<p>出光興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 ENEOS 株式会社</p>	<p>(1) 災害時における石油製品の安定供給</p>
<p>株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン ユニー株式会社 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</p>	<p>(1) 災害時における物資調達・供給</p>

## 5 指定地方公共機関

機関名	業務大綱
東北放送株式会社 株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社エフエム仙台	(1) 災害情報等の放送
在塩民間放送会社(宮城ケーブルテレビ、エフエムベイエリア)	(1) 地震・津波情報、災害情報及び生活情報等の放送
公益社団法人宮城県トラック協会	(1) 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
公益社団法人宮城県バス協会	(1) 災害時における緊急避難輸送確保 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
一般社団法人宮城県LPガス協会 くろしおLPガス協議会	(1) 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
塩釜ガス株式会社	(1) ガス供給施設の防災対策 (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供

## 6 警察

機関名	業務大綱
宮城県警察本部 (塩釜警察署)	(1) 災害情報及び被災情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救助 (3) 被災者等の避難誘導 (4) 行方不明者の捜索及び死者の検視 (5) 災害危険箇所の警戒 (6) 被災地及び避難場所の警戒 (7) 緊急交通路の確保 (8) 被災者等への広報

## 7 公共的団体

機関名	業務大綱
公益社団法人宮城県塩釜医師会 一般社団法人宮城県塩釜歯科医師会 塩釜地区薬剤師会	(1) 災害時における医療救護活動対策

塩釜商工会議所	(1) 災害時における商工業対策 (2) 災害時における融資相談対策
塩釜市漁業協同組合 宮城県漁業協同組合 塩釜市第一支所 宮城県漁業協同組合 塩釜市浦戸支所 宮城県漁業協同組合 塩釜市浦戸東部支所	(1) 海象・気象情報及び被害情報の収集並びに伝達 (2) 災害の予防及び防ぎよ並びに拡大防止のための指導及び処置
社会福祉法人塩竈市 社会福祉協議会	(1) 避難行動要支援者等への支援 (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営及び救援活動の実施 (3) 災害ボランティアコーディネーターの要請・活用 (4) 災害ボランティア、関係団体とのネットワークの整備
その他の団体	(1) それぞれの業務に応じた協力体制の確立

## 8 市民

機関名	業務大綱
自主防災組織 町内会 等	(1) 防災知識の普及と訓練の実施 (2) 防災用資機材の整備・点検 (3) 発災後の避難所開設及び運営 (4) 要配慮者・避難行動要支援者の支援

## 9 防災上重要な施設の管理者

機関名	業務大綱
塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所	(1) 宮城県石油コンビナート等防災計画及び塩釜地区共同防災規程等に基づく災害の防止
病院 老人福祉施設 障がい者施設 大規模店舗 私立幼稚園 私立保育所 ホテル 工場 等	(1) 防災保安施設の整備及び自衛防災体制の確立 (2) 施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保及び被害拡大の防止対策



## 第5 防災行動計画（タイムライン）の作成

市、県、国等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

### 第3節 塩竈市を取り巻く地震環境

#### 第1 塩竈市の概況

##### 1 位置

本市は、宮城県のほぼ中央、松島湾に面し、南は多賀城市、宮城郡七ヶ浜町に、西及び北は同郡利府町に、また東は海をへだて東松島市宮戸島に接している。面積は 17.37 k m<sup>2</sup>、市役所所在地の地点において東経 141 度 1 分 31 秒、北緯 38 度 18 分 41 秒である。

##### 2 地勢

(1) 本市の地形は、ほぼ次の3つの地形に分かれる。

###### ① 西南北台地性丘陵地形

中央低地をかこむ台地性の丘陵地帯で、松島丘陵の東南端にあたり標高 30～100m、文教、住宅、風致地区を形成している。

###### ② 中央低地

台地性丘陵地帯の間を流れていた新町川（現在の北浜沢乙線）沿い地帯と、海面埋立地の二つからなる地帯で、中央市街地及び商業地区を形成している。

なお、この中央低地は、おおむね明治初年以降の海面埋立地で、一部には、海面より低い所もあり、満潮時あるいは降雨による増水時など冠水の危険がある。

###### ③ 浦戸諸島地区

地殻変動によって生じた松島湾内の桂島、野々島、寒風沢島及び朴島と付近一帯の小島からなる地帯で、農漁業風致地区を形成している。

(図1-1 塩竈市の地形区分図参照)

(2) 河川

本市の河川（都市下水路等）は、新町川と宮町川の二つで、新町川は延長 2,333m、宮町川は 340mで、新町川は都市下水路として整備された。しかし、降雨による増水と満潮時が重なり合う場合には、海水の逆流により、新町川沿いの本町、海岸通り及び宮町地区一帯が浸水する危険度が高い。現在は、公共下水道事業にて大部分が暗渠となっている。

(3) 海岸

本市の海岸線は、帯状をなして南北にひらき、塩釜港の海岸線 15,200mと浦戸諸島の海岸線 29,000m、合わせて 44,200mに達しており、高潮・津波（特に津波の襲来）に対しての危険が伴っている。

(4) 地質・地盤

① 本市及びその付近の地質を概観すると、本市の西の利府町大日向付近から仙台市に至る活断層（長町-利府線断層帯）を境として、その西北部と東南部とで、地質に著しい相違がある。即ち東南部は、その基盤に中世代の利府層といわれる三畳系が広く分布し、その上に塩竈集塊岩、佐浦町層及び網尻層が累層をなして分布している。

② 本市の地盤の特徴については、宮城県地震地盤図（昭和 59 年県作成）によると、その概要は次のとおりである。

ア 市の中央市街地及び商業地区は地形上中央低地に分類される。この地帯は粘土質を主とした海面埋立地と後背湿地で形成されているため軟弱層の厚い地点が集中しており、特に港湾に面した地域は層の深度が約 30mとなっている。また、北東部の新浜町地区の一部も同じく粘土質を主とした埋立地であり、その層は 5～15mとなっている。

イ 中央低地帯を取り囲む西南北部地区は、緩やかな丘陵地帯でほぼ軟岩ないし中硬岩の岩盤地帯である。

ウ 浦戸地区は主として火山噴出岩盤であるが、一部海浜部の水田地帯に軟弱層がみられる。

(図1-2 塩竈市の地質分布図参照)

(図1-3 塩竈市の地盤分類図参照)

#### (5) 震度分布、液状化指標分布

宮城県第五次地震被害想定調査中間報告書(令和5年3月宮城県防災会議地震対策等専門部会)によると、次のとおりである。

- ① 想定地震時に予想される震度分布をみると、海洋型地震(東北地方太平洋沖地震M9.0、宮城県沖地震連動型M8.0)においては、本市の大部分の地域が5強から6弱になると予想され、震源が近くなるスラブ内地震(M7.5)においては、大部分の地域が6弱、一部6強になると予想される。

また、内陸直下型地震(長町-利府線断層帯地震M7.5)のようにさらに震源の近い地震においては、本市の大部分の地域が震度5強から6強になると予想され、軟弱層の厚い地域では震度が大きく、丘陵地帯では比較的震度は小さいと予想される。

- ② 前記地震の液状化指標分布を見ると、主に中の島、尾島町、舟入、牛生町東部において液状化の可能性は極めて高いとの評価がなされており警戒を要する。

(図1-4 塩竈市の震度分布図参照)

(図1-5 塩竈市の液状化危険度参照)

なお、東日本大震災では、市域の揺れは、市役所観測点で震度6強を記録していることから、市域の大部分は震度6強以上の揺れを被ったものと推察される。

なお、際立った液状化は発生していない。

### 3 気象

本県の気象区は、山間多雨地域、仙南内陸地域、仙北内陸地域及び海岸地域の四つに分けられており、本市は海岸地域に含まれ、過去30年間(1991~2020年)の平均気温は12.8℃、年間降水量は1,276.7mmである。海岸地域の中でも直接海に面して海流の影響が大きく、特に背後は丘陵地域となっているため、他地域に比べ冬も比較的暖かく夏期の気温も低い。しかし、本市の地形が東に開いている袋状のため、夏には南南東の季節風が強い。

### 4 本市の人口構成と推移

本市の人口は52,203人、世帯数は21,193世帯(令和2年10月国勢調査)であり、前回国勢調査の平成27年に比べ、1,984人、3.7%減少している。人口密度は1km<sup>2</sup>当たり3,005人と全国的にみて高い都市である。

人口を年齢別にみると15歳未満の年少人口は5,407人で総人口の10.4%、15~64歳の生産人口は28,777人で55.1%、65歳以上の老年人口が17,682人で33.9%になっている。

年少人口の割合は、出生率の低下とともにその割合も減少し、わずかに増加した第二次ベビーブーム直後の昭和50年にも塩竈市において減少し、一貫して減少傾向にある。

一方、老年人口の割合は年々上昇しており、平成12年の国勢調査の段階で年少人口を上回り、前回平成27年調査時より4.8%増加している。

＜本市の人口構成と推移（国勢調査より）＞

区 分 年	人 口			
	0～14 歳 (年少人口)	15～64 歳 (生産人口)	65 歳以上 (老年人口)	計 (総人口)
昭和 35 年	17,592	35,652	2,078	55,325
昭和 40 年	16,132	39,725	2,506	58,363
昭和 45 年	14,886	40,796	3,090	58,772
昭和 50 年	14,231	41,179	3,825	59,235
昭和 55 年	13,845	42,569	4,622	61,040
昭和 60 年	12,853	43,181	5,781	61,825
平成 2 年	11,261	43,171	7,527	62,025
平成 7 年	10,260	43,590	9,704	63,566
平成 12 年	8,731	40,901	11,894	61,547
平成 17 年	7,487	37,857	13,943	59,357
平成 22 年	6,437	34,476	15,493	56,490
平成 27 年	5,775	31,268	16,872	54,187
令和 2 年	5,407	28,777	17,682	52,203

5 人口集中地区（令和2年10月 国勢調査）

人口集中地区の面積は 11.0 k m<sup>2</sup>であり、市域の人・物の集積は密である。

図 1 - 1 塩竈市の地形区分図（土地条件図 国土交通省より編纂）

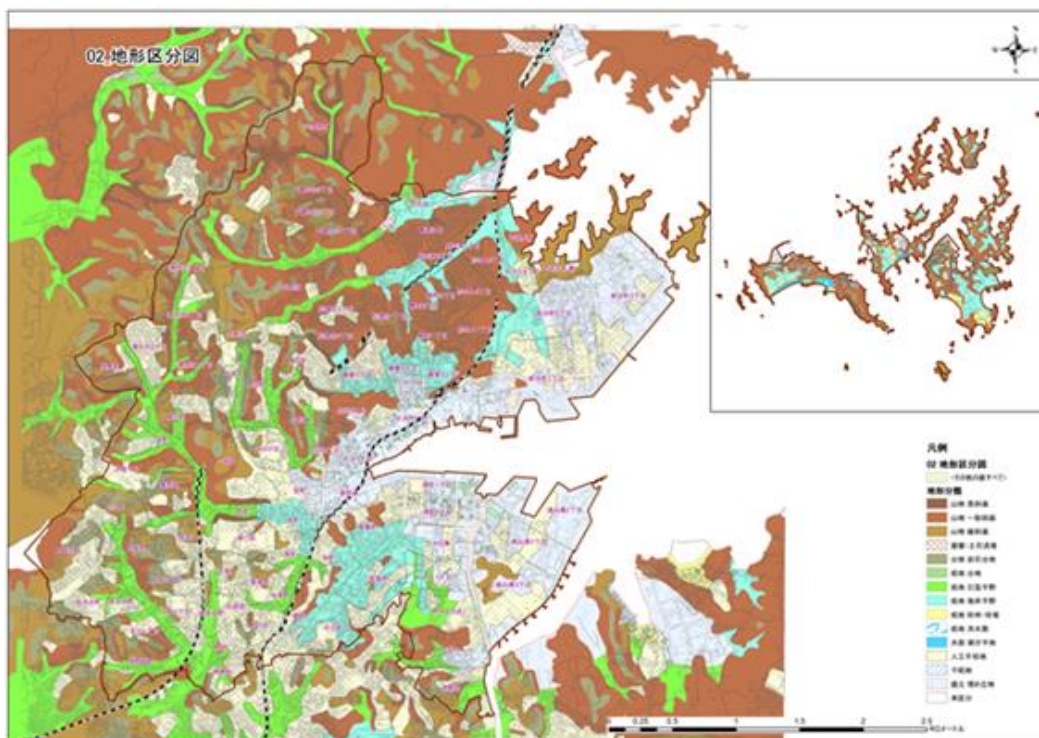




図1-2 塩竈市の地質分布図（土地分類基本調査図 国土庁 より編纂）

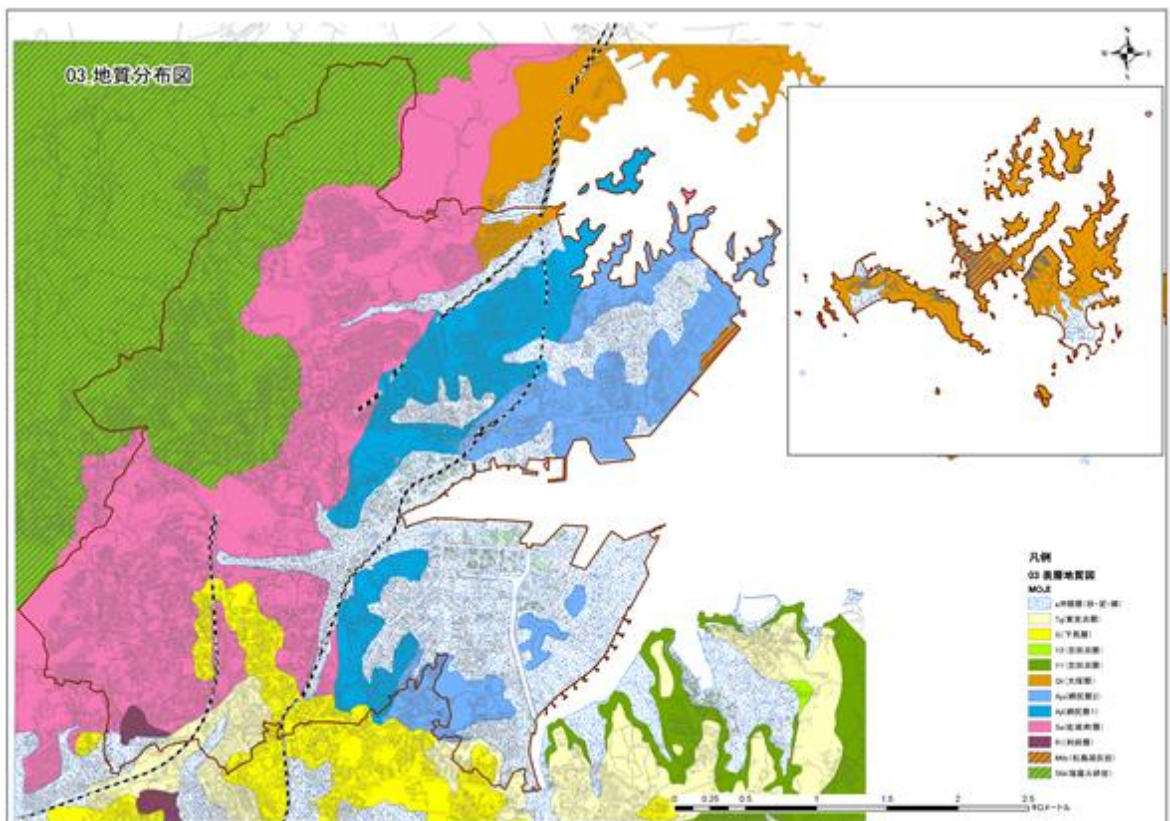


図1-3 塩竈市の地盤分類図（土地分類基本調査図 国土庁 より編纂）

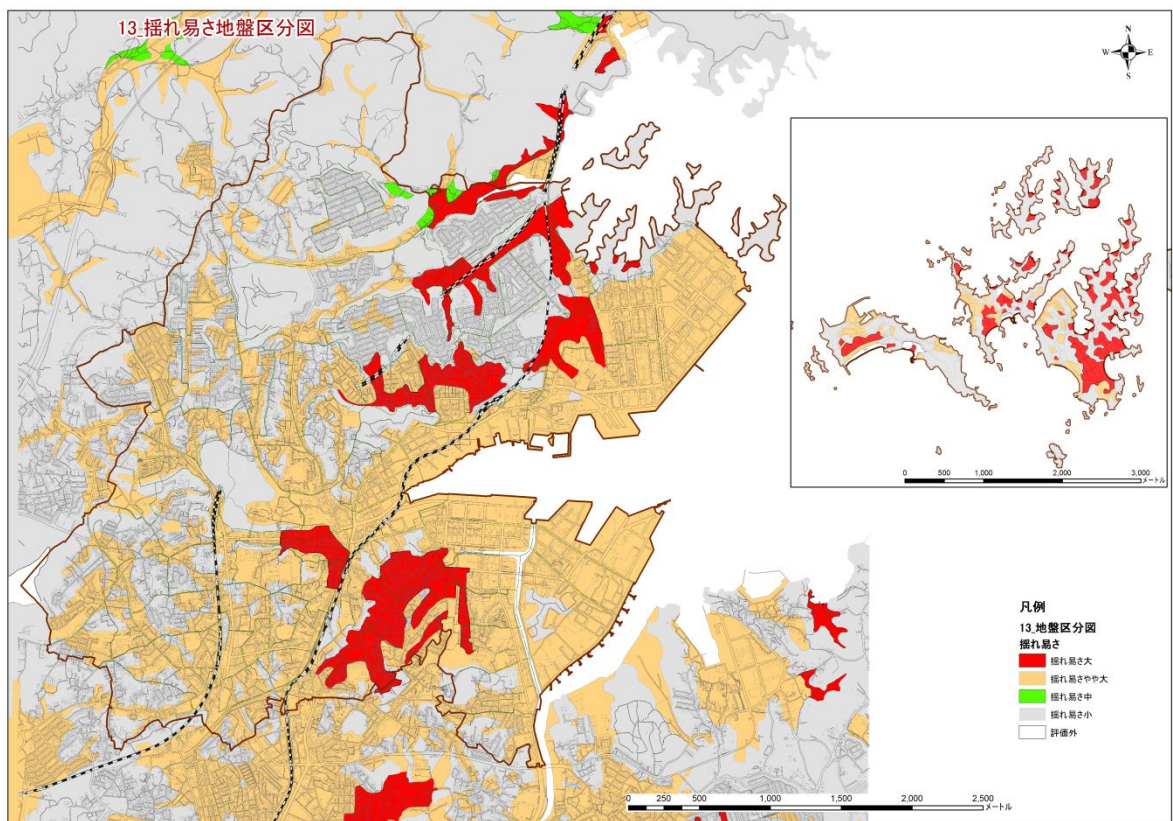
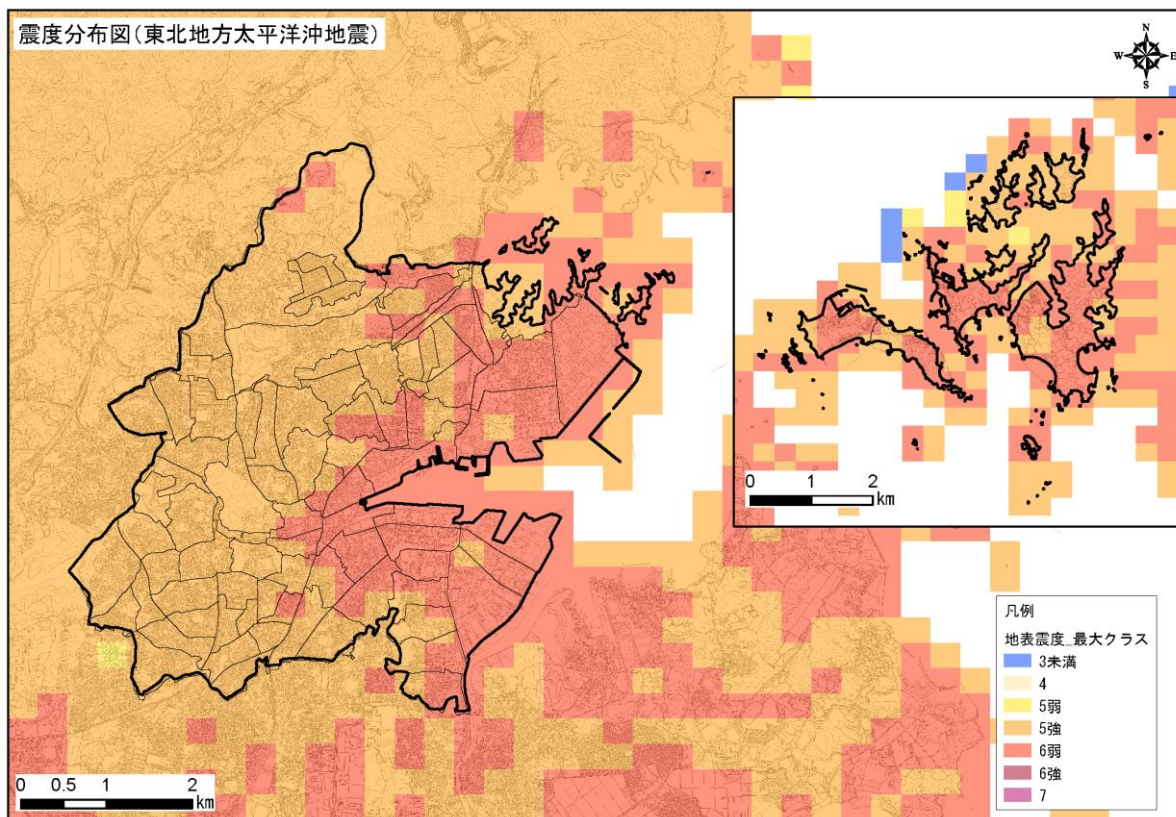


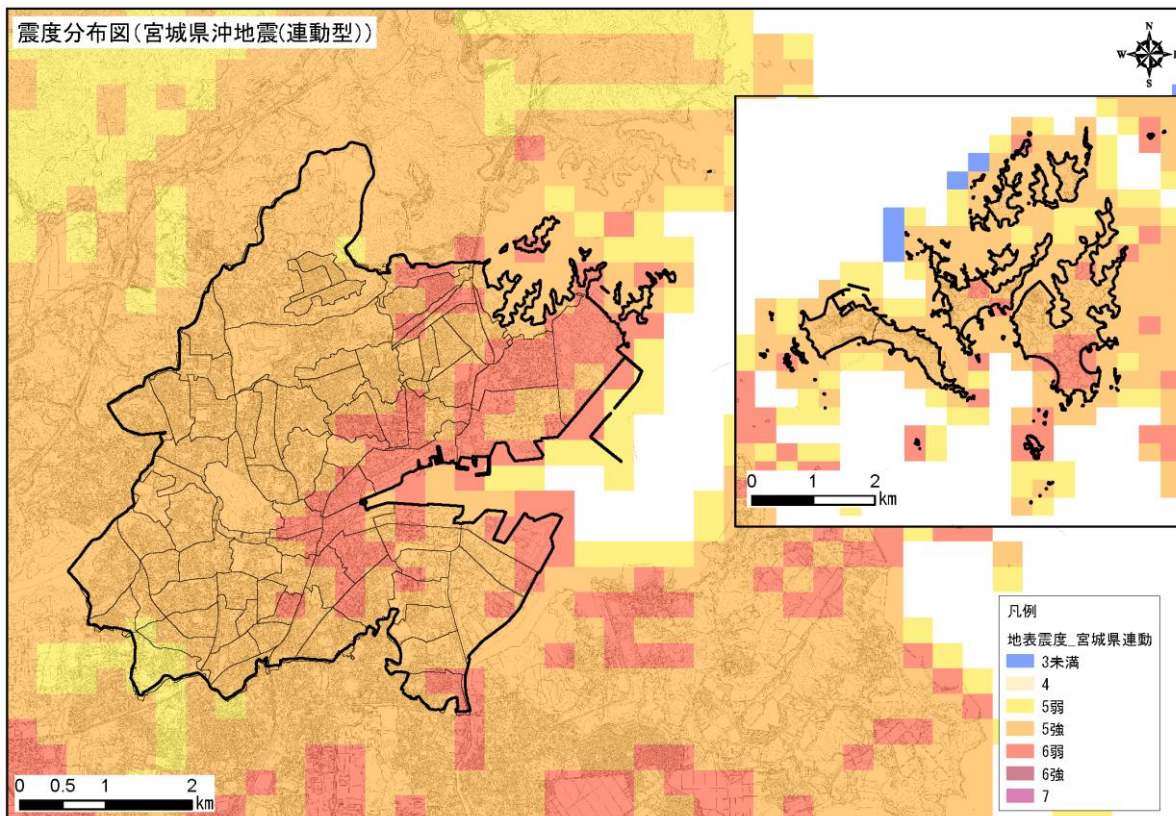


図1-4 塩竈市の震度分布図

(東北地方太平洋沖地震 M9.0)

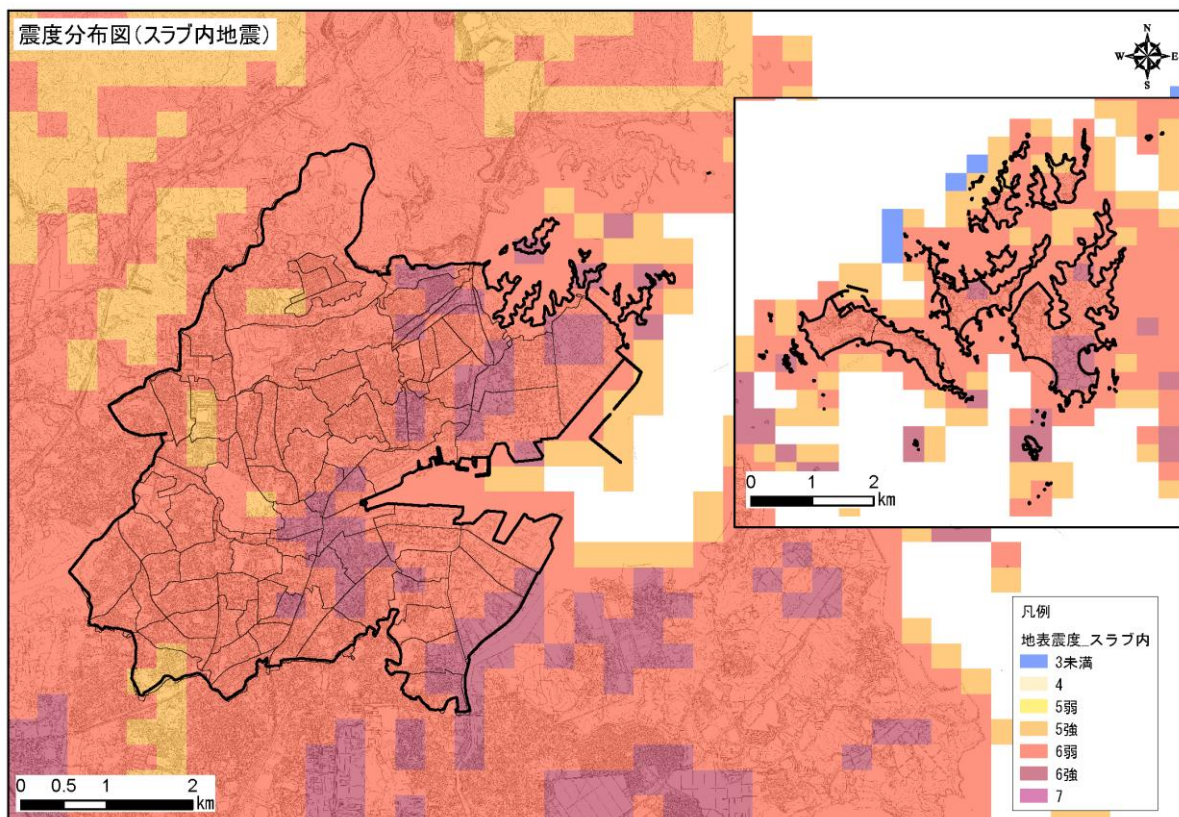


(宮城県沖地震連動型 M8.0)





(スラブ内地震 M7.5)



(長町 -利府線断層帯地震 M7.5)

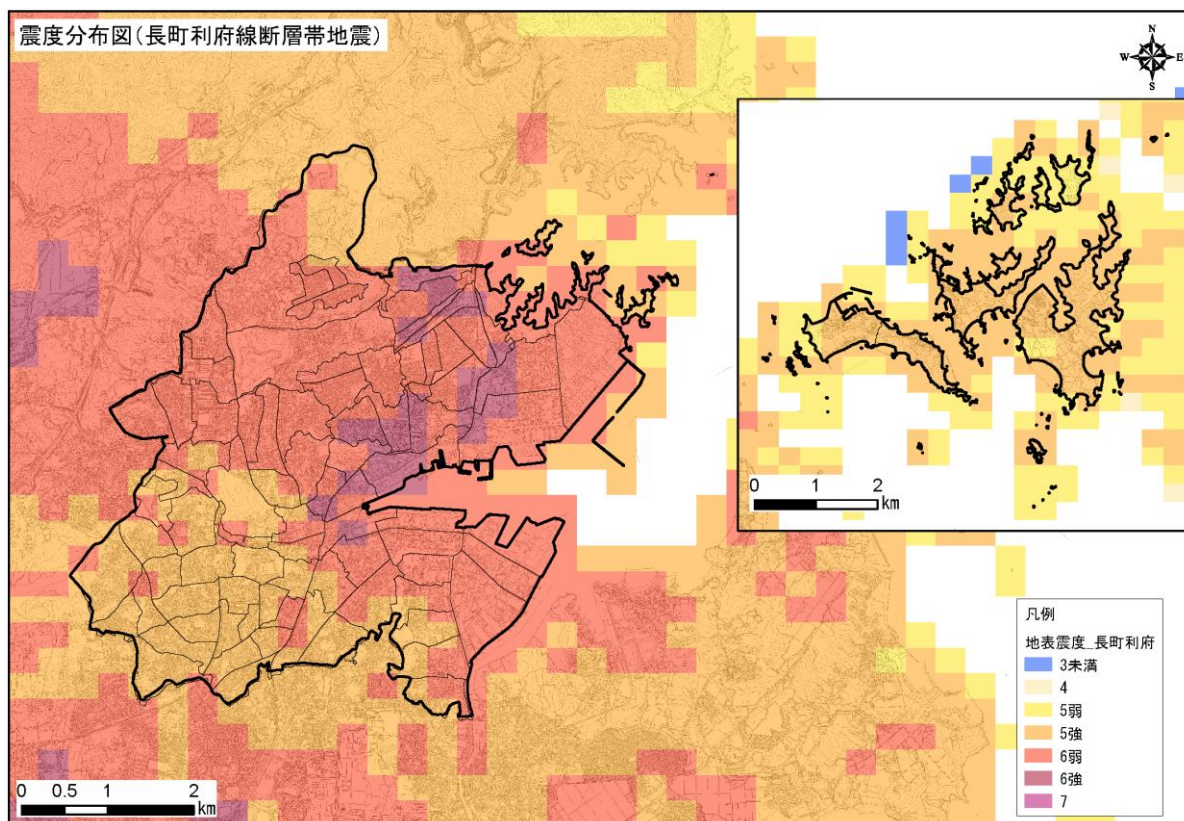
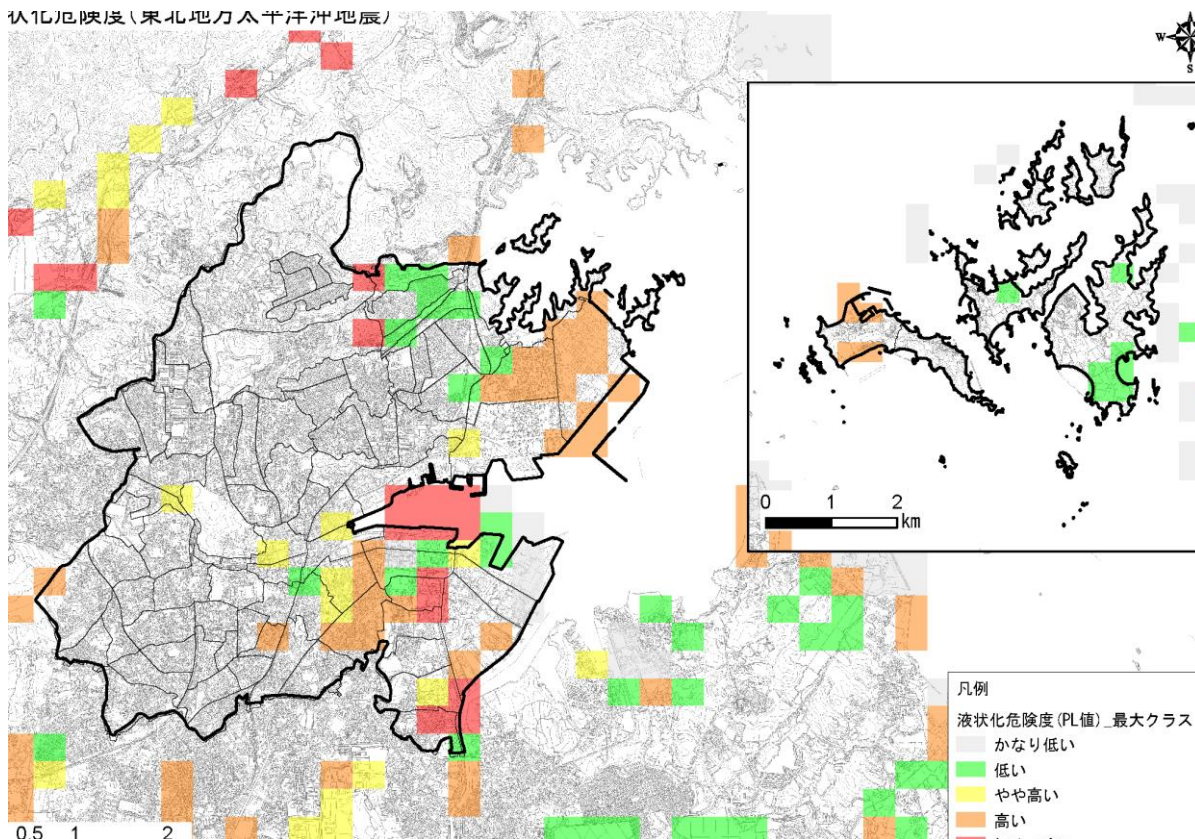




図1-5 塩竈市の液状化危険度

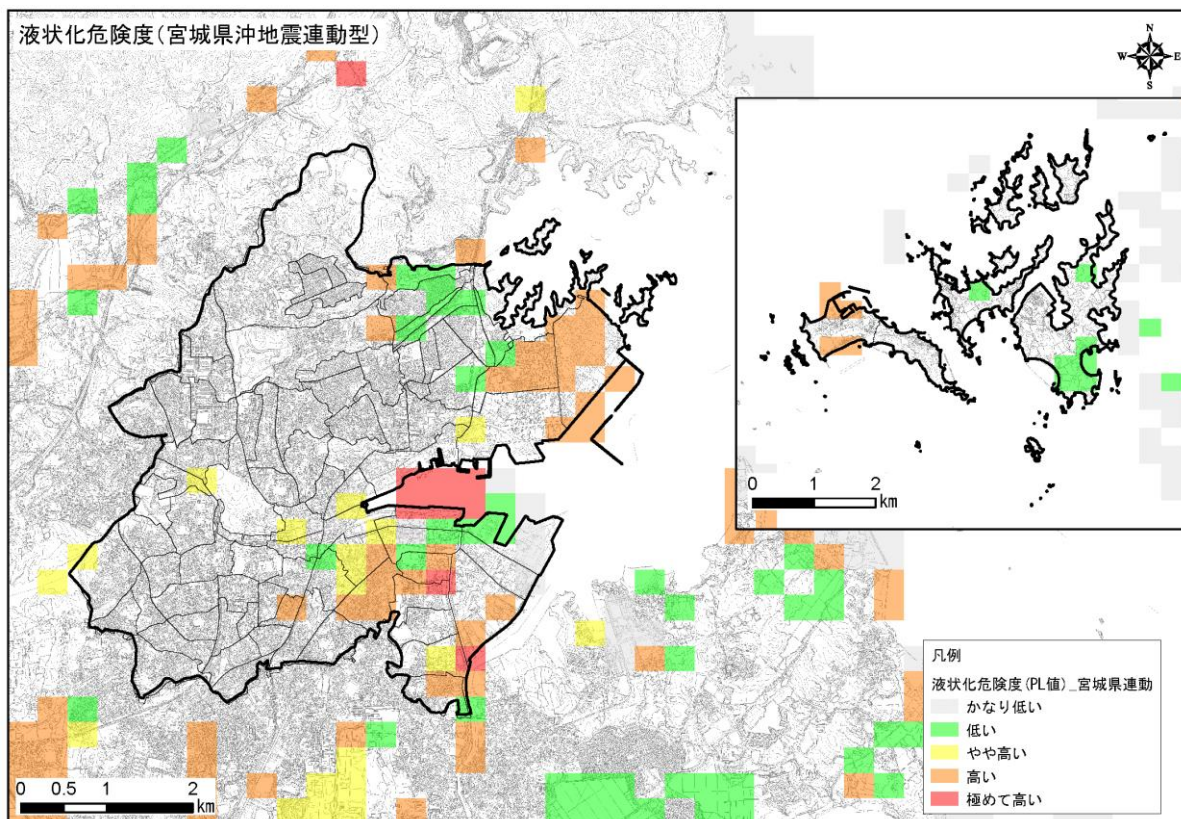
(東北地方太平洋沖地震 M9.0)

液状化危険度(東北地方太平洋沖地震)



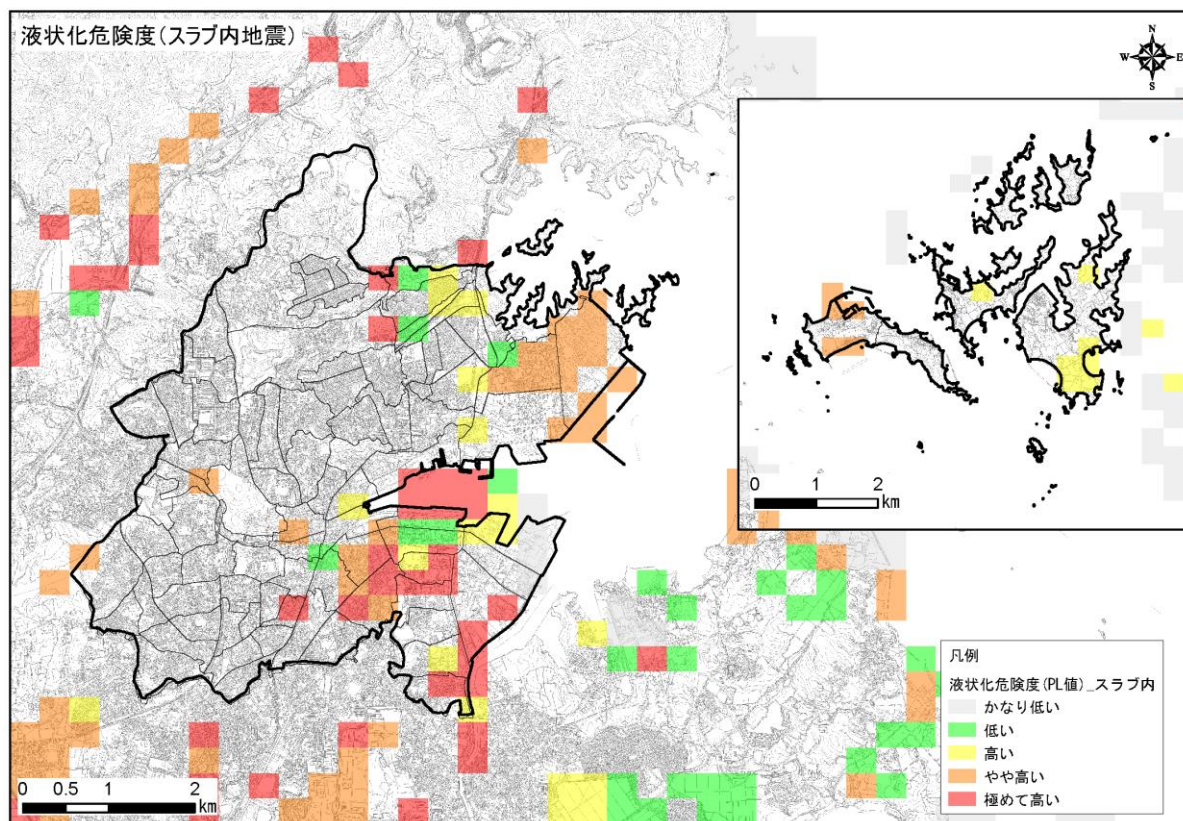
(宮城県沖地震連動型 M8.0)

液状化危険度(宮城県沖地震連動型)

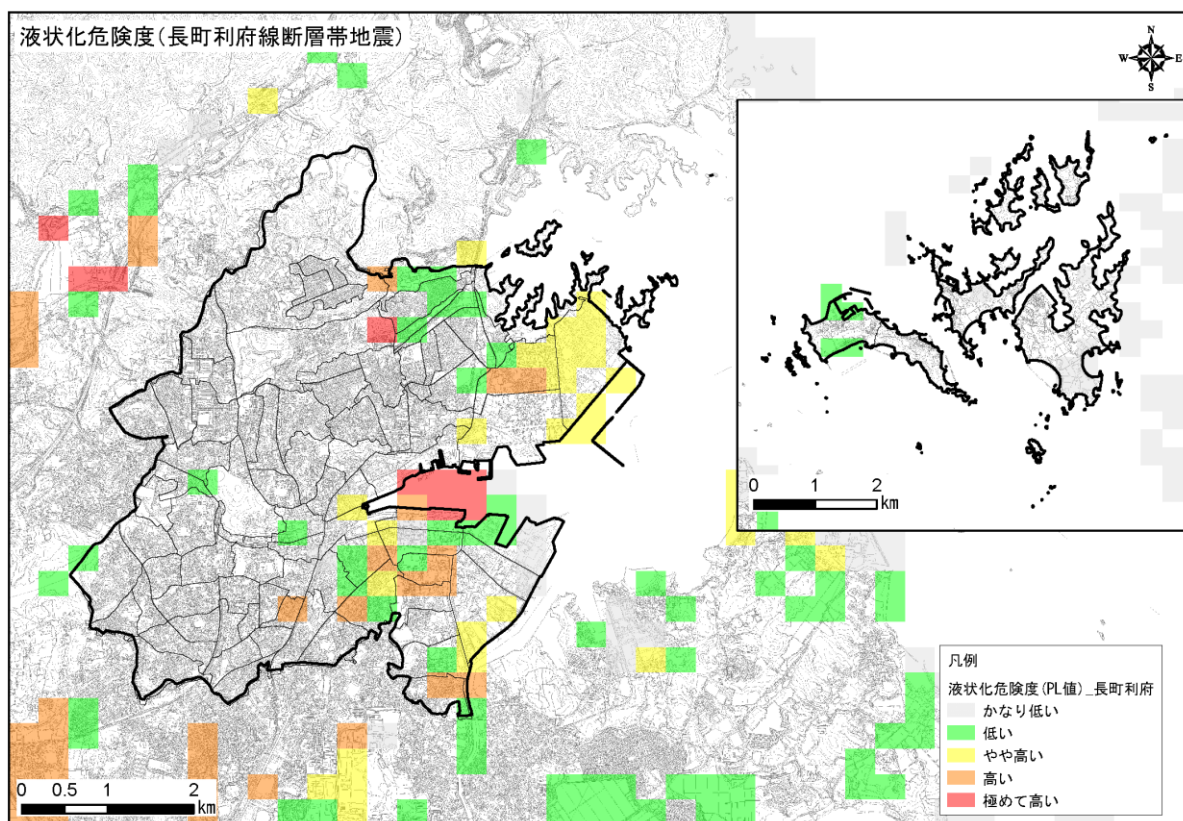




(スラブ内地震 M7.5)



(長町 -利府線断層帯地震 M7.5)



## 第2 宮城県内の活断層

活断層とは、最近の地質時代（第四紀、約260万年前から現在まで）に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことをいう。地震は断層が活動して岩盤がずれるときに生じるものなので、活断層では将来も地震が繰り返し発生すると推定される。

日本の活断層は、活断層研究会編「新編日本の活断層」（1991）にまとめられている。これより宮城県内の活断層をあげると、以下の表ようになる。（活断層分布図は次ページに掲載）

＜宮城県内の活断層一覧＞

断層番号	断層名	確実度	活動度	長さ(km)
①	長町－利府線	I	B	12
②	大年寺山断層	I	B	8
③	鹿落坂断層	I	C	3
④	坪沼断層	I	B	5
⑤	円田断層	II	B	10
⑥	愛子断層	I	B	2
⑦	作並－屋敷平断層	I	C	9
⑧	遠刈田－三住	II	C	7
⑨	白石断層	I	B	2.5
⑩	上品山西	III		4
⑪	加護坊山－籠岳山	III		12
⑫	旭山撓曲	II	B～C	8
⑬	鹿折川	III		15
⑭	栗駒山山頂断層	I	B	1, 2
⑮	揚石山南	II	B	3
⑯	鬼首断層	I	B	6
⑰	双葉断層 [小斉峠付近]	II	B	5
⑱	越河断層	I	B	15

活動度 I：活断層であることが確実なもの      活動度 A：第四紀の平均変位速度 1～10m/1000年  
 II：活断層であると推定されるもの              B：第四紀の平均変位速度 0.1～1m/1000年  
 III：活断層の可能性のあるもの                 C：第四紀の平均変位速度 0.01～0.1m/1000年

### 活断層研究会編(1991)

宮城県は、平成7年度～平成11年度（1995年～1999年）に長町－利府線断層帯、平成10年度～12年度（1998年～2000年）に福島盆地西縁断層帯における活断層調査を行っている。これらの活断層調査では、活断層の活動の時期や想定される地震の規模の把握のために、地表地質踏査・反射法地震探査・ボーリング調査及びトレンチ調査を行い、活断層の位置、長さ、活動履歴等について調査を行っている。これらの調査結果の概要をまとめると以下のようである。

長町－利府線断層帯は、長町－利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層及び円田断層を一括して総称した呼び名で、仙台市の市街地中心部を北東－南西方向に約21kmにわたり連続している。長町－利府線は深部で北西傾斜の断層構造を示し、浅部では地層の撓曲構造を示す。

一方、副次的な断層である大年寺山断層は浅部で南東傾斜の逆断層として認められる。長町－利府線は名取川付近の南西方に位置する坪沼断層と連続する可能性は低いと考えられ、約7,300年前以後と約2,500～2,800年前以後の計2回にわたり、活動した可能性が推定されている。坪沼断層、円田断層は、両断層合わせて長さ約12kmの北西傾斜の逆断層で、坪沼断層では7,000年前以降に活動していないということが判ったが、坪沼断層全体の活動の履歴は、まだ充分解明されていない。

福島盆地西縁断層帯は、白石断層、越河断層、藤田東断層、藤田西断層、桑折断層、台山断層、土湯断層を一括した総称で、このうち、宮城県には白石断層と越河断層が分布している。白石断層は、約14,000年前以降に少なくとも2回以上活動したことが確認され、最新の活動は、約3,700～

2, 100 年前に起きたことが明らかになっている。

なお、福島盆地西縁断層帯については、福島県側においても調査が行われているが、同断層帯の中部地域における断層活動時期が明らかでないため、宮城県側の白石断層との関係を確定できない状況にあり、同時期に活動した可能性は残されている。

図1-6 宮城県内の活断層の分布（図中の市町村名は平成16年6月現在）



※丸数字は前頁の活断層一覧に対応

### 第3 宮城県内の地震観測体制

昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部・福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視してきた。

その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等（87箇所）が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等（18基）が設置されている。

国においては、平成14年度から平成16年度にかけて、宮城県沖を対象としてパイロット的な地震に関する重点的調査観測（周辺領域の地震観測・地殻変動観測、過去の地震活動履歴解明に向けた地質調査・文献調査、周辺領域の地殻構造調査等）が実施され、引き続き平成18年度から平成21年度にかけて宮城県沖地震における重点的調査観測が実施された。

さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の整備が進められ、ケーブル式海底観測装置（地震計・水圧計）により、北海道沖から千葉県までの沖合



の観測が実施されている。これにより、地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や津波警報等の更新の早期発信が期待されている。

宮城県の防災対策上、地震等観測体制の強化は重要であることから、関係機関と密接に連携した対応を図ることとしている。

なお、国の中央防災会議においては、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、最新の科学的知見に基づく最大規模の地震・津波の想定に加え、積雪寒冷地特有の課題や北海道・東北地方の沿岸地の特性等を踏まえた被害想定（令和3年12月）及び防災対策（令和4年3月）が取りまとめられた。これを踏まえ、日本海溝・千島海溝周辺において、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも「何としても命を守る」ことが重要であることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が令和4年5月に改正され、ハード・ソフト両面からの総合的な防災対策の強化が図られている。

## 第4 宮城県の地震被害

### 1 過去の地震・津波災害

宮城県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋の沖合いで発生する地震と陸域の浅いところで発生する地震である。

陸域の地震としては、明治以降では、昭和31年（1956年）の白石の地震(M6.0)、明治33年（1900年）(M7.0)と明治37年（1962年）(M6.5：宮城県北部地震)に宮城県北部で発生した地震が知られている。最近では、平成20年（2008年）6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震（M7.2）で甚大な被害が生じている。また、宮城・岩手・秋田県境の栗駒山周辺は東北地方の中で群発地震活動の比較的活発な地域で、鬼首付近や蔵王山付近でも群発地震が知られている。

青森県から宮城県にかけての太平洋の沖合いでは、明治29年（1896年）の明治三陸地震(M8.2)や昭和8年（1933年）の三陸地震(M8.1)、昭和43年（1968年）十勝沖地震(M7.9)のようにM8クラスの巨大地震が発生することがある。この二つの三陸地震は陸地から離れた日本海溝付近で発生したため、地震動による被害は小さかったが、津波により太平洋沿岸に大きな被害をもたらした。これらの地震より規模の小さな地震でも、昭和53年（1978年）宮城県沖地震(M7.4)の際には、丘陵を造成した宅地に大きな被害が生じ、さらに、ガス、水道、電気などのライフラインの被害により市民生活に混乱が生じるなど、都市型の災害が生じた。この宮城県沖地震が発生した海域付近では、安政2年（1855年）(M7.1/4)、明治30年（1897年）(M7.4)、昭和11年（1936年）(M7.4)と、ほぼ40年間隔で同程度の規模の地震が発生している。

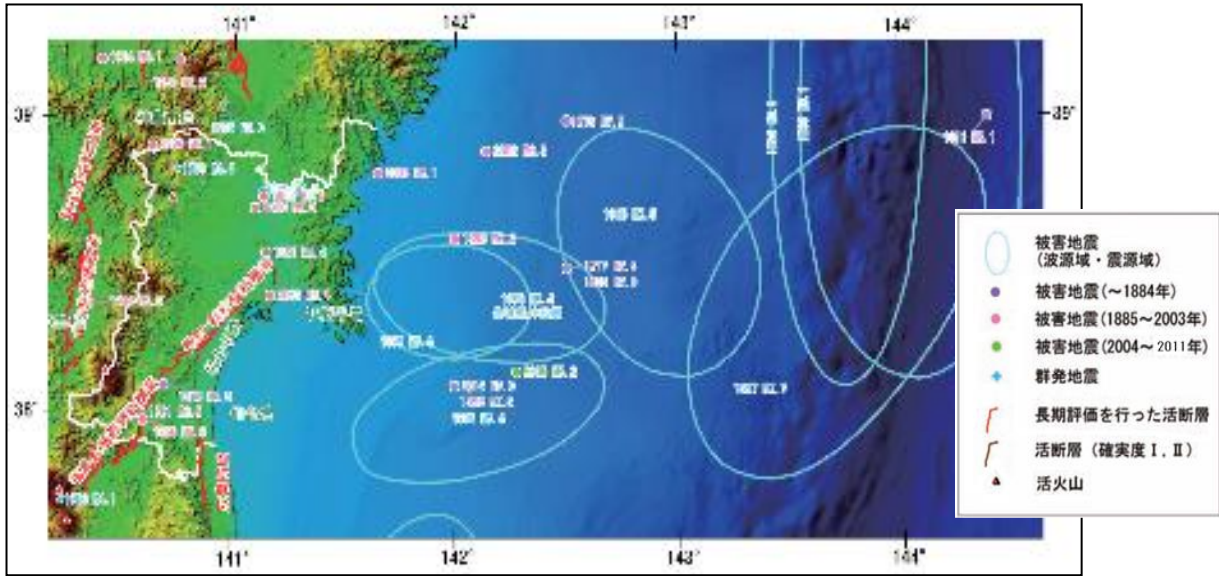
また、平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、巨大な津波により未曾有の被害が発生した。

#### <宮城県に被害を及ぼした主な地震>

西暦 (和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典
869. 7. 13 (貞観 11)	三陸沿岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者1,000。)	宮城県
1611. 12. 2 (慶長 16)	三陸沿岸及び 北海道東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者1,783、南部・津軽で人馬の死3,000以上。)	新編日本被害地震総覧
1646. 6. 9 (正保 3)	陸前・岩代・下野	6.5～ 6.7	仙台城・白石城で被害。	理科年表
1793. 2. 17 (寛政 5)	陸前・陸中・磐城	8～8.4	仙台藩で死者12、家屋破損1,060以上。	新編日本被害地震総覧

1835. 7. 20 (天保 6)	仙台	7	仙台北城石垣破損。	新編日本被害地震総覧
1896. 6. 15 (明治 29)	(明治三陸地震)	8. 2	津波による被害。死者 3,452、負傷者 1,241、家屋倒壊 854、同流出 3,121。	新編日本被害地震総覧
1900. 5. 12 (明治 33)	宮城県北部	7. 0	遠田郡で被害最大。死者 13、負傷者 4、家屋全壊 44。	新編日本被害地震総覧
1933. 3. 3 (昭和 8)	(三陸地震)	8. 1	津波による被害。死者・行方不明者 308、負傷者 145、家屋倒壊 528、同流出 950。	新編日本被害地震総覧
1960. 5. 23 (昭和 35)	(チリ地震津波)	9. 5	津波による被害。死者・行方不明者 54、負傷者 641、建物全壊 977、同流出 434。	新編日本被害地震総覧
1962. 4. 30 (昭和 37)	(宮城県北部地震)	6. 5	田尻町・南方村を中心に被害。死者 3、負傷者 272、住家全壊 340。	新編日本被害地震総覧
1978. 6. 12 (昭和 53)	(1978年宮城県沖地震)	7. 4	死者 27、負傷者 1,273、住家全壊 1,180。	新編日本被害地震総覧
2003. 5. 26 (平成 15)	宮城県沖 (三陸南地震)	7. 1	重軽傷者 64、住家半壊 11、一部破損 1,033。	宮城県 (H15. 6. 19 最終報告)
2003. 7. 26 (平成 15)	宮城県北部 (宮城県北部連続地震)	6. 4	重軽傷者 675、住家全壊 1,250、住家半壊 3,726、一部破損 10,998。	宮城県 (H16. 1. 9 最終報告)
2005. 8. 16 (平成 17)	宮城県沖	7. 2	負傷者 79	宮城県 (平成17年7月27日確定報)
2008. 6. 14 (平成 20)	岩手・宮城内陸地震	7. 2	死亡者 14、負傷者 365、住家全壊 28、半壊 141、一部破損 1,733	宮城県 (平成 23 年 4 月 29 日現在)
2011. 3. 11 (平成 23)	東北地方太平洋沖地震	9. 0	死亡者 10,569、行方不明者 1,215、住家全壊 83,005	宮城県 (令和 4 年 9 月 30 日現在)
2011. 4. 7 (平成 23)	宮城県沖 (東北地方太平洋沖地震の余震)	7. 2		
2021. 2. 13 (令和 3)	福島県沖	7. 3	重軽傷者73、住家全壊5、半壊132 一部破損 14,116	宮城県 (令和3年5月28日現在)
2021. 2. 20 (令和 3)	宮城県沖	6. 9		
2022. 3. 16 (令和 4)	福島県沖	7. 3	死亡者2、重軽傷者108、住家全壊51、半壊616、一部損壊21,839	宮城県 (令和4年6月17日現在)

地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009)に加筆



宮城県とその周辺の主な被害地震（～2007年12月）

2008年6月及び2011年3月と4月の地震を追記

参考文献 地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009)

: 日本の地震活動 -被害地震から見た地域別の特徴- <第2版>

## 2 市における過去の地震・津波災害

本市に影響を与えた近年の地震では、津波災害を引き起こした1960年（昭和35年）のチリ地震津波（M8.5）、1978年（昭和53年）の宮城県沖地震（M7.4）、2011年（平成23年）3月11日に発生し、巨大な津波により未曾有の被害を出した東北地方太平洋沖地震（M9.0）がある。

（地震編資料3-1 塩竈市における主な既往災害 参照）

### (1) チリ地震津波

1960年（昭和35年）、日本時間の5月23日午前4時11分に、南米チリ中部沿岸に発生し、チリ国内で1,743人の死者を出した巨大地震は、大津波を伴った。この津波は、日本時間の23日午後9時頃にハワイを襲って死者61人に至る大災害を起した後、地震発生から22時間以上を経過した、5月24日未明に日本の太平洋沿岸各地を襲った。

日本では、地震を感じなかったため、無警戒のまま津波に襲われた地区が多く、特に波高の大き



かった三陸沿岸の被害が最も多かった。死者119人、行方不明20人のうち、東北地方全体では、死者107人・行方不明15人を数える大惨事であった。

本市では海岸通及び北浜の海拔ゼロメートル地帯が、高さ3メートル前後の津波により一瞬のうちに泥水をかぶり、家財道具を運び出す暇もなかった。また、



市営交通船及び松島湾遊覧船等 60 隻が陸に押し上げられた。この津波による死者は2人で、負傷者も出た。

浦戸地区では、寒風沢本屋敷の海岸堤防がえぐりとられ、湾内の養殖施設は流され、水田にも塩水の被害があった。

なお、災害救助法が本市及び七ヶ浜町等 11 市町に適用された。

(写真 右上：海岸通に打上げられた船舶、左下：自衛隊による打上げられた船舶の撤去作業)

(2) 宮城県沖地震

- ① 発生日時 昭和 53 年 6 月 12 日 17 時 14 分
- ② 震源地 宮城県沖 震源の深さ約 40 km、東経 142 度 13 分、北緯 38 度 09 分
- ③ 規模 マグニチュード 7.4、「塩竈」の震度 5
- ④ 津波 津波警報発表 (津波来襲なし)
- ⑤ 気象条件 天気：晴、気温：23℃、湿度：72%、風向：南、風速：1m
- ⑥ 地震被害の特徴

ア 都市化の進展により、ライフラインの被害が市民生活に大きな影響を及ぼした。

イ ブロック塀、石塀及び門柱の倒壊による死者が多く出た。

ウ 地盤の特性に起因する地震被害が出た。特に新興住宅地等の地形改変された地域に被害が集中した。

エ 夕食の炊事前ということもあり、民家の火災発生件数が著しく少なかった。

<昭和 53 年の宮城県沖地震 本市の被害状況>

区 分		被 害		田		畑		区分	被害額(千円)	
人的被害	死者	1 人		そ	流失・埋没	- ha		全壊家屋	66,500	
	行方不明者	-			冠水	- ha		半壊家屋	101,500	
	負傷者	重傷	2 人		流失・埋没	- ha		一部破損	214,300	
		軽傷	2 人		冠水	- ha		非住家	97,730	
住家被害	全壊	15 棟		の	文教施設	14 箇所		塀・土留等	190,600	
		15 世帯			病院	31 箇所		文教施設	25,238	
		58 人			道路	31 箇所		道路	86,433	
	半壊	67 棟			橋梁	4 箇所		橋梁	20,000	
		67 世帯			河川	- 箇所		港湾	41,000	
		267 人			港湾	7 箇所		水道	325,120	
	一部損壊	551 棟			漁港	17 箇所		清掃施設	5,768	
		551 世帯			砂防	- 箇所		崖くずれ	5,019	
		2,233 人			水道	7 箇所		漁港	435,877	
		-			清掃施設	3 箇所		水産関係	454,321	
床上浸水	- 棟		他	崖くずれ	14 箇所		林業	2,730		
	- 世帯			鉄道不通	1 箇所		海岸	305,000		
	- 人			船舶被害	- 箇所		その他	1,540,316		
	-			通信被害	- 箇所					
床下浸水	- 棟		その他	- 箇所						
	- 世帯		り災世帯数	82 世帯						
	- 人		り災者数	325 人						
非住家	公共建物	14 棟		海岸	-		合 計	3,917,452		
	その他	46 棟								

(3) 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

2011年（平成23年）3月11日14時46分頃に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生した。気象庁はこの地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名し、政府はこの地震による被害を「東日本大震災」と呼称する。

この地震によって本市では震度6強の強い揺れを観測するとともに、太平洋沿岸を中心に発生した高い津波が沿岸部に襲来し、津波の高さは本土側では概ね1.5m～4.0m、浦戸地区では8m（標高）を超え、浸水範囲が本土地区では市域面積の約22%、浦戸地区では全島において居住区域に達するなど甚大な被害をもたらした。

① 人的被害死者 65名（平成26年4月1日現在）

ア 市内で亡くなられた方 17名

イ 市外で亡くなられた市民の方 30名

ウ 災害関連死 18名（市が設置する専門家の委員会によって震災と因果関係があると認定されたもの）

② 住家などの被害（平成26年4月）（単位：棟）

津波	種別	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	計
	住家	478	1,099	392	266	2,235
	非住家	290	714	251	87	1,342
地震	種別	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	計
	住家	194	356	1,431	6,727	8,708
	非住家	55	71	234	688	1,048
計	種別	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	計
	住家	672	1,455	1,823	6,993	10,943
	非住家	345	785	485	775	2,390

③ 避難所及び避難場所の運営状況

月 日	避難所開所数（箇所）	避難者数（人）	備 考
平成23年3月11日	39	8,047	
3月12日	46	8,771	
4月1日	6	770	
5月1日	5	333	
6月1日	4	100	
7月1日	2	41	
7月13日	避難所閉鎖		



## ④ 仮設住宅の状況（平成26年4月現在）

	建設戸数	入居開始日	入居世帯数
伊保石ステーション第1期	60戸	平成23年4月28日	47世帯
伊保石ステーション第2期	48戸	平成23年5月13日	36世帯
伊保石ステーション第3期	12戸	平成23年6月13日	9世帯
伊保石ステーション第4期	15戸	平成23年7月8日	13世帯
塩竈市体育館駐車場	23戸	平成23年6月11日	16世帯
浦戸桂島地区	21戸	平成23年6月25日	17世帯
浦戸野々島地区	15戸	平成23年7月9日	12世帯
浦戸寒風沢地区	12戸	平成23年6月30日	10世帯
合計	206戸	—	160世帯

## ⑤ 被害金額の状況（平成25年4月現在）（単位：千円）

項目	被害金額	内訳
交通関係	25,141	市営汽船等
ライフライン施設	933,400	水道、都市ガス、通信・放送施設
保健・医療福祉関係施設	447,689	医療機関、民間保育所、保健センター、児童館等
建築物	61,277,613	被災建物
民間施設等	12,800,000	工業関係、商業関係
交通基盤施設	16,651,574	道路・橋りょう、港湾施設、下水道施設、その他公共土木施設等
農林水産関係	27,792,949	共同利用施設、塩釜漁港施設等
文教施設	210,977	県立・市立学校、その他文教施設
文化財	5,825	市指定文化財等
廃棄物処理・し尿処理施設	98,918	清掃工場
その他の公共施設	1,397,920	観光施設、消防・防災施設、警察関係施設等
合計	121,642,006	

※直接的な被害金額を集計したもの。

数値については平成25年4月現在で把握できたものであり、今後変更となる可能性がある。

（地震総則 資料3-1 市における主な既往災害 参照）

## 第4節 対象とする地震

県及び市では地震被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。

このため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める。

### 第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

地震災害対策の検討に当たり、県が実施する、科学的知見を踏まえあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震の想定、その想定結果に基づき対策を推進する。

- 1 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。
- 2 その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

### 第2 想定される地震の考え方

想定される地震動は次の考え方に則る。

- 1 海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動
- 2 構造物・施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ一般的な地震動
- 3 発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

### 第3 地震被害想定について

宮城県では、過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じるため、昭和59年度～61年度の第一次から平成14年度～15年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。

第三次地震被害想定調査から8年が経過した平成23年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次地震被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。地震被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく地震被害想定調査の実施が出来なくなり、中断することとなった。

現在、第五次地震被害想定調査を実施中であり、令和5年度の公表が予定されている。

## 第2章 災害予防対策

### 第1節 総則

#### 第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、塩竈市は最大震度6強を記録し、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道などで液状化に伴う家屋被害が発生するなど、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設にも甚大な被害をもたらした。

長周期地震動による被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベーターの損傷等の被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定のお考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

##### 1 行政機能の喪失

地震及び地震に伴い発生した大津波により、市庁舎の被害は少なかったが、災害対応の中心となる宮町庁舎や保健センター、水道部庁舎が被災し、移転を余儀なくされた。

##### 2 大規模広域災害

被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により本市に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足や、交通手段の確保等、多くの課題も見られた。

##### 3 物資の不足

物資を備蓄していた指定避難所や倉庫は地震の被害に遭わなかったが、ガソリンなど燃料が不足した。特に離島部では海上からの輸送ができず、多数の孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、日用生活用品等の不足も見られた。

##### 4 避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者台帳を整備していたが安否の確認を行ったところ、所在不明のため確認に時間を要した。

##### 5 地域防災力の不足

市では、自主防災組織率の向上に努めてきたが、東日本大震災での被害を受け、さらなる自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

##### 6 避難指示等の市民への情報途絶

地震による広域的な停電、市の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

#### 第2 基本的考え方

地震から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、市、

県及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。

### 第3 想定される地震の考え方

地震対策を講じるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

- 1 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動  
(東北地方太平洋沖地震)
- 2 構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動  
(宮城県沖地震(プレート境界型)、プレート内部で生じるスラブ内地震)
- 3 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動  
(長町-利府線断層帯の地震)

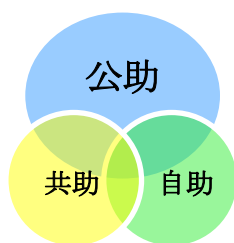
## 第2節 地震に強いまちの形成

### 目的

市は、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。

この節では、『地震に強いまちづくり』を推進するにあたって必要な施策について定める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、地震に強いまちの形成に関する知識を習熟し、自主的に居住空間、事業所空間内の安全確保対策に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 基本的な考え方

市は、地震に強いまちの形成に当たり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、以下を基本とする。

- 1 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- 2 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
- 3 以下のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
  - (1) いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの。
  - (2) 東北地方、国レベルの広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの。
  - (3) 多数の人々を収容する建築物等

耐震性の確保のため、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する。

#### 第2 地震に強い都市構造の形成

市は次の地震に強い都市構造の形成を図る。

- 1 避難路、指定避難所及び避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、漁港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- 2 危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- 3 建築物や公共施設の耐震・不燃化

- 4 水面・緑地帯の計画的確保
- 5 防災に配慮した土地利用への誘導

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

### 第3 揺れに強いまちづくりの推進

#### 1 建築物の耐震化

市は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。また、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化については、劣化原因の調査や健全度調査を実施した上で、必要に応じて予防保全や長寿命化に向けた対策を実施する。

#### 2 耐震化を促進するための環境整備

市は、市民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、多様な手段による普及啓発を行う。

また、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定、助成事業の実施と拡充等、耐震化の促進支援策の充実を図る。

#### 3 火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、市は建築物の耐震化を促進する。また、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

#### 4 居住空間内外の安全確保対策

市は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

### 第4 地震防災緊急事業五箇年計画

市は、宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業を危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め推進する。また、県の事業実施に当たってはそれに協力する。

#### 1 計画期間

令和3年度～令和7年度

#### 2 事業対象地区

第3次までの地震被害想定調査結果により、震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、本市は地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定されている。

#### 3 対象事業の範囲

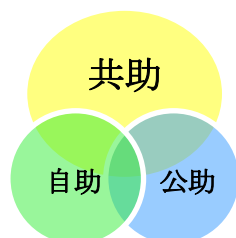
市は、県が策定する「第46次地震防災緊急事業五箇年計画」に定められた、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備・改善を促進する。

### 第5 長寿命化計画の作成

市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を図る。

## 第6 石油コンビナート等防災計画への対応

石油コンビナート等特別防災区域に係る市及び特定事業所は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、「宮城県石油コンビナート等防災計画」第3章第8節に定める、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を図る。

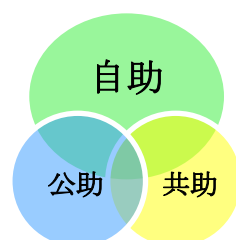


### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

#### 第1 揺れに強いまちづくりの推進

##### 1 居住空間内外の安全確保対策

事業所等は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識を習熟し、事業所空間内の安全確保対策に努める。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

#### 第1 揺れに強いまちづくりの推進

##### 1 居住空間内外の安全確保対策

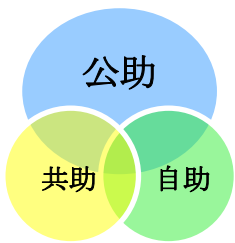
市民は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の習熟し、家具の適切な固定等により、居住空間内の安全確保対策に努める。

### 第3節 地盤にかかる施設等の災害対策

#### 目的

市及び防災関係機関は、地震に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を把握し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、市民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所を確認しておくとともに、県等が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 土砂災害防止対策の推進

##### 1 現況

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所 89 箇所、土石流危険渓流 4 箇所があり、このほかにも崩壊するおそれのある崖等が多く存在する。（宮城県知事指定の土砂災害危険箇所については、宮城県砂防総合情報システムMIDSK Iを活用。）

これらの土砂災害防止にあたっては、県と協議しながら「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に係る警戒避難体制の整備を推進し、市は、県が事業主体として実施するこれらの指定や防止工事の実施に協力する。

なお、土砂災害危険箇所は資料編に示す下記のとおりである。

- 風水害編資料 1-1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
- 風水害編資料 1-2 土石流危険渓流一覧表
- 風水害編資料 1-3 山腹崩壊危険地区一覧表
- 風水害編資料 1-4 土砂災害危険箇所位置図（急傾斜、土石流）
- 風水害編資料 1-5 土砂災害警戒区域等一覧表
- 風水害編資料 1-6 土砂災害警戒区域等位置図

##### 2 土砂災害危険箇所の調査把握

市は、県と連携し、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握する。

##### 3 土砂災害危険箇所の公表

市は、土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所を市地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識の設置等により周辺の市民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

- (1) 地震発生時には、速やかに土砂災害警戒区域等から避難するよう平時より市民に対し広報等により周知しておくとともに、土砂災害警戒区域等の市民及び土地所有者に対し防災措置についての助言指導を行う。



- (2) 地震発生後に、二次的な土砂災害が発生する恐れがあることを防災マップの作成、防災マニュアルの配布、防災研修会の開催等により、関係する市民に十分周知しておく。
- (3) 非常時の市民への広報手段として、防災行政無線及び広報車等を活用する。
- (4) 毎年6月は土砂災害防止月間となっており、その中でも6月1日から7日は、がけ崩れ防災週間となっている。市は、県と連携を図りながら、市民に対し次のような広報活動を実施する。
  - ① ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会
  - ② 危険箇所パトロールの実施、市民に対してのチラシ等の配布
  - ③ 広報車による巡回広報活動
  - ④ 土砂災害に関する小中学生の絵画・ポスター・作文の優秀作品の一般公開

#### 4 土地利用の適正化

市は県と連携して、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等の対策を促進する。

### 第2 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設の整備については、本来がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策事業が実施される。

市は、地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、県と連携して次の対策を推進する。

#### 1 急傾斜地崩壊防止施設の整備

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所の把握
 

市は、がけ崩れの発生する危険性が高い場所の実態を把握し、対策を要望する。

なお、地震発生後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定等
 

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、住家密集地域における危険度の高い急傾斜地について、災害の未然防止を図るため、指定の促進を県に要望する。
- (3) 警戒避難体制の整備
 

市は、がけ崩れの発生するおそれがある場合、又は発生の危険が切迫している場合に、迅速かつ適切に避難情報が伝達できるよう、警戒避難体制の整備を図る。

また、安全な避難実施に万全を期するため、急傾斜地崩壊危険箇所、指定避難所、避難場所及び避難経路等について、防災マップ等により周知を図る。

#### 2 急傾斜地崩壊危険箇所等の市民への周知

市は県と連携して、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する警戒避難体制の整備に資するため、急傾斜地崩壊危険箇所等図として市民の閲覧に供するとともに、宮城県のホームページ等を通じ、市民への周知に努める。

### 第3 砂防設備

#### 1 砂防施設の整備

- (1) 土石流危険溪流の把握
 

市は、県と連携して土石流危険溪流の所在を把握するとともに、その被害を防止するための対策を県に要望する。

(2) 防災パトロールの強化

特に危険性が高い土石流危険渓流を中心に、随時パトロールを実施する。地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。

(3) 警戒避難体制の整備

土石流危険渓流については、発生の時期及び規模等が確実に判断できないため、市は、防災マップ等により周知を図るとともに、人的被害防止に重点を置き、市民を安全な場所に避難させるための体制を整備する。

2 土石流危険渓流の市民への周知

市は県と連携して、土石流危険渓流に対する警戒避難体制の整備に資するため、土石流危険渓流箇所等図として市民の閲覧に供するとともに、宮城県のホームページ等を通じ、市民への周知に努める。

第4 治山施設

崩壊土砂の流出、山腹崩壊及び地すべりによる被害を未然に防止するため、県と連携し、治山対策の推進に努める。

第5 宅地造成規制

1 宅地造成工事規制区域の指定

災害が生じるおそれのある地域については、現況調査や、必要と認めるときは「宅地造成等規制法」（昭和36年法律第191号）の規定に基づく宅地造成工事規制区域の指定を推進する。

2 宅地造成工事に対する規制

今後行われる宅地造成工事に対しては、宅地造成等規制法に定める技術的基準の順守を図るとともに、適正な宅地造成工事の指導育成、及び宅地造成工事に伴う宅地の保全のため、パトロール等を実施する。

第6 液状化対策の推進

1 液状化対策

市域における液状化の危険度は、一部の地域を除き危険度は低い状況であるが、液状化現象は、強い地震の揺れにより地中の土粒子間の安定が崩れて地盤が液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。

市及び各施設管理者は、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策を実施する。

また、液状化し易い場所での地中配管設備等においては、地盤特性を十分に把握し、適切な工法の選定、建物等との取り付け部における伸縮性、可とう性のある管の採用等の必要な対策を講じる。

2 液状化ハザードマップの作成

市は、地震被害想定において液状化発生の可能性を予測した液状化ハザードマップを作成し、防災関係機関及び建築物の施工主等に周知するよう努める。

(第1章第3節「図1-5 塩竈市の液状化危険度」参照)

3 市民への情報提供

住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について、市は市民や建築物の施工主等に対し、周知を図るとともに実施の促進に努める。

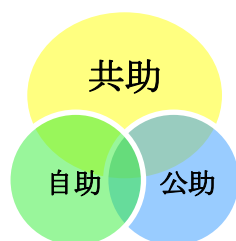
#### 4 地盤データの収集及びデータベース化

市は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等に努める。

### 第7 地盤沈下防止

埋立地等の人工地盤は地震に起因した地盤沈下が生じ易く、浸水等の災害に対して弱い。特に海岸のゼロメートル地帯はその危険性が高い。地盤沈下防止事業は、沈下の進行を停止させ、被害の防止に資するものである。

市は、県が実施する地盤沈下の未然防止対策としての地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井戸による監視に協力する。

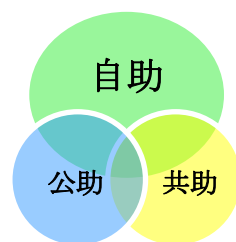


■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 土砂災害防止対策の推進

#### 1 土砂災害警戒区域の調査把握

町内会等は、土砂災害警戒区域及び土砂災害を被るおそれのある箇所を確認しておくとともに、県等が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。



■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 土砂災害防止対策の推進

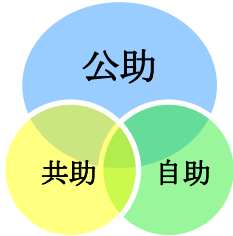
#### 1 土砂災害警戒区域の調査把握

市民は、土砂災害警戒区域及び土砂災害を被るおそれのある箇所を確認しておくとともに、県等が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

## 第4節 海岸保全施設等の整備

### 目的

市及び防災関係機関は、地震に伴う海岸、農地、漁港等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 海岸保全施設等の整備

##### 1 市の海岸保全施設

過去のチリ地震津波や、発生が予想されていた宮城県沖地震の津波に対応した防潮堤等の整備が進められてきたが、東日本大震災による津波はこれらを上回る規模であり海岸保全施設に甚大な被害を受けたことから、港湾管理者は、被災した防潮堤の復旧・整備を促進し、地震、津波等による震災対策の強化に努める。（津波編資料1 海岸保全施設に関する資料参照）

##### 2 海岸保全事業等の実施

- (1) 海岸管理者は、震災を防止し又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。
- (2) 復旧・復興事業により築造した海岸保全施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行っていくための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進める。
- (3) 長寿命化と合わせ、海岸からの避難を容易にするためタラップや浮棧橋等の人命のための環境整備を進める。
- (4) 海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い地域から必要な耐震性を確保し、計画的かつ総合的に海岸保全施設の整備や海岸林の保全などを促進する。
- (5) 災害に関する危険区域の周知又は災害を防止するための情報の収集・伝達に必要な施設、観測機器等の整備を促進する。

#### 第2 港湾・漁港等の施設

##### 1 主要施設の耐震性確保

###### (1) 港湾施設（宮城県仙台塩釜港湾事務所）

港湾施設は、災害発生初期における避難・救助・緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送の拠点として極めて重要な役割を果たす施設であるばかりでなく、災害発生後長時間にわたり、一定の生産活動及び生活活動の確保に必要な最低限度の物流機能を維持するため極めて重要な施設である。中でも仙台塩釜港は重要な物流拠点として位置づけられており、仙台港区においては既に3岸壁が耐震強化岸壁として整備済みである。

###### (2) 港湾施設の整備及び管理

仙台塩釜港・塩釜港区の港湾施設が震災によって被害を受け、岸壁が地盤沈下しているなど機能が低下し、防潮堤が未整備となっている北浜地区においては、緑地護岸の早急な整備が必

要となっている。

このため、港湾管理者は、今後塩釜港区においても耐震強化岸壁の整備を一層推進するとともに、耐震強化岸壁と近接し物資の一時保管場所及び駐車場となる港湾緑地及び耐震強化岸壁等と緊急輸送網を接続する臨港道路等を優先的に整備し、被災地への物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の整備・管理に努める。

また、緊急輸送等に必要な航路機能を確保するため、民間事業者が所有する耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路・水域沿いの港湾施設について、耐震改修を促進する。

### (3) 漁港施設（宮城県仙台地方振興事務所）

- ① 漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周辺及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災拠点漁港である塩釜港及びその補完漁港、離島の漁港について重点的かつ総合的に整備を図る。
- ② 漁業集落の防災機能を強化するため、防潮堤の耐震化をはじめ、津波バリア施設や離岸堤などといった粘り強い多重防御施設の検討を行う。
- ③ 復旧・復興事業により築造した漁港施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行っていくための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進める。
- ④ 長寿命化と合わせ、海岸からの避難を容易にするためタラップや浮棧橋等の人命のための環境整備を進める。
- ⑤ 漁港などの水産物供給基盤施設については、機能保全計画策定を行い、計画的なストックマネジメントを図ることで、災害復旧した施設の適切な維持管理を行う。

## 2 液状化対策の推進

港湾管理者及び漁港管理者は、被災しても短時間で機能復旧できるような液状化対策を推進する。

## 第3 農業施設

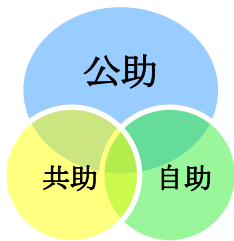
市は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。

また、その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領案（農水省）」の対象ため池について、災害対応力の強化に向けて、耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。

## 第5節 交通施設の災害対策

### 目的

道路、港湾、鉄道等は、市民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできない重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、市民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、施設の管理者は交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 道路施設

市では、平常時においても都市交通の渋滞を来たしている状況であり、まして震災時における道路交通の確保は、避難路、消防・救護活動などの緊急道路として重要な意義をもつ。そのため、道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。（地震編資料4-1 塩竈市主要道路網図参照）

##### 1 道路

###### (1) 耐震性の強化

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。また、道路の新設や改築の整備に併せて、植樹帯の形成及び沿道の不燃化の促進など防火帯としての機能向上を図る。

###### (2) 避難路・避難階段の整備

- ① 市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。
- ② 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。
- ③ 避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。
- ④ 災害時の交通途絶から集落が孤立することを防止するため、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう、危険箇所や橋梁等に対する予防対策を推進するとともに、関係する市民等に危険箇所を周知する。

###### (3) 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無柱電化の取り組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

#### (4) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、市と、国及び県との情報の共有化を図る。

### 2 橋梁

落橋及び変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋等については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。

### 3 トンネル

覆工コンクリート及び付帯施設の落下並びに坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

### 4 道路付属施設

#### (1) 避難誘導標識の整備

市は、道路管理者と調整の上、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するために停電時の誘導灯及び避難誘導標識の整備に努め、また電線共同溝などの道路施設について、耐震性の確保及び補強に努める。

## 第2 港湾施設（宮城県仙台塩釜港湾事務所）

港湾施設の整備については、本編第2章第4節第2「港湾・漁港等の施設」を参照。

## 第3 漁港施設（宮城県仙台地方振興事務所）

漁港施設の整備については、本編第2章第4節第2「港湾・漁港等の施設」を参照。

## 第4 鉄道施設（東日本旅客鉄道株）

### 1 耐震性の強化

鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し耐震性の強化の向上を図る。

### 2 異常事態発生時の対策検討

鉄道事業者は、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制や車両停止時の避難誘導を行えるよう、あらかじめ対策を検討する。

### 3 線路巡回計画の策定

鉄道事業者は、土木建造物の変状若しくは、既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震・津波発生後の線路巡回計画を定める。

### 4 線路に近接する施設の対策

鉄道事業者は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

### 5 復旧体制の整備

地震・津波発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

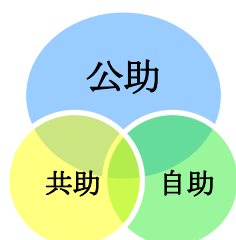
- (1) 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制
- (2) 復旧用資材・機器の手配
- (3) 防災意識の普及・向上



## 第6節 都市の防災対策

### 目的

市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等を活用するなど、大規模な震災など都市の災害に対する危険性を把握しながら、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や指定避難所及び避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 市街地再開発事業等の推進

### 1 市街地開発・整備

本市の市街地は、継続的に造成された埋立地に発達してきた。また、丘陵地においても急速に開発が進み、本土側のほとんどが市街化されるに至っている。住宅地においては、旧市街地と新興住宅地とに大別される。

前者においては狭あい道路が多く、交通環境や防砂上の課題を抱えていることから、土地区画整理事業等により、防災等を考慮した住環境の改善に努め、後者においては、用途地域に即した住環境の保全を図る。また、都市の耐震化・不燃化（準防火地域 A=210.6ha）を促進し災害に強いまちづくりを推進していく。

#### (1) 低層木造建築物等密集市街地対策の推進

市は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

#### (2) 既存建築物の耐震化の推進

市は、耐震化を促進すべき比較的古い建築物が多く立地する地区等において、既存建築物の耐震化に関する計画作成及び診断を積極的に行い、さらに、市街地総合再生計画を立て、耐震改修を必要とする建築物に対し、優良建築物等整備事業により支援する。

### 2 開発行為の規制

開発許可制度は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るための一つの手段であり、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画・形質の変更に対し、一定の防災上の技術的水準を保たせるため、道路、公園・緑地、排水施設及び給水施設など、必要な施設が基準に適用するよう的確な運用を図る。

## 第2 土地区画整理事業の推進

都市の防災機能を向上させるためには、道路・下水道等の社会基盤整備を計画的に進め、土地利用の集積を調整することが防災上も望まれるところである。市はゆとりある環境と防災的観点を持った都市基盤整備を推進する。

### 1 土地区画整理事業による市街地の整備

市は、「土地区画整理法」(昭和29年法律第119号)に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備に努める。

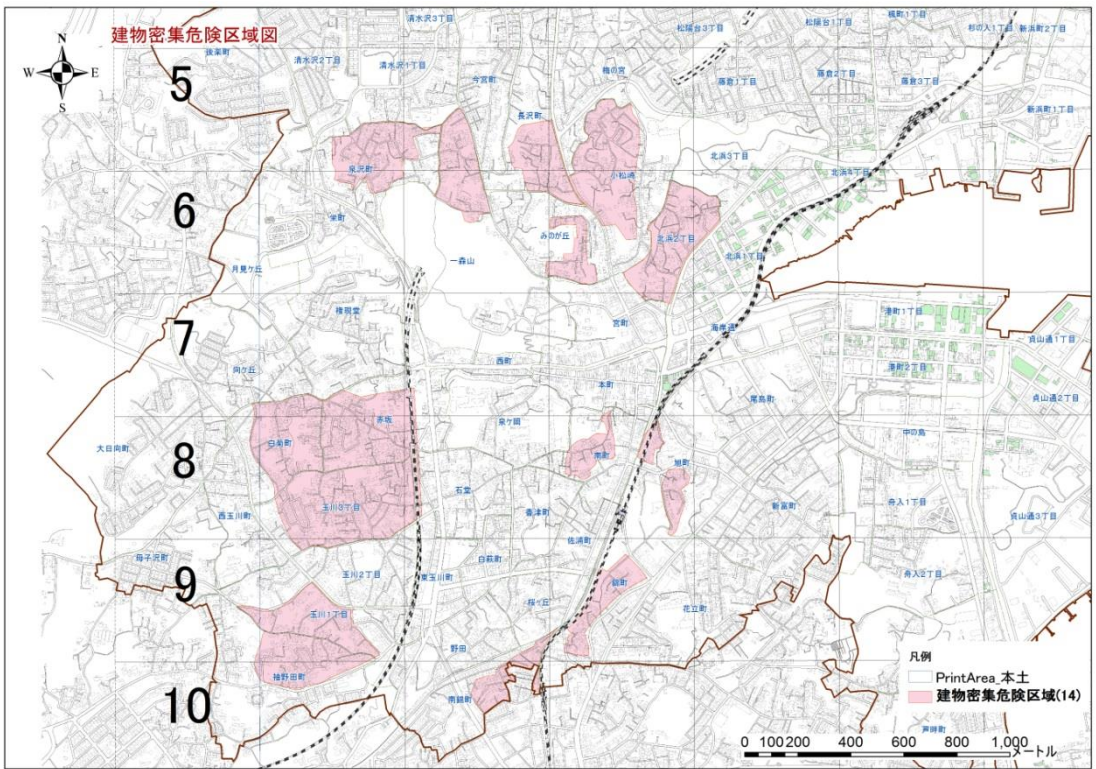
### 2 地域防災計画と都市計画との関連への配慮

防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、市は、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

### 3 木造住宅密集地域の対応

市域における建物密集危険区域の地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。本市における建物密集危険区域は図1-7 塩竈市建物密集危険区域及び過去10年間火災発生箇所図のとおりである。

図1-7 塩竈市建物密集危険区域



## 第3 都市公園施設

市は、避難路・指定避難所及び避難場所・延焼遮断帯及び防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進を図るとともに、その配置についてはネットワーク化を図る。また、市が避難場所に指定する公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ、停電時の誘導灯等の整備を図る。(地震編資料4-3 塩竈市都市公園参照)

### 1 公園の機能

- (1) 公園の整備にあたっては、面積規模、既存施設などの条件を十分に活かし、災害時の拠点となるよう防災機能の強化を図りながら整備に努める。
- (2) 一時的な避難場所となっている伊保石公園については、災害時備え、医療・消防・ボランティア

ィア団体を受け入れるため、基盤整備を行い、キャンプサイトや資材置場等を整備することで受け入れ体制を整える。

- (3) 避難場所所及び災害拠点として感染症の拡大防止を推進するため、非接触型給排水設備への切り替えを図る。
- (4) 災害時に避難場所となる公園については、常時適切な点検を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設整備を図るとともに、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、早期の修繕・更新を行う。
- (5) 沿岸部に位置する公園・緑地において、災害時に公園利用者の安全を確保するための一時避難場所となる避難築山や防災あずまやを整備する。

## 2 緑地の保全・整備

緑地は、火災の延焼防止のための遮断帯及び緩衝帯として防災上重要な役割を担っている。このため、防災的な観点から緑地の積極的な保全に努める。

- (1) 市街地においては、生け垣等緑化を推進する。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域と市街地との間においては、石油コンビナートで発生した災害が市街地に拡大することを防止するために、緑地及び運河等の公共水面の保全に努める。

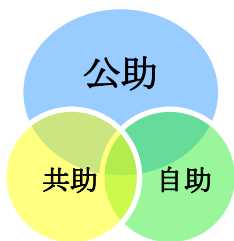
## 第7節 建築物等の予防対策

### 目的

地震及び火災等による建築物等の損壊及び焼失を防止又は軽減するため、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）・「建築基準法」（昭和25年法律第201号）等に基づき、地域特性に見合った整備手法を適用して建築物等の耐震化及び不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、建築物等の耐震改修やブロック塀、建物内の安全化対策に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 公共建築物

##### 1 公共建築物全般の対策

###### (1) 耐震性、不燃性の確保

市は、塩竈市耐震改修促進計画に基づき、公共建築物の耐震性・不燃性の確保を推進する。

###### (2) 停電対策の強化

市及び施設管理者は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

##### 2 市有建築物

(1) 市は、市有建築物の管理者、規模、構造、用途、新築・増築等時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定、定期報告の内容等からなる台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行う。また、市有建築物の管理者に対し、耐震改修等の計画策定を促し、計画的な耐震改修の促進を図る。

(2) 市は、庁舎、学校、生涯学習施設、社会福祉施設等要配慮者利用施設及び不特定多数収容施設、消防団器具置場、特に防災上重要な公共建築物の地震による被害を最小限にとどめるため、「県有建築物の耐震診断実施方針」（平成8年2月制定～）に準拠し、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、精密診断・改修工事等を行う。

なお、新築・改築の際には耐震性の一層の確保に努める。

(3) 市は、新耐震基準制定（1981年・昭和56年）以前に設計施工された建築物のうち、防災拠点となる施設及び避難・救援に必要な施設を抽出し、必要に応じ耐震診断などを行い、補強及び補修に取り組む。

(4) 公営住宅の耐震化については、長寿命化対策やライフサイクルコスト削減を進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業などを推進する。また、平成26年に施行されたエレベーターに関する耐震関係告示を遵守する改修を行い、耐震性・安全性の向上を図る。

### 3 教育施設

学校等教育施設の管理者及び市は、災害時における児童・生徒及び教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

#### (1) 校舎等の耐震性の強化

構造体の耐震化は実施済みであるが、施設の老朽化が進んでいる。そのため、市の「公共施設白書」に基づき、耐用年数を踏まえた大規模改修を順次実施しているが、今後は「長寿命化計画」を策定し、施設マネジメントを考慮しながら、構造体・非構造部材の改修を計画的に実施していく。

#### (2) 設備及び備品等の安全管理

設備（体育館、教室等の照明設備等）及び備品（ロッカー・テレビ・本棚・実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒及び落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童・生徒及び教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

#### (3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防災用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに、浄水機能の整備を計画的に進める。

#### (4) 社会教育及び体育施設等においては、災害時の利用者等の安全確保方策及び職員の役割分担並びに情報連絡体制等防災体制に関する計画及びマニュアル等の整備を図る。

#### (5) 私立保育所等の新設・改修等については、耐震対策を講じた施設整備を図る。

### 4 耐震診断の実施及び公表

市及び県は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果による、耐震性に係るリストを作成し、計画的に耐震改修事業を実施する。

## 第2 一般建築物

### 1 建築物の耐震改修の促進

建築物の耐震性については、建築基準法により一定の基準が定められているが、1981年（昭和56年）に制度化された新耐震設計基準以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有しているとは言いがたい状況にある。

市は、一般市民等に対し、多様な手段により防災知識の普及・啓発を行うとともに助成事業の実施と拡充に努め、建築物の所有者自らが、耐震化及び不燃化に努めるように指導する。

#### (1) 新築及び増改築の建築物

市は、新築及び増改築される一定規模以上の建築物に対し、建築基準法第12条の規定に基づく建築工事施工状況報告により、建築工事の質の向上を図る。

また、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の耐震性能の向上を図る。

#### (2) 既存の建築物

市は、耐震関係規定に係る既存不適格建築物（昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物）について、建築物の耐震改修の促進に関する法律の趣旨に基づき、既存不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修工事の普及啓発並びに指導・助言及び指示を行う。

#### (3) 高齢者のみの住宅や障がい者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図る。



## 2 適正な維持管理の促進

市は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。

- (1) 市民からの地震対策に関する相談は、専門の窓口を設ける。
- (2) パンフレット・リーフレット等を活用して、住宅等の耐震対策について啓発する。

## 第3 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

市は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。

- ※「特殊建築物」・・・ 劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅及び遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物
- 「建築設備」・・・ 換気設備（中央管理方式の空調設備に限る）、排煙設備（排煙機を有する換気設備に限る）及び非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る）
- 「防火設備」・・・ 防火扉や防火シャッター等（随時閉鎖式又は作動できるものに限る）

## 第4 ブロック塀等の安全対策

通学路及び避難道路沿いのブロック塀等を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、危険ブロックの除去費用の一部助成を実施し安全対策を行う。

### ※ 宮城県沖地震後の対策

昭和53年(1978年)6月に発生した宮城県沖地震における被害の大きな特徴は、ブロック塀による倒壊が多発したことで、犠牲者の半数以上がこれによるものであり、地盤軟弱地帯や斜面の盛土造成地での塀の構造について一つの研究課題となった。

その後、宮城県沖地震を契機に、建築基準法施行令の改正があり、昭和56年6月1日から施行されたが、その中でブロック塀、石塀の規定についても見直しが行われ、安全基準がより厳しくなっている。

市では、ブロック塀等の安全点検の推進、通学路の安全点検パトロール及びその結果に基づく改善指導等を行っている。

このほか、広告物等の落下防止、自動販売機の設置については転倒防止に配慮するよう注意喚起に努める。

## 第5 落下物防止対策

### 1 調査及び改善指導

市は、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラス及び外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について、その安全確保を図るため調査及び改善指導を行う。

また、道路管理者やその他の公共施設管理者は、看板などの屋外広告物や街路灯・道路標識類などの道路付帯構造物等が落下・飛散し被害が拡大することを防止するため、施設の点検・補修・補強を行うとともに、市は事業者等に対する落下防止措置の啓発に努める。

## 2 天井の脱落防止等の対策強化

施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

## 第6 建物内の安全対策

市は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

## 第7 高層建築物における安全対策

### 1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進

高層建築物（6階以上の建築物）の施設管理者は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化などメーカーや保守点検業者等と連携し対策を進める。

### 2 長周期地震動対策及び啓発の実施

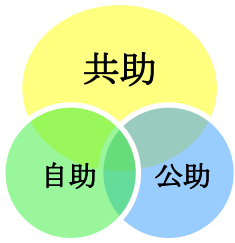
高層建築物の施設管理者は、長周期地震動対策を講じるよう努めるとともに、居住者等に対し、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの防災対策について、啓発に努める。

## 第8 文化財の安全対策

市は、国等とともに文化財保護のための防災対策に努める。

- 1 市は、文化財の所有者・管理者による適切な日常的管理の徹底とあわせ、建造物等の耐震化や防火・防犯設備の点検・整備、修繕、更新等の必要性を周知し、補助制度の活用を促進する。
- 2 市は、博物館における展示方法・収蔵方法等について、転倒防止等の観点から定期的な点検を実施するよう管理者に指導する。
- 3 市は、急傾斜を有する史跡・名勝・埋蔵文化財包蔵地、木造建造物、天然記念物（植物）等の文化財が災害時に社会的な危険因子とならぬよう、文化財の価値を理解した上で日常管理や有事対策を行うための補助制度の活用を促進する。
- 4 市は、平時における地域の有形・無形の文化財情報の収集・整備を促進するとともに、国や民間団体と協働した有事の文化財救援体制を整備する。
- 5 市は、災害時に民間の家屋等で保存している歴史的価値のある資料が破損する恐れがあることから、貴重な文化的資料等を将来へ継承するため、歴史資料の収集・保存に努める。





■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 一般建築物

1 建築物の耐震改修の促進

事業者等は自らが所有する建築物の耐震化及び不燃化に努める。

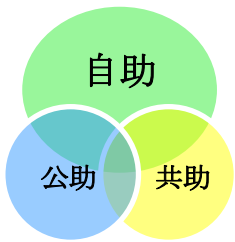
第2 ブロック塀等の安全対策

通学路及び避難道路沿いの施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

第3 落下物防止対策

1 天井の脱落防止等の対策強化

施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 一般建築物

1 建築物の耐震改修の促進

市民等は自らが所有する建築物の耐震化及び不燃化に努める。

第2 ブロック塀等の安全対策

通学路及び避難道路沿いの市民は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策に努める。

第3 建物内の安全対策

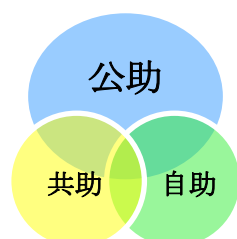
市民は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための安全対策に努める。

## 第8節 ライフライン施設等の予防対策

### 目的

大規模災害の発生により、市民生活に直結する上下水道・電力・ガス・石油・石油ガス及び通信サービス等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能を麻痺させるばかりでなく、安否確認、避難や救援・救出活動などの応急対策活動を実施する上で大きな支障となることから、避難生活環境の悪化や、市民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震化の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保、施設の適正な維持管理、災害復旧用資機材の整備及び確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 水道施設

##### 1 水道施設の耐震性強化

- (1) 市は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、早期の復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化及び液状化対策の優先順位を定め、事業継続を踏まえながら計画的に行う。
- (2) 市は、これまで行ってきた複数水源の保持、配水管網のブロック化と送水管・配水幹線の相互連絡管の整備等を継続して実施する。
- (3) 市は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 市は、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。
- (5) 市は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等の非常用自家発電機等の適正な維持管理を徹底する。

##### 2 応急用資機材の整備

市は、水道施設が被災した場合に直ちに応急対策活動に着手するため、応急復旧に必要な資機材の整備・備蓄を計画的に行うとともに、これまでに整備してきた応急用資機材の維持管理更新を行い、応急用資機材の拡充に取り組んで行く。

また、他の事業者や民間事業者との協力体制を強化するとともに、応急復旧用資機材等の備蓄のあり方について検討し、緊急時の調達方法を定めておく。

##### 3 管路図等の整備

市は、震災時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

#### 4 危機管理体制の確立

- (1) 市は、震災時における水道施設の被害予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統・初動体制・通信手段・応急給水・応急復旧活動等に関する行動計画を常時整備する。
- (2) 市は、県から水道用水の緊急応援の指示（「水道法」（昭和32年法律第177号）第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。
- (3) 大規模な災害予測を踏まえた市町村間の相互応援体制を整備する。（日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づく）

#### 5 教育・訓練等の実施

市は、平常時から震災時の応急対策活動の訓練や研修会・講習会を開催し、水道施設の地震災害時における応急復旧技術の習熟に努める。

### 第2 下水道施設

市は、下水道施設の被災は市民生活へ多大な影響を与えることから、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため施設の耐震性の向上や液状化対策を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

（地震編資料4-4 塩竈市下水道網参照）

#### 1 下水道施設計画

市は、下水道施設の新設、改築、更新に当たっては、下水道管理施設のストックマネジメント計画に基づき、耐震性・耐浪性の向上や液状化対策を計画的に推進する。

また、下水道管理施設の計画的な改築更新にあたり、公共下水道については防災・安全交付金を活用し、漁業集落排水については農山漁村地域整備交付金を活用する。

#### 2 下水道施設維持管理

市は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

また、主要ポンプ場施設については自家発電設備などを計画的に整備し、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるような対策を講じる。

#### 3 下水道防災体制

市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持または修繕に努めるとともに、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

### 第3 電力施設（東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター）

東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センターは、電力施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講じる。

#### 1 施設の耐震性の強化等

これまで実施してきた電気通信の耐震性強化を推進し、これまで以上に災害時の被害軽減に努める。

#### 2 電力供給体制及び広報の実施

- (1) 電力需要の実態を鑑み、災害時においても安全が確認された供給設備を送電を継続するが、地域の被害及び火災の拡大等に伴い、漏電、停電等の二次災害のおそれがあり、必要と認めた場合、又は、消防本部、県、警察署からの要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険防止処置を講じる。

(2) 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連絡体制の整備を図る。

### 3 復旧迅速化のための連携強化

- (1) 電気設備の保全に努めるとともに、非常災害訓練を継続して実施し、有事の際の対応力を集約・向上してゆく。
- (2) 被害状況を把握する体制の整備、対策要員の動員体制の構築とともに、優先復旧条項の策定を推進する。
- (3) 協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の早急な確保、衛星写真の活用等について復旧迅速化のための関係機関との連携強化を図る。

## 第4 ガス施設

### 1 都市ガス施設（塩釜ガス㈱）

(1) ガス事業者は、「ガス事業法」(昭和29年法律第51号)及び(一社)日本ガス協会が定める各種指針に基づき、ガス施設の耐震化を推進する。

また、地震災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から使用者に対して次の対策を講じるよう要請するとともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の配備を図る。

- ① 使用者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、マイコンメーター等）の設置
  - ② 耐震性の向上（ガス導管の地区分割、緊急操作設備の充実、高耐震性の継ぎ手の選択等）
  - ③ 各設備の定期点検等の着実な実施と、基準不適合設備の解消
  - ④ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）
- (2) ガス事業者は、PE管等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図るよう努める。
- (3) ガス事業者は、供給停止判断基準を見直し、供給継続・供給停止の可否判断の充実を図るよう努める。その際、あらかじめ、液状化による著しい地盤変位や盛土崩壊の可能性地区をリスト化し、これらを判断要素に盛り込む。

また、特定製造所における感震自動ガス遮断装置の全数設置を促進する。

### 2 液化石油ガス施設（くろしおLPガス協議会）

(1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号)及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の整備を図る。

- ① 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進
  - ② 耐震性・耐浪性の確認（チェーン止め等による転倒・転落・流出防止状況の把握、温度上昇防止装置）と向上（ガス放出防止装置等の設置）
  - ③ 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と基準不適合設備の解消
  - ④ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）
- (2) くろしおLPガス協議会は、日頃から保安啓発の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図る。

また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通

信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

### 3 広報の実施

ガス事業の管理者等は、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

## 第5 電信・電話施設（東日本電信電話(株)宮城事業部）

### 1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

#### (1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

#### (2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

#### (3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線機、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

### 2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

### 3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置及び充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

### 4 電源確保とふくそう対策

非常電源の確保等や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

## 第6 共同溝・電線共同溝の整備

市及び県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案する。

## 第7 廃棄物処理施設

### 1 処理施設の耐震化等

市は、耐震化が図られていない処理施設の耐震判断を実施するとともに、必要に応じて耐震性能の向上（地盤改良を含む）を図る。

また、市、新規設置等を行う焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の中間処理施設については、処理能力などの面で災害廃棄物対策に配慮した施設づくりを実施する。

市の最終処分場については、災害時に備え残余容量を確保することとし、既存の最終処分場の

残余容量等を踏まえ、必要に応じて新規の処分場について計画的に整備を進める。

市は、処理施設の停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用災害発電機の設置、地下水や河川水等の予備冷却水の確保、運転に必要な燃料や薬剤などの備蓄等について、施設の被害想定等を踏まえて取り組む。

## 2 処理施設の補修体制の整備

市は、処理施設において、災害時のBCP（業務継続計画）等の対応計画や処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを作成するとともに、机上訓練・実地訓練等を行い災害時の対応体制を整える。

また、処理施設が被災した場合の補修等に必要な資機材や災害時の移動手段に必要な燃料の備蓄を行い、点検・修復・復旧に備え、プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制を確立しておく。

## 3 収集運搬車両の燃料確保

市は、収集運搬車両に必要な燃料を円滑に確保できる体制を整備する。

## 4 処理体制の整備

市、及び県、関係機関は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

## 第9節 危険物施設等の予防対策

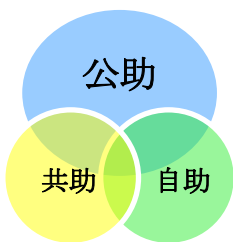
### 目的

震災時において、危険物（「消防法」（昭和23年法律第186号）に規定する危険物のほか、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物）施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。

また、各危険物施設や護岸等の耐震性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

なお、事業所等（各施設管理者）は、管理している危険物施設予防対策に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 各施設の予防対策

各施設管理者は、津波被災時における浸水対策、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

また、地震発生時の活動や防災組織との連携、周辺市民の避難対策等について検討を行う。

#### 第2 危険物施設（消防本部及び消防署）

市内には、石油等の危険物貯蔵所などが多数あり、震災時においては破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられる。

これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、市及び消防機関は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。

また、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、「石油コンビナート等災害防止法」（昭和50年法律第84号）に基づく「宮城県石油コンビナート等防災計画」の定めるところにより、予防対策の推進を図るとともに、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。あわせて、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

##### 1 安全指導の強化

- (1) 危険物施設等の管理責任者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員及び危険物保安統括管理者に対して保安管理の向上を図るための講習及び研修会を実施し、災害時に備えた訓練の実施も併せて指導する。

また、危険物安全週間及び防災週間等の機会をとらえて、各事業所の自衛消防組織及び市民を含めた訓練の実施について指導する。

- (2) 危険物施設について、消防法等の関係法令に基づき、立入検査等を実施し、その位置、構造、



設備及び管理の状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを検査するとともに不備欠陥事項について、早期改善指導を図る。また、あらゆる機会を通じて自主的な点検等についても指導する。

- (3) 危険物の運搬中の事故による火災等の発生を未然に防止するため、危険物を移送するタンクローリー車及び運搬車両の路上査察を実施する。

## 2 施設基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、地震に対する構造上の安全対策及び液化発生危険など設置地盤の状況についても調査し、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導し、また、耐震性の強化についての指導を行う。

## 3 自衛消防組織等の育成

- (1) 危険物施設の規模と実態に応じて、自衛消防組織の設置を指導し、危険物災害の予防と災害発生時の初期における防ぎよ活動の円滑化を図ることにより危険物災害を防除する。
- (2) 塩釜地区特別防災区域協議会における応援体制の促進を指導するとともに、消火薬剤、流出油処理剤及び中和剤等の備蓄の推進を指導し、自衛消防力を強化する。

## 4 広報・啓発の推進

塩釜地区防災安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般の市民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

## 5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

### 第3 高圧ガス施設（宮城県仙台地方振興事務所）

- 1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。
- 2 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図る。

### 第4 火薬類製造施設等（宮城県仙台地方振興事務所）

- 1 火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、地震が発生した場合、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を行う。
  - (1) 定期自主検査、保安教育を確実に実施する。
  - (2) 製造施設・火薬庫の維持点検に努める。
- 2 (一社)宮城県火薬類保安協会は、事業主、保安責任者及び従事者に対する保安教育講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- 3 消防本部及び消防署は、(1)について立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。
- 4 県は、(1)について消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、(2)について自主保安体制の確立・推進を支援する。
 

なお、警察は、安全性の確保のため火薬類を取り扱う製造業者・販売業者及び消費者等に対して、関係機関・団体と協力して指導、取締りを行う。

## 第5 毒物及び劇物貯蔵施設（宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所））

### 1 毒物・劇物貯蔵施設の把握

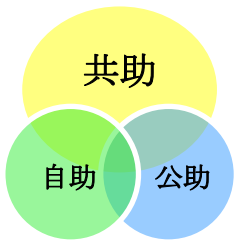
運搬する上で規制を受ける毒物・劇物(23種類)に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備(タンク等)を有する施設を把握しておくとともに、法令上の基準の遵守及び耐震化に関する指導の徹底並びに防災関係機関との連携方策などについて定めておく。

- 2 該当施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導する。
- 3 該当施設を有する事業者に対し、広域的に対処するため、県毒劇物協会の下に組織化するよう働きかける。
- 4 毒物の安全性の確保のため毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締りを行う。
- 5 県毒劇物協会は、災害対策用連絡網及び支援体制(中和剤、防毒器具)を確立する。
- 6 災害で散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図る。

## 第6 化学薬品等の出火防止対策（宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）・消防本部・消防署）

市及び塩釜消防署は出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 各施設の予防対策

各施設管理者（事業者等）は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

## 第10節 防災知識の普及

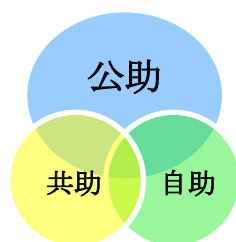
### 目的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市・県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、災害時における混乱や被害を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、災害時の行動マニュアル等を作成・配付し、さらに防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、東日本大震災では、防災教育により避難誘導が円滑に行われた地域があったことから、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら地域の自然災害によるリスクや災害時に取るべき行動について普及・啓発に努め、自主防災意識の向上、徹底を図る。

また、市民等は、自らの身の安全は自らが守る防災知識の習熟に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 防災知識の普及、徹底

### 1 職員への防災知識の普及

市は災害対策の中核を担い、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

防災教育は、各部・各課にて行い、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（後発地震への注意を促す情報が発信された場合を含む）
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- (8) 家庭及び地域における防災対策

## 2 市民等への防災知識の普及

### (1) 防災関連行事の実施

#### ① 総合防災訓練、講演会等の実施

市及び防災関係機関は、市民等の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練及び研修会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、市民等への積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を市民等に周知させる。

### (2) ハザードマップ等の活用

市及び県は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

### (3) 専門家の活用

市及び県は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、地震災害に関する専門家の活用を図る。

### (4) 普及・啓発の実施

市及び県は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局・CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

#### 【市民等への普及・啓発を図る事項】

- ① 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
- ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 地震・津波に関する一般的な知識
- ④ 後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- ⑤ 災害危険性に関する情報
  - ・各地域における避難対象地区
  - ・孤立する可能性のある地区
  - ・急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 など
- ⑥ 避難行動に関する知識
  - ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
  - ・自ら率先して避難行動を取ることが他の市民の避難を促すこと
  - ・「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例
  - ・各地域における災害種別ごとの指定避難所、避難場所及び避難経路に関する知識
  - ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
  - ・各地域における避難指示等の伝達方法 など
- ⑦ 家庭内での予防・安全対策

- ・「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
  - ・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等)の準備
  - ・個人が必要とする持ち出し品(常備薬やミルク、紙おむつ、アレルギー対応食品等)の準備
  - ・自動車へのこまめな満タン給油
  - ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策
  - ・出火防止等の対策の内容
  - ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
  - ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
  - ・災害時の家族内の連絡方法、行動ルールを事前に決めること など
- ⑧ 災害時にとるべき行動
- ・地震が発生した場合の出火防止
  - ・近隣の人々と協力して行う救助活動
  - ・自動車運行の自粛
  - ・その他避難情報の発令時、後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき行動
  - ・様々な条件下(家屋内・路上・自動車運転中等)でとるべき行動、指定避難所や避難場所での行動
  - ・指定避難所内における感染症予防等
  - ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること など
- ⑨ その他
- ・正確な情報入手の方法
  - ・防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
  - ・住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
  - ・災害時の家族内の連絡体制(連絡方法や避難ルールの取決め等)の確保
  - ・避難所運営への市民の積極的な参加
  - ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
  - ・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
  - ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動 など

(5) 要配慮者及び観光客等への配慮

① 要配慮者への配慮

防災知識等の普及にあたっては、外国語パンフレット等の作成・配布や高齢者・障がい者の常備品等の点検・介護者の役割の確認等、外国人・高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ(LGBTQ等)のニーズの違い等に十分配慮する。

② 観光客等への対応

市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要パンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、わかりやすい避難案内看板等を設置する等、

広報に努める。

(6) 災害時の連絡方法の普及

① 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用推進を図り、市は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

② 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線 LAN スポットにおける Wi-Fi 接続サービスなどの普及を促進する。

(7) 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

**3 海岸等利用者、沿岸部の市民及び船舶への防災知識の普及**

(1) 関係する市民及び事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

① 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。

② 各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。

③ 宮城海上保安部は、船舶への立入検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配付等を行う。

**4 地域での防災知識の普及**

(1) ハザードマップの整備

① ハザードマップの作成・周知

市は、急傾斜地崩壊危険箇所や必要に応じて積雪寒冷地特有の課題等を踏まえて指定避難所及び避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、市民等に対し周知を図る。

② ハザードマップの有効活用

市は、ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 防災における男女共同参画の推進

① 市は、防災訓練や研修会等を活用し、男女共同参画の推進に関する啓発に努める。

② 市は、地域の市民や民間企業が、男女共同参画の視点から防災に取り組むことができるようマニュアルを作成して周知するとともに、地域活動に対する助成制度を設置する等、環境の整備に努める。

③ 市は、塩竈市女性専門委員会からの提言を取りまとめ、ホームページ等により周知する。

(3) 防災行動計画の作成支援

市は、市民に対し防災行動計画作成のため支援や研修を行う。

(4) 日常生活の中での情報揭示

市は、避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、市民が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(5) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

市は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、指定避難所及び避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を

示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

## 5 ドライバーへの啓発

### (1) 徒歩による避難の原則の徹底

市は、警察、自動車学校と連携し、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

### (2) 運転中における発災時の対応の周知

市及び県は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

## 6 社会教育施設や防災拠点の活用

市は、公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及・推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

## 第2 学校等教育機関における防災教育

1 学校等教育機関は、市及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や地震のリスク、過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、児童生徒一人一人が自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から身を守る（自助）とともに他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心を育み、「人間としての在り方・生き方」について考えさせる防災教育を推進する。

3 市及び県、並びに教育委員会は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

## 4 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

### (1) 児童生徒等に対する防災教育

① 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

② 地理的要件など地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。

③ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や指定避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時など校内外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

④ 小学校・中学校の連携による男女共同参画の視点を取り入れた防災教育の実施に努める。

### (2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

5 市教育委員会及び生涯学習関係機関は、市民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、市民に対する防災意識の啓発・普及を図る。

6 市教育委員会及び県は、防災教育及び防災体制の充実のために市内全ての公立学校に防災主任



を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市で安全担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。

- 7 市教育委員会及び県は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 8 市教育委員会及び県は、各学校等において、防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- 9 県及び市並びに教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、地震防災上必要な知識の普及に努める。
- 10 災害発生時における避難方法や避難所運営等について、想定される課題の解消に向け、平時から教職員と市民、市防災担当部局等が災害時の対応を確認する等、学校と地域、市防災担当部局等の連携体制の構築を図る。

### 第3 防災指導員の養成

県は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における震災対策を推進する者を養成するための講習等を開催し、修了者を宮城県防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図る。市においては、積極的に受講者を推薦し、地域の防災指導員の養成を図る。

なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。

### 第4 災害教訓の伝承

東日本大震災や過去の災害の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

#### 1 資料の収集及び公開

市及び県は、国と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

#### 2 伝承機会の定期的な実施

市は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、市民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

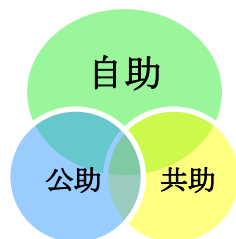
#### 3 石碑やモニュメントの継承

市は、チリ地震、東日本大震災における津波高等について、石碑やモニュメント等の整備により正しく後世に伝える。

#### 4 伝承の取組

市は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

また、塩竈市津波防災センターなど震災伝承施設の展示物や整備を拡充し、さらに市内外へ施設の情報を発信し、利用者・参観者の増加を図る。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 防災知識の普及、徹底

#### 1 ドライバーへの啓発

##### (1) 徒歩による避難の原則の徹底

徒歩による避難の原則を徹底する。

##### (2) 運転中における発災時の対応の周知

車両運転者は可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難し、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとし、避難する。

### 第2 市民の取組

- 1 市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じる。
- 2 自発的に防災活動や防災ボランティア活動へ積極的に参加し、災害に関する正しい知識や過去の災害事例等の防災知識の習得し、防災意識の向上に努める。
- 3 「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助けるなどの、防災への寄与に努める。
- 4 **食料・飲料水等の備蓄**  
「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品の定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。
- 5 **家具等の転倒対策**  
家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。
- 6 **家族内連絡体制の構築**  
発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や「災害用伝言ダイヤル171」、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。
- 7 **防災訓練への参加**  
地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。
- 8 **防災関連設備等の準備**  
非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。
- 9 **防災行動計画の作成**  
市民は、公表されたハザードマップ等を用いて、自ら様々な災害リスクを知り、どの様な避難行動が必要か、また、どのようなタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家

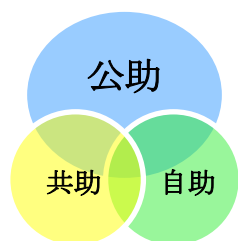
族とともに防災行動計画の作成に努める。

## 第11節 地震防災訓練の実施

### 目的

市は、地震発生時に防災関係機関及び市民等と連携を図りながら、地震発生時の初動及び応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及や高揚を図ることを目的として、地震防災訓練を行う。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

なお、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、地震防災訓練に積極的に参加する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 防災訓練の実施とフィードバック

### 1 定期的な実施

市は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件を想定し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、市民にとるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

### 2 地域の実情に応じた内容

市は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、県や防災関係機関と連携した津波警報伝達訓練や、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な防災訓練を行う。

また、避難行動に支障をきたすと考えられる季節や天候に応じた内容における実施についても配慮する。

### 3 目的及び内容の明確な設定

市は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

### 4 課題の発見

市は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

### 5 フィードバック

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

## 第2 防災訓練

### 1 総合防災訓練

市は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)に合わせ、6月第2日曜日に市民参加による総合防災訓練を実施する。

この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、宮城海上保安部といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、小中学校及び教職員等の多様な世代から多数の市民が参加し、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBTQ等）のニーズの違い等、多様な視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

なお、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で市民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

### 第3 石油コンビナートの防災訓練

昭和53年（1978年）宮城県沖地震による災害の教訓を踏まえ、「宮城県石油コンビナート等防災計画」に基づき防災関係機関と特定事業所の緊密な連携を図りながら防災訓練を行う。

これは、災害応急対策のための実践的技能の向上と一体活動体制の確立を図り、併せて事業所従業員の方災意識及び市民の方災意識の高揚を図ることを目的として実施する。

### 第4 救助・救急関係機関の教育訓練

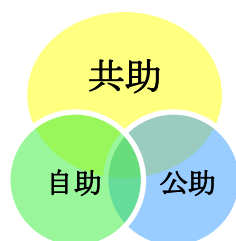
市、消防本部、関係事業者等は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

### 第5 通信関係機関の非常通信訓練

東北総合通信局、県、市及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

### 第6 学校等の防災訓練

- 1 地震災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校外活動（自然体験学習、校外学習を含む）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障がいのある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 4 学校等が指定避難所や避難場所となることを想定し、市は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。



## ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

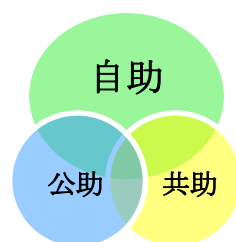
### 第1 防災訓練

#### 1 総合防災訓練

自主防災組織、民間企業等は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)に合わせ、6月第2日曜日の総合防災訓練に参加し、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

#### 2 企業の防災訓練

- (1) 企業は、大規模な地震発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- (2) 企業等の敷地・施設等が避難場所として指定されている場合は、避難者の受入れ等の訓練を実施する。
- (3) 災害発生時に備え、防災及び被害軽減のため、周辺自治体、各自治会、市民及び各企業・事務所等による「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 防災訓練

#### 1 総合防災訓練

市民は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)に合わせ、6月第2日曜日の総合防災訓練に参加し、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

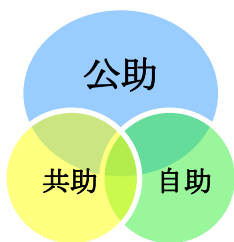
## 第12節 自主防災組織の育成

### 目的

大規模地震が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、市民、事業所等が連携し、迅速かつ確かな行動をとることが不可欠である。このため、市は、市民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

なお、市民及び事業所による自主防災組織は、組織活動の日常化や防災訓練等を行い地域コミュニティにおける防災体制の充実に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割

##### 1 自主防災組織の必要性

大規模地震・津波発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

地震・津波による被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者・障がい者等避難行動要支援者の所在を把握し、救出救護体制の整備が必要である。

##### 2 自主防災組織の活動に当たって

大規模地震・津波発生時における多様な活動を実施するには、市民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という『自助・共助』の意識の下に行動することが必要である。

また、市民自身の地震・津波に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることから、防災訓練等への積極的参加及び防災用資機材の整備・点検並びに習熟が重要である。

#### 第2 自主防災組織の育成・指導

##### 1 市の役割

市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。市は、自主防災組織等の未組織地区に対し積極的に組織化を呼びかける。

- (1) 市は、「塩竈市自主防災組織推進要綱」（平成7年10月20日庁訓第22号）に基づき町内会及び自治会等を中心とする自主防災組織の育成を積極的に推進する。
- (2) 市は、「塩竈市自主防災組織助成要綱」（平成16年9月1日庁訓第16号）に基づき、自主防災組織の育成強化を図る。
- (3) 市は、自主防災組織の運営や活動に関するマニュアル等を策定し、周知を図るとともに、近



隣地区による自主防災組織の合同運営や若い世代に対する自主防災組織の必要性に関する普及・啓発等、高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みを推進する。

- (4) 市は、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、市民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

また、市民等が地域防災の担い手となる環境の確保を図る。

- (5) 市は、災害時における避難行動要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるよう、平常時から新しい地域コミュニティの構築や交流の場づくり等、安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを行う。

また、コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成を行うとともに、ボランティアやNPO活動を推進する。

- (6) 市は、県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

- (7) 市は、自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材や備蓄の配備等を支援するため、継続してコミュニティ助成事業の周知を図る。

- (8) 市は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、塩竈市自主防災組織連絡協議会や防災関係機関とさらなる連携・強化に努める。

### 第3 自主防災組織の活動の支援

市は自主防災組織の次の活動を支援する。

#### 1 平常時の活動

##### (1) 訓練の実施等

###### ① 防災訓練への参加

災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう情報収集訓練・避難訓練・消火訓練・炊き出し訓練等を実施し、防災意識の高揚を図る。

市は、避難訓練の実施方法や準備について、必要に応じて助言や説明会等の開催により支援する。

また、各種防災訓練において、自主防災組織が危険箇所等の防災点検を実施する場合は、専門の職員を派遣する等、その取り組みを支援する。

なお、防災訓練の実施については、地域への周知と積極的な参加の呼びかけを行う。

###### ② 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、市民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、コミュニティ活動を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。市は、コミュニティ活動による防災知識の普及に関する好事例を周知し、参加を呼びかける。

###### ③ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。市は、消防用使用機器の使用方法を学ぶための講習会等を開催する。

###### ④ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、指定避難所及び避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

⑤ 救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者などに対する応急手当の方法等を習得するよう努める。

⑥ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市の担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における危険箇所等の防災点検を実施する。市は、危険箇所等の防災点検のポイント等を整理したマニュアルの策定等を検討する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。市は、防災用資機材の整備・点検に関する助言等による自主防災組織の体制構築を支援する。

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町内会、自治会、市民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

(5) 地域コミュニティによる防災マップの作成

市から提供される防災情報を活用し、災害発生時に慌てず冷静に素早く適切な対応ができるよう必要な情報を掲載した防災マップを、市民が主体となって作成する。市は、防災マップ作成に関するマニュアル策定等の支援に取り組む。

## 2 地震・津波発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

① 地域内の被害情報の収集方法

② 連絡をとる防災関係機関

③ 防災関係機関との連絡方法

④ 防災関係機関の情報を市民に伝達する責任者及びルート

⑤ 市民への伝達方法として、防災行政無線に頼らない多様な伝達手段の活用方法

市は、自主防災組織からの被害状況の連絡窓口、及び多様な連絡手段について、周知を図る。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者、津波に流され漂流している者や

溺れた者等が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは医療機関へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

#### (4) 避難の実施

市長又は警察官若しくは海上保安官等から避難の指示等が出された場合には、市民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。避難の実施に当たって、次の点に留意する。

① 自主防災組織は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- ア 市街地……………火災、落下物、危険物
- イ 山間部、起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり
- ウ 沿岸地域……………津波
- エ 河川……………津波、決壊・氾濫

② 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のもの。

③ 高齢者・障がい者・その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、市民の協力の下に避難させる。

市は、自主防災組織が行う避難誘導に対して、消防団による支援等の協力体制について、周知を図る。

#### (5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。市は、救援物資の配布基準や方法を検討し、周知を図る。

### 3 地域安全活動

警察は、市民による地域安全活動の中核となる各防犯協会に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、助成・支援を行う。

### 4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

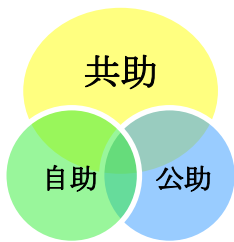
市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として塩竈市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行う。

市は、市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市防災会議は必要があると認める場合、市防災計画に地区防災計画を定める。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努め

るとともに、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。



## ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 自主防災組織の活動

#### 1 平常時の活動

##### (1) 訓練の実施等

- ① 防災訓練へ参加し、災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう、消防団との連携や情報収集訓練・避難訓練・消火訓練・炊き出し訓練等を実施し、防災意識の高揚を図る。
- ② 市民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、コミュニティ活動を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。
- ③ 火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。
- ④ 避難の要領を熟知し、指定避難所及び避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう避難訓練を実施する。
- ⑤ 家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者などに対する応急手当の方法等を習得する。
- ⑥ 避難所開設・運営訓練の実施  
災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市の担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

##### (2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における危険箇所等の防災点検を実施する。

##### (3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

##### (4) 避難行動要支援者の情報把握・共有・個別避難計画の作成協力

高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努め、個別避難計画の作成に協力する。

##### (5) 地域コミュニティによる防災マップの作成

市から提供される防災情報を活用し、災害発生時に慌てず冷静に素早く適切な対応ができるよう必要な情報を掲載した防災マップを、市民が主体となって作成する。

#### 2 地震・津波発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達する。

(2) 出火防止及び初期消火

火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは医療機関へ搬送する。

(4) 避難の実施

市長、警察官等から避難の指示等が出された場合には、市民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

(5) 避難所開設・運営への参画

災害発生時には、市町村の担当職員が被災し、避難所への参集が遅れることなども想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした市民が主体的に参画するよう努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

自主防災組織は炊き出し、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

### 3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として塩竈市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行う。

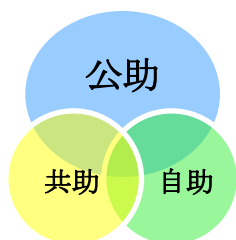
## 第13節 ボランティアのコーディネート

### 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等（以下、「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有した災害ボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、災害ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 災害ボランティアの役割

災害ボランティアとは、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供する崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携をはかりつつ組織的に活動するものをいう。

災害ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

##### 1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者・障がい者等の介護補助
- (5) 清掃活動
- (6) その他被災地での軽作業

##### 2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
- (3) 被災宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (6) 高齢者・障がい者等への介護
- (7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (8) 公共土木施設の調査等
- (9) 被災地小・中学生の学習支援
- (10) IT機器を利用した情報の受発信

(11) その他専門的な技術・知識が必要な業務

## 第2 災害ボランティア活動の環境整備

市及び県は、日本赤十字社や社会福祉協議会等、ボランティア関係団体との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、市及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供の方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進する。

さらに、市及び県は、社会福祉協議会、ボランティア関係団体との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、市は、市民やボランティア関係団体への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

## 第3 災害ボランティアの受入れ体制（塩竈市社会福祉協議会）

### 1 災害ボランティアの受入れ体制づくり

社会福祉協議会は、「厚生労働省防災業務計画」において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

災害ボランティアの受け入れは、塩竈市社会福祉協議会が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平時から行政、ボランティア関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。

#### (1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、ボランティアが直ちに活動できるように、被災者、市民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、市と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

#### (2) 災害ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定や責任者の決定、担当者の役割分担、市民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

#### (3) 受入れ体制の整備

塩竈市社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、災害ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

#### (4) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機



関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア等とのネットワークを構築する。

## 2 行政の支援

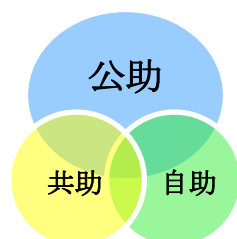
市は、災害ボランティア受け入れに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりについて、塩竈市社会福祉協議会やボランティア関係団体と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。

また、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

## 第14節 企業等の防災対策の推進

### 目的

企業等は自ら防災組織を結成し、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

#### 第2 市、県及び防災関係機関の役割

##### 1 防災に関するアドバイスの実施

市、県、防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

##### 2 企業防災の取組支援

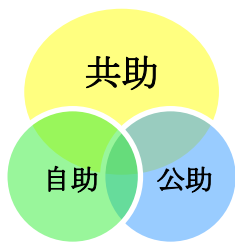
市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

また、市、商工会、商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

なお、市及び県は、あらかじめ商工会、商工会議所と連携体制を構築する等、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

##### 3 企業の防災力向上対策

市、県及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップや従業員の防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 企業等の活動

### 1 事業継続上の取組の実施

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等による事業継続上の取組を継続的に実施する等、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

### 2 事業継続計画（BCP）の策定

事業継続計画（BCP）においては、災害発生後の緊急時対応（人命救助、安否・安全確認等）と復旧対応（片付け、施設・設備復旧等）を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮する。

### 3 被害の拡大防止

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を努める。

### 4 帰宅困難者対策の実施

地震・津波発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄する等、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

## 第2 企業等の防災組織

企業等は、従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震・津波災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、また、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

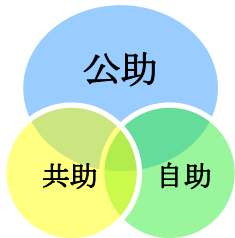
- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育

- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 食料、飲料水、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- 8 施設耐震化・耐浪化の推進
- 9 施設の地域避難所としての提供
- 10 地元消防団との連携・協力
- 11 コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- 12 大型の什器・備品の固定

## 第15節 地震調査研究等の推進

### 目的

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関で行われている情報及び県における調査を収集・整理し、震災対策に生かすよう努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 地震被害想定調査（宮城県）

##### 1 地震地盤図の作成(昭和54～58年度)

##### 2 地震被害想定調査等の実施

- (1) 第一次地震被害想定調査(昭和59年度～61年度)
- (2) 第二次地震被害想定調査(平成7年度～8年度)
- (3) 第三次地震被害想定調査(平成14年度～15年度)
- (4) 第四次地震被害想定調査(平成22年度～23年度 東日本大震災の発生により中止)
- (5) 第五次地震被害想定調査(令和3年度から実施中)

##### 3 津波被害想定調査の実施

- (1) 津波被害想定調査(昭和59年度～61年度)
- (2) 津波浸水域予測図の作成(平成14年度～15年度)
- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年法律第123号)に基づく被害想定

##### 4 主要活断層の調査

- (1) 長町～利府線断層帯(平成7年度～12年度)
- (2) 仙台平野南部地域地下構造調査(平成14年度～16年度)

#### 第2 調査研究項目

観測・情報網の充実、地震対策の調査研究については、平成15年度に発足した宮城県沖地震対策研究協議会などを中心に産学官の連携体制(ネットワーク)を整備し、地域の地震防災力の向上を図る。

#### 第3 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じて市に報告するよう努める。

また、市はこの報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じて基準の改訂、責任の明確化等、適切な措置を講じるよう努める。

#### 第4 防災対策研究の国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情

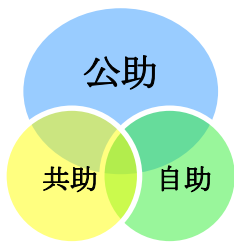
報発信・共有するよう努める。

## 第16節 情報通信網の整備

### 目的

大規模震災時には、固定電話回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるなど、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 市における災害通信網の整備

東日本大震災では、固定電話、携帯電話が不通になり、避難所や防災関係機関等の連絡に支障が生じ、災害応急活動等に支障をきたした。特に、浦戸地区との連絡手段が確保できず、被害状況の把握に困難を極めた。

また、市民等への主な情報連絡手段である防災行政無線が津波により被災した。市は、このような実態を踏まえ、次の対策を実施する。

##### 1 情報伝達ルートの多重化

市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。特に、離島の浦戸地区や消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図る。

##### 2 市防災行政無線の整備拡充

- (1) 市は、災害時における市民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線等の整備拡充に努める。また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備の整備を促進し、各設備等については耐震性の強化を図る。
- (2) 消防庁より伝達される防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し市民へ周知する。
- (3) 市防災行政無線の概要

###### ① 同報系無線

同報通信方法により、市民に対して直接災害情報等を伝達するため、市役所本庁舎に基地局を設置し、遠隔制御器等及び拡声屋外子局を整備し、迅速な情報の提供に努める。また、津波浸水地区においては屋外子局制御盤の高所化を図り、浸水等に耐水耐災化を図る。

###### ② 移動系無線

各種情報収集体制に機動力を発揮するため、同報系システムと同じく市役所本庁舎に基地局を設置し、車載型無線機及び携帯型無線機を配備し、機動力を発揮して迅速な現場からの



情報の収集に活用する。

＜本市の防災行政無線設備＞

機器名 種別	親局・基地局	遠隔制御機	拡声屋外子局	戸別受信機	非常用電源	車載型無線機	携帯型無線機	自動通信記録装置
同報系	1	2	78		1			1
移動系	1				1	6	112	

### 3 宮城県地域衛星通信ネットワーク

災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、宮城県地域衛星通信ネットワークを活用し、県と連携を図り充実及び強化に努める。

### 4 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）

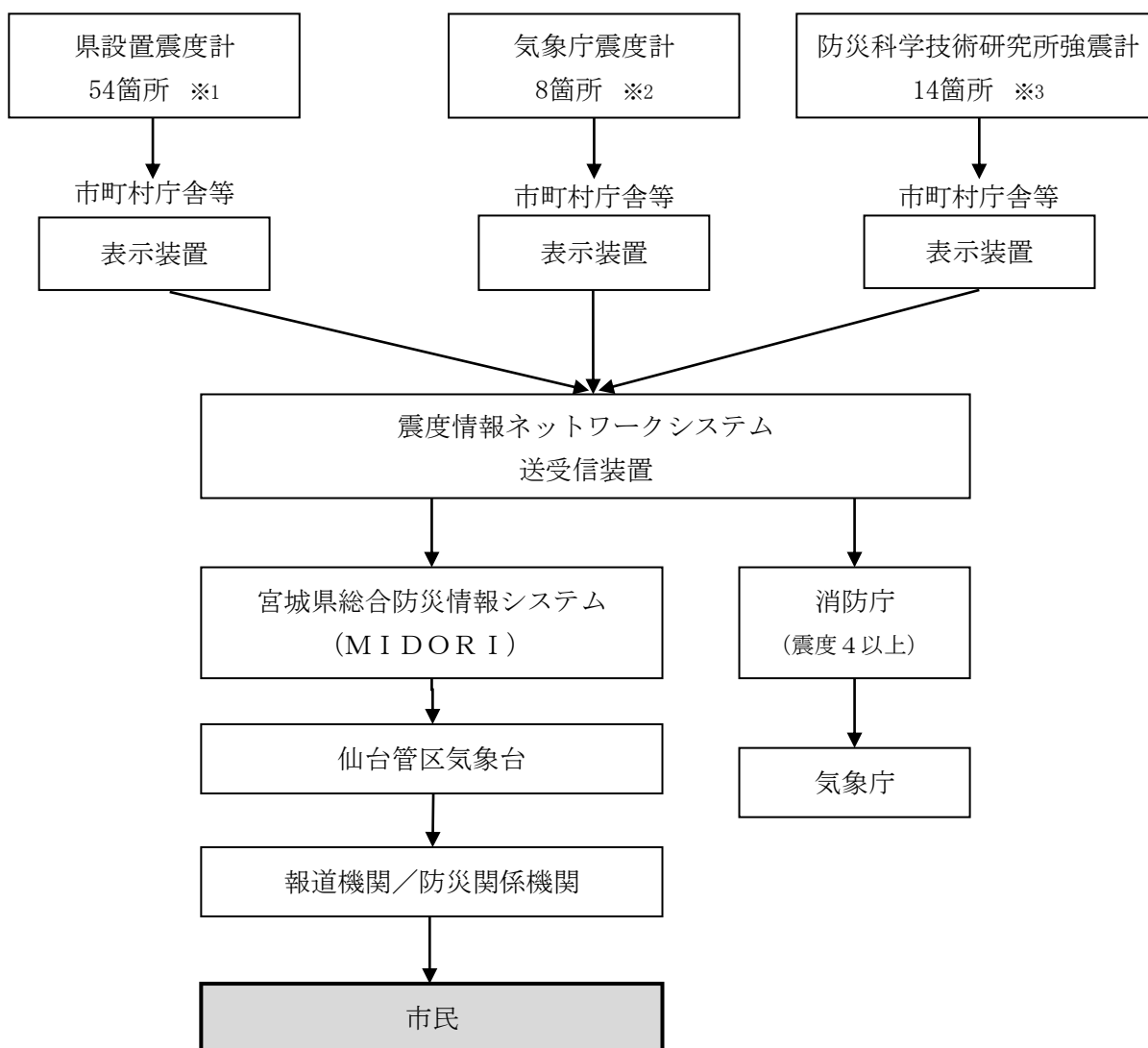
市は、地震等の災害時における迅速な災害情報の収集・伝達体制を構築するため、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）を運用し、自然災害に関する情報を的確に収集すると同時に、市が把握した被害情報等を入力して県に伝達する。

また、システムの運用により、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。

### 5 震度情報ネットワークシステム

本市においては、平成8年度に地震計を設置し、平成15年度より下記の場所へ移設を行った。これは、地震発生後に本市の震度が即時に表示されるばかりでなく県内各地の震度データ等が県庁に収集される。

また、これらのデータは、最大震度4以上を観測した場合、直ちに国（消防庁）に対し自動伝送され、国等の迅速な応援体制の確立に万全を期すシステムである。



- ※1 県設置震度計 下記以外の市町村
- ※2 気象庁震度計 大崎市（旧古川市）、気仙沼市、柴田町、松島町、涌谷町、栗原市（旧栗駒町）、登米市（旧中田町）南三陸町（旧志津川町）  
（気象庁震度計16基のうちネットワークに接続のもの8基）
- ※3 防災科学技術研究所強震計 仙台市（宮城野区）、石巻市（旧石巻市、旧北上町、旧牡鹿町）、塩竈市、白石市、角田市、岩沼市、大和町、大崎市（旧鳴子町）、栗原市（旧築館町）、登米市（旧東和町、旧豊里町）、南三陸町（旧歌津町）

< 塩竈市における震度情報ネットワークシステムに係る計測震度計等設置場所 >

強震計及び表示装置設置場所		左記の住所
表示装置	塩竈市役所	塩竈市旭町1-1
強震計	塩釜ガス体育館	今宮町9-1

6 一般電話

災害時には、必要な通信を確保するため、災害時優先電話を有効活用する。

## 7 災害通信手段の整備

### (1) 通信手段の確保

電話による災害に関する情報連絡等について、有線・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し、地震に備え機器の転落防止及び予備電源の確保を図る。

### (2) 通信手段の多様化

移動系無線の整備拡充により通信手段の多様化を図り、情報収集機能の向上に努める。

また、災害時における防災・避難態勢の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種防災情報システムの運用を行う。

## 8 無線従事者養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努める。

## 第2 職員参集等防災システムの整備

市は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等を利用し、市職員が緊急的に自主参集できるシステムを構築し、発災初動時における情報収集連絡体制を確立する。

## 第3 市民等に対する通信手段の整備

### 1 市民等からの情報収集体制の整備

市は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

### 2 情報伝達手段の確保

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、日本放送協会（NHK）、民間放送事業者、CATV、コミュニティFM（浦戸地区放送区域拡大・割り込み放送）等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、広報車の活用、集会所・保育所等への防災ラジオの配備、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、SNS等のソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

なお、市防災行政無線に関してはデジタル化し、音声を受信できる戸別受信機の指定避難所への設置等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

また、指定避難所へのWi-Fi ルーター及び電気通信事業者と連携して特設公衆電話の事前整備に努める。

### 3 避難行動要支援者への配慮

#### (1) 防災ラジオの貸与

市は、避難行動要支援者に対して、防災ラジオの貸与を行う。

## 第4 孤立想定地域の通信手段の確保

市は、浦戸地区が東日本大震災において長期間孤立した地域性を踏まえ、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段を確保する。

また、防災訓練等を通じ、通信機器や予備電源の確保、使用方法の習熟に努める。

## 第5 非常用電源の確保

市は、非常災害時の通信の確保を図るため、停電時自動発電装置・非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用燃料を確保する。

また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い等、堅固な場所へ設置する。

## 第6 大容量データ処理への対応

市は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散化を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、耐震性のある堅固な場所への設置に努める。

## 第7 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関は、大規模災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、市及び県等と連携強化が図られるよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については、耐震性・耐浪性の強化に努める。

## 第8 災害用伝言ダイヤル等の活用

市は、大規模な地震災害時には、被災地への通信がふくそうした場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル 171」や携帯電話各社が提供している「災害用伝言板」について市民へ周知する。

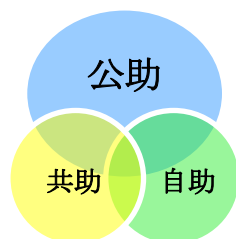
- (地震編資料4-5.1 防災行政無線（デジタル同報系）施設屋外拡声子局設備一覧表)
- (地震編資料4-5.2 防災行政無線（同報系）システム系統図)
- (地震編資料4-5.3 防災行政無線（同報系）システム屋外子局位置図)
- (地震編資料4-5.4 塩竈市防災行政無線（同報系）運用規則)
- (地震編資料4-5.5 塩竈市防災行政無線局管理運用規定)
- (地震編資料4-5.6 防災行政無線（移動系）構成及び配置)
- (地震編資料4-5.7 無線運営管理帳票)

## 第17節 組織体制及び職員の配備体制の整備

### 目的

大規模地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 市防災組織体制

市は総合的な防災対策を推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備及び充実に努める。

##### 1 塩竈市防災会議

災害対策基本法及び塩竈市防災会議条例に基づき、市防災計画の作成及びその実施を推進するため、塩竈市防災会議を設置する。

なお、塩竈市防災会議は、「多様な主体の参画による防災体制の確立、男女共同参画」の基本方針のもと、様々な専門的見地や視点を持つ委員の参画により実施する。

##### 2 塩竈市災害対策本部

市長は、災害対策基本法及び「塩竈市災害対策本部条例」（昭和38年9月30日条例第19号）に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特にその対策又は防災活動の推進を図る必要があると認めるときは、市防災計画の定めるところにより、本部を設置する。

#### 第2 災害対策要員等の確保体制

市は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努める。

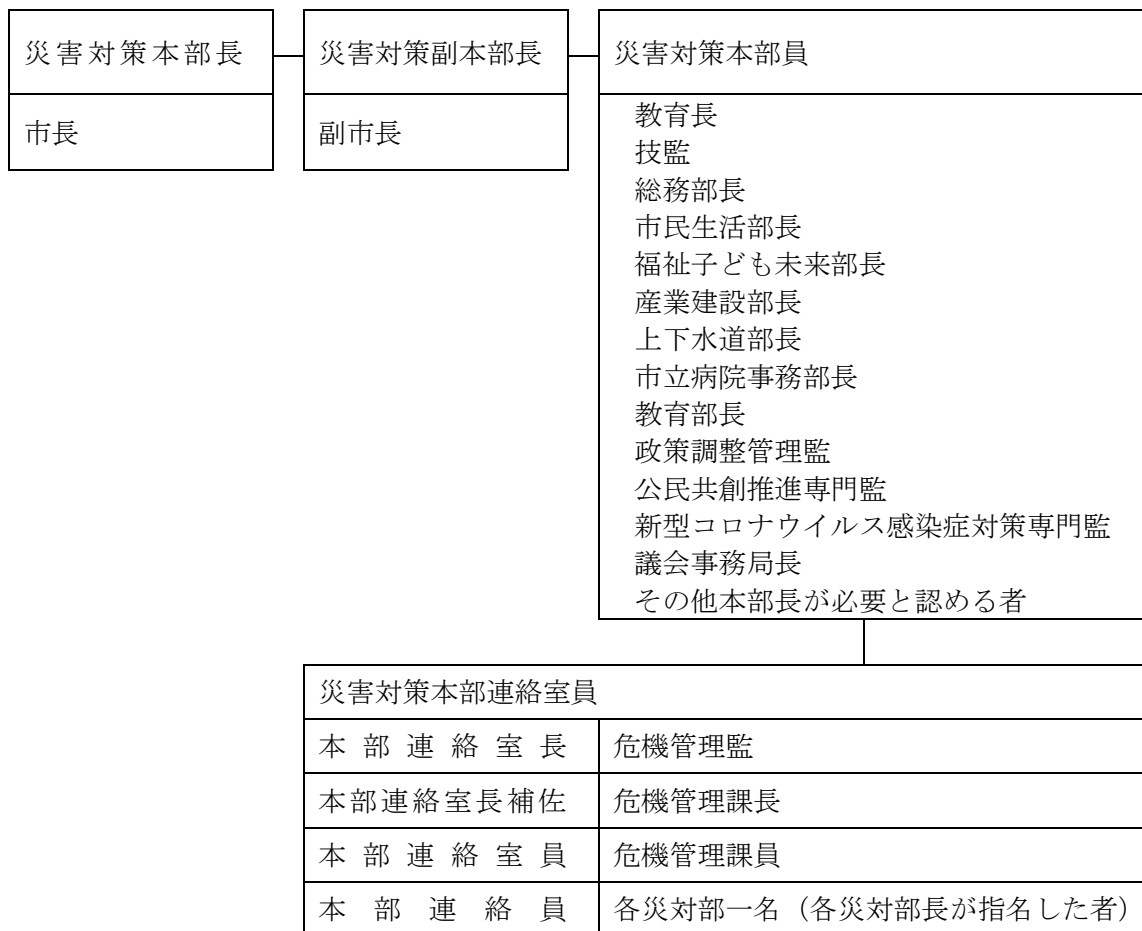
#### 第3 市の配備体制

##### 1 配備体制の明確化

市は、市域において震度4を観測する地震が発生した場合には警戒本部を、また、震度5弱以上を観測する地震が発生した場合には本部を自動的に設置する。この際、市長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

##### (1) 配備体制

本部の組織は、塩竈市災害対策本部条例及び塩竈市災害対策本部運営要綱に基づくものとし、組織の概要は次のとおりである。



(2) 指揮命令系統

市長が不在等により本部長として指揮を取れない場合、副市長が指揮をとる。それも困難な場合には教育長を第2順位、総務部長を第3順位とする。

(3) 本部の設置及び廃止

市長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、本部を設置（ただし、市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したときは自動的に設置する）し、災害が発生する恐れがなくなった場合、又は災害応急活動が完了したときに廃止する。

そのため災害発生時における円滑な対応を可能とするため、平常時から自動設置となる場合と、市長が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、市災害対策本部標識を本部前に掲示又は撤去する。

(4) 本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知する。

① 本部員会議

本部長は、本部長・副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議する。

② 各災対部

各災対部は、市における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災

害対策業務を行う。

### ③ 現地災害対策本部

本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要と認めるとき、当該災害現場に現地本部を設置する。

## 2 職員参集手段等の構築

休日、夜間等勤務時間外に地震等が発生した場合を想定し、速やかな本部等の立ち上げを可能とする職員の参集手段を構築しておく。

## 第4 防災担当職員の育成

市及び防災関係機関等は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

## 第5 人材確保対策

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

## 第6 感染症対策

市、県及び防災関係機関は、災害対応に当たる職員等のマスクの着用、定期的な手洗い及び消毒等の感染症対策を徹底する。

## 第7 マニュアル等の作成

### 1 応急活動のためのマニュアル作成

市は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底し、随時見直しを図る。

### 2 タイムライン(防災行動計画)の策定

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。

市は、被害規模を軽減し、早期の復旧等を図るため、災害発生時に防災関係機関が取り組む防災行動をまとめたタイムラインの策定を検討する。

## 第8 業務継続計画(BCP)

### 1 業務継続性の確保

#### (1) 業務継続計画(BCP)の策定

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP:Business Continuity Planning)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

#### (2) 業務継続体制の確保

市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつ



つ、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

また、全庁的に災害対応できるよう、時間の経過に合わせ、実態に即した災害時業務の検討を行う。

## 2 電源及び非常用通信手段の確保対策

### (1) 電源及び非常用通信手段の確保

市は、主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段を確保する。

### (2) 再生可能エネルギーの導入推進

市は、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

## 3 データ管理の徹底

市は、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、測量図面等データの整備保存及びバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

## 4 職員のメンタルヘルスケア

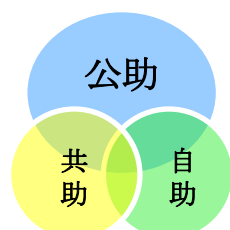
市は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう体制を構築する。

## 第18節 防災拠点等の整備

### 目的

市及び防災関係機関は、震災時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。

また、震災時に必要となる防災物資及び資機材等の整備については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図る。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 防災拠点の整備

##### 1 防災拠点

(1) 防災拠点型建物（市庁舎、消防署等）、避難型建物（学校、体育館等）、入所型建物（病院、社会福祉施設等）は、災害応急対応、救助、救護及び避難活動を実施する上で重要となるため、高い耐震性が要求される。このため、耐震診断を実施し、建替、改修及び補強に取り組む。

なお、必要に応じて、指定避難所及び被災リスクのある地域に立地する防災拠点の見直しを図る。

(2) 災害時に防災活動のベースキャンプや市民の避難地、物資の流通配給基地等に活用される公園は、拠点避難場所としての防災化を図る。

(3) 市、国及び県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

##### 2 災害対策本部

市は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の本部機能の代替性の確保に努める。本部の機能維持が困難な場合は、塩竈市体育館に代替設置する。

3 災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備に努めるとともに、当該学区内に緊急物資及び資機材等の備蓄倉庫を確保する。

なお、災害の規模や状況に応じて、圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合は、それらの拠点との連携に努める。

##### 4 防災関係機関

防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実に努める。

#### 第2 防災拠点機能の確保・充実

1 市は防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

また、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め、自家発

電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

2 市は、防災拠点施設において物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段を確保する。

3 市は、庁舎等の防災拠点について被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。

また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

4 市は、災害時に市民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる市民への支援を図る。

5 市は、防災拠点避難場所機能の確保・充実のため、飲料水兼用耐震性貯水槽、防災トイレ（マンホールトイレ）、備蓄倉庫等の整備を推進する。

6 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

### 第3 ヘリポートの整備

近年、大規模地震災害時における消防・防災ヘリコプターの活動に対する期待が高まっており、各都道府県間の消防・防災ヘリコプターを用いた相互応援体制の強化が全国レベルで図られてきている。

本市においては、県防災ヘリコプター等の応援要請をする際に備え、防災ヘリコプターの活動拠点となるヘリポート（ヘリコプター場外離着陸場）の整備に努める。

<宮城県防災ヘリコプター場外離着陸場>

番号	離着陸場所	所在地	管理者	連絡先	規模	備考
1	玉川中学校 (玉川中学校グラウンド)	塩竈市権現堂 19-1	学校長	362-1631	170m ×110m	県防災計画 掲載
2	みなと公園 (塩釜港緑地)	塩竈市貞山通 3 丁目	土木課	355-8047	90m ×90m	
3	浦戸桂島 (桂島漁港養殖作業施設)	塩竈市浦戸桂島字庵 寺地先 桂島漁港養 殖施設	仙台地方振 興事務所	365-0191	150m ×100m	
4	浦戸野々島	塩竈市浦戸野々島字 河岸地先塩竈市浦戸 諸島開発総合センタ ー	塩竈市長	364-1111	150m ×100m	
5	浦戸寒風沢	塩竈市浦戸寒風沢字 湊地先 浦戸消防団寒風沢器 具置場	塩竈市長	364-1111	60m ×100m	

## ＜塩竈市域の臨時ヘリポート適地一覧＞

番号	ヘリポート適地の名称	所在地	施設管理者	電話番号(022)	地積(m <sup>2</sup> )	用途	水利	所要時間
1	第三小学校	花立15-1	学校長	362-2323	8,500m <sup>2</sup>	一般	槽・栓 プール	3分
2	第一小学校	泉ヶ岡1-1	学校長	362-2011	7,390m <sup>2</sup>	一般	槽・栓 プール	4分
3	第一中学校	みのが丘3-1	学校長	362-1321	8,820m <sup>2</sup>	一般	槽・栓 プール	4分
4	杉の入小学校	杉の入1丁目19-1	学校長	364-9440	30,967m <sup>2</sup>	一般	槽・栓 プール	5分
5	浦戸寒風沢 (寒風沢漁港)	浦戸寒風沢彦和田 2-1	水産課	364-1111	39.75m <sup>2</sup>	一般	水槽	
6	浦戸桂島 (桂島漁港養殖作業施設)	浦戸桂島字庵寺 108-4	水産課	364-1111	4,000m <sup>2</sup>	一般	消火栓	
7	野々島(野々島漁港施設)	浦戸野々島字河岸	水産課	364-1111	80m×40m	一般		
8	仙台地方振興事務所	青葉区堤通雨宮町 4-17		365-0191	150m× 100m	一般		

※ 用途の一般とは、一般災害発生時の臨時ヘリポート適地である。

※ 水利については、火災発生時の水利の有無を記載している。

※ 所要時間については、市役所から自動車等での臨時ヘリポートまでの時間を言う。

既往ヘリコプター場外離着陸場については、地震編資料4-6 防災ヘリコプター場外離着  
場位置図参照

## 第4 防災用資機材等の整備

### 1 市及び消防本部及び消防署が整備する資機材

#### (1) 防災用資機材

応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連付けて整備充実を図る。

また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備・充実を努める。

#### (2) 水防用資機材

地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に  
資する資機材の整備・充実を努める。

#### (3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備・充実を図る。

#### (4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

なお、関係機関及び団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・  
活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

### 2 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備・充実を図る。

## 第5 防災用資機材等の確保対策

### 1 地域内での確保対策

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよ  
う努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場  
合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

## 2 備蓄困難な資機材の確保対策

市は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

## 3 防災用備蓄拠点の整備

市は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

## 4 救助用重機の確保対策

市は、都市部における地震災害において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、関係機関や事業者との連携により大型重機の確保に努める。

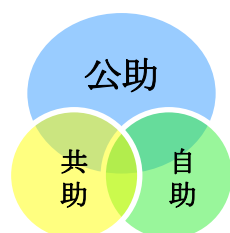
## 第19節 相互応援体制の整備

### 目的

大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、市は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 相互応援体制の整備

### 1 受入れ体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

また、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努め、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮する。

### 2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、市は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

### 3 外部専門家による支援体制の構築

市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築する。

## 第2 市町村間の応援協定

### 1 相互応援協定の締結等

市の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、

その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

(1) 連絡体制の確保

- ① 災害時における連絡担当部局の選定
- ② 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- ① 主な応援要請事項の選定
- ② 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

**2 県内市町村間の相互応援協定**

市は、災害時における『災害時における宮城県市町村相互応援協定書』に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

**3 遠方の市町村間の相互応援協定**

市は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も推進する。

**4 訓練及び情報交換の実施**

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。

**5 後方支援体制の構築**

市は、必要に応じ、被災時に周辺市町村等の軽度被災地域へのロジステック（兵站基地）の確保等、後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

**第3 県による市への応援**

**1 連携体制の構築**

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

**2 応援体制の強化**

市及び県は、大規模災害が発生した際の応援を迅速かつ的確に実施できるよう、市・県合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

**第4 非常時連絡体制の確保**

**1 非常時連絡手段の確保**

市は、災害発生直後から連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、衛星電話や衛星通信ネットワーク等非常時の通信手段を確保するよう努める。

**2 通信不通時の連絡ルールの策定**

市は、通信不通時の連絡方法についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

**第5 資機材及び施設等の相互利用**

**1 相互応援体制の強化**

市は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品や所要の資機材の調達及び広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。



## 第6 救援活動拠点の確保

市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

## 第7 関係団体との連携強化

市は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく等、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

### <塩竈市の応援協定の実績>

No.	協定締結年月日	協定等の名称	締結相手
1.	昭和48年3月1日	消防相互応援協定等	仙台市、塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市の各市長、松島町、七ヶ浜町、利府町の各町長、塩釜地区消防事務組合管理者
2.	平成7年11月14日	宮城「館」防災に関する相互応援協定	塩竈市、多賀城市の各市長、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村の各町村長
3.	平成9年1月24日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (宮城「館」懇談会の構成市町)	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村とみやぎ生活協同組合理事長
4.	平成10年2月19日	災害時における相互協力に関する覚書	塩竈市長、多賀城市長、七ヶ浜町長と塩竈市内郵便局代表(塩釜郵便局長)、多賀城市内郵便局代表(多賀城郵便局長)、七ヶ浜町内郵便局代表(吉田浜郵便局長)
5.	平成10年11月4日	災害時における応急用燃料の供給に関する覚書 (宮城「館」懇談会の構成市町)	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村と宮城県石油商業協同組合塩釜支部及び黒川支部
6.	平成11年3月4日	災害時における業務協力に関する協定	(有)中央交通
7.	平成11年3月12日	災害時における業務協力に関する協定	(財)塩釜市シルバー人材センター
8.	平成16年4月14日	緊急時における災害放送等に関する協定	塩釜ケーブルテレビ(株)
9.	平成27年2月18日	緊急時における災害放送等に関する協定	エフエムベイエリア(株) (平成16年4月14日締結内容を含め再締結)
10.	平成16年7月26日	災害時における宮城県市町村相互応援協定	県内全市町村
11.	平成16年9月24日	災害発生時等の一時避難場所に関する覚書	塩釜港開発株式会社(マリングート塩釜)
12.	平成16年9月24日	災害発生時等の一時避難場所に関する協定	仙台観光株式会社(パチンコタイガー塩釜店)

No.	協定締結年月日	協定等の名称	締結相手
13.	平成17年2月24日	大規模地震時における避難所応急危険度判定に関する協定の締結	(社)宮城県建築士会まつしま支部
14.	平成17年4月15日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	(株)ヨークベニマル
15.	平成17年4月15日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	ロイヤルホームセンター(株)
16.	平成17年4月15日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	(株)やまや
17.	平成18年3月29日	災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人宮城県塩釜医師会
18.	平成18年7月25日	災害時における応急復旧活動等に関する協定	仙塩地区管工事業協同組合
19.	平成19年7月31日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	イオン(株)マックスバリュ事業本部
20.	平成19年7月31日	災害発生時等の一時避難場所に関する協定	イオン(株)マックスバリュ事業本部
21.	平成19年11月6日	災害時における相互支援に関する協定	山形県村山市長
22.	平成20年2月19日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	塩竈市災害防止協力会及び塩釜建設協議会
23.	平成20年3月27日	電力設備災害復旧に関する協定	2市3町(塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町)と東北電力ネットワーク株式会社
24.	平成20年10月20日	災害時にけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社レンタルのニッケン仙台営業所長
25.	平成21年3月30日	退職者災害時給水支援協定	塩竈市水友会
26.	平成21年8月31日	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局長
27.	平成23年3月1日	災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定	28-1 社会福祉法人あしたば福祉会
			28-2 社会福祉法人嶋福祉会
			28-3 社会福祉法人千賀の浦福祉会
			28-4 社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会
28.	平成23年7月12日	災害時における相互支援に関する協定	全国56市町(石油基地自治体協議会加盟団体)
29.	平成24年1月13日	災害時等における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター
30.	平成24年7月11日	災害時における相互支援に関する協定	愛知県碧南市長
31.	平成24年9月3日	災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定	社会福祉法人大和福壽会
32.	平成24年10月15日	災害時における相互応援に関する協定	長野県須坂市長
33.	平成25年8月2日	災害時における相互応援に関する協定	兵庫県養父市長
34.	平成25年10月22日	災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社 宮城主管支店
35.	平成25年12月4日	災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定	宮城県教育委員会
36.	平成26年6月2日	災害時における宮城県塩釜高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書	塩釜高等学校
37.	平成26年5月19日	災害時における施設利用に関する協定書	第二管区海上保安本部
38.	平成26年5月19日	災害時における施設利用に関する協定書	志波彦神社鹽竈神社(一森山道場)
39.	平成26年5月19日	災害発生時等の一時避難場所に関する協定	塩竈倉庫株式会社
40.	平成26年5月19日	災害発生時等の一時避難場所に関する覚書	株式会社千賀の浦(ホテルランドパレス塩釜)

No.	協定締結年月日	協定等の名称	締結相手
41.	平成26年8月28日	災害時における緊急物資の輸送に関する協定	公益社団法人宮城県トラック協会 塩釜支部
42.	平成28年4月15日	災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	くろしおLPガス協議会、一般社団法人宮城県LPガス協会
43.	平成28年5月9日	災害時における相互応援に関する協定	岐阜県各務原市
44.	平成29年12月1日	原子力災害時における住民の広域避難に関する協定	石巻市
45.	平成31年3月11日	災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定	43-1 社会福祉法人萩の里 43-2 医療福祉法人菅野愛生会 43-3 株式会社リツワ 43-4 有限会社ライフサポート 43-5 株式会社サンテック
46.	令和3年4月9日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
47.	令和3年6月28日	災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定	有限会社マミーホーム
48.	令和4年3月1日	災害時における相互応援に関する協定	岩手県花巻市
49.	令和4年3月23日	災害時における相互応援に関する協定	秋田県大館市
50.	令和4年7月11日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	塩竈市災害対策協議会
51.	令和4年8月25日	災害時における相互応援に関する協定	青森県三沢市

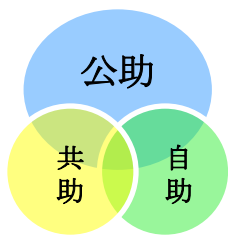
※ 各協定書等については、地震編資料5～11を参照

## 第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

### 目的

大規模地震災害時には、極めて広範囲で同時に多数の負傷者の発生が予想され、迅速な医療救護が要求される。その一方で、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性がある。このため、市は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 医療救護体制の整備

### 1 市の役割

市は、災害時において多数の負傷者に適正な医療を提供するために、（公社）宮城県塩釜医師会、（一社）宮城県塩釜歯科医師会、塩釜地区薬剤師会及び消防本部と連携協力体制の整備を図る。

なお、市は、災害時には広域災害救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより医療機関と連絡をとり、また、『災害時の医療救護活動に関する協定』に基づき、（公社）宮城県塩釜医師会と連絡をとることで、診療可能な医療機関を把握し、この旨を市民に広報する。広報に当たっては、重症度に応じた医療機関の役割分担（「軽症者は医療救護所や診療所へ」など）や各医療機関の患者受入状況について周知を図るなど、特定の医療機関（救命救急センター、災害拠点病院など）に患者が集中しないよう配慮する。

#### （1）保健医療活動の担当部門の設置

- ① 市は、震災が発生したときに円滑な保健医療活動を実施するために、本部内に保健医療を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。
- ② 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ決めておく。
- ③ 市は、医療救護体制について県が設置した地域保健医療調整本部仙台支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

#### （2）医療救護所の指定

- ① 市は、（公社）宮城県塩釜医師会、（一社）宮城県塩釜歯科医師会、塩釜地区薬剤師会の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

医療救護所は次の箇所（指定避難所）に設置する。また、医療救護所は必要に応じ、多数の被災者を収容している他の指定避難所にも設置する。

区 名	設置場所	所在地
東 部 地 区	塩竈市立第三小学校	塩竈市花立町15-1
西 部 地 区	塩竈市立玉川中学校	塩竈市権現堂19-1
南 部 地 区	塩竈市立第一中学校	塩竈市みのが丘3-1
北 部 地 区	塩竈市立第二中学校	塩竈市楓町二丁目10-1
浦 戸 地 区	塩竈市立浦戸小学校	塩竈市浦戸野々島字馬越8

② 市は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域保健医療調整本部仙台支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

(3) 地域医療関係機関との連携体制

市は、(公社)宮城県塩釜医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結する。

(4) 医療救護班の編成

① 市は、(公社)宮城県塩釜医師会、(一社)宮城県塩釜歯科医師会、塩釜地区薬剤師会の協力を得て医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては(公社)宮城県塩釜医師会、(一社)宮城県塩釜歯科医師会、塩釜地区薬剤師会、公的病院等医療機関の協力を得る。市独自で医療救護班編成が困難な場合は、県仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。

② 市で編成された医療救護班については、仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)へ報告する。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

市は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに定期的に点検を行っておく。

また、市立病院の自家発電設備及び災害備品等の整備、各種資材の備蓄を推進する。

(6) 負傷者の医療機関への搬送体制

医療救護所から医療機関への負傷者の搬送は、消防署の救急車及び市との協定に基づく民間救急サービス車を利用する。

なお、対応が困難な場合は、民間搬送機関に協力を要請するとともに、特に緊急の場合はヘリコプターによる搬送体制を確保しておく。

## 2 救急告示病院等

(1) 塩釜地区における救急告示病院は次のとおりである。

＜塩釜地区消防事務組合管内救急告示病院＞

(令和3年2月現在)

番号	施設名	所在地	電話	診療科目	管理者	病床数
1	塩竈市立病院	香津町7-1	364 -5521	内、消、神内、呼内、循内、小、外、泌、産婦、眼、耳鼻、整、麻酔、皮、リハ	事業 管理者	161
2	公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	錦町16-5	365 -5175	内、外、産婦、循、整、小、総合、形、病理、呼、泌、放、消、心、眼、糖尿、呼外、皮、精、脳外、耳鼻、リハ、麻酔、漢方、救急、在診、緩ケ、血外、胸外、健、臨検	病院長	357
3	医療法人社団赤石会 赤石病院	花立町 22-42	362 -8131	外、脳外、小外、整、形、内、漢方内、救急、麻酔、放、リハ、呼外、気管外、消外、乳腺外、こう	病院長	79
4	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	利府町 青葉台 2-2-108	355 -4111	内、整、形、眼、耳鼻、泌、皮、放、麻酔、リハ	病院長	108
5	医療法人友仁会 松島病院	松島町 高城字浜 1-26	354 -5811	内、消、神内、外、整、産婦、リハ、	病院長	54
6	公益社団法人日本海員掖 済会 宮城利府掖済会病院	利府町森 郷字新太 子堂51	767 -2151	内、循、呼、消、外、消外、こう、整、皮、泌、リハ、漢方内、透析	病院長	100
	計					859

(2) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)

本市で災害時に市内の医療施設で対応できない場合、県の指定する次の災害拠点病院等(仙台医療圏)に収容する。

なお、災害拠点病院は次の機能を有する。

- ① 多発外傷、控滅症候群、広範囲熱傷等の震災時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能
- ② 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ③ 自己完結型のDMAT及び医療救護班の派遣機能
- ④ 他の医療機関から派遣されたDMATや医療救護班の受入れ機能
- ⑤ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

## ＜塩竈市に係る災害拠点病院＞（令和4年11月現在）

災害拠点病院	医療機関名 (担当エリア)	所在地	ベッド数
基幹災害拠点病院	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野2丁目11-12 連絡先 022-293-1111 (代表)	660床
地域災害拠点病院	仙台市立病院 (仙台市中心部)	仙台市太白区あすと長町1丁目1-1 連絡先 022-308-7111 (代表)	525床
	東北大学病院 (仙台市西部)	仙台市青葉区星陵町1-1 連絡先 022-717-7000 (代表)	1,160床
	仙台赤十字病院 (仙台医療圏内)	仙台市太白区八木山本町2丁目43-3 連絡先 022-243-1111 (代表)	389床
	東北労災病院 (仙台市北部及び黒川地区)	仙台市青葉区台原4丁目3-21 連絡先 022-275-1111 (代表)	548床
	東北医科薬科大学病院 (仙台市東部及び塩釜地区)	仙台市宮城野区福室1丁目12-1 連絡先 022-259-1221 (代表)	466床
	公益財団法人 仙台市医療センター 仙台オープン病院 (仙台医療圏内)	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5丁目22-1 連絡先 022-252-1111 (代表)	330床
	坂総合病院 (仙台医療圏内)	塩釜市錦町16-5 連絡先 022-365-5175 (代表)	357床
総合南東北病院 (仙台医療圏内)	岩沼市里の杜1丁目2-5 連絡先 0223-23-3151 (代表)	271床	

## 3 医療機関の役割

- (1) すべての医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMAT等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食糧・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画(BCP)の作成に努める。
- (2) 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。
- (3) 人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。
- (4) 病院の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

## 4 在宅要医療患者の医療救護体制

- (1) 市及び県は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。
- (2) 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について市及び患者に周知する。また被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

## 第2 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

## 1 災害時情報伝達手段の確保

- (1) 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段を整備する。



(2) 救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

## 2 医療救護体制の整備・拡充

市は、医療関係機関等と連携し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療関係機関等の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により診療提供体制が確保できない場合に、適切な医療が実施できるよう、医療救護体制を平常時から整備する。

## 第3 医薬品等の備蓄・供給体制

### 1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

(1) 市は、塩釜地区薬剤師会と発災時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

(2) 市は、初期医療救護活動等に必要な救急医療セットを市役所及び医療救護所等に配備するとともに、緊急に必要とする医薬品及び医療資機材については、市内の各病院等及び薬局等に必要となる量を備蓄するよう呼びかける。

また、災害時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、市は、県本部に対し、医薬品の供給要請を行い、宮城県医薬品卸組合から調達する。

なお、市内の関係業者だけで不足する場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村及び『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』を締結している業者から調達する。

### 2 薬剤師の確保

市は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、(公社)宮城県塩釜医師会、(一社)宮城県塩釜歯科医師会や塩釜地区薬剤師会とあらかじめ協議しておく。

## 第4 福祉支援体制の整備

大規模な災害時には、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成)を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チーム(以下「災害派遣福祉チーム」という。)の派遣体制の整備に努める。

### 1 災害派遣福祉チームの体制の整備

(1) 災害派遣福祉チームの体制における役割(平時)

#### ① 市の役割

ア 市の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。

イ 災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

#### ② 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割

福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。

#### ③ 災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等(以下「協力法人施設」

という。)の役割

チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力を行う。

(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）

① 市の役割

避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

② 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割

県及び宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について支援を行う。

③ 協力法人施設の役割

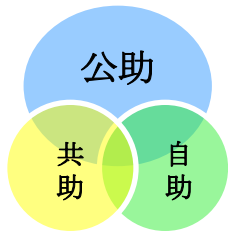
可能な限り、知事からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。

## 第21節 火災予防対策

### 目的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高いことから、人的・物的被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、出火防止はもとより初期消火に加え、火災の延焼防止のため、必要な事業の実施及び施設の整備等、火災予防対策の徹底に努める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、出火防止、火災予防の徹底に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 出火防止、火災予防の徹底（消防本部）

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油及び電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。

このため、消防機関は出火につながる要因を分析、検討を加え、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るとともに、「塩釜地区消防事務組合火災予防条例」（昭和48年塩釜地区消防事務組合条例第2号）により、地震災害時における出火をできる限り防止する。

##### 1 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震時に、火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

消防機関は、塩釜地区消防事務組合火災予防条例に基づき、耐震安全装置付き石油燃料器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及や火気使用設備・器具の点検と整備について指導を行い出火の抑制に努める。

##### 2 防災教育の推進

市及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間防火組織としての自主防災組織、婦人防火クラブ及び幼少年消防クラブ等が塩竈市全域に設立されるよう育成指導を強化する。

消火活動に関する防災教育や防災訓練実施の際には、市民の積極的な参加を促すため、取組みについて広報を実施し、市民に周知する。

##### 3 出火防止のための査察・指導

消防機関は、大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い飲食店及び病院等の不特定多数の者が出入りする防火対象物並びに多量の火気を使用する工場等に対して、火災発生を未然に防止するため、重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒落下防止措置に加え、震災時における従業員の対応等について指導する。

##### 4 初期消火体制の強化

地震発生時の火災発生及び延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、家庭、事業所及び地域等にあつては自主防災体制を充実強化し、防災教育及び防災訓練により市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、消防機関は、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、防火管理者の資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行する。

## 5 防火管理制度の確立

消防機関は、火災発生及び延焼拡大を防止するために、病院・店舗・旅館等の防火対象物に対し、防火管理者の選任・届出・消防計画の作成・消防訓練の実施・消防用設備等の位置及び防火性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な消防体制を確立させる。

なお、消防計画に定める主たる事項は、次のとおりである。

- (1) 自衛消防隊組織
- (2) 火気取扱・取締り・点検要領
- (3) 消防施設設備の点検・維持管理要領
- (4) 通報・消火・避難訓練・消防教育
- (5) 火災時の消火活動・通報・避難誘導の要領
- (6) 地震発生時の安全措置・避難

## 第2 消防力の強化

### 1 消防資機材等の整備

#### (1) 車両及び資機材等の整備促進

- ① 消防本部は、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進を図り、消防力の強化に努める。
- ② 市は「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消火栓・耐震性防火貯水槽等の消防水利の整備充実を図る。
- ③ 市は消防力強化の基盤となる消火栓・耐震性防火貯水槽等の消防水利の設置・整備に際しては、海等の自然水利とプール等の人工水利の適切な組合せによる消防水利の多様化を推進し、震災時における消防活動体制の整備に努める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、「宮城県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき整備促進を図る。

本市における消防力の現況は次のとおりである。

<消防ポンプ自動車等の配備状況>

(令和4年3月現在)

塩釜消防署		塩竈市消防団 (本団2、分団6、救護本部1)		
		消防団名	塩竈消防団	浦戸消防団
消防職員数	48人	団員数	78 (165)	50 (80)
[消防車両等]	保有数	[消防車両等]	保有数	
大型高所放水車	1	普通消防自動車	2	
大型水槽車	1	小型動力ポンプ積載車	2	4
水槽付きポンプ車	1	( )内数値は、条例定数。		
普通ポンプ車	1			
指揮車	1			
消防連絡車	1			
搬送車 (トラック)	1			
高規格救急車	2			
消防艇	1			

## 2 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として、救出救助及び消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化及びサラリーマン化等の問題を抱えており、その育成と強化を図ることが必要となってきている。

このため、市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識及び技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、市民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては、消防団への参加・協力等の環境づくりを進める。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。
- (3) 若年層の入団促進のため事業所に対する協力要請を行い、消防団員の増強を図る。また、消防団員の資質向上を図るため、教育及び訓練の充実に努める。
- (4) 市は、県からの、施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等についての指導及び積極的な財政援助を受け、これらの充実に努める。

## 3 連携強化

市は、平常時から消防署、消防団及び町内会、自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。地区における消火器等の不足や、設置場所の確保の対しては、コミュニティ助成事業の周知を継続する。

また、高齢化等による自主防災組織の活動の低迷が懸念される地区には、近隣地区による合同運営等の試行を検討する。

## 4 消防用機械・資機材の整備及び装備品の整備

市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材及び無線機等の装備品の整備促進に努める。

## 5 広域応援体制の整備

市は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

## 第3 消防水利の整備

大規模地震災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想される。そのため消防力強化の基盤となる消火栓・耐震性防火貯水槽等の消防水利の設置・整備に際しては、海等の自然水利とプール等の人工水利の適切な組合せによる消防水利の多様化を推進し、震災時における消防活動体制の整備に努める。

なお、市における消防水利の現況は次のとおりである。

＜塩釜市の消防水利現況＞ 令和4年3月現在

消火栓			防火水槽			内耐震水槽	その他	
公設	75mm	16基	公設	40 m <sup>3</sup> 未満	12基	12基	プール	13箇所
	100mm	424基		40 m <sup>3</sup> 以上	86基	14基		
	125～150mm	383基		60 m <sup>3</sup> 以上	18基	17基		
	200mm	61基	私設					
	250mm	72基			7基			
	300mm	93基						
私設		5基	合計	123基	43基	合計	13箇所	
合計		1,054基						

(地震編資料12 消防水利等に関する資料参照)

## 第4 消防計画の充実強化

「消防組織法」(昭和22年法律第226号)に基づき、震災時において、消防署及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための活動体制並びに活動要領の基準等の詳細については、塩釜地区消防事務組合が別に定める「消防計画」によるものとする。

## 第5 海上における火災の防止

宮城海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。市はこれに協力する。

### 1 地震による火災の防止

#### (1) 危険物積載船

特に危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、大規模災害になると予想されるので、地震発生時における荷役の即時中止、沖出し避難のための出港準備等の実施について指導を強化する。

#### (2) 一般船舶

地震発生時には、係留施設の損壊・護岸の陥没・船体の破損等による火災発生も予想されるので、船内の火気管理の指導を強化する。

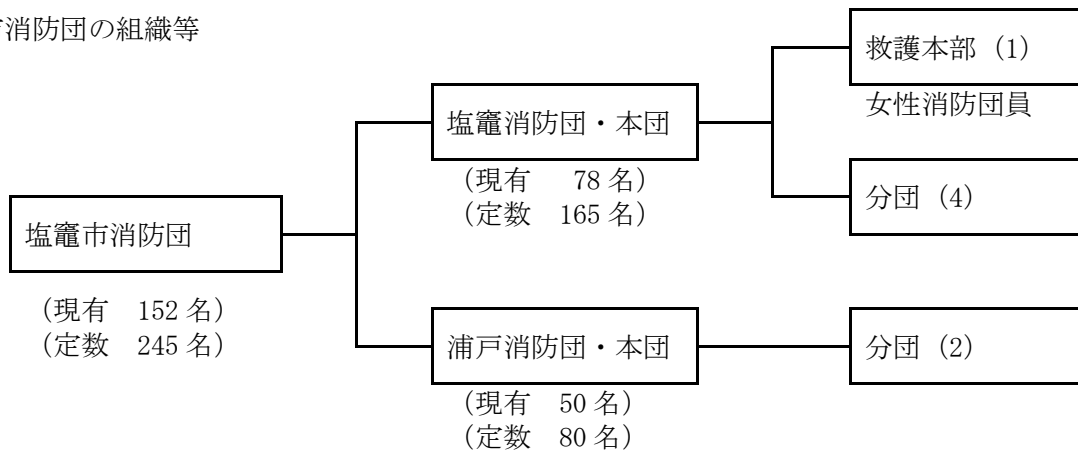
### 2 火災の予防

(1) 在港船の臨船指導により、備え付け義務を有する船舶の消防設備等を点検し、指導を強化する。

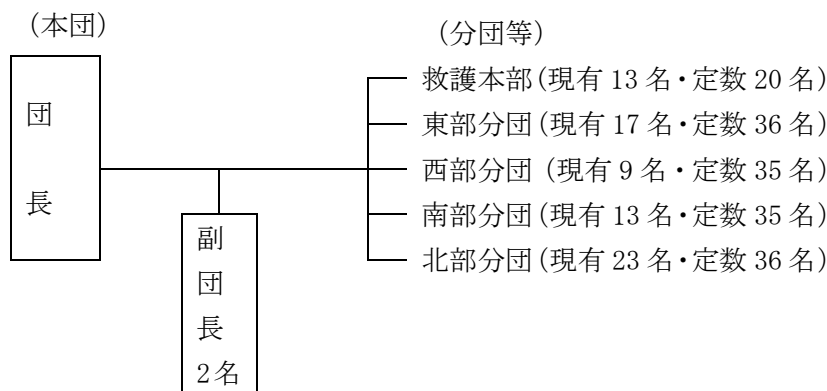
- (2) 防災措置実施機関、関係民間団体等との相互連絡の強化、事故対策に関する計画の策定、必要資機材の備蓄整備を図る。
- (3) 危険物積載船舶乗組員及び関係者の防災思想の啓発・教育・訓練・講習会を実施する。

<塩竈市消防団現勢> (令和4年3月現在)

○ 塩竈市消防団の組織等



○ 塩竈市塩竈消防団の組織



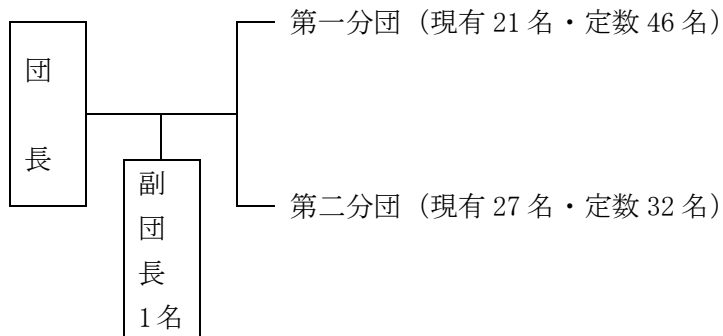
団名	階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計 (定数)
	分団名								
塩竈消防団	本団	1	2						3 (3)
	東部分団			1	1	3	4	8	17 (36)
	西部分団			1	1		3	4	9 (35)
	南部分団			1	1	3	2	6	13 (35)
	北部分団			1	1	3	5	13	23 (36)
	救護本部					1		2	10
合計		1	2	4	5	9	16	41	78 (165)



○ 塩竈市浦戸消防団の組織

(本団)

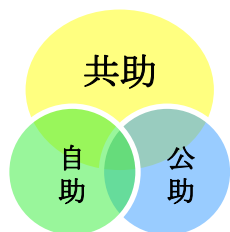
(分団等)



団名	階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計 (定数)
	分団名								
浦戸消防団	本団	1	1						2 (2)
	第一分団 (寒風沢)			1		1	1	5	8 (24)
	(野々島)				1	1	2	6	10 (12)
	(朴島)					1	1	1	3 (10)
	第二分団 (桂島)			1		1	5	15	22 (21)
	(石浜)				1		1	3	5 (11)
合計		1	1	2	2	4	10	30	50 (80)

○ 消防団の装備

団	分団名	普通ポンプ自動車	小型動力ポンプ	積載車
塩	東部分団	1	2	
塩	西部分団		2	1
塩	南部分団	1	2	
塩	北部分団		2	1
浦	第一分団 (野々島)		2	1
浦	〃 (寒風沢)		2	1
浦	〃 (朴島)		2	
浦	第二分団 (桂島)		1	1
浦	〃 (石浜)		1	1
合計		2	16	6



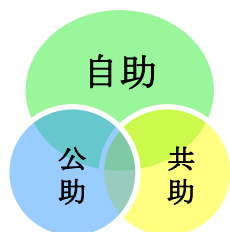
■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 出火防止、火災予防の徹底

1 初期消火体制の強化

地震発生時の火災発生及び延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、事業所等にあっては、防災教育及び防災訓練により防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 出火防止、火災予防の徹底

1 初期消火体制の強化

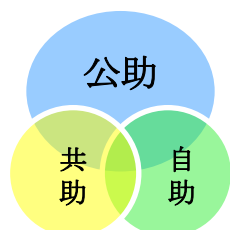
地震発生時の火災発生及び延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、市民は、防災教育及び防災訓練により初期消火対策の確立を図る。

## 第2節 緊急輸送体制の整備

### 目的

大規模な地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市及び県、関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 緊急輸送ネットワークの形成

##### 1 緊急輸送ネットワークの設定

市・県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送道路網や輸送拠点(港湾、漁港、卸売市場等)・集積拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

##### 2 緊急輸送ネットワークの安全性確保

市及び関係機関は、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性や津波災害に対する安全性の確保に配慮する。

また、国土交通省の定める無電柱化推進計画に基づき、災害時の緊急輸送ネットワークの安全を確保するため、緊急輸送路における無電柱化を推進していく。

#### 第2 緊急輸送道路の確保(国土交通省仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、警察署、塩竈市)

##### 1 「緊急輸送道路ネットワーク計画」の策定、関係施設の整備

道路管理者(市・県・国)は、関係機関と協議し地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路(以下、「緊急輸送道路」という。)を選定し、これらを有機的に連結させた「緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、港湾等管理者は、「緊急輸送道路ネットワーク計画」により防災拠点として位置づけられている港湾施設について、耐震化・耐浪化の整備等を進め、海上輸送拠点として緊急輸送活動を支援するために必要な施設の確保に努める。

市はこれらの対策の実施に協力する。

##### 2 緊急輸送道路の確保体制の整備

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。(緊急輸送道路ネットワークは地震編資料4-1 塩竈市主要道路網図参照)

##### 3 災害発生時の運転者の義務の周知

市は災害発生時において、災害応急対策等に必要の人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合、警察署等が実施する、できる限り安全な方法により「車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない」といった運転者の義務等についての周知に協力する。

#### 4 道路啓開体制の整備

- (1) 市及び道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定等の締結に努める。
- (2) 道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。
- (3) 市及び県は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

### 第3 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

市は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上（病院、役所、学校等）に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

### 第4 緊急輸送体制

#### 1 緊急通行車両に係る確認手続き（警察署）

市は、災害対策基本法に基づき交通規制が行われた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を受ける。

- (1) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両は、所管する各部が県警察本部、警察署又は交通検問所で証明書等の交付を受ける。
- (2) 各部の所管する車両のうち、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けていない車両は、所管する各部が緊急通行車両確認申請書により警察署に申請し、証明書等の交付を受ける。
- (3) 各部で調達した車両は、上記の手続きにより証明書等の交付を受ける。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 標章の長さの単位は、センチメートルとする。(縦 15cm×横 21cm)

## 2 緊急輸送に関する協定

### (1) 配送に関する協定

市は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて(公社)宮城県トラック協会や輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

また、平時より(公社)宮城県トラック協会等と合同で、物流実働訓練を実施する。

### (2) 仕分けに関する協定

市は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、必要に応じて関係機関などとの協定を締結するなど連携を図る。

### (3) 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

## 3 緊急輸送の環境整備

市は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

## 4 燃料優先協定の締結

市は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定を締結する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

## 5 復旧体制の整備

市及び道路管理者は、橋梁、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災

害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

### 第5 港湾・漁港機能の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、発災時における港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。

また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

### 第6 離島への海上輸送の確保

東日本大震災における海上啓開規制の長期化に伴う浦戸地区への物資供給の途絶を鑑み、市は漁協等との物資輸送の協定を締結して海上輸送の確保に努める。

また、災害時にも本土－浦戸地区間の地域交通が分断されないよう、平常時から離島航路への支援を行い、実情に応じた持続可能な公共交通の維持を図る。

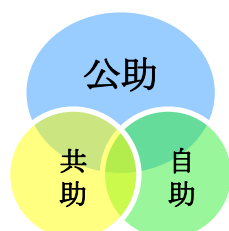
## 第23節 避難対策

### 目的

大規模地震災害時には、地震あるいは火災等の二次災害により、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所及び避難場所等へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に市民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、避難所等の確保、避難誘導、避難行動要支援者の支援等、地震災害時の避難対策の体制の確保に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 徒歩避難の原則の周知

東日本大震災の地震発生時には、自動車での避難が多数あり、渋滞や避難所付近の道路、指定避難所の校庭が混雑したことから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則を周知する。

#### 第2 指定緊急避難場所の確保

##### 1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市は、大規模な地震による火災、津波等の災害から市民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、市民や滞在者へ周知徹底する。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。

また、次の事項について周知徹底に努める。

- (1) 万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じること
- (2) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等を行うべきこと
- (3) さらに指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があること

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開

放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

## 2 公共用地等の有効活用

市は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

## 3 教育施設等を指定する場合の対応

市は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

## 4 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

市は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の生涯学習施設を市民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。また、地域の集会所等についても、町内会等と協議の上活用を検討する。

## 5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等には備蓄倉庫、通信設備を整備する。

## 6 指定緊急避難場所の指定基準等

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

### (1) 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。

### (2) 構造条件

当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

(3) 要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。

(4) 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。

(5) 津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。

(6) 地割れ、がけ崩れのおそれのない場所であること。

(7) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。

(8) 対象とする地区の市民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

(9) 夜間照明及び情報機器等を備えていること。

(10) 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。

(11) 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

(12) 被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機、ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。

(13) 積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。

## 7 指定緊急避難場所

本市の指定緊急避難場所は、地震、津波、風水害の災害事象に対する要件を勘案したものとし、次の施設(場所も含む)を指定する。

なお、市は指定緊急避難場所の抱える課題等の解消に努める。



## ＜指定緊急避難場所一覧表＞

No	施設・場所名	住所	収容人数	備考
1	市立第一小学校	塩竈市泉ヶ岡 1-1	2,700人	校庭
2	市立第二小学校	塩竈市小松崎 10-1	3,300人	校庭
3	市立第三小学校	塩竈市花立町 15-1	2,400人	校庭
4	市立月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘 2-1	3,000人	校庭
5	市立杉の入小学校	塩竈市杉の入 1-19-1	11,700人	校庭
6	市立玉川小学校	塩竈市玉川 2-9-1	2,500人	校庭
7	市立第一中学校	塩竈市みのが丘 3-1	3,000人	校庭
8	市立第二中学校	塩竈市楓町 2-10-1	4,800人	校庭
9	市立第三中学校	多賀城市笠神 2-1-1	1,100人	校庭
10	市立玉川中学校	塩竈市権現堂 19-1	8,400人	校庭
11	市立浦戸小中学校	塩竈市浦戸野々 島字馬越8	900人	校庭
12	桂島ステイ・ステーション	塩竈市浦戸桂島 字台23	1,400人	校庭
13	寒風沢ステイ・ステーション	塩竈市浦戸寒風 沢字中月21	1,300人	校庭
14	宮城県塩釜高等学校 (東キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡 7-1	3,200人	校庭
15	塩竈市体育館	塩竈市今宮町 9-1	3,100人	駐車場
16	塩竈市温水プール	塩竈市字杉の入 裏39-173	2,100人	駐車場
17	塩釜港湾合同庁舎	塩竈市貞山通 3-4-1	130人	会議室（2階）
18	稻荷神社境内	塩竈市尾島町 3-12	200人	
19	塩竈市役所	塩竈市旭町 1-1	400人	駐車場
20	願成寺境内	塩竈市錦町 3-5	700人	駐車場
21	東玉川公園	塩竈市石堂 2番地内	300人	
22	玉川公園	塩竈市母子沢町 17番地内	400人	
23	宮城県塩釜高等学校 (西キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡 10-1	7,200人	校庭
24	大日向児童遊園	塩竈市大日向町 5番地内	200人	
25	月見ヶ丘スポーツ広場	塩竈市月見ヶ丘 6番地内	5,900人	
26	市営清水沢住宅児童公園	塩竈市清水沢	300人	

		2-23番地内		
27	清水沢公園	塩竈市清水沢 1-37番地内	5,400人	
28	宮城県仙台台地方振興事務所 水産漁港部	塩竈市新浜町 1-9番地内	300人	駐車場
29	松陽台公園	塩竈市松陽台 1-18番地内	1,900人	
30	青葉ヶ丘公園	塩竈市青葉ヶ丘3 番地内	1,600人	
31	千賀の台公園	塩竈市千賀の台 2-6番地内	3,900人	
32	鹽竈神社境内	塩竈市一森山 1番地内	3,100人	
33	梅宮神社境内	塩竈市梅の宮 15-35	900人	
34	伊保石公園	塩竈市字伊保石 95-1	1,000人	
35	神明社境内	塩竈市浦野々 島字朴島	40人	
36	パチンコタイガー塩釜店	塩竈市港町 1-7-5	680人	津波避難ビル (立体駐車場2～4階)
37	イオンタウン塩釜	塩竈市海岸通 15-100	2,450人	津波避難ビル (屋上駐車場)
38	マリゲート塩釜	塩竈市港町 1-4-1	830人	津波避難ビル (2～3階)
39	塩竈倉庫	塩竈市港町 1-7番地内	250人	津波避難ビル (港町一号倉庫3階)
40	ホテルグランドパレス塩釜	塩竈市尾島町 3-5	671人	津波避難ビル (宴会場2～3階)
			<b>93,651人</b>	

津波避難場所 5箇所

(震災編資料13-1 指定緊急避難場所、指定避難所一覧表参照)

(震災編資料13-2 指定緊急避難場所・指定避難所位置図参照)

### 第3 避難路の確保

#### 1 地震・津波避難ルートを設置

東日本大震災における避難では、徒歩避難を周知していたが、車避難による混雑・渋滞でスムーズな避難ができなかった。また、特に津波避難における避難路が明確でなかったことも避難混乱をきたした要因でもある。

そのため、下記の3種類の避難路ルートを明示して、避難路の確保・整備を進める。

- (1) 指定避難所へ向かう避難道路
- (2) 指定避難所へ向かう歩行者避難路
- (3) 津波避難ビルから避難する徒歩避難路

## ＜地震・津波避難ルート一覧＞

番号	地震・津波避難路線	目標避難所等	避難道路区分
1	新浜町泉沢線	市立杉の入小学校	指定避難所へ向かう 避難道路
2	藤倉庚塚線	市立第二中学校	
3	小松崎松陽台線	市立第二小学校	
4	塩竈神社参道線	市立第一中学校	
5	本町南町線	市立第一小学校	
6	花立町二号線	市立第三小学校	
7	第三中学校避難路	市立第三中学校	
8	新富町笠神線		
9	八幡築港線	市立第三中学校	
10	新富町貞山通線	塩釜港湾合同庁舎	
11	舟入二号線	市立第三中学校	
12	杉の入一丁目一号線	市立杉の入小学校	指定避難所へ向かう 歩行者避難路
13	北浜二丁目三号線	市立第二小学校	
14	地盤国有公園第二小学校避難路		
15	本町7号線	市立第一小学校	
16	牛生町笠神線	市立第三中学校	
17	マリンデッキ	イオンタウン塩釜、マリンゲート塩釜	津波避難ビルから 避難する徒歩避難路

(津波編資料2-2 津波避難ルート明示図参照)

なお、指定避難所等への経路を避難路として指定する場合、「宮城県津波対策ガイドライン」(令和4年8月改定)に基づき整備し、次の事項に留意する。

- ① 十分な幅員があること。
- ② 万一に備えた複数路の確保。
- ③ 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- ④ 避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等

市は、上記条件を満たす避難路を選定する場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び警察署と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

## 第4 避難路等の整備

### 1 避難路・避難階段の整備・改善

市は、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、適宜、手すり・階段等、地域の実情に応じた避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯、積雪などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

## 2 避難路等の安全性の向上

市は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を実施する。

なお、積雪寒冷地においては、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に配慮する。

## 3 避難誘導標識等の設置

### (1) 避難誘導標識等の整備

市は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、市民等が日常生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。誘導標識を設置する際には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

### (2) 多言語化の推進

市は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

## 第5 避難誘導體制の整備

### 1 行動ルールの策定

市は、消防団員、警察官、交通安全指導員、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、支援者、市民等に周知し、二次被害の防止に努める。

### 2 避難誘導・支援訓練の実施

市は、避難誘導・支援訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

### 3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市は、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市内の福祉団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時に配慮を要する避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

## 第6 避難行動要支援者の支援方策

### 1 避難行動要支援者の支援方策の検討

市は、地震等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

### 2 避難行動要支援者の支援体制の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に

関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

### 3 社会福祉施設等における対応

#### (1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

#### (2) 緊急時情報伝達手段の確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

#### (3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を平常時から行っておくよう努める。

### 4 在宅者対応

#### (1) 情報共有及び個別避難計画の策定

市は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、具体的な避難方法をまとめた個別避難計画の策定等に努める。

#### (2) 避難支援に配慮した方策の検討

市は、個別避難計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

#### (3) 感染症の自宅療養者への対応

市の福祉担当部局は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）と連携し、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

### 5 外国人等への対応

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

#### (1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備。

#### (2) 指定緊急避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラム（絵文字）の活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進。

#### (3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及。

#### (4) 外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

## 第7 消防機関等の対応

### 1 救助・救急活動の実施体制確保

市は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動

の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行う。

なお、救助・救急活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

## 2 消防職員の安全確保対策

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

## 第8 教育機関における対応

### 1 児童生徒等の安全対策

#### (1) 引渡しに関するルールの策定

市及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定め、その適切な運用を図る。

#### (2) 安全確保対策の検討

学校等の校長又は園長（以下「校長等」という。）は、地震が発生した場合又は市が避難の指示を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図る対策をあらかじめ検討する。

#### (3) 引渡し対応

学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促す。

### 2 連絡・連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と連絡・連携体制の構築に努める。

## 第9 避難計画の策定

### 1 市の対応

#### (1) 市は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の市民等への周知徹底を図る。

なお、積雪寒冷地においては、避難経路上の積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮する。

① 避難情報の発令を行う具体的な基準及び伝達方法

② 避難路及び避難経路、誘導方法

③ 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員

④ 指定避難所の名称、所在地、収容人員

また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進をはかるよう努める。

#### (2) 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の

共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (3) 東日本大震災時の避難行動においては自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点として「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられた。また、令和3年度に実施した町内会へのアンケート結果では、「避難行動要支援者の避難支援や避難所の位置（高台や遠方）によって自動車による避難は必要である」や「津波で車がなくなると後の生活が大変である」というように、「自動車避難は必要である」との意見が複数挙げられた。そのため、塩竈市における最適な避難のあり方についてシミュレーションや実地検証を行い、自動車避難に関するガイドラインの整備に努める。

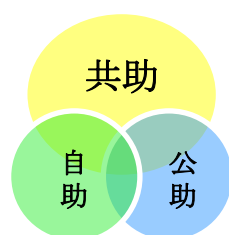
## 2 公的施設等の管理者

学校等、病院、駅、公民館、体育館、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模地震災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

## 第10 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載したマップの作成、市民への配布等を積極的に行う。また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、防災行政無線、HP、公式SNS等の広報に習熟する。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 避難誘導體制の整備

### 1 避難誘導・支援訓練の実施

市が行う避難誘導、支援訓練への参画及び協力する。

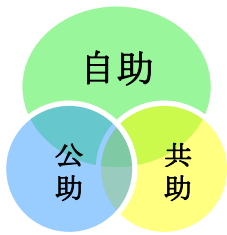
## 第2 避難行動要支援者の支援方策

### 1 避難行動要支援者の支援体制の整備

平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。また避難支援等の実施者の確保に協力する。

## 第3 個別避難計画の作成

自主防災組織は、地域の防災マップの作成に積極的に参加し、災害からの避難に対する理解の促進をはかるよう努める。また、自主防災組織は、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮し、個別避難計画の作成に協力する。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 徒歩避難の原則

地震発生時の避難については、徒歩による避難に心掛ける。

### 第2 指定緊急避難場所の確保

#### 1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

自らが避難する指定緊急避難場所について、地域の防災マップを活用し、日頃から家族等と確認する。

### 第3 避難誘導體制の整備

#### 1 避難誘導・支援訓練の実施

市が行う避難誘導、支援訓練への参画及び協力する。  
市や町内会、自主防災組織が行う防災訓練へ積極的に参加する。

### 第4 避難行動要支援者の支援方策

#### 1 避難行動要支援者の支援体制の整備

平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

### 第5 教育機関における対応

#### 1 児童生徒等の安全対策

災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを習熟する。

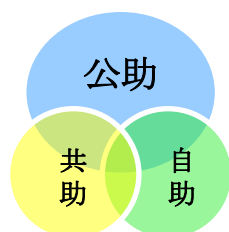


## 第24節 避難受入れ対策

### 目的

大規模地震災害時には、地震、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、市は事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるように、それぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、自主的な指定避難所等の運営・管理、家族間の安否確認方法等、避難受入れに係る対策の習熟に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 避難所の確保

##### 1 指定避難所の選定と周知

市は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した市民等を受け入れるための指定避難所として、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難受入れ施設を、その管理者の同意を得た上であらかじめ選定、確保し、整備を図るとともに、平常時から、指定避難所の位置や、収容人数、避難に当たっての方法を市民に周知する。

この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

##### 2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

###### (1) 指定緊急避難場所

災害（地震、津波、高潮、土砂災害、大規模火災、内水氾濫、洪水、火山現象）から一時的に避難するための場所で、学校のグラウンドや公園、あるいは津波から逃げるための建物など、市民の安全を確保する場所。

###### (2) 指定避難所

市が開設する被災者が一定期間滞在するための施設で、学校の体育館や公民館など、避難者の安全と一定の生活環境が確保される施設。

###### (3) 自主運営避難所（集会所等）

指定避難所での避難者受け入れが困難な災害が発生したときに、町内会が開設から運営まで行う自主運営避難所と位置づけ、開設は短期間程度で指定避難所の補完をする施設。

##### 3 指定避難所の代替施設の指定

市は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

#### 4 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件：避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

なお、自主運営避難所は、「本編第2章 第23節 避難対策 第2 指定緊急避難場所の確保」及び「本節第1の4 指定避難所の指定基準」をできるだけ満たす施設を設定する。

#### 5 指定避難所及び自主運営避難所

本市の指定避難所は、地震、津波、風水害の災害事象に対する要件を勘案したものとし、次の施設を指定する。

<指定避難所一覧表>

No	施設・場所名	住所	収容対象地	避難所 収容人数	備考
1	市立第一小学校	塩竈市泉ヶ岡1-1	学区内地区	300人	体育館等
2	市立第二小学校	塩竈市小松崎10-1	学区内地区	400人	体育館等
3	市立第三小学校	塩竈市花立町15-1	学区内地区	400人	体育館等
4	市立月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘2-1	学区内地区	300人	体育館等
5	市立杉の入小学校	塩竈市杉の入1-19-1	学区内地区	400人	体育館等
6	市立玉川小学校	塩竈市玉川2-9-1	学区内地区	200人	体育館等
7	市立第一中学校	塩竈市みのが丘3-1	学区内地区	300人	体育館等
8	市立第二中学校	塩竈市楓町2-10-1	学区内地区	400人	体育館等
9	市立第三中学校	多賀城市笠神2-1-1	学区内地区	500人	体育館等
10	市立玉川中学校	塩竈市権現堂19-1	学区内地区	400人	体育館等
11	市立浦戸小中学校	塩竈市浦戸野々島字馬越8	野々島	200人	体育館等
12	桂島ステイ・ステーション	塩竈市浦戸桂島字台23	桂島、石浜	100人	体育館等
13	寒風沢ステイ・ステーション	塩竈市浦戸寒風沢字中月21	寒風沢	100人	体育館等
14	塩竈市公民館	塩竈市東玉川町9-1	南部地区の一部	200人	
15	宮城県塩釜高等学校(東キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡7-1	泉ヶ岡の一部、香津町	1,187人	体育館等
16	塩竈市体育館	塩竈市今宮町9-1	字伊保石、字長沢、長沢町、今宮町、清水沢	549人	第2競技場(サブアリーナ)
17	塩竈市温水プール	塩竈市字杉の入裏39-173	新浜町2・3丁目	40人	軽運動場
18	塩釜港湾合同庁舎	塩竈市貞山通3-4-1	貞山通	450人	2階会議室
19	一森山道場	塩竈市宮町7-15	第一中学校学区内地区	168人	
				<b>6,594人</b>	

指定避難所 19箇所

(震災編資料13-1 指定緊急避難場所、指定避難所一覧表参照)

(震災編資料13-1 指定緊急避難場所、指定避難場所一覧表参照)

(震災編資料13-2 塩竈市指定緊急避難場所・指定避難所位置図参照)

## 6 指定避難所の施設、設備の整備

### (1) 指定避難所の施設の整備

市は、指定避難所において、飲料水兼防災貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、換気、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

### (2) 物資等の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等に配慮した物資を備蓄するとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

## 7 指定避難所等の運営・管理

### (1) 指定避難所の運営・管理

震災による市民の生命の安全を確保するため、避難所の運営・管理にあたっては、防災関係機関等が相互に緊密な協力を行いながら、あらかじめ策定している「塩竈市避難所運営マニュアル」や「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月策定)を参考にしながら、避難所における良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

なお、市は指定避難所の抱える課題の解消に努める。

- ① 市は、市民等に対し、市民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の市民への普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。
- ② 避難所運営に携わる職員の実態を把握し、必要なサポート体制を構築するとともに、職員が避難所運営に携わる際に安心して子どもを預けることができるよう、託児所との災害時託児協定の締結を検討する。
- ③ 指定避難所の管理責任者(班長・副班長)をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努め、特に発災から72時間以降においては、女性の管理責任者を配置する体制を検討する。
- ④ 女性を指定避難所の管理責任者に任命した場合は、女性特有の悩みや要望等に対応するための相談役の設置を検討する。
- ⑤ 市職員を対象に「男女共同参画の視点から避難所運営の在り方」に関する勉強会等を開催するとともに、若い女性職員を対象とした避難所管理責任者の育成に努める。

- ⑥ 指定避難所の運営に女性の参画を推進するため、市民を対象とした避難所運営に関する勉強会等を開催するとともに、防災リーダーの育成セミナー等の開催やコミュニティスクールを活用した女性協力員の発掘に努める。
  - ⑦ 男女及び性的マイノリティ（LGBTQ 等）のニーズの違い等多様な視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討する。
    - ア 指定避難所運営での、女性の会議等の設置
    - イ 女性専用スペースの設置と、情報交換や相談等ができる場所の確保
  - ⑧ 高齢者や障がい者等の要配慮者が安心して生活できるよう個別スペース等配慮する。
  - ⑨ 指定避難所ごとに、女性の視点を取り入れた避難所レイアウト案の作成に努めるとともに、あらかじめ女性用トイレの必要数を確認し、確保する体制を検討する。
  - ⑩ 指定避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備し、避難者数を想定して、必要最小限の水、食糧及び毛布等の備蓄に努める。
  - ⑪ 女性の視点から必要な備蓄品を把握するため、市民を対象にLINE等を活用したアンケート調査を実施するとともに、その備蓄品の確保に努める。
  - ⑫ 指定避難所ごとの備蓄品に関するデータを整理し、関係者で共有するとともに、管理方法に関するルールをあらかじめ定めておく。
  - ⑬ 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し配置しておく。
  - ⑭ ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。
  - ⑮ 市は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に指定避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。
  - ⑯ より早い段階での指定避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、指定避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておく。
  - ⑰ 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に指定避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
  - ⑱ 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
  - ⑲ 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- (2) 自主運営避難所の運営、管理
- ① 自主運営避難所は、自主防災組織及び町内会が開設から運営、管理まで行う。ただし、開設は3日程度とする。

なお、市は、自主運営避難所の運営、管理の支援について、自主防災組織及び町内会と協議・調整を行う。
  - ② 市は、自主運営避難所に対して災害用資機材（発電機、スタンド付バルーン型電燈、コードリール、燃料ガソリン等）を整備する。

③ 市は、自主防災組織及び町内会が自主運営避難所を適切に運営、管理できるよう、避難訓練等を活用し、避難所運営について指導する。

④ 市は自主運営避難所開設時の事故発生等、自主運営避難所の抱える課題等の解消に努める。

## 8 国・県有施設を指定避難所とする場合の対応

市は、国・県有施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ国・県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

## 9 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

### (1) 運営体制等についての協議

市は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

### (2) 運営取組の促進

市は、学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、教育委員会、学校等と地域、関係機関との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校等、地域、関係機関の取組を促進する。

### (3) 防災機能の強化

市は、小中学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、飲料水兼防火貯水槽、備蓄倉庫、仮設トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

## 10 福祉避難所の確保

### (1) 福祉避難所の指定及び整備

市は、県と連携を図りながら、民間の特別養護老人ホーム等の社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所を必要に応じ、開設できるように事前に協定を結ぶ。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定する。

### (2) 福祉避難所の公示

市は、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

### (3) 福祉避難所の指定基準

① バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

② 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

③ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限

り確保されること。

#### (4) 他市町村での受入れ拠点の確保

市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市域を越えて受け入れる拠点の確保に努める。

### 1 1 災害発生のおそれ段階での広域避難への対策

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、広域避難の用にも供することについても定めるなど、災害発生のおそれ段階において他の市町村から避難者を受け入れることができるよう、施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

### 1 2 広域避難（広域一時滞在）の対策

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞りに係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 第2 避難の長期化対策

### 1 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。指定避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、市及び県は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

### 2 生活環境の確保

市は、指定避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するためパーテーションによる仕切りの確保や、出入口の段差の解消、表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、指定避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

## 第3 避難所における愛護動物の対策

市は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

## 第4 応急仮設住宅対策

### 1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の確保

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、県等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

## 第5 帰宅困難者対策

### 1 基本原則の周知

市は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」と

いう基本原則について、平常時から積極的に広報し、市民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

## 2 安否確認方法の周知

市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話による「災害用伝言板」や「災害用伝言ダイヤル 171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

## 3 企業・学校等の取組の促進

市は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、什器・備品の固定の促進を図る。

## 4 避難対策

### (1) マニュアルの作成

市は、県と連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

### (2) 情報伝達体制の整備

市は、県と連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

### (3) 備蓄の確保

市は、県と連携して帰宅困難者が避難することが想定される指定避難所等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる市民への支援策を検討する。

## 5 徒歩帰宅者対策

市は、県と連携して各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

## 6 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市内で店舗を経営する事業者が加盟する、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め、帰宅困難者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保する。また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

## 7 訓練の実施

市は、県と連携して関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

## 8 帰宅支援対策

市は、県と連携して鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

## 9 地域協議会等の設置

市は、県と連携して主要な駅を中心とした帰宅困難者対策を検討するため、鉄道事業者、警察、周辺の主要企業等関係機関が参画した地域協議会等の設置が進むよう、連携して取り組む。

## 第6 被災者等への情報伝達体制等の整備

### 1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に同報系防災行政無線等(戸別受信機を含む)の充実を図るとともに、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話などのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

市は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、外国人等、情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 役割・責任の明確化

市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

市及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の市町村への避難者への対応

市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

5 被害・安否情報収集・伝達体制の確保

市は県に協力し、災害時に安否不明者行方不明者となる疑いのある者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう努める。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第7 孤立集落対策

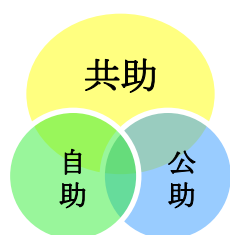
1 市は、地震・津波で長期間道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、市民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある浦戸などの地域について、集落と市間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、移動系無線等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。

2 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。また、市は、県と連携して防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。

3 市は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。



- 4 市は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ市民に対し周知する。また、施設の耐震化・耐浪化等を推進する。
- 5 市は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺市民に危険箇所を周知する。
- 6 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- 7 市は、地震による浦戸地域への臨時ヘリポートの確保に努める。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

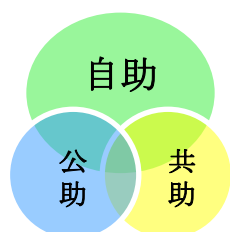
## 第1 避難所の確保

### 1 指定避難所等の運営・管理

- (1) 自主運営避難所を確保し周知に努める。
- (2) 自主運営避難所は、自主防災組織及び町内会が開設から運営、管理まで行う。
- (3) 自主運営避難所の抱える課題等の解消に努める。

## 第2 孤立集落対策

- 1 自主防災組織等は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等、自主防災組織レベルでの備蓄に留意する。



■ 塩竈市民等の役割 ■

## 第1 避難所の確保

### 1 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市民は、避難生活を送る場所として整備された指定避難所、緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて習熟する。

### 2 指定避難所等の運営・管理

市民は、市民参加による避難所開設訓練等を通じて、指定避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の習熟に努める。

## 第2 帰宅困難者対策

### 1 安否確認方法の周知

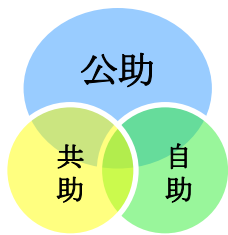
市民は、家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話による「災害用伝言板」や「災害用伝言ダイヤル 171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく。

## 第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保

### 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、市は物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は自主的に食料、飲料水、燃料及び生活物資の備蓄を行い、避難行動要支援者等に対し支援を行う体制を構築する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 市が市民等へとるべき措置

- 1 市は、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう広報誌やパンフレット等により啓発を行う。
- 2 市は、市民が小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

#### 第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定

市は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一する。

#### 第3 食料及び生活物資等の備蓄

##### 1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

市は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

##### 2 公共用地、国有財産の有効活用

市及び県は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

##### 3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

市は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等に集中備蓄し、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行うなど、それぞれの備蓄拠点を設け

る体制の整備に努める。

#### 4 備蓄拠点の整備

市は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

#### 5 備蓄物資の選定時の配慮

市は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

#### 6 データベースの構築とパッケージ化の検討

市は、あらかじめ予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品（毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等）をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

### 第4 食料及び生活物資等の調達体制

#### 1 食料・生活物資の調達

食料・生活物資等の供給を補完するため、あらかじめ、関係業界と協議し、『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。また、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

災害発生時には、協定に基づき、協定締結業者等に対し、供給の要請を行うものとし、災害時における食料等の調達の確保を図る。

なお、仮設トイレや段ボールベッドなどの備蓄困難な資機材についても、メーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

#### 2 飲料水の確保・応急給水用資機材の整備

東日本大震災では、給水に長時間要した、給水時間が明確に示せなかった等、教訓を得た。

そのため、次のような飲料水の調達（応急給水活動）体制、設備の整備を行う。

- (1) 市は、震災等による緊急時には、配水池緊急遮断弁及び耐震性貯水槽により応急給水用の水を確保する。
- (2) 市は、震災時において飲料水が不足する場合の応急給水について、『日本水道協会東北地方支部災害時相互応援協定』、『仙塩地区管工事業協同組合災害時応援協定』等を基に関係機関に応援要請を行い、飲料水を確保する。
- (3) 市は、水道施設が被災した場合に直ちに応急対策活動に着手するため、応急給水に必要な資機材の整備・備蓄を計画的に行うとともに、緊急時の調達方法を定めておく。
- (4) 市は、震災時における応急給水に必要な給水車、給水タンク及び浄水機等の給水資機材をあらかじめ整備する。
- (5) より迅速で確実な応急給水ができるように、応急給水ポイントの周知に取り組むとともに、他の水道事業者や市民団体などとの協力体制の強化に取り組む。

- 3 市は、自主防災組織や町内会と連携し、災害時における高齢者や要支援者の給水支援体制の構築に努める。その際、自主防災組織や町内会に対し、給水支援の具体的な内容（どこの誰が支援を必要としているのか、個別の給水量はどの程度か、等）について明示する。

## 第5 燃料の確保

東日本大震災では、大災害時に備え、石油商業協同組合と災害時協定を締結していたが、供給元やガソリンスタンドが被災し、実行不可能となり、ガソリン不足で病院、指定避難所、自主運営避難所等の発電機が使用できない等、災害時の燃料確保の課題が残った。

そのため、燃料の確保のための次の対策を実施する。

### 1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、新たな災害時協定として、石油油槽所から直接給油可能な石油元売り大手との災害時協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

また、東日本大震災における燃料不足の教訓を踏まえ、災害対応活動や市民生活への影響を軽減できるように、県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に努める。

### 2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

#### (1) 停電時の対策強化

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、72時間の事業継続が可能となる電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備え、その活用体制を整備するとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

#### (2) 平常時からの燃料確保

災害応急対策車両に指定した車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

### 3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

### 4 自主防災組織等への支援

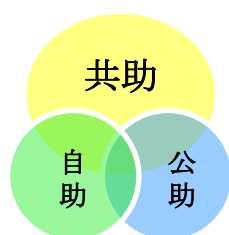
(1) 市は、自主防災組織等への携行缶の支援を行い、災害対策における共助体制の支援を行う。

(2) 市は、人工透析患者等への優先給油依頼書を発行して優先給油を行う。

### 5 普及啓発

#### (1) 燃料管理等の普及啓発

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

#### 第1 食料及び生活物資等の調達体制

##### 1 食料及び飲料水の調達

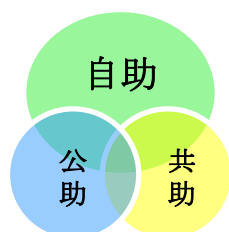
事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには市民を考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。

自主防災組織や町内会は、市と連携して災害時における高齢者や要支援者の給水支援の体制の構築に努める。

#### 第2 燃料の確保

##### 1 自助努力の徹底

事業活動において、車両が必要不可欠な事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

#### 第1 市民等のとるべき措置

- 1 市民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 市民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。特に常備薬等の個人により必要な生活用品については備蓄に努める。
- 3 市民は、地域における市民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。

#### 第2 燃料の確保

##### 1 市民等の自助努力の徹底

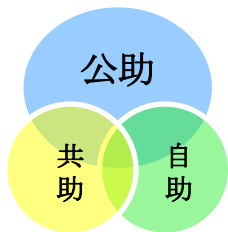
- (1) 日常生活において、車両が必要不可欠な市民は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。
- (2) 市民は、石油やカセットガスコンロの備蓄など代替燃料確保を心掛け、災害時の炊飯・暖房等の自助努力に努める。

## 第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

### 目的

大規模地震災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があることや、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、市及び関係機関はその対策について整備する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、災害発生時の高齢者、障がい者等への対応や外国人支援等について、行政と連携した防災体制の整備を行うとともに、要配慮者自身は自らの備えを行う。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 高齢者、障がい者等への支援対策

一般に要配慮者と考えられる、障がい者、介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、市、県、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

##### 1 要配慮者の災害予防対策

###### (1) 市地域防災計画・全体計画の策定

市では、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）に基づき、自助・共助を中心とした地域における要援護者避難支援の体制づくりを進めるため、平成20年に塩竈市災害時要援護者支援プランを策定し、民生委員児童委員や社会福祉協議会の協力を頂き、災害時要援護者台帳整備を進めてきた。

災害時要援護者台帳登録者数（令和4年12月現在）644人

（震災編資料15-1 地区別人口と避難行動要支援者数一覧表 参照）

（震災編資料15-2 地区別人口と避難行動要支援者数分布図 参照）

東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年6月、災害対策基本法が改正され、災害時の避難に特に支援を要する方の名簿作成を市町村に義務付けすること等が明記された。また国では、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）を全面的に改定し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を示し、本市においても、同指針に基づき「塩竈市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定する。

##### 2 在宅の避難行動要支援者の災害予防対策

###### (1) 避難行動要支援者避難支援プランの策定及び避難行動要支援者名簿の作成

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を踏まえ、避難行動要支援者避難支援プラン（以下、「支援プラン」という。）を作成する。支援プランに基づき、民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織等の協力を得て避難行動要支援者名簿（以

下、「名簿」という。)を整備する。また、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難先、避難支援者、具体的な避難方法等について記載した避難行動要支援者台帳(個別避難計画)を策定するよう努める。

#### 【避難行動要支援者の範囲】

生活の基盤が自宅にある方で、以下の要件に該当する方

- ① 65歳以上の方のみの世帯
- ② 要介護認定3～5を受けている方
- ③ 身体障害者手帳1・2級所持者
- ④ 知的障害で療育手帳にA所持者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
- ⑥ 特定医療費(指定難病)受給者

\*その他災害時に自ら避難することが困難な方で、避難支援を要すると市長が認めるもの

#### 【避難支援等関係者】

避難行動要支援者名簿に記載された近隣市民等の避難支援者、町内会・自治会、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者

### (2) 要配慮者の把握

市は、関係部局及び県等に対し、要介護認定情報、民生委員・児童委員の協力を得て実施する一人暮らし高齢者調査の調査結果、各種障害者手帳台帳、難病患者等の情報提供を求め、要配慮者について常に最新の情報を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、市は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

#### ① 要配慮者の所在把握

ア 市は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。

イ 平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

ウ 市は、自主防災組織、自治会、町内会等の地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

#### ② 所在情報の管理

ア 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

イ 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

ウ 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

### (3) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための名簿を作成



する。避難行動要支援者の範囲に該当しない者であっても、避難行動支援が必要と認められる者については、本人からの申し出（手上げ方式）により避難行動要支援者名簿に掲載する。

また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

#### (4) 個別避難計画の作成・更新

市は、避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。個別避難計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。

また、個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

#### 【個別避難計画 記載事項】

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ⑧ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ⑨ ①～⑧のほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

#### (5) 避難行動要支援者情報の関係における共有と情報漏えいの防止

災害時における関係機関の役割を踏まえ、避難支援等関係者間で名簿を共有する体制を構築する。

平常時における名簿の提供にあっては、避難行動要支援者の同意を得ることを基本とするが、同意を得られない者についても、公益上の必要があると認めたときは情報を提供できるものとする。ただし、この場合にあっては、塩竈市個人情報保護審査会の意見を聴取する。

また、災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿を避難支援等関係者に提供することができる。

なお、情報を提供する場合には、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることや、個人情報の取り扱いについて説明するなどし、情報の漏えい防止等の適切な管理を行う。

#### (6) 名簿の提供

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。

あわせて、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。



## (7) 個別避難計画の提供

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

## (8) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

## (9) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

## (10) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、避難行動要支援者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

## (11) 支援体制の整備

市は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、町内会等と連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

体制整備の結果は、町内会、自主防災組織等の会員へ周知する。

## (12) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者を含む市民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

市は、避難行動要支援者を含む市民の避難誘導中の避難支援等関係者の安全確保等にも十分留意し、消防団員の退避ルールを参考とした避難支援等関係者の退避ルールの確立及び避難支援活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

なお、避難行動要支援者本人に対しては、退避ルールを周知するとともに、避難支援等関係者にもどのような事情が発生しているか分からないため、必ずしも避難支援を受けられるものではないこと、その場合において避難支援等関係者の責任を問うことはできないということについて理解を得られるよう努める。

## (13) 見守り体制の強化

市は、すでに整備済みである一人暮らし高齢者や障がい者を対象としたICT機器等を活用した「緊急通報システム」や「高齢者あんしん見守り支援事業」を利用することで協力員や支援者による地域福祉のネットワークづくりに努める。

※緊急通報システムは令和3年9月末で新規受付終了している。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための緊急速報メールや一斉FAX送信等文字情報の提供システムの構築に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自

動消防装置及び火災報知器等の設置を推進する。

(14) 相互協力体制の整備

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣市民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(15) 情報伝達手段の普及

① 市は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及啓発に努める。

② 防災ラジオの配付

市は、避難行動要支援者に対して、防災ラジオの配付を行う。

2 社会福祉施設の予防対策

市は、社会福祉施設と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣市民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

市は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(2) 市町村の域を超えた要支援者の受入れ体制の構築

市は、県と連携を図りながら、市での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、市域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者・障がい者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

市は、県と連携を図りながら、指定避難所の個別スペースや福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。具体的には関係者間で密

接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

### 5 家族を含めた防災訓練の実施

市は、近隣市民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

### 6 要配慮者自身の備え

市は、災害に備えた行動マニュアルの作成や、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方について普及に努める。

なお、要配慮者自身もこれらの備えの自助努力に努める。

- (1) 避難行動要支援者自ら積極的な登録、個別避難計画策定への参加
- (2) 避難する場合は、避難済みの目印を決めておく（避難場所を書いた紙を玄関に張る、黄色い手ぬぐいを玄関に掲示する など）
- (3) 防災用品（最低3日推奨1週間分の食料品や飲料水、医薬品、お薬手帳、補助具等）をそろえる
- (4) 貴重物品や常備薬等をまとめておく
- (5) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (6) 防災訓練や行事に参加する など

塩竈市における要配慮者利用施設等の資料は、地震編資料16 避難行動要支援者等施設に関する資料を参照のこと。

## 第2 外国人への支援対策

市及び県は、在住外国人が災害発生時に言語の不自由さ・生活習慣の違い等から生じる孤立等を防ぎ、迅速かつ的確な対応ができるよう、連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や以下のような災害予防対策を行う。

- 1 市は、防災計画の作成に当たり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- 2 市は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。また、被災・避難状況確認用の災害時多言語表示シート等の整備に努める。
- 3 市は、避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- 4 市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。
- 5 市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- 6 市は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
- 7 市及び県は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 8 市、県及び（公財）宮城県国際化協会は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。また、市は、多文化共生社会形成の視点から外国人市民とともに取り組む地域づくりを推進し、また、生活の壁の解消に向けて外国人市民の自立と社会活動参加を促進する。

### 第3 旅行者への支援対策

#### 1 情報連絡体制の整備及び関係機関との連携

本市は、日本三景のひとつに教えられる松島への観光船の発着基地を有しており、毎年多くの観光客が訪れる。災害時における旅行者等の安全を確保するため、関係機関と連携し避難誘導及び広報体制を整備しておく。

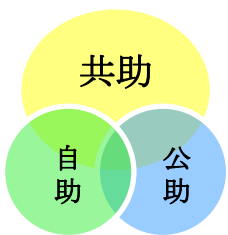
市は、地震及び津波災害時の旅行者の被害状況把握について、（一社）日本旅行業協会東北支部及び（一社）全国旅行業協会宮城県支部に対して協力を要請するとともに、情報連絡体制をあらかじめ整備する。また、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、関係機関との連携体制をあらかじめ整備する。

#### 2 観光施設における防災訓練等の実施

市は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

#### 3 外国人旅行者の安全確保

外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、県及び市町村は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月 国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

#### 第1 高齢者、障がい者等への支援対策

##### 1 在宅の避難行動要支援者の災害予防対策

###### (1) 避難行動要支援者台帳（個別避難計画）の策定

町内会や自主防災組織は、避難行動要支援者一人ひとりに対する個別避難計画である避難行動要支援者台帳の作成に協力する。個別避難計画の策定にあたり、地域性や避難行動要支援者の個々の状況に応じた支援が行えるよう、日頃から市民同士のコミュニケーションを深めておくことが重要である。

###### (2) 支援体制の整備（町内会、自主防災組織との連携）

町内会や自主防災組織は、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、市等と連携して地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制整備に努める。

##### 2 社会福祉施設の予防対策

###### (1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性及び耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に施設内部や周辺のバリアフリー化を図る。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資の配備に努める。

さらに、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を推進する。

## (2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、市と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣市民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

## (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従業者等に対し、避難経路及び避難所等を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。

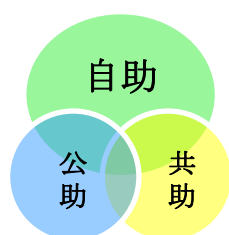
また、入所者及び従業者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

## (4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

## 第2 外国人への支援対策

- 1 外国人を多く就業させている事業所等は、防災講習会の開催や、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- 2 町内会は、外国人居住者との交流を深めるためのコミュニティ活動を推進する。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

## 第1 高齢者、障がい者等への支援対策

### 1 要配慮者自身の備え

要配慮者、またそのうち避難に支援を要する避難行動要支援者は、必ず助けてもらえると思いきりで待っているだけはいけないこと、自ら周囲の人々と良好な関係を築いていく必要があること、避難支援者にもどのような事情が発生しているか分からないため、避難支援者の責任を問うことはできないことを理解する必要がある。そのうえで、災害に備え平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で次の自助努力に努める。

- (1) 避難行動要支援者自ら積極的な登録、個別避難計画策定への参加
- (2) 避難する場合は、避難済みの目印を決めておく（避難場所を書いた紙を玄関に貼る など）
- (3) 防災用品（最低3日推奨1週間分の食料品や飲料水、医薬品、お薬手帳、補助具等）をそろえる
- (4) 貴重物品や常備薬等をまとめておく
- (5) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (6) 防災訓練や行事に参加する など

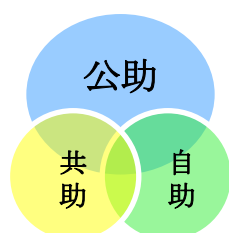
また、支援を受け早期に避難することは、避難支援者の二次災害の防止にもつながるという意識を持つておく。

## 第27節 複合災害対策

### 目的

大規模災害から市民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 複合災害の応急対策への備え

市及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策は、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

##### 1 活動体制

- (1) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (2) 市は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒体制を速やかにとることを考慮する。
- (3) 複合災害発生時は、災害の全体像を把握し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

##### 2 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 市は複合災害時には、本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報について、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- (2) 市、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に係る機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。
- (3) 市、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

- ① 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者

派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。

② ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者

広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。

- (4) 複合災害時において、市、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、市民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

### 3 避難・退避体制の整備

- (1) 原子力災害発生時の複合災害が想定される場合は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。
- (2) 複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (3) 市及び県は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、指定避難所及び避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。

また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

- (4) 市及び県は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

## 第2 複合災害に関する防災活動

### 1 訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

### 2 複合災害に関する知識の普及啓発

市は、原子力災害を含む複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

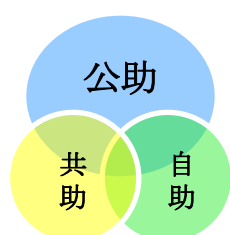


## 第28節 災害廃棄物対策

### 目的

大規模地震発生後、大量に発生する災害廃棄物(災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物)や倒壊物・落下物等による障害物は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市は廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 処理体制

##### 1 市の役割

市は、円滑かつ迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に定めるとともに、市の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

#### 第2 主な措置内容

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

##### 1 緊急出動体制の整備

- (1) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。
- (2) ごみ収集車両については、市保有運搬車両及び委託業者にて行うが、状況に応じて市収集許可業者や災害対策建設業者保有車両の応援を要請する
- (3) 廃棄物の収集及び処理に必要な人員や収集運搬車両等の調達計画を整備しておく。

##### 2 震災時における応急体制の確保

- (1) 仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物処理について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。  
その際、仮置き場及び集積場所については、東日本大震災と同程度の災害廃棄物が発生すると想定し、その発生量を受け入れることができる用地を検討する。
- (2) 本市のみで処理する事が困難な場合に対応するため、宮城「館」懇談会の構成市町村への協力要請等広域応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示する。
- (3) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。

##### 3 避難所の生活環境の確保

避難所の生活環境を確保するために、仮設トイレ及びその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備

蓄を行う。また、仮設トイレ等についての調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

### 第3 清掃工場及び埋立処分場の延命化・整備

- 1 災害廃棄物の処理については、清掃工場並びに廃棄物埋立処分場で行うことから、大量の災害廃棄物処理に対応できる清掃工場の整備並びに廃棄物埋立処分場の延命化ないし整備については、循環型社会推進交付金もしくは廃棄物処理施設整備交付金を活用し行っていく。

### 第4 市民への広報

市は、災害廃棄物の減量のため、発災前から市民へ周知と啓発を行う。

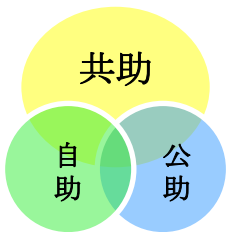
- 1 市は、災害時においても分別排出ができるよう、発災前からごみの分別・処理に関する普及啓発・広報を徹底する。

また、災害廃棄物を減量するための普及啓発・広報を徹底する。具体的には、家屋等の構造物耐震化の普及啓発、被災軽減の事前準備としての家具の転倒防止を推進する。

- 2 市民等への広報は、テレビやラジオ、新聞等への報道発表、インターネットを利用したソーシャルメディア、防災行政無線放送、広報車、行政機関や避難所等の掲示板への掲示、広報誌等を活用した情報伝達方法を発災前から整理し確保する。

災害時には、上述した情報伝達方法を用いて災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の設置・運営の状況等について、市民に情報提供を行う。

- 3 災害時に災害ボランティアに配布する災害廃棄物の分別区分、排出方法等を周知徹底するためのリーフレット等を作成しておく。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 処理体制

#### 1 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において処理を行い、適正に処理するための体制の整備に努める。

なお、市が依頼する廃棄物収集事業所は、次のとおりである。

## &lt;許可業者一覧&gt;

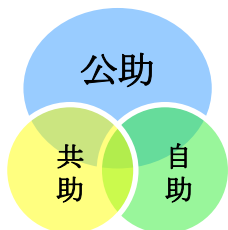
令和5年3月現在

	業者名	住所	電話番号
災害廃棄物処理			
1	(協)クリーンセンター宮城	塩竈市越の浦一丁目3-21	362-5060
2	(有)渋谷清掃	〃 清水沢四丁目31-3	767-7020
3	(株)豊島	〃 杉の入三丁目25-2	362-2474
4	(株)カネヒロ商店	〃 貞山通三丁目2-7	366-1161
5	(協)塩釜清掃センター	〃 字伊保石2-98	364-7777
し尿汲み取り			
1	(協)塩釜清掃センター	〃 字伊保石2-98	364-7777

## 第29節 積雪寒冷地域における地震災害予防

### 目的

積雪寒冷地域における積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市は除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の地震被害の軽減を図る。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 除雪体制等の整備

道路管理者は、積雪寒冷地域に適した道路整備に努めるとともに、相互の連携の下に、除雪を強力に推進する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽等、必要な箇所の除雪を実施する。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 防災活動体制

#### 目的

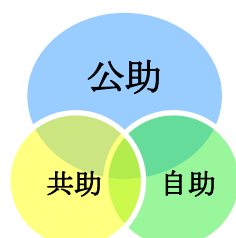
大規模地震が発生した場合、市域の広い範囲で市民の生命や財産に甚大な被害を及ぼすおそれがある。このため、市及び防災関係機関等は、大規模地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要である。

市は、塩竈市災害対策本部条例、「塩竈市災害対策本部運営要綱」（平成16年6月1日庁訓第7号）及び「災害時の職員行動マニュアル」に基づき、災害等が発生又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案し、災害応急対策を実施し又は災害応急対策に備えるため、迅速かつ確な配備体制のもとに防災活動を行う。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震や余震に対しても、同様に基本的な対応を実施する。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

※ 「アウターライズ地震」・・・陸から見て海溝の外側(アウター)の海底の隆起している部分(ライズ)で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 初動対応の基本的考え方

市及び防災関係機関は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

##### 1 迅速な災害応急活動体制の確立

市は、法令及び市防災計画の定めるところにより、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として災害応急対策を迅速に展開するため、市及びその他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ災害応急活動体制を明示する。

##### 2 円滑な災害応急対策の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を整理のうえ、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

<災害応急対策の主な流れ>

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災直後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・災害対策要員の確保</li> <li>・被害情報の収集、分析、伝達</li> <li>・通信手段・情報網の確保</li> <li>・防災関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の提供、広報活動の実施</li> <li>・災害救助法の適用</li> <li>・人命救出、救助活動、救急医療活動の実施</li> <li>・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施</li> <li>・避難行動要支援者等の安全確保対策の実施</li> <li>・指定避難所開設の実施</li> <li>・避難対策の実施</li> <li>・食料、物資の供給、応急給水の実施</li> <li>・ライフライン応急対策の実施</li> <li>・交通規制等交通の確保対策の実施</li> <li>・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施</li> </ul>
緊急対策 (発災後1日程度～)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談窓口の設置</li> <li>・被災者への生活救援対策の実施</li> <li>・防災ボランティアの受入環境整備</li> <li>・海外からの支援受入体制整備</li> <li>・土木施設復旧及び余震対策の実施</li> <li>・感染症対策等保健、衛生対策の実施</li> <li>・遺体の火葬等の実施</li> <li>・学校における教育機能回復等の教育対策の実施</li> </ul>
応急対策 (発災後1週間程度～)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施</li> <li>・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施</li> <li>・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施</li> </ul>



第2 市の活動体制

1 市の体制

- (1) 市は、市内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市防災計画及び県防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び市民等の協力を得ながら、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- (2) 所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、塩竈市災害対策本部条例及び塩竈市災害対策本部運営要綱に基づき、塩竈市災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。
- (3) 市は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震や津波災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等については、塩竈市災害対策本部条例、塩竈市災害対策本部運営要綱及び「災害時の職員行動マニュアル」に基づき、定める。  
 また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ地震規模等に応じた登庁者等について定める。
- (4) 市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象。）の発生が懸念される場合には、複合災害にも対処できる配備体制を構築する。
- (5) 塩竈市災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、必要に応じ、指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、宮城県災害対策本部長（以下、「県本部長」という。）に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

2 災害救助法が適用された場合の体制

知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

### 3 市町村間の応援協定

市長は、災害応急対策上必要があると認めた場合、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』及び『災害時における宮城県市町村相互応援協定』等の応援協定を締結している市町村に対し、応援要請等を行う。

## 第3 災害対策本部等

### 1 警戒本部

警戒本部は、危機管理監を本部連絡室長（以下「本部連絡室長」という。）として設置し、主に災害情報の収集を行う。警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

#### (1) 設置基準

震度4の地震の場合は市警戒本部を設置し事態の対処にあたる。

なお、宮城県に津波注意報が発表されたときは、予め指定された警戒本部に従事する職員は、招集発令を待たずに参集し所属長の指示を受けなければならない。



#### (2) 警戒本部の設置場所

警戒本部の設置場所は、市役所に置く。

#### (3) 警戒本部の所掌事務

市警戒本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- ① 地震に関する気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- ② 被害の発生状況の把握
- ③ 宮城県仙台地方振興事務所への被害報告
- ④ 応急措置の実施
- ⑤ その他の情報の把握

#### (4) 関係各部の防災活動

警戒本部の設置と並行して、関係各部においては、防災活動を実施する。

#### (5) 廃止基準等

警戒本部を廃止する基準は、次のとおりとする。

- ① 災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急措置が概ね完了したと認めたとき
- ② 本部が設置されたとき

#### (6) 設置等の報告

危機管理監は、警戒配備体制の設置又は廃止及び被害状況を次に掲げる者に報告する。

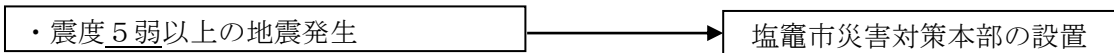
- ① 県知事（仙台地方振興事務所）
- ② 防災関係機関の長又は代表者

### 2 災害対策本部

本部は、塩竈市災害対策本部条例及び塩竈市災害対策本部運営要綱に基づき、市長を本部長として設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

#### (1) 設置基準

市域で震度「5弱」以上の地震を観測した場合、又は、市域に相当規模以上の災害が発生し、あるいは発災するおそれがある場合、本部等を設置し、職員による非常配備体制を敷く。



<各配備体制の基準内容>

配備区分	配備基準	配備体制
警戒配備体制	1 市域で震度「4」の地震が観測されたとき 2 宮城県に津波注意報が発表されたとき 3 その他災害の状況により危機管理監が必要と認めたとき	災害対策本部の設置を要しない規模の災害に対処できる体制 ○発令者～危機管理監
第1号非常配備体制	1 市域で震度「5弱」の地震が観測されたとき 2 宮城県に津波警報が発表されたとき 3 その他災害の状況により市長が必要と認めたとき	局地的な災害に対処でき、災害情報等の収集を主とする活動体制を強化するため必要な体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部
第2号非常配備体制	1 市域で震度「5強」以上の地震が観測されたとき 2 宮城県に大津波警報が発表されたとき 3 その他災害の状況により市長が必要と認めたとき	局地的な災害の拡大に対処できる体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部
第3号非常配備体制	1 市の全域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 その他災害の状況により市長が必要と認めたとき	市の全力をもって対処する体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部

※上記1～3号配備に係る配備職員については、塩竈市災害対策本部運営要綱第19条に規定する。

(2) 組織等

① 本部の組織は下記のとおりとする。

<塩竈市災害対策本部組織>

本部長	市長	
副本部長	副市長	
災害対策本部員	教育長 技監 総務部長 市民生活部長 福祉子ども未来部長 産業建設部長 上下水道部長 教育部長 市立病院事務部長 政策調整管理監 公民共創推進専門監 新型コロナウイルス感染症対策専門監 議会事務局長 その他本部長が必要と認めるもの	
災害対策本部 連絡室員	本部連絡室長	危機管理監
	本部連絡室長補佐	危機管理課長
	本部連絡室員	危機管理課員
	本部連絡員	各災対部1名（各災対部長が指名した者）

② 本部長の代理順位

本部長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。

なお、警戒本部設置の際もこれに準じる。



第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総務部長

＜塩竈市災害対策本部 組織体制図＞

**災害本部**  
 本部長 市長  
 副本部長 副市長  
 本部員 市長  
 教育部 長  
 総務部 長  
 市民生活部 長  
 福祉子ども未来部 長  
 産業建設部 長  
 教育 長  
 上下水道部 長  
 市立病院事務部 長  
 政策調整管理監  
 公民共創推進専門監  
 新型コロナウイルス感染症対策専門監  
 議会事務局 長

**本部連絡室**  
 室長(危機管理監)  
 室長補佐(危機管理課長)  
 室員(危機管理課員)  
 本部連絡員  
 災害対策総務部  
 災害対策市民生活部  
 災害対策福祉子ども未来部  
 災害対策産業建設部  
 災害対策教育部  
 災害対策上下水道部  
 災害対策病院部

部名	総括	班名	班長	等副	班長	班員
災害対策総務部	災害対策総務部	総務班	総務人事課長	副	総務係 長	災害対策総務部員
		広報班	政策課長	人財育成係 長	行政企画係 長	
		財政班	(秘書広報課長)	デジタル推進係 長	広報係 長	
		管財契約班	財政課長	行政改革係 長	行政改革係 長	
		管財契約班	管財契約課長	財政係 長	財政係 長	
		会計班	会計管理課長	工事検査室 長	工事検査室 長	
		会計班	会計課長	会計係 長	会計係 長	
		応援班	選管事務局長	選挙係 長	選挙係 長	
		応援班	監査事務局長	監査係 長	監査係 長	
		応援班	議事調査係	議事調査係 長	議事調査係 長	
災害対策市民生活部	災害対策市民生活部	総務班	市民課長	副	市民総務係 長	災害対策市民生活部員
		調査班	税務課長	市協働推進係 長	市協働推進係 長	
		環境班	環境課長	市民税係 長	市民税係 長	
		環境班	環境課長	固定資産係 長	固定資産係 長	
		浦戸振興班	浦戸振興課長	納税推進室 長	納税推進室 長	
		浦戸振興班	浦戸振興課長	環境企画係 長	環境企画係 長	
		浦戸振興班	浦戸振興課長	クリーン対策係 長	クリーン対策係 長	
		浦戸振興班	浦戸振興課長	市営汽船係 長	市営汽船係 長	
		浦戸振興班	浦戸振興課長	浦戸生活係 長	浦戸生活係 長	
		浦戸振興班	浦戸振興課長	浦戸生活係 長	浦戸生活係 長	
災害対策福祉子ども未来部	災害対策福祉子ども未来部	総務班	生活福祉課長	副	福祉総務係 長	災害対策福祉子ども未来部員
		保育班	保育課長	障がい者支援係 長	障がい者支援係 長	
		避難収容班	高齢福祉課長	保護係 長	保護係 長	
		避難収容班	高齢福祉課長	保育係 長	保育係 長	
		避難収容班	健康づくり課長	高齢者支援係 長	高齢者支援係 長	
		避難収容班	健康づくり課長	介護保険係 長	介護保険係 長	
		避難収容班	健康づくり課長	地域支援係 長	地域支援係 長	
		避難収容班	健康づくり課長	健康企画係 長	健康企画係 長	
		避難収容班	健康づくり課長	健康増進係 長	健康増進係 長	
		避難収容班	健康づくり課長	健康増進係 長	健康増進係 長	
災害対策産業建設部	災害対策産業建設部	総務班	水産振興課長	副	水産総務係 長	災害対策産業建設部員
		水産班	(まちづくり・建築課)	浅海農政係 長	浅海農政係 長	
		水産班	(まちづくり・建築課)	市場管理事務所 長	市場管理事務所 長	
		水産班	(まちづくり・建築課)	まちづくり企画係 長	まちづくり企画係 長	
		水産班	(まちづくり・建築課)	都市計画係 長	都市計画係 長	
		水産班	(まちづくり・建築課)	商工港湾係 長	商工港湾係 長	
		水産班	(まちづくり・建築課)	観光係 長	観光係 長	
		水産班	(まちづくり・建築課)	指導係 長	指導係 長	
		水産班	(まちづくり・建築課)	建築係 長	建築係 長	
		水産班	(まちづくり・建築課)	土木企画係 長	土木企画係 長	
災害対策教育部	災害対策教育部	総務班	教育総務課長	副	教育総務係 長	災害対策教育部員
		学校教育班	学校教育課長	保健食育係 長	保健食育係 長	
		学校教育班	学校教育課長	施設係 長	施設係 長	
		学校教育班	生涯学習課長	学校教育係 長	学校教育係 長	
		学校教育班	生涯学習課長	学習支援係 長	学習支援係 長	
		学校教育班	生涯学習課長	生涯学習係 長	生涯学習係 長	
		学校教育班	生涯学習課長	エスプ公民館係 長	エスプ公民館係 長	
		学校教育班	生涯学習課長	文化振興係 長	文化振興係 長	
		学校教育班	生涯学習課長	スポーツ振興係 長	スポーツ振興係 長	
		学校教育班	生涯学習課長	図書館係 長	図書館係 長	
災害対策上下水道部	災害対策上下水道部	総務班	業務課長	副	企画総務係 長	災害対策上下水道部員
		給水班	(下水道課長)	経理係 長	経理係 長	
		給水班	(下水道課長)	管財係 長	管財係 長	
		給水班	(下水道課長)	下水企画係 長	下水企画係 長	
		給水班	(下水道課長)	料金係 長	料金係 長	
		給水班	(下水道課長)	給水装置係 長	給水装置係 長	
		給水班	(下水道課長)	計画庶務係 長	計画庶務係 長	
		給水班	(下水道課長)	施設管理係 長	施設管理係 長	
		給水班	(下水道課長)	建設係 長	建設係 長	
		給水班	(下水道課長)	浄水係 長	浄水係 長	
災害対策病院部	災害対策病院部	総務班	業務課長	副	総務係 長	災害対策病院部員
		医事班	医事課長	経理係 長	経理係 長	

(小中学校教職員)  
 震度5強以上の地震発生における体制については、別に定める。

## (3) 本部の設置場所

本部は、市役所に置くものとし、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、市役所庁舎が被災し、本部の機能を果たさない場合は移設する。

優先順位	指定場所	電話番号
第1順位	塩竈市体育館	022-362-1010 (代表)

## (4) 本部の運営

## ① 本部員会議

本部の運営は、本部長、副本部長及び本部員により構成される本部員会議が災害対策に係る基本方針を決定し、本部連絡室（危機管理課）がそれに関する事務を担う。

なお、本部員会議においては、情報の共有及び密接な連携実施等のため、必要と認められる場合は、必要な人員を適宜参画させることができる。

## ② 災害対策活動組織

市における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う災対部を設け、本部の決定事項は本部長の指示として、各本部員が直接又は本部連絡員を経由して速やかに各災対部に知らしめる。また、各災対部長は、所属職員に対し周知徹底する。

## (5) 本部員会議の公開

本部長は、情報の公開を促進することが市民の混乱を防止し、迅速かつ効果的な災害応急対策の実施に資すると認められる場合は、本部員会議を公開する。

**3 現地災害対策本部**

(1) 局地的災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるとき、当該地域に塩竈市現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を設置する。

(2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(3) 現地本部の組織、その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

**4 本部の設置及び廃止**

本部長は本部を設置又は廃止（災害が発生するおそれなくなった場合、又は災害応急活動が完了したとき）は、速やかに必要と認める防災関係機関等に通知及び報告する。

**5 職員参集要領**

## (1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

① 危機管理監は、警戒配備体制を設置する場合、各部長等に対し、庁内放送、又は電話等により警戒配備体制を指令する。

② 職員は常に所在を明らかにし、災害が発生した場合、又は災害の発生が予想されるときは直ちに災害対応の指示を受ける。

③ 本部が設置された場合、各部長は、本部の指示により、参集した職員を災害対応のため配備し、本部へ報告する。

## (2) 勤務時間外における職員参集

勤務時間外における職員の参集のための連絡通知は、職員階層及び連絡員連絡網による。

## (3) 職員の自主参集

① 職員は、災害対策本部等の設置を知ったとき、あるいは災害が発生又は災害の発生が予想

される場合には、配備体制の命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。

- ② 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として指定避難所に参集し、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- ③ 到着の報告を受けた参集先の長は、その参集状況をとりまとめの上、速やかに本部長（各部長）に報告する。

## 6 職員の状況把握及び業務

- (1) 参集（登庁）した職員は、所属長に報告する。
- (2) 各連絡員は、職員の参集状況について災対総務部（総務班）に定期的に報告する。
- (3) 災対総務部（総務班）は、本部員の参集（登庁）状況を把握、記録し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。
- (4) 災対総務部（総務班）は、各部の職員の登庁状況を勘案し配備計画を立案する。

## 第4 消防機関の活動

消防本部及び消防団等の消防機関は、地震による災害応急対策を実施するため、速やかに防災活動体制を確立する。

### 1 消防本部の消防活動

消防本部は、消防計画等に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集及び被災者等の救出や救助活動等所要の活動を行う。

これらの活動にあたっては、本部及び警察署等の関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動に心がける。

### 2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

また、水防管理に関しては次のような措置をとる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の確認
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

## 第5 防災関係機関の活動

防災関係機関は、速やかに災害応急対策を実施するため、各々の配備及び動員計画等に従い、関係職員を招集し災害に対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）等にも情報提供や応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

## 第6 県及びその他関係機関との連携

### 1 市と県との連携

県は以下のような場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報（人命救助・人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等）を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。

- (1) 市域に震度6弱以上を観測する地震、大雨特別警報、又はそれに相当する大規模な災害が

発生した場合

(2) 市域に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、又はその地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断される場合

(3) 市情報が途絶した場合

また、特に被害が甚大と思われ、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

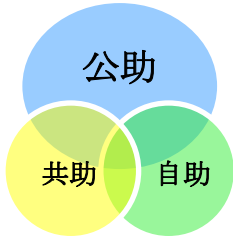
## 2 防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため市及び県はもとよりその他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

## 第2節 情報の収集・伝達

### 目的

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く市民や観光客等に伝達することが重要である。特に高齢者・障がい者等の避難行動要支援者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 緊急地震速報

##### 1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて提供する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。

なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

##### 2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会(NHK)に伝達するとともに、防災関係機関等へ提供する。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能含む)等を用いて広く市民等への提供がなされる。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した市は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線又は緊急通報メールにより、市民等への伝達を行う。

##### 3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。そのため市は下記の内容を市民へ周知する。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・火の始末は揺れがおさまってから行う。火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。

駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

## 第2 地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震・津波情報を伝達する。市はこれら気象台からの情報を、迅速かつ的確に把握し防災関係機関等へ伝達し、報道関係機関等の協力を得て市民に周知するように努める。

### 1 情報の種類

仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。

#### (1) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報 (※)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・津波注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

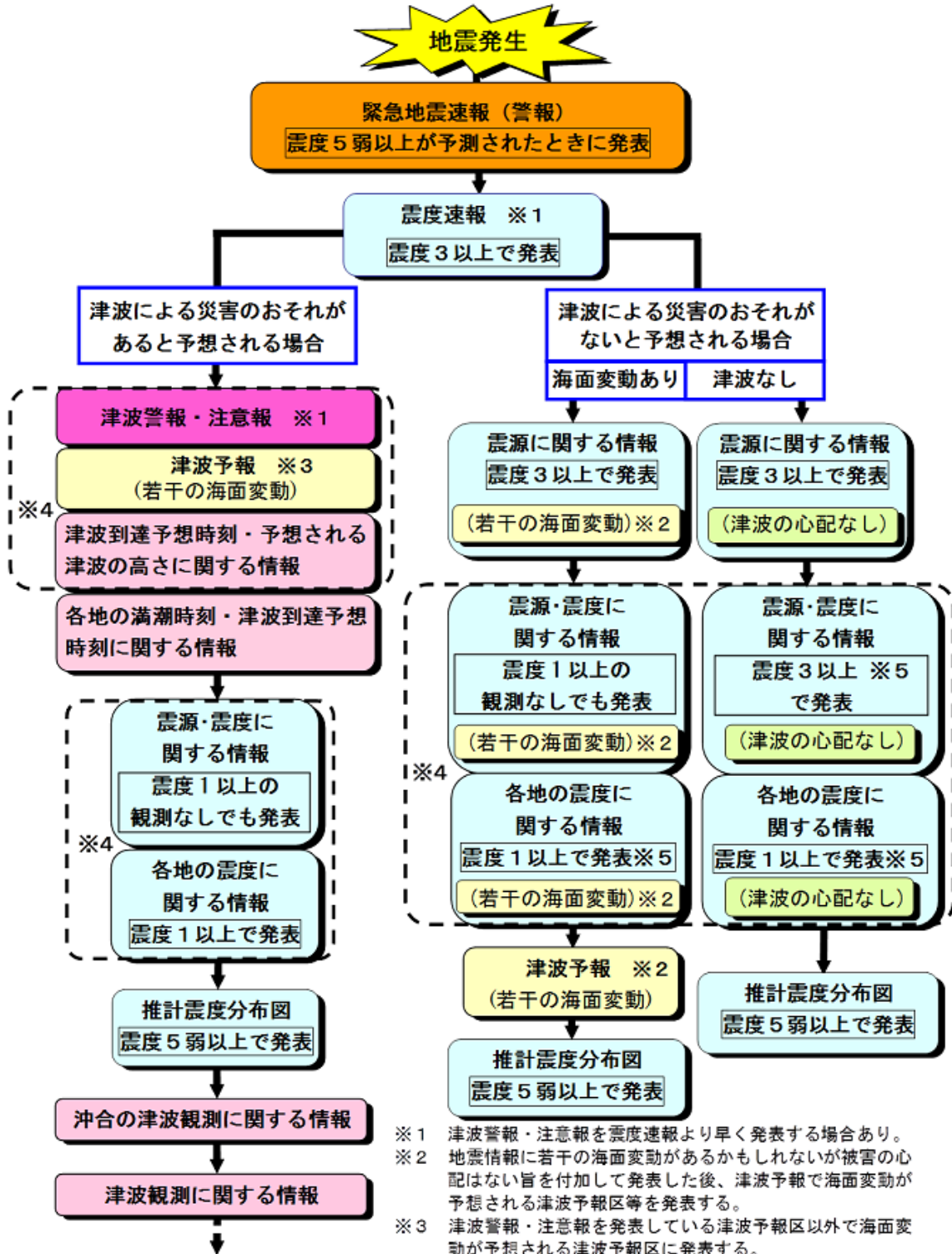
各地の震度に関する情報 (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度1以上</li> </ul>	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p> <p>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上</li> </ul>	<p>観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</p>
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度3以上</li> </ul>	<p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</p>
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マグニチュード7.0以上</li> <li>都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul>	<p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</li> </ul>	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>

(※)気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

また、気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。



# 地震及び津波に関する情報



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

## (2) 津波情報等

津波情報、津波警報等の詳細については、第2編津波災害対策編 第3章 第2節 第2「地震・津波情報」を参照。

(3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時(遠地地震による発表時除く) ・(担当地域で)震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。
地震活動図	定期(毎月)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

2 地震(地震動)に関する特別警報

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える地震等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける(平成25年8月30日より適用)。

地震特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、緊

急地震速報（震度6弱以上）が発表された時は、それが地震に関する特別警報が発表されたという意味を持つ。

市民は「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

<特別警報の創設による地震警報体系>

特別警報	震度6弱以上	緊急地震速報 (警報)
警報	震度5弱以上	
予報	震度3以上 (M3.5以上)	緊急地震速報 (予報)

### 3 仙台管区気象台からの情報の伝達

- (1) 仙台管区気象台は、大津波警報・津波警報・津波注意報（以下、「津波警報等」という。）、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより市等の関係機関へ伝達する。
- (2) 報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を市民に広く周知することに努める。
- (3) 緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接沿岸市町及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム(J-A L E R T)により、総務省消防庁から同報送信されている。

### 4 その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報(土砂災害)・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。

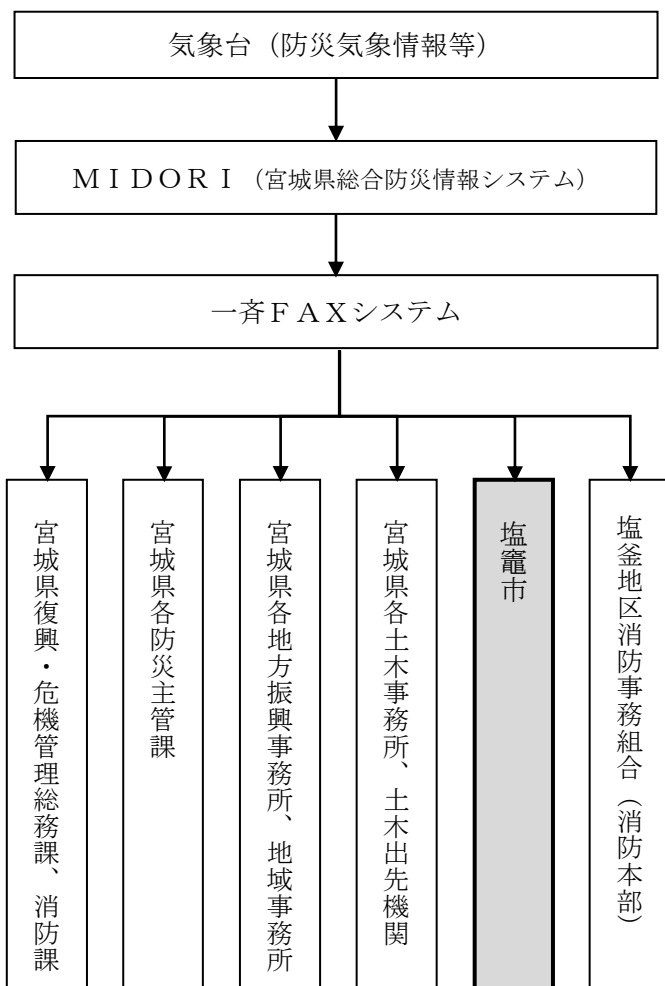
### 5 放送事業者の対応

- (1) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が必要な情報の放送に努めるよう留意する。
- (2) 発災後も円滑に放送を継続し、地震情報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

### 6 地震情報の収集・伝達

- (1) 地震に関する情報の収集
  - ① 市は、地震に関する情報を受領した場合は、直ちに、その内容のラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、関係機関と連絡を密にし、的確な地震情報の把握に努める。
  - ② 市は、気象庁が発表した地震情報等について、県（総合防災情報システム(M I D O R I)等)を経由する連絡網等により収集する。

<宮城県総合防災情報システム (MIDORI)>



(2) 収集した情報の伝達

市は、収集した地震の情報を次により伝達する。

① 伝達基準

ア 警戒本部又は本部が設置されたとき

② 伝達内容

ア 警戒本部又は本部の設置

イ 地震情報の内容

ウ 発生が予想される災害の内容 (地震情報が未発表のとき)

③ 伝達系統

ア 本部内の伝達

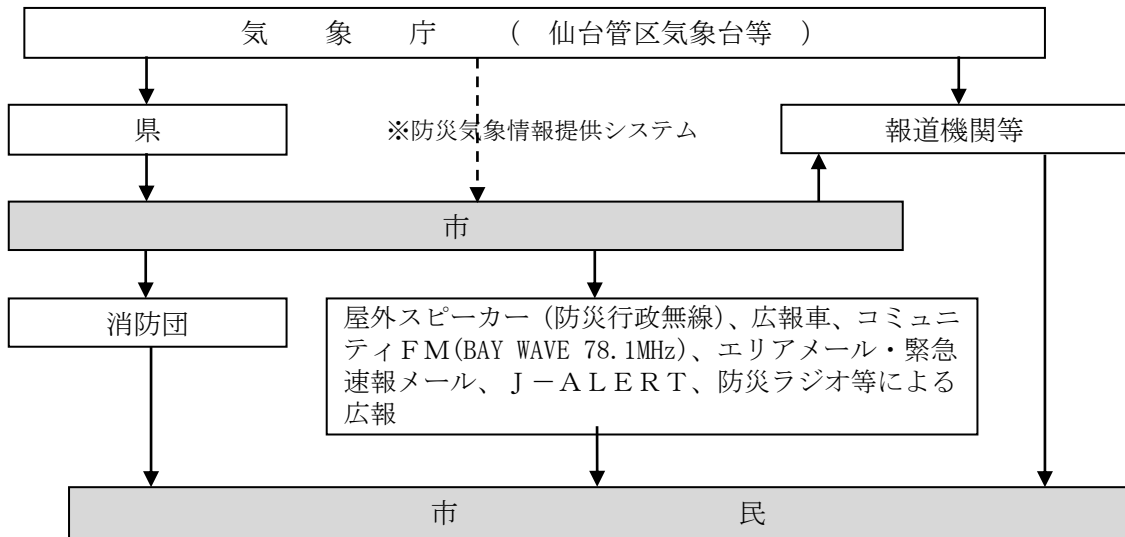
災対総務部長は、勤務時間内に地震に関する情報の通知を受けたときは、関係各部長に通知する。

イ 市民に対する広報

市民に対する地震に関する情報の広報は、おおむね次の方法による。

<地震に関する情報伝達系統図>

伝達元	伝達手段(例)	伝達先
県、仙台管区気象台等	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県総合防災情報システム(MIDORI)</li> <li>震度情報ネットワークシステム</li> <li>電話(衛星電話)、FAX等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災対総務部</li> <li>消防本部</li> <li>警察署等</li> </ul>
災対総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話(携帯電話等を含む)</li> <li>J-ALERT(緊急地震速報)</li> <li>CATV、コミュニティFM告知端末機、文字放送、屋外スピーカー等</li> <li>ホームページ</li> <li>広報車</li> <li>SNS(ソーシャルネットワークサービス)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員(各配備体制による) ※自主的な参集が原則</li> <li>消防団(分団)</li> <li>市民</li> <li>報道(放送)機関等</li> </ul>
報道(放送)機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ・ラジオ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民</li> </ul>



なお、職員の勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集等で登庁してくる職員から、登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

### 第3 災害情報収集・報告

#### 1 地震発生直後の被害情報の収集・報告

本部長は災害が発生、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、市職員をもって情報収集活動を行い被害状況の把握にあたらせるとともに、市民・関係機関及び自主防災組織等の協力を得て情報の収集に努める。

その際、当該災害が、市単独の対応能力のみでは十分な対策を講ずることができないような災害である場合、至急その旨を県に報告するとともに、速やかにその規模を把握するため、情報の収集及び報告に努める。

##### (1) 災害情報の収集

###### ① 被害中心地及び被害規模の推定

市は県と連携して、災害発生直後において概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医

療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

② 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・報告

ア 被害情報の把握内容

各部署は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

- a 人的被害
- b 家屋等の建物被害状況
- c 土砂災害の前兆現象及び発生状況（近隣の市町等の土砂災害発生情報を含む）
- d 市民の行動・避難状況
- e 救出・医療救護関係情報
- f 交通機関の運行・道路の状況
- g ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- h 防災関係機関の対策実施状況
- I その他必要な被害報告

イ 市、消防本部及び消防団は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

ウ 市は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準（直接即報基準）に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）については、県に加え、消防庁に対しても報告をする。

- a 地震が発生し、当該市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- b 津波による死者又は行方不明者が生じたもの

エ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

オ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。また、県に協力し、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

カ 早期解消の必要がある道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、市は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

キ 市及び防災関係機関等は、勤務時間外に地震が発生した場合、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

(2) 防災関係機関等による災害情報の収集

① 警察署は、パトカー等による情報の収集、110番通報、交番及び駐在所からの被害情報の収集等より、被害規模を早期に把握する。

- ② 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、市、県及び他の防災関係機関に報告又は通報する。
- ③ 港湾・漁港管理者及び海岸管理者は、地震の揺れが収まり、津波の心配がないと確認された後、二次災害の発生に十分注意の上、速やかに施設の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の危険性の有無等の検討を行い、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。また、港湾・漁港施設については、緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、施設の使用可否等の検討を行う。
- ④ 東北地方整備局仙台河川国道事務所は、地震の揺れが収まった後、地震の影響範囲の道路についてパトロールを実施し、道路施設における被害状況の把握を行う。
- ⑤ 宮城海上保安本部は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。特に、大規模な地震や海上災害が発生した場合等においては、第二管区海上保安部等の航空機による情報収集活動も併せて実施する。  
なお、必要に応じ、映像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。

## 2 災害情報等の伝達

- (1) 市と県の間での情報伝達は、主として宮城県防災行政無線電話と衛星携帯電話を用いる。
- (2) 市及び県は、宮城県防災行政無線電話が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。
- (3) 市は、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、各種被害情報を「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」に入力し、災害情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。
- (4) 災対総務部は、市内の被害情報等について、防災関係機関及び関係部署等からの情報をとりまとめ、防災行政無線のみならずLアラート（災害情報共有システム）を介し、メディアの活用を図るほか、広報車・携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、データ放送、SNSなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等や、緊急時における災害報道等に関する協定を締結している報道機関等を活用して、市民に対し迅速かつ正確に伝達するよう努める。

## 3 災害情報等の交換

### (1) 災害情報の種類

市、県及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- ① 災害に関連する気象、水象、地象等の観測結果等の資料に関すること。
- ② 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ③ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- ④ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

### (2) 災害情報等の相互交換体制

- ① 市、県及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うため、次により情報共有を図るよう努める。
  - ア 関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとる。
  - イ 関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣する。
  - ウ 災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行う。
- ② 市、県及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓



口及び連絡責任者を定めておく。

③ 市は、県に応急対策の活動状況、本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。  
また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

④ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。

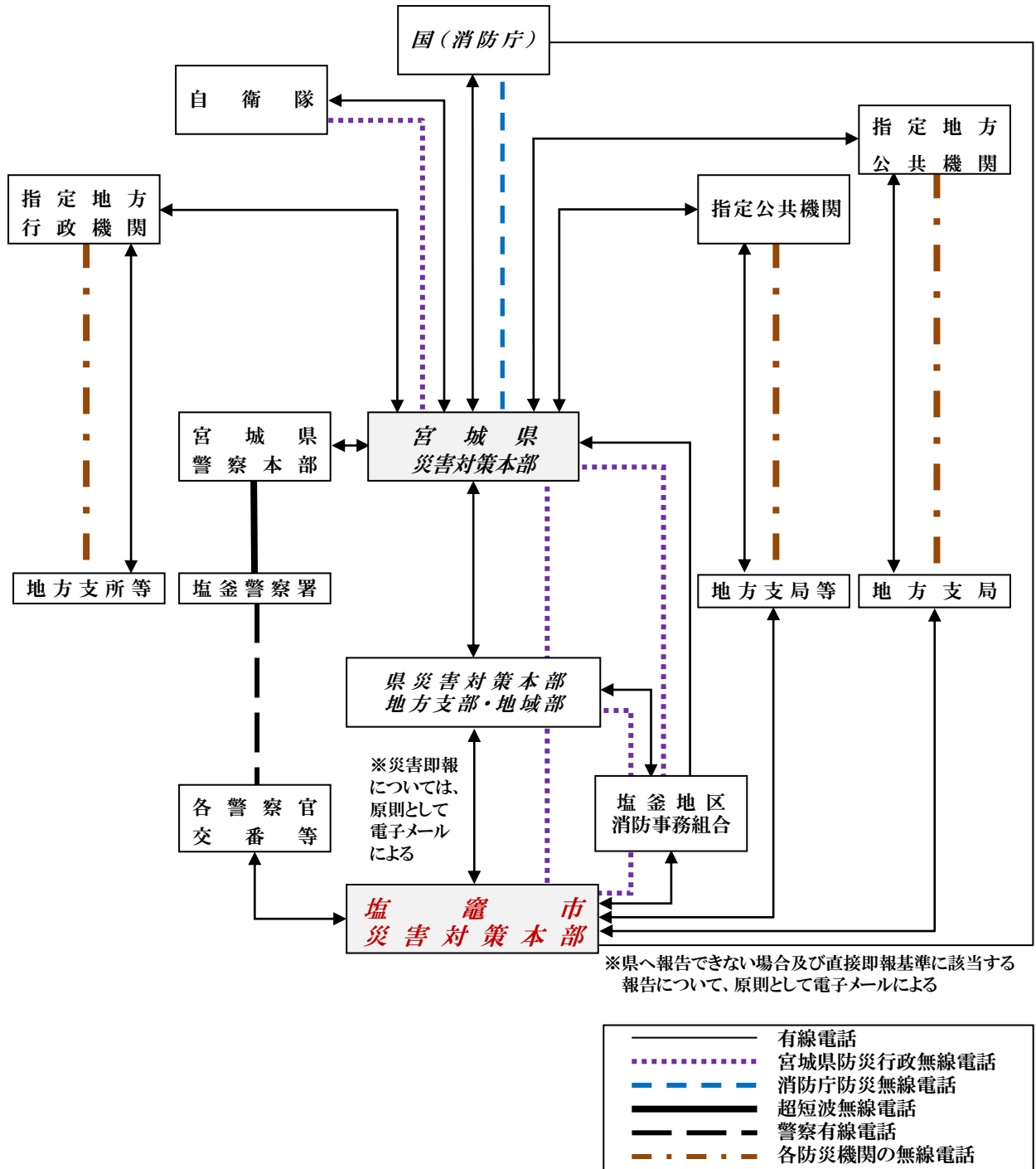
(3) 災害状況等の報告

① 市は、災害発生後、直ちに被害調査を行うとともに、その結果を「市町村被害状況報告要領」（地震編資料17-1 市町村被害状況報告要領）に基づき速やかに県に報告する。

② 市は、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、所定の様式により取り纏めの上、10日以内に県へ報告する。



<災害情報等の連絡系統>



## 第4 通信・放送手段の確保

### 1 災害時の通信連絡

震災時における通信は、原則として専用通信施設により行う。

大規模地震災害により、通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や市民の生活情報収集に大きな影響が生じることから、市及び防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、有線、無線を通じた通信連絡システムを定め、通信手段の確保を図る。

#### (1) 通信連絡手段

##### ① 非常・緊急通話活用電話

市及び防災関係機関は、あらかじめ電気通信事業者から承認を受けた災害時優先電話により、非常・緊急通話を利用する。

市は、東日本電信電話(株)宮城事業部から承認を受けた災害時優先電話及び災害時優先携帯電話を災害発生時の情報収集・連絡等に効果的に活用する。

(地震編資料18-1 災害時優先電話参照)

#### ※災害時優先電話とは

災害時優先電話は、重要な通話を確保するため、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通信について優先的に取り扱われる電話であり、災害が発生した場合に、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できることから、外部発信専用として利用するものである。

##### ② 市防災行政無線放送施設（同報系防災行政無線）

市は、地震発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。また、災害時における広報・連絡等の重要性を考慮し、効果的な運用に努める。

##### ③ 市防災行政無線施設（移動系防災行政無線）

市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、市防災行政無線の効果的な運用に努める。また、無線機器の適正な配置について検討し、実施する。

##### ④ 県防災行政無線施設

県防災行政無線は、県をはじめ関係機関との重要な情報連絡手段であるため、市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、施設の復旧に努め、代替通信経路を確保する。

#### (2) 災害時の通信連絡手段の確保

大規模地震災害時には、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市はそれぞれの通信手段の特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。</li><li>② 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話と比べて優先して使用できる。</li><li>③ 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。</li><li>④ 携帯電話(スマートフォン)…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。</li><li>⑤ 衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く災害時に通信の途</li></ul> |
|--|

絶及びふくそうの可能性が低い。

- ⑥ 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。
- ⑦ 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の間で通信ができる。
- ⑧ MCA無線システム…(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーや総務省からの借用も考えられる。
- ⑨ 非常通信…市、県及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
- ⑩ インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができるが、災害時に途絶やふくそうもある。
- ⑪ 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)  
 災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。
- ⑫ 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

## 2 消防無線通信施設

消防機関は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

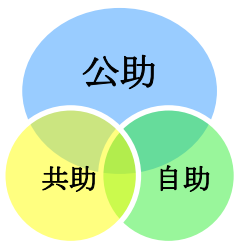
### 第3節 災害広報活動

#### 目的

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命・財産の保全、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、災害情報、事前措置及び市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を行う。

また、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報・指定避難所等の状況・安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

なお、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 社会的混乱の防止

##### 1 情報伝達・広報の実施

市及び県は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

##### 2 市民等への対応

市及び県は、市民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

#### 第2 広報の実施事項

市は各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな下記の情報を適切に提供する。

##### 1 災害発生直後

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 安否情報
- (3) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (4) 避難(指示・場所等)に関する情報
- (5) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (6) 防疫に関する情報
- (7) 余震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (8) 津波等に関する情報
- (9) ライフラインの被害状況に関する情報
- (10) 生活支援(食料・飲料水等の供給)に関する情報

- (11) 民心安定のための情報
- (12) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (13) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (14) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (15) 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (16) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (17) 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ

## 2 生活再開時期

- (1) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (2) 相談窓口の設置に関する情報
- (3) 被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報
- (4) 市ホームページへの掲載による広報

## 第3 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認・災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、災対総務部広報班は各部と緊密な連絡を図り下記の資料作成を行う。

- 1 広報担当者の撮影した災害写真等
- 2 防災関係機関及び市民等が取材した災害写真等
- 3 報道機関等による災害現場の航空写真等
- 4 災害応急対策活動取材した写真その他

## 第4 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効かつ適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者(一般・高齢者・障がい者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者)に配慮した広報を行う。

また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

### 1 実施方法

- (1) 同報系防災行政無線及び有線放送等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) テレビ、ラジオ及び新聞等報道機関を通じたの広報
- (4) 広報紙による広報
- (5) チラシやパンフレットによる広報
- (6) 指定避難所への広報班の派遣
- (7) 町内会を介した広報
- (8) 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じたの連絡
- (9) 市ホームページ・SNSへの掲載
- (10) 携帯メールや緊急速報メール
- (11) CATV、コミュニティFM放送等への情報提供
- (12) 臨時災害放送局の開設
- (13) Lアラート(災害情報共有システム)による広報

### 2 実施要領

本部長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連携をとり、正確な情報の把握に努めるものとし、本部として一貫した広報を実施するよう留意する。本部の実施する広報は、すべての広報総括者（災対総務部長）に連絡する。

(1) 報道機関の活用

本部長は、締結している『緊急時における災害放送等に関する協定』に基づき、エフエムベイエリア(株)及び宮城ケーブルテレビ(株)に対し、緊急放送の要請を行う。

(2) 防災行政無線（同報系）の活用

一般市民及び被災者に対する広報は、防災行政無線（同報系）を活用し情報提供に努める。

(3) 広報車両の利用

① 道路の通行障害等の災害の状況に応じて巡回区域の制約を受けるが、より、綿密な広報を実施するため、必要な地域へ広報車両を派遣する。また、広報車両及び運転要員については、他の防災活動に必要な車両との調整を図り、確保する。

② 広報車による広報は、音声のみならず状況によっては印刷物の配布も行う。

(4) 広報誌等の活用

① チラシ及び「広報しおがま」臨時号の発行。

② 報道機関が企画する特集記事及び番組に積極的に協力する。

(5) 職員による広報

広報車の進入不可能な区域あるいは特に必要な区域については、自転車等の利用により職員を派遣し、広報を実施する。

## 第5 安否情報

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利や利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第6 防災関係機関の広報

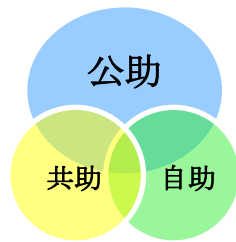
防災関係機関は、各々関係する情報について市民が必要とする度合いに応じて積極的に広報活動を行う。さらに、必要事項については、随時、市及び県災害対策本部にも連絡する。

## 第4節 相互応援活動

### 目的

大規模地震災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

なお、応援協定等の締結状況等については「本編第2章 第19節 相互応援体制の整備」による。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 市町村間の相互応援活動

##### 1 他の市町村長に対する応援の要請

本部長は、応急対策を実施するために、必要と認めるときは、他の市町村長に対し応援を求める。

県は、必要があると認めるときは、応急措置の実施について、必要な指示をし、又は、他の市町村を応援すべきことを指示する。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。

##### (1) 個別相互応援協定

あらかじめ締結している災害時に係る相互の応援協定等に基づき、応援要請及び応援活動を行う。(本編第2章 第19節 相互応援体制の整備参照)

##### (2) 県内市町村間の相互応援協定

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整して応援要請及び応援活動を行う。ただし、県と調整するいとまがない場合は、活動実施後に県に報告する。

##### 2 県への情報伝達

市は、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

##### 3 応援体制の確保

県内で大規模地震災害が発生した場合、本市が被災しなかった場合においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

#### 第2 県による応援・受援活動

##### 1 応援要請及び指示

県は、災害応急対策を行うために必要があると認めるときは、「宮城県災害時広域受援計画」

に基づき、被害の規模に応じて、他都道府県等に対して応援を求める。

また、必要に応じて県内市町村に対し、他市町村を応援すべきことを指示する。

## 2 職員派遣の要請

県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、総務省の応急対策職員派遣制度等により職員派遣を要請する。

また、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入れ調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。

## 3 物資の供給

県は、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに需要を推計の上、必要最低限の飲料水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

## 4 応急措置の代行

災害発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合、市長は県に対して、次に示す権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を依頼する。

- (1) 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる権限
- (2) 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- (3) 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- (4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

## 5 応急復旧の要請等

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

## 6 職員の応援派遣

県の職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び他都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

## 第3 消防機関の相互応援活動

大規模地震災害等により、管内の消防力で災害防ぎょが困難な場合には、消防本部は災害の態様・動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して『宮城県広域消防相互応援協定』及び「宮城県広域消防応援基本計画(平成16年4月15日施行)」に基づき、速やかに消防相互応援活動を行う。

- (1) 『宮城県広域消防相互応援協定』に基づき応援要請を行う場合は、「宮城県広域消防応援基本計画」の定めにより要請する。
- (2) 応援要請を行う場合は、他の消防機関の長に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等の受入体制を整備する。また、出動した消防機関は、迅速かつ適切な消火・救助活動等を実施する。
- (3) 具体的な要請方法・経費の分担方法等については、『宮城県広域消防相互応援協定』の定めるところによる。

## 第4 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

### 1 応援要請



消防本部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請する。

応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画（令和2年6月）」の定めにより、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

(1) 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、災害対策本部及び消防本部は情報を収集し、県へ伝達する。

(2) 出動の要請

塩釜地区消防事務組合管理者は、県を通して出動の要請を行う。

(3) 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害等を覚知した場合、本部長及び消防長は、次の措置をとる。

- ① 災害状況の把握
- ② 情報等の提供
- ③ 応援要請手続きの実施

## 2 緊急消防援助隊の活動円滑化

緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて調整し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように施設整備等に努める。

## 第5 広域的な応援体制

市は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。

## 第6 受入れ体制の確保

市、県等は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

また、県は、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供する。

## 第7 他県等への応援体制

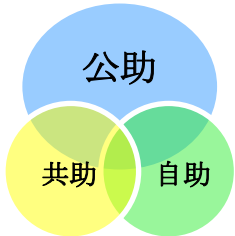
市及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

## 第5節 災害救助法の適用

### 目的

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害救助法を適用し、応急的に食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものである。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

### 第1 災害救助法の適用

災害救助法(昭和22年法律第118号、以下当節において「法」という。)が適用された場合の法で定める救助の実施は、法定受託事務として知事が行うこととなっている。ただし、県知事が救助の実施に関する事務の一部を市長に委任した場合は、市長が委任された応急救助事務を行う。

法による救助は、市の区域単位に、原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

なお、災害が発生するおそれがあり、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された場合、県知事は、市域において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても事前避難・避難所の供与を行う。

適用基準は、以下のとおりである。

#### 1 適用基準

法の適用は、災害による市域の住家被害が次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合において、知事より指定される。

- (1) 人口が5万人を越え10万人未満の本市の場合、市域の滅失世帯数(全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。以下同じ)が80世帯以上のとき。

市町村人口		住家滅失世帯数
～	5,000人 未満	30世帯
5,000人 以上	～ 15,000人 未満	40世帯
15,000人 以上	～ 30,000人 未満	50世帯
30,000人 以上	～ 50,000人 未満	60世帯
50,000人 以上	～ 100,000人 未満	80世帯
100,000人 以上	～ 300,000人 未満	100世帯
300,000人 以上	～	150世帯

- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が、2,000世帯以上に達したときで、かつ、市の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で、県内滅失世帯数が、9,000世帯以上であつて市の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき(市の被害状況が特に救助を要する状態にあること)。

または、災害が隔離した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

① 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。

② 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

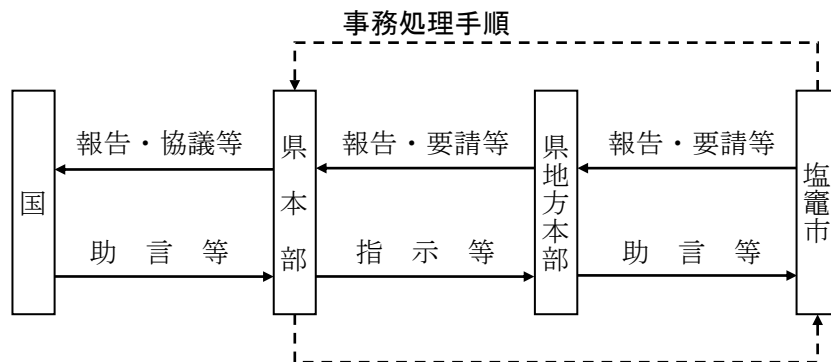
(5) 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。

## 2 災害救助法の適用手続

法による救助は、被害の程度が「災害救助法施行令」（昭和22年政令第225号）に定める適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則	災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日	
例外	①	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合 災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	②	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合 公示日 = 被害等が判明した日

(1) 市は、市内の災害規模が前記1に定める適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。



(注) 点線は、緊急の場合のルート及び補助ルートとする。

(2) 県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに市に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、必要な場合は、救助の実施を市長に委任する。

## 3 救助の種類

(1) 避難所の設置	(8) 学用品の給与
(2) 応急仮設住宅の給与	(9) 埋葬
(3) 炊き出しその他による食品の給与	(10) 遺体の搜索
(4) 飲料水の供給	(11) 遺体の処理
(5) 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(12) 障害物の除去
(6) 医療・助産・災害にかかった者の救出	(13) 輸送費及び賃金職員等雇上費
(7) 災害にかかった住宅の応急修理	(14) 実費弁償

(「災害救助法施行細則」(昭和35年宮城県規則第48号)最終改正 令和4年6月14日)

(地震編資料19 災害救助の種類等に関する資料参照)

## 第2 救助の実施の委任

法第13条の規定、同法施行令第17条の規定に基づき知事から委任を受けた場合、市長は当該事務を行わなければならない。

救助の種類は次のとおりである。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急処理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 遺体の捜索及び処理
- 10 障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送
- 12 応急救助のための賃金職員雇上費

### 【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として次表のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害ごとの被災範囲や被災場所(市町村の行政機能が損なわれるような状況等を勘案し、県と市町村とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。)

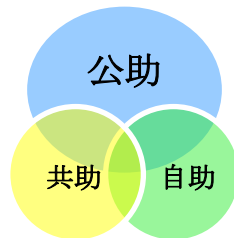
実施者		救助の種類
局地災害の場合	市	全ての救助 (県から即時に委任 [法第13条第1項])
	仙台市	全ての救助 (救助実施市 [法第2条の2第1項])
	県	—
広域災害の場合	市	県及び仙台市が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任 [法第13条第1項])
	仙台市	全ての救助 (救助実施市 [法第2条の2第1項])
	県	仙台市を除く区域の応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市へ委任することができる。

## 第6節 自衛隊の災害派遣

### 目的

市は、大規模地震災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認める場合、「自衛隊法」（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 災害派遣の基準及び要請の手続き

##### 1 要請による派遣

本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。この場合、市長はその旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。また、市長は速やかに知事にその旨を通知する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22即応機動連隊）等の長に通知することができるものとし、この場合、本部長は速やかに知事等にその旨を通知する。

##### (1) 災害派遣要請できる範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される概ね次の場合とする。

- ① 災害の発生による人命及び財産の保護が必要と認められるとき。
- ② 給水支援（緊急を要し他に適当な手段がないとき。）
- ③ 事故車両の引上げ（直接人命に影響しているとき。）
- ④ 病人、薬等の緊急輸送（緊急を要し、かつ、他に手段がないとき。）
- ⑤ 遭難事故の救出（緊急を要し、かつ、他に手段がないとき。）
- ⑥ 大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫
- ⑦ 交通路上の障害物の排除（放置すれば人命又は財産に影響すると考えられるとき。）
- ⑧ その他知事等が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議し決定する。

##### 2 自衛隊の自主派遣

大規模地震災害時において、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

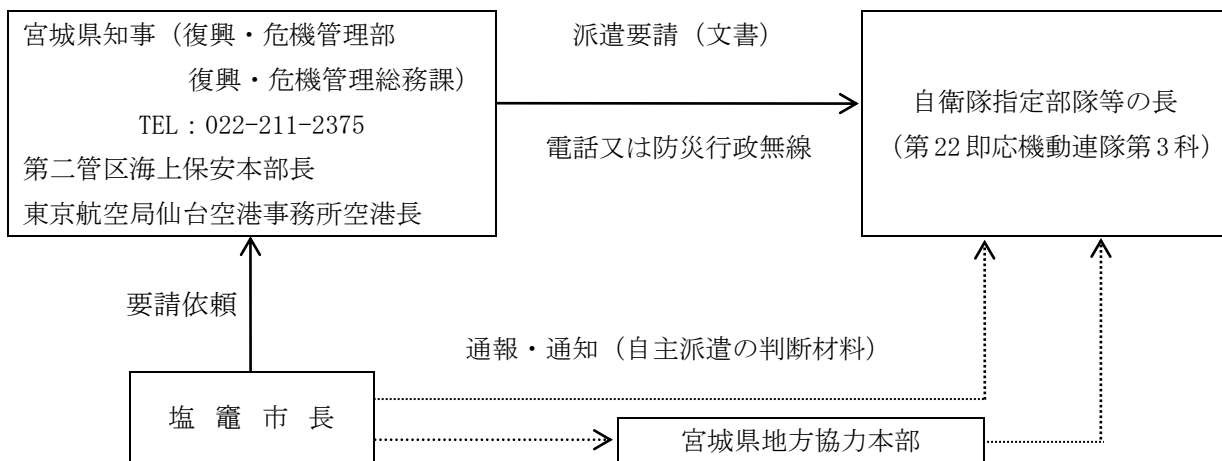
その場合の判断基準は以下のとおり。

- (1) 地震災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 地震災害に際し、知事等が通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合で、自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、次のような直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

- ① 市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から、災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市長からの通知を含む）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
  - ② 部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合
  - ③ 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合
- (3) 海難事故等の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待たないと認められること。
- (5) 上記(1)～(4)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

### 3 要請の手続き

#### (1) 派遣要請系統図



#### (2) 要請

- ① 災害派遣の要請を依頼する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書（地震編資料20-1 自衛隊の災害派遣要請書 別紙様式1）を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を知事に提出しなければならない。
  - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
  - イ 派遣を希望する期間
  - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - エ その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要となる資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）
- ② 相当数の被害が出ていると認められ、かつ具体的被災状況が把握できない場合にあっては、アに関わらず、速やかに派遣要請に努める。この際、市は、被災状況を把握し次第速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにしなければならない。

## 第2 自衛隊との連絡調整

### 1 自衛隊の連絡幹部等の派遣

大規模地震災害発生時、自衛隊は、県及び防災関係機関との連絡調整に当たるため、必要に応じ本部に連絡幹部等を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

2 連絡幹部等は、被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救援活動等に関する連絡・調整を実施する。

## 第3 派遣部隊の活動内容

### 1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性・公共性及び非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

### 2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況及び他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容及び現地における部隊等の人員や装備等により異なるが、通常次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集活動を行い、被害状況を把握する
(2) 避難の援助	避難者の誘導、輸送等
(3) 遭難者等の救出・救助及び搜索活動	行方不明者、負傷者等の搜索・救助活動
(4) 水防活動	土嚢作成・運搬・積込み等の水防活動
(5) 消防活動の支援	消防機関との協力による消火活動
(6) 道路又は水路の啓開	道路又は水路等の交通路上の障害物の排除
(7) 応急医療・救護及び防疫	被災者に対する応急医療・救護・防疫の活動
(8) 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
(9) 給食及び給水	被災者に対する給食及び給水の実施
(10) 援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施
(11) 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類・爆発物等危険物の保安及び除去
(12) 入浴支援	被災者に対する入浴支援の実施
(13) その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

### 3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長その他市長の職務を行うことができる者(委任を受けた市の吏員、警察官及び海上保安官)がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- (1) 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- (2) 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- (3) 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- (4) 市民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

#### 第4 派遣部隊の受入体制

災害派遣が決定された場合、本部長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

##### 1 連絡調整者の指定

本部長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

##### 2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

##### 3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校及び公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

##### 4 作業内容の調整

知事、市長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、本部長は、状況に応じた的確な分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

##### 5 臨時ヘリポートの設定

- (1) 市は、臨時ヘリポート設定基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。
- (2) 着陸地点には、臨時ヘリポート設定基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。
- (3) 危険予防の処置
  - ① 着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。
  - ② 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

##### 6 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁を可能な限り確保する。

##### 7 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速



やかに情報の提供を行う。

## 第5 派遣部隊の撤収

- 1 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、本部長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事に要請する。
- 2 撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書（地震編資料20—2 自衛隊の災害派遣要請書 別紙様式2）をもって要請（提出）する。
- 3 災害派遣部隊等の長は、知事等からの撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

## 第6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた市が負担するものとする。

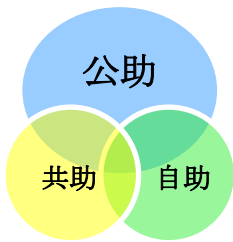
- 1 派遣部隊の連絡幹部等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料
- 2 派遣部隊の宿泊に必要な土地・建物等の借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱・水道・汲取料・電話及び入浴料等
- 4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入・借上又は修理費
- 5 無作為による損害の補償
- 6 その他災害派遣命令者と知事等の協議により決定したもの

## 第7節 救急・救助活動

### 目的

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物及び出火延焼等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市及び防災関係機関等は連絡を密にし速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、町内会、自主防災組織、事業所、一般市民においても防災の基本理念に基づき「自助」「共助」の精神のもとに自ら救出・救助活動に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 市の活動

- 1 市は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防署・警察署の協力を得ながら、速やかに捜索・救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。
- 2 市は、市民からの情報についても適宜関係機関あて伝達し、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。
- 3 市は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等、国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。
- 4 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を要請された場合は、迅速かつ円滑に実施する。
- 5 市は、自主防災組織又は市民等が緊急救助活動を実施する際に、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合の連絡先として、市の連絡窓口や連絡方法、及び支援内容を明示する。

#### 第2 消防機関の活動

##### 1 塩釜地区消防事務組合消防本部の活動

- (1) 医療機関、(公社)宮城県塩釜医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察署など関係機関と協力し、情報を迅速かつ正確に掌握し、適切かつ迅速な救急及び救助活動を行う。
- (2) 救急救命士や高度救命処置用資機材の有効活用を図り、負傷者などの応急処置を効率的に行う。
- (3) 救急及び救助活動については、消防計画に基づき実施する。

##### 2 消防団の活動

塩釜地区消防事務組合消防本部の活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

### 第3 警察署の活動

- 1 警察署は、救出救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。
- 2 警察署は、被害状況に基づき、迅速に、警察本部に対し、災害警備部隊の派遣要請等の措置をとる。
- 3 警察署は、警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。

### 第4 宮城海上保安部の活動

- 1 地震等により海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救急・救助活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。
  - (1) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機又は機動救難士・特殊救難隊等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその救助を行う。
  - (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊による消火活動、航空機による状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等に協力を要請する。
  - (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生の防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。
  - (4) 救急・救助活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震の余震に伴う津波等の二次災害の防止を図る。
  - (5) 東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇等の集中運用を行う。

この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、機動救難士又は特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。

また、捜索中の船艇、航空機又は他機関勢力と連携を図り、効率的な活動を行う。
- 2 海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した巡視船の活用について配慮する。
  - (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
  - (2) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
  - (3) その他の支援活動については、その都度協議の上、決定する。
- 3 物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」(平成18年国土交通省令第4号)に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

### 第5 救急・救助活動への支援

市は、公共施設等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。

また、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救急・救助活動への支援を行うよう努める。

## 第6 惨事ストレス対策

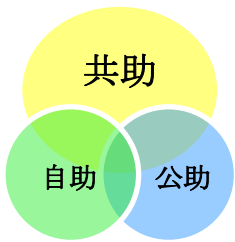
市は、捜索、救急・救助活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 第7 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

## 第8 救急・救助用資機材の整備

市、国、県及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 自主防災組織等の活動

#### 1 緊急救助活動

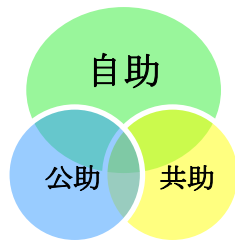
自主防災組織等は、在住地区において建物倒壊や火災等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防署等関係機関に連絡する。

#### 2 人材、機材等の確保

自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、市に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

#### 3 救急・救助活動への協力

自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に、積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察官及び消防職員の指示を受ける。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 市民等の活動

#### 1 緊急救助活動

市民等は、在住地区において建物倒壊や火災等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防署等関係機関に連絡する。

#### 2 人材、機材等の確保

市民等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、市に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

#### 3 救急・救助活動への協力

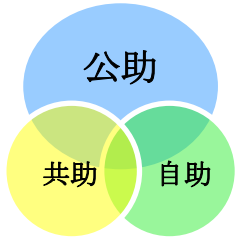
市民等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に、積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察官及び消防職員の指示を受ける。

## 第8節 医療救護活動

### 目的

大規模地震災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求される。そのため、市、県及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が実施する災害時の在宅医療患者の安否確認について協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 医療機関等の情報の収集

本部長は災害時において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関と連絡をとり、診療可能な医療機関等を把握し、その旨市民に広報する。また、宮城DMAT、消防機関、自衛隊等の関係機関の協力を得て情報の収集と伝達を行う。

なお、市民への情報提供に当たっては、重症度に応じた医療機関の役割分担（「軽症者は医療救護所や診療所へ」など）や各医療機関の患者受入状況について周知を図るなど、特定の医療機関（救命救急センター、災害拠点病院など）に患者が集中しないよう配慮する。

#### 第2 医療救護体制

##### 1 医療救護の基本方針

医療現場で負傷者が真に必要な医療救護を受けなければならない場合に、軽症者又は中等症者が殺到することにより、重症者等が必要な医療救護を受けられないという混乱を避けるため、次の基本方針により対処する。

- 軽症者 …… 各指定避難所の救護班で対応
- 中等症者 …… 医療救護所で対応
- 重症者 …… 医療救護所の判断により後方医療施設へ搬送

##### 2 災害救助法による実施基準

###### (1) 医療

- ① 医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者。
- ② 医療の範囲
  - ア 診療
  - イ 薬剤又は治療材料の支給
  - ウ 処置及び手術等
  - エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

③ 医療の費用及び期間

ア 法による医療のため支出する費用の額は、医療救護隊による場合にあつては、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とする。

イ 医療を実施する期間は、災害の日から14日以内とする。ただし、医療機関の機能の回復状況などの特殊事情を勘案し、延長することができる。

(2) 助産

① 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者。ただし、医療と同様に延長することができる。

② 助産の範囲

ア 分娩の介助

イ 分娩前及び分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ及びその他の衛生材料の支給

③ 助産の費用及び期間

ア 助産を実施するに当たって支出する費用の額は、医療救護隊による場合にあつては、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあつては、慣行料金の8割に相当する額の範囲内とする。

イ 助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内とする。

3 市

(1) 医療救護担当部門の設置

① 市は、必要に応じて、本部内に医療救護を担当する部門を設ける。通信手段の状況を把握し、可能な手段で関係機関との連絡に努める。

② 医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、(公社)宮城県塩釜医師会及び公的病院等拠点となる病院等に医療救護班の派遣を要請する。

③ 医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合などには、速やかに隣接市町村及び県に協力を求める。

(2) 医療救護班の編成

① 医療救護の実施は、(公社)宮城県塩釜医師会、(一社)宮城県塩釜歯科医師会、塩釜地区薬剤師会の協力を得て、次のとおり医療救護班を編成し行うが、緊急を要する場合は、最寄りの救急告示病院(本編第2章第20節第1参照)等に移送し行う。

班 名	班 長 (医師)	班 員			計	備 考
		看護師	(助産師又は保健師)	事務員		
塩竈市東部医療救護班	1	2	1	1	5	
塩竈市西部医療救護班	1	2	1	1	5	
塩竈市南部医療救護班	1	2	1	1	5	
塩竈市北部医療救護班	1	2	1	1	5	
塩竈市浦戸医療救護班	1	2	1	1	5	

※適宜、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師を配置する。

② 医療救護班は、その使用する医療品及び衛生材料等を携行する。

(3) 医療救護班の活動

保健師又は医療救護班は、指定避難所の巡回健康相談を行い、避難者の健康状態を調査し、

必要に応じて受診勧奨、処置等を行う。また、指定避難所から仮設住宅へ入居後も、保健師の訪問により把握した要配慮者に対して医師、保健師及び栄養士による巡回保健並びに栄養相談を行う。

震災直後においては、以下の活動を重点的に行う。

- ① 初期救急段階（発災後おおむね2日間）
  - ア トリアージ
  - イ 傷病者に対する応急処置
  - ウ 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
  - エ その他必要なこと
- ② 初期救急段階以降（発災後おおむね3日目以降）
  - ア 避難所・福祉避難所等の巡回診療
  - イ 心のケアチーム・歯科医療救護班との連携
  - ウ 避難者の健康・保健衛生に関する情報の市町村・保健所との共有
  - エ 状況に応じ、遺体の検案への協力

#### （4）救護所の設置

- ① 市は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合などには、救護所を設置・運営する。
- ② 救護所は、原則として指定避難所内に設置する。ただし、指定避難所等が不適當な場合は、交通に便利な場所にある公共施設を利用、又は野外に天幕を張って行う（本編第2章第20節第1参照）。
- ③ 市は、設置した医療救護所の場所を、標識を掲示するとともに、速やかに当該箇所を防災行政無線・広報車等を使用して市民に広報する。
- ④ 救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

## 4 官城DMAT

### （1）DMATの活動内容

官城DMATは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等の際における応急的な医療活動を実施する。

（本市に係る災害拠点病院は本編第2章第20節第1参照）

- ① 被災状況等に関する情報の収集と伝達、傷病者のトリアージ、救急医療等
- ② 広域医療搬送
- ③ 被災地の病院支援
- ④ その他必要な事項

### （2）活動の継続・引き継ぎ

県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、医療救護班等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。

## 5 災害拠点病院

- （1）災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- （2）医療救護班の業務内容
  - ① 傷病者のトリアージ、応急処置



- ② 重傷者の後方病院への搬送手続き
  - ③ 救護所等における診療
  - ④ 被災地の病院支援
  - ⑤ その他必要な事項
- (3) 医療救護班は、派遣された救護所、病院等であらかじめ定められたルールに従って、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎを行う。
- (4) 災害拠点病院は、他のDMAT及び医療救護班の受入れを行う。

## 6 公的病院等

- (1) 公的病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 公的病院等は、他のDMAT及び医療救護班の受入れを行う。

## 7 (公社)宮城県塩釜医師会、(一社)宮城県塩釜歯科医師会、塩釜地区薬剤師会

(公社)宮城県塩釜医師会、(一社)宮城県塩釜歯科医師会、塩釜地区薬剤師会は『災害時の医療救護活動に関する協定』に基づき、本部長から援助の要請があったときは、医療救護班を編成し、防災関係機関等と協力して医療救護活動を行う。

## 第3 災害時後方医療体制

- 1 医療機関又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院に搬送し、治療を行う。
- 2 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

## 第4 救急患者等の搬送体制

### 1 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

### 2 搬送の実施

- (1) 災害時後方支援病院で治療する必要がある患者を搬送するときは、市又は県に要請する。原則として、被災現場から医療施設または救護所までの搬送は市が、医療施設又は救護所から災害後方支援病院までの搬送については、県及び市が対応する。
- (2) 患者の搬送は、塩釜消防署の救急車及び市所有車両並びに『災害時における業務協力に関する協定』を締結している(有)中央交通等により行うが、必要により関係機関の車両を調達し行う。

なお、道路状況又は緊急を要する場合にあっては、ドクターヘリの要請又は『宮城県広域航空消防応援協定(平成4年4月1日)』等の協定に基づき県へ要請する。

また、県に応援要請できない場合については、仙台市にヘリコプターの応援要請を行い協力を求める。(本編第3章第11節「ヘリコプターの活動」参照)

## 第5 医薬品等の供給体制

### 1 医薬品等の需要・供給体制

- (1) 医療施設の管理者及び救護所の責任者は、医薬品等に不足が生じた場合、本部に調達を要請する。
- (2) 本部は、医療施設または救護所等から医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を

供給する。医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、災対健康福祉部において、『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』を締結している業者等から調達する。

(3) 市において調達できない場合は、県本部に要請する。

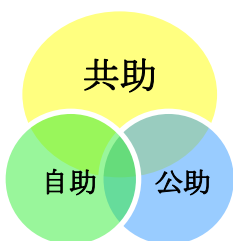
## 第6 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 災対健康福祉部は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 本部長は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 3 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。
- 4 市は、市が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言を県に求める。

## 第7 応援要請

災害の規模が大きく、この医療救護活動により救護の万全が期されないと認めるときは、本部長は次の方法により応援要請を行う。

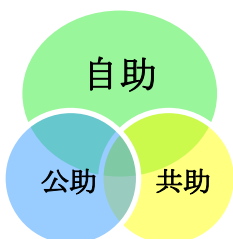
- 1 県を通じて、日本赤十字社宮城県支部の応援を要請する。
- 2 県を通じて、自衛隊の派遣を要請する。この場合、本編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 自主防災組織は在宅医療患者の安否確認についての協力を行う。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

## 第1 在宅要医療患者の医療救護体制

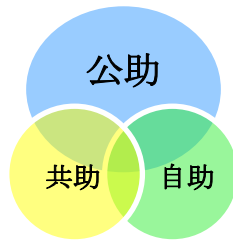
- 1 市民は在宅医療患者の安否確認についての協力を行う。

## 第9節 消火活動

### 目的

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、市はもとより市民、自主防災組織及び事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、火災が発生した場合は、消防機関が行う消火活動等に協力する他、出火防止及び初期消火活動を行う。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、市民は地震発生直後の出火防止及び初期消火を、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び災害拡大防止措置を行うものとし、また、市は各防災関係機関と協力しながらあらゆる方法により市民等に対し出火防止、初期消火及び災害拡大防止措置の徹底について呼びかける。

##### 1 震災消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

##### (1) 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ人命危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

##### (2) 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

##### (3) 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

##### (4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

##### (5) 火災現場活動の原則

① 出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助並びに救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物及び空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

## 第2 本部長の措置

本部長は地震が発生した場合、消防本部と連携して速やかに市域の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

- 1 本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- 2 本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。
- 3 本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 4 本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、「本編第3章第6節自衛隊の災害派遣」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 5 本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

## 第3 消防機関等の活動

### 1 塩釜地区消防事務組合

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防計画等に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

#### (1) 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、参集職員及び消防団並びに自主防災組織等を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速かつ的確な情報収集を行う。

#### (2) 地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

#### (3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、直近の効果的な迂回路を利用し消火活動を行う。

#### (4) 消防水利の確保

災害によって、消防水利の確保が困難となった場合は、あらかじめ計画された河川、井戸及び海水等の自然水利を利用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

## 2 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、消防計画に基づき、消防長、消防署長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の活動を行う。

### (1) 出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予想される場合は、市民に対し、出火警戒を呼びかける。

### (2) 消火活動

災害により出火した場合は、市民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

### (3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、市民へ伝達する。

### (4) 避難誘導

避難の指示が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、市民を安全な場所に誘導する。

## 3 消防警戒区域等の設定

### (1) 消防吏員又は消防団員

火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

### (2) 消防長・消防署長

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは次の設定等ができる。

① 火災警戒区域を設定する

② その区域内における火気の使用を禁止する

③ 応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する

## 4 宮城海上保安部の活動

地震による火災が発生した場合、速やかに次の活動を行う。

(1) 宮城海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちに、その旨を通報する。

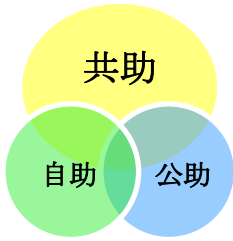
(2) 速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ関係機関等に対し協力を要請する。

## 5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に緊急時メンタルサポートチームの派遣を要請する。

## 第4 被災地域以外からの応援

市は、被災を免れた場合、宮城県広域消防応援基本計画に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 事業所の活動

### 1 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛消防隊組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに119番通報する。
- (2) 必要に応じて顧客・従業員等の避難誘導を行う。

### 2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺の市民に対し、避難誘導や立入禁止等必要な措置を講じる。

## 第2 自主防災組織等の活動

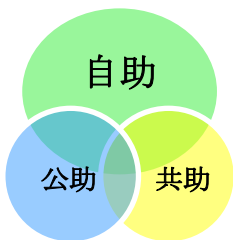
自主防災組織は、地域の安全を確保するために、市民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

### 1 火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

### 2 初期消火活動

火災が発生した場合、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに119番通報する。



■ 塩竈市民等の役割 ■

## 第1 市民の活動

市民は、自らの生命及び財産を守るために出火防止活動及び初期消火活動を行う。

### 1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ及び電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

### 2 初期消火活動

火災が発生した場合、消火器、水道及び風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、速やかに119番通報する。

### 3 通電火災の防止

ブレーカーを落とす等、被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止する。

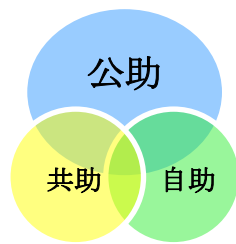
## 第10節 交通・輸送活動

### 目的

大規模地震災害発生に際し、市民の生命の保全、市民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、傷病者の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、市及び防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送道路を確保し、輸送を実施する。

また、地震発生時の自動車運転者（市民等）は、交通・輸送活動の支障にならない行動に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 交通規制

##### 1 交通規制の実施責任者

警察、道路管理者及びその他防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、必要に応じ、交通の安全確保のため交通規制を実施し、応急対策に必要な人員、物資及び資機材等の輸送の確保並びに交通の混乱防止を図る。

<交通規制の実施区分>

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	「道路法」（昭和27年法律第180号） 第46条第1項
県 公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 2 応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施する際の緊急輸送を確保するため必要があると認める場合	「道路交通法」（昭和35年法律第105号） 第4条第1項 災害対策基本法 第76条
警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

##### 2 交通規制の実施

警察署は、災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、県警察本部があらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的

確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の確保に努める。

(1) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等(「災害対策基本法施行規則」(昭和37年総理府令第52号)別記様式第2)を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(2) 交通整理隊の編成

市は、災害時において、各々の単独機関で交通の安全を確保できない場合又は特に必要と認める場合は、警察署(交番、駐在所)等との協議により次の交通整理隊を編成し、交通整理等を実施する。

- ① 交通安全指導隊、関係機関の職員及びその他の民間協力者により構成する。
- ② 所要人員等必要な事項はその都度決定する。

(3) 交通規制に関する広報

道路管理者及び交通管理者は、交通規制が実施されたときは、直ちに関係機関相互の連絡調整を図った上で、市民、ドライバー等に対し、交通規制の内容をテレビ、ラジオ、CATV、立看板、横断幕、情報板、警察官及び車両その他あらゆる広報媒体を活用し、情報提供する。  
＜広報の内容＞

- ① 通行禁止等に係る区域又は道路の区間
- ② その他交通規制の実施状況
- ③ 避難時の自動車利用の自粛
- ④ 交通規制への協力について

## 第2 緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、大規模災害発生時の救助活動・救急搬送・消火活動・緊急輸送活動・応急復旧活動等を迅速かつ的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん海上交通(船舶)や航空機(ヘリコプター)の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

### 1 輸送の優先順位

緊急輸送活動にあたっては以下の項目を優先して実施するなど、被害の状況・緊急度・重要度によって判断する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止(二次的災害の発生を防止するよう努める。)
- (3) 災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進



(1) 第1段階 避難期	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救急・救助活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員及び物資</li> <li>② 消防・水防活動等災害拡大防止のための人員や物資</li> <li>③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等</li> <li>④ 負傷者等の後方医療機関への搬送</li> <li>⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資</li> </ul>
(2) 第2段階 輸送機能確保期	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 上記(1)の続行</li> <li>② 食料及び飲料水、燃料等生命の維持に必要な物資</li> <li>③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送</li> <li>④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</li> </ul>
(3) 第3段階 応急復旧期	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 上記(2)の続行</li> <li>② 災害復旧に必要な人員及び物資</li> <li>③ 生活必需品</li> </ul>
(4) その他 関連措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の抑制について、関係機関等に対する協力要請を行う。</li> <li>② 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保を図る。</li> <li>③ 総合的交通対策を実施するため、バス及び鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。</li> </ul>

## 2 輸送方法

市は、災害応急対策計画に定める人員、緊急物資及び資材等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して、次の種別のうち、もっとも適切な方法による。

- (1) 車両（トラック、貨物自動車、乗合自動車等）による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 船舶による輸送
- (4) 航空機による輸送

## 3 緊急輸送の要請

市は、災害時の救助及びその他公共の福祉を維持するため必要と認めるときは、緊急輸送の対象となる機関に緊急輸送の協力を要請する。

なお、市域において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、協定締結市町に緊急物資輸送トラックの派遣を依頼するほか、県を通じ（公社）宮城県トラック協会に対し、次の事項を明示し輸送の要請を行い、輸送力の確保を図る。

- (1) 輸送を必要とする内容及び数量等
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

## 第3 陸上交通の確保

### 1 地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

地震発生時に運転者がとるべき措置として、以下の事項を周知徹底する。

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
  - ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
  - ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
  - ③ 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。
    - ア できるだけ道路外の場所に移動しておく。
    - イ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンをきり、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。
    - ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること。
- (2) 避難のために原則として車両を使用しないこと。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下、「通行禁止区域」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。
  - ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
    - ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
    - イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所
  - ② 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
  - ③ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかった場合や、運転者が現場にいないために措置をとることができない時は、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

## 2 緊急交通路確保のための措置

- (1) 緊急輸送の選定

産業建設部は、緊急輸送道路を選定し、地震後の救援物資及び人員の輸送を円滑に行うために緊急に応急復旧を要する道路として指定し、選定した緊急輸送道路を災対各部等に連絡する。  
(地震編資料4-1 塩竈市主要道路網図参照)
- (2) 緊急輸送の道路啓開
  - ① 産業建設部は、道路の被害状況及び安全点検の結果を道路管理者等関係機関に通報する。また、通行不能と判断される場合は、警察署長の意見を聞き、迂回路交通規制に係る応急対策を講じる。
  - ② 産業建設部は、緊急輸送道路を確保するため、その復旧活動に必要な重機械（ショベル、ブルドーザー等）については、建設関係業界等に依頼する。
- (3) 障害物の除去
  - ① 緊急輸送道路の障害物について、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、あらゆる手段により迅速に除去する。

また、消防機関及び自衛隊等と協力して、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。
  - ② それ以外の道路に障害物が堆積された場合は、次の区分により速やかに除去するとともに、

二次災害の防止に努める。

ア 産業建設部は、市管理道路の障害物について除去する。

イ 仙台土木事務所は、県道及び県管理国道の障害物について除去する。

ウ 国土交通省仙台東国道維持出張所は、国管理国道の障害物について除去する。

③ 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

④ 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、運転者がいない場合等において、自ら車両の移動等を行う。その際、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる他、沿道での車両保管場所の確保等のため、他人の土地の一時使用や竹木その他の障害物を処分することができる。

#### (4) 緊急通行車両の標示

災害対策基本法に基づき交通規制が行われた場合は、本編第2章第2節緊急輸送体制の整備により緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を受ける。

## 第4 海上交通の確保

市は、宮城海上保安部及び港湾・漁港管理者等と連携し、海上交通の安全確保のための応急措置について積極的に協力する。

### 1 宮城海上保安部の役割

宮城海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運行に必要なと思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

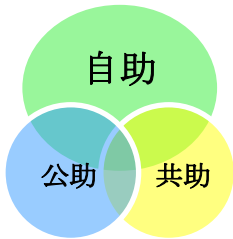
### 2 港湾管理者の役割（宮城県塩釜港湾事務所）

港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について東北地方整備局・海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去、水深の調査及び被災施設の応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。

### 3 漁港管理者の役割（宮城県仙台地方振興事務所・塩竈市）

漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船及び漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努める。

また、浦戸地区の漁港についても輸送の確保に努める。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 陸上交通の確保

#### 1 地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

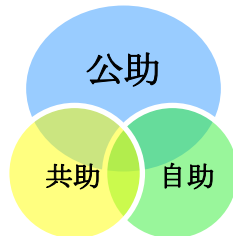
地震発生時に自動車運転者（市民等）は次の措置をとる。

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
  - ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
  - ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
  - ③ 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。
    - ア できるだけ道路外の場所に移動しておく。
    - イ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンをきり、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。
    - ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること。
- (2) 避難のために原則として車両を使用しないこと。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下、「通行禁止区域」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。
  - ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
    - ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
    - イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所
  - ② 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
  - ③ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

## 第11節 ヘリコプターの活動

### 目的

大規模地震災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となった場合には、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 市の体制

### 1 活動条件

県防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に活動する。

公共性	災害等からの市民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。(災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動)
緊急性	差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、市民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合)
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が最も有効であること。(既存の資機材、人員等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

### 2 活動内容

ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出救助活動が必要な場合の救出救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 消防部隊の搬送・投入
- (6) 被災地への救援物資の搬送
- (7) 応急復旧用資機材等の搬送
- (8) 市民に対する避難指示等の広報活動
- (9) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

### 3 活動拠点の確保

- (1) 市は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。

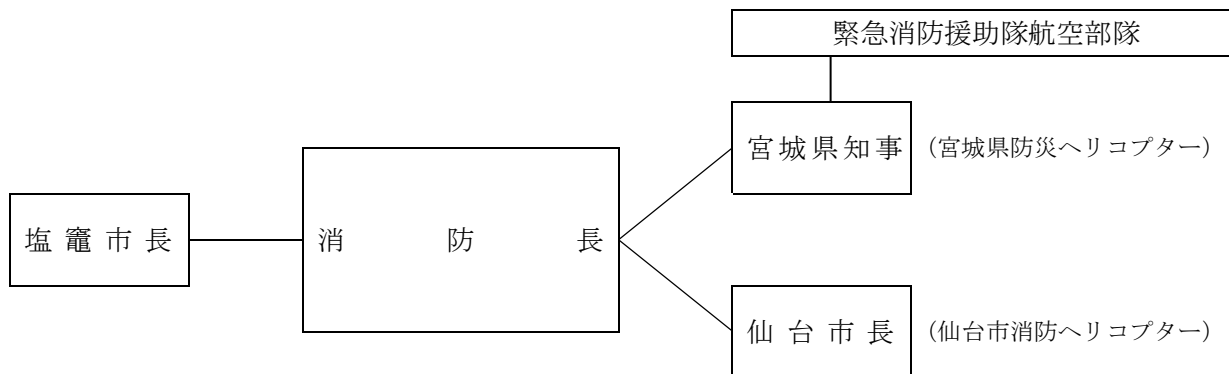
- ① 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び指定外ヘリポートを早急に確保する。

② 指定外ヘリポートにおいては、あらかじめ指定してある避難所と重複しないよう調整しながら確保する。

(2) ヘリポート及び活動拠点が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。(塩竈市ヘリポート適地は「本編第2章第18節第3」参照)

#### 4 派遣要請の手続き

(1) 要請の流れ



(2) 要請方法

本部長は、次の事項を明示して消防長に対し、口頭又は電話等により要請する。消防長は、宮城県知事又は仙台市長に各協定書に決められた文書により要請する。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出する。

<要請内容>

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状況
- ④ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- ⑤ 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

(3) 応援の要請先は、次のとおりとする。

宮城県防災ヘリコプター	宮城県防災ヘリコプター管理事務所 岩沼市空港西一丁目 15 番地 TEL 0223-24-0741 (代表) FAX 0223-24-0872
仙台市消防ヘリコプター	仙台市消防局警防部指令課 仙台市青葉区堤通雨宮町 2 番 15 号 TEL 022-234-1111 FAX 022-234-2364

#### 5 受入体制

応援を要請した本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受け入

れ体制を整える。

- ① 離着陸場所の確保及び安全対策
- ② 傷病者等の輸送の場合は、搬送先の離着陸場所及び医療機関等への搬送手配
- ③ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- ④ その他必要な事項

## 第12節 避難活動

### 目的

市及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒体制を整え、地区市民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難の指示等を行うとともに、警戒区域の設定や危険区域内の市民を適切に安全な場所に避難させ、「塩竈市避難所運営マニュアル」に基づき、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区市民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営を行う。その際、避難行動要支援者については十分考慮する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、災害時の避難誘導、指定避難所等の運営、管理等、避難活動に協力する。

#### 1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

#### 2 避難行動の分類

##### (1) 立退き避難

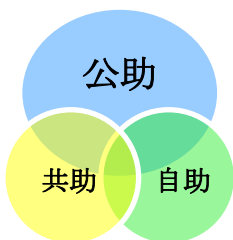
災害リスクのある区域の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主避難先に移動すること

##### (2) 屋内安全確保

洪水等及び高潮の場合に、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること

##### (3) 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要のある居住者等が、避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全できない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 避難の指示等

地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市長は地域の市民等に対して速やかに避難情報の発令を行う。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、市民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

なお、市長は、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、地域の必要と認める市民等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する



開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。

市長は、避難の指示又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、市長は、避難の指示又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、仙台河川国道事務所長、宮城海上保安部長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求める他、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

### 1 避難の指示を行う者

避難の指示等を行うべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止・退去命令等についても適切に運用する。

(1) 市長（災害対策基本法第60条）

(2) 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、「警察官職務執行法」（昭和23年法律第136号）第4条）

(3) 水防管理者（市長）（「水防法」（昭和24年法律第193号）第29条）

(4) 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）第25条）

(5) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

実施責任及び区分等については次表のとおりとする。

実施責任者	災害の種類	内容	指示の実施要件	根拠法令
市長 （災害対策本部長）	災害全般	指示	人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事	災害全般	指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなったとき。	災害対策基本法第60条
知事又はその命令を受けた県職員	洪水・ 雨水出水・ 津波・高潮・ 地すべり	指示	著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水・ 雨水出水・ 津波・高潮	指示	氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
警察官	災害全般	指示 命令	市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき、又は市長から要求があったとき。（指示） 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条

			急を要するとき。(命令)	
海上保安官	災害全般	指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛隊	災害全般	指示	災害により危険な事態が発生した場合で、警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条

## 2 市長、知事の役割

市長は、大規模地震に起因して市民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の市民に対し、速やかに立退きの指示又は緊急安全確保の指示を行う。また、知事は、災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって立退きの指示又は緊急安全確保の指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

## 3 警察官

警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があった場合は、市民その他関係者に対し、避難のための立退きの指示、緊急安全確保の指示、誘導その他必要な措置をとる。

- (1) 警察署長は、市長が行う避難の指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。
- (2) 警察署は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示がなされた場合には、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底するとともに、市民を安全に避難させる。

## 4 宮城海上保安部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき、市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があった場合は、船舶、乗組員、旅客、市民その他の者に対し、避難のための立退きの指示、緊急安全確保の指示、その他の必要な措置をとる。

## 5 自衛隊の役割

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にはいない場合に限り、避難等について必要な措置をとる。

## 第2 避難の準備及び指示の基準並びに伝達方法

### 1 避難の指示等

- (1) 避難準備の呼びかけ
 

警報等の発表又は災害の発生が予想され、市民等を事前に避難させる必要があると認められる場合において、避難の準備を呼びかける。
- (2) 緊急避難（避難指示、緊急安全確保措置）
 

地震、火災、洪水、高潮、津波又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難を指示する。
- (3) 収容避難
 

長時間に渡る避難又は移送を必要とする場合において、避難者又は救出者の収容施設を開設し、避難を指示する。

## 2 避難の指示内容

市長等、避難を指示する者は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他必要な事項

## 3 避難の措置と周知

避難の指示をした者は、対象地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

### (1) 市民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、直接の広報（市防災行政無線、広報車等）や広報媒体（テレビ、ラジオ）等の下記に示す方法を用いて、市民等に対しその内容の周知徹底を図る。

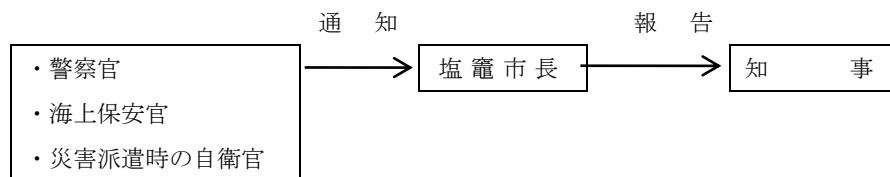
また、市民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難指示等の周知に当たっては、聴覚障がい者に対しては緊急速報メールや一斉FAX、津波においては津波フラッグにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

- ① 同報無線による伝達
- ② 広報車の呼びかけによる伝達
- ③ 関係者による直接口頭又は拡声機による伝達
- ④ 電話等による伝達
- ⑤ サイレンや警鐘による伝達
- ⑥ 自主防災組織等市民の協力を得てホームページやSNSによる伝達
- ⑦ 各報道機関への放送要請

### (2) 関係機関相互の通知及び連絡

市、県、警察、自衛隊及び宮城海上保安部は、避難の措置をとった場合においては、その内容について市、県の災害対策本部に連絡するほか、相互に通知又は報告する。



### (3) 周知内容

避難指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、その他とする。

## 第3 警戒区域の設定

- 1 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

① 発令者	④ 警戒区域設定の地域
② 警戒区域設定の日時	⑤ その他必要な事項
③ 警戒区域設定の理由	

**2 措置**

(1) 本部長は、その職権により警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し市長がその設定をするいとまがない場合は、市長からの命を受けた職員が行う。

この場合は、直接直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(2) 警察官又は海上保安官は、前記の実施者が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。

また、災害派遣された部隊等の自衛官は、市長、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 警戒区域を設定したときは、当該警戒区域の設定範囲をロープ等により明示する。

**3 警戒区域設定の周知等**

警戒区域を設定したときは、避難の指示等の伝達方法と同様な方法で、関係機関等へ伝達及び報告を行う。

(1) 市民への周知

本部長及び実施責任者は、警戒区域設定の内容を直接の広報（市防災行政無線、広報車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、市民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

(2) 関係機関相互の連携

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

（報告又は通知事項）

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

（法令に基づく報告又は通知義務）

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	塩竈市長	「災害対策基本法施行令」（昭和37年政令第288号）第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

**第4 避難の方法**

**1 避難の誘導**

避難の指示をしたときの誘導は、次のとおりとする。

(1) 各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難誘導は、当該地区の消防団員が行い、

誘導責任者は当該地区の消防分団長とし、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)への円滑な誘導に努める。

また、町内会及び自主防災組織は避難誘導の協力をする。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所(浸水区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等)等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講ずべきことにも留意する。

- (2) 市は、消防団員、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。また、市は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難指示等の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。
- (3) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とする。
- (4) 避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。
- (5) 危険区域及び避難場所に市職員を配置し、適切な避難誘導を行う。  
 なお、夜間においては、可能な限り照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期す。
- (6) 必要に応じ消防団及び警察署等に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。
- (7) 市は、ペットの同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援に努める。

## 2 避難の順位等

- (1) 市民の避難は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、傷病者等の要配慮者の避難を優先する。
- (2) 地区ごとの避難の順位は、災害の事象や発生状況を客観的に判断し、緊急避難を実施すべき地区内居住者の避難を優先する。
- (3) 自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、福祉施設の高齢者及び子供の避難については、車両や船舶等により移送する。

## 3 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を市民に周知徹底する。

- (1) 戸締り並びに火気及び電気ブレーカーの始末を完全にすること。
- (2) 携帯品は、必要な最小限度のものにすること。  
 (食料、飲料水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金等)
- (3) 服装は、なるべく軽装とし、必要に応じて雨具及び防寒衣等を携行すること。また、家族の名札を付けるように呼びかける。
- (4) 徒歩を原則とし、特別な場合を除き自動車では避難しないこと。

## 第5 指定避難所等の開設及び運営

災害時における、指定避難所等の開設及び運営は、次のとおりとする。

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市は、できるだけ浸水や洪水、高潮、土砂災害等の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に指定避難所を開設し、収容保護する。

### 1 指定避難所の開設場所

(1) 市は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を開設する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設し、市民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、指定避難所の開設が予定される施設について、対象地域の被災市民を収容できる規模を確認し、適切に配置するよう努める。

指定避難所の開設場所は、「本編第2章第24節第1の5 指定避難所及び自主運営避難所」に定める場所とする。

- (2) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (3) (1)に掲げる建物が応急危険度判定士（建築士）による応急危険度判定によって使用不可能になった場合、又は指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、野外のテント等のほか、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (4) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

### 2 指定避難所開設の広報

- (1) 指定避難所を開設したときは、速やかに防災行政無線及び広報車、広報媒体等により、市民に周知し、収容すべき市民を誘導保護する。
- (2) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。市長が指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事に報告する。
- ① 指定避難所開設の日時及び場所
  - ② 収容人員及び世帯数
  - ③ その他必要な事項（開設期間の見込み等）
- (3) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

### 3 指定避難所の運営、管理等

#### (1) 指定避難所の管理

##### ① 適切な運営管理の実施

市は、「塩竈市避難所運営マニュアル」に則り、各指定避難所の適切な運営管理を行う。

この際、指定避難所における正確な情報の収集・伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、町内会、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したN P

○ ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

② 本部との情報共有

市は、指定避難所の管理に必要な情報について整理し、各指定避難所に配備された携帯電話等を活用し、着実に情報共有を図る。

③ 指定避難所の責任者及び連絡員の指定

管理責任者、連絡員を指定し、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

ア 管理責任者、連絡員（班長・副班長）

各指定避難所に市職員各1名とする。

イ 担当業務

a 避難者名簿を作成し、避難人員の実態把握に関すること。

b 市災害対策本部との連絡調整に関すること

c 指定避難所開設の記録に関すること

d 避難者が必要とする情報の提供

e 必要な設備及び備品の確保

f 指定避難所周辺の情報収集

g 避難生活が長期にわたる場合、避難者を中心とした「避難所運営委員会」の立ち上げ

④ 相談窓口の設置

市は、指定避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

⑤ 自主防災組織やボランティアとの協力

市は、避難所運営委員会、市民の自主防災組織やボランティアと協力して、指定避難所の環境及び衛生管理、防火及び犯罪対策、並びに食料及び生活物資等の配付作業等を、効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

なお、市は自主防災組織等が行う協力内容について、具体的な事項を「塩竈市避難所運営マニュアル」に明記し、町内会や自主防災組織に周知しておく。

⑥ 自治的な組織運営への移行

市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

⑦ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

ア 市は、それぞれの指定避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握のみならず、指定避難所で生活せず食事のみ受取に来ている在宅避難者及びやむを得ず車中生活を送る避難者等の名簿登録を進めるとともに情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、女性と男性のニーズ等の違いを把握し、必要な支援を行う。

イ 市は、在宅避難者や車中生活を送る避難者に対し、災害関連死を防ぐための声かけ等による見守りを行う。

(2) 指定避難所の環境維持

① 良好な生活環境の維持

市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、女性職員等による巡回等により、食事供与の状況、トイレの設置状況等、生活環境の把握に努め、必要な対策を講じる。

② 健康状態・衛生状態の把握

市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

③ 家庭動物への対応

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保にとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

④ 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

ア 市は、災害発生時に避難所への避難ではなく、親類宅や友人宅等への避難し、三密を避け感染症へのリスク回避を行うよう広報等を行う。

イ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ウ 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(3) 男女共同参画

① 指定避難所運営への女性の参画促進

市は、指定避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

② 男女及び性的マイノリティ（LGBTQ等）のニーズの違いへの配慮

市は、指定避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ（LGBTQ等）のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、物資調達・輸送調整等支援システムを利用して調達した生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用スペース（物干し場、仕切り、更衣室、授乳室）、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、女性による生理用品及び女性用下着の配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児のいる家庭用エリアの設定（情報交換や相談等ができる場所）又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、



女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

### ③ 運営参加者への配慮

市は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

## (4) 指定避難所の開設、閉鎖

### ① 開設期間

災害発生の日から原則として7日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を決定する。

### ② 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲及び額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

### ③ 閉鎖

指定避難所は、一時的な滞在場所であり、避難が長期化する場合は、避難者の居住先確保に努める。特に学校施設を指定避難所とした場合は、児童及び生徒の就学の重要性を考え、市は、指定避難所の早期閉鎖が図られるよう努める。

## (5) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が指定避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

## (6) 外国人への配慮

市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

## (7) ホームレスの受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。

## 4 自主運営避難所の運営、管理

自主運営避難所は、自主防災組織及び町内会が開設から運営、管理まで行う。ただし、開設は短期間とする。

なお、市は、運営、管理に当たっての支援について協議・調整を行う。

## 第6 避難長期化への対処

- 1 市は市民の避難が長期化した場合には高齢者、障がい者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、指定避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- 2 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- 3 災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住

宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

4 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議する。

また、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

5 市は、避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第7 帰宅困難者対策

都市部においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市及び県は、以下の帰宅困難者対策を行う。

### 1 一斉帰宅抑制に関する対応

#### (1) 一斉帰宅抑制の広報

市及び県は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市民、企業、学校等など関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送などを通じ、現在いる場所が津波に対して安全である場合は、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるよう広報を行う。

また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

#### (2) 学校等関係機関の対応

学校等関係機関は、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

### 2 帰宅困難者への情報提供

市及び県は、地震・津波を含めた災害に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、鉄道など広域公共交通機関が被災した場合、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートの周知に努める。

### 3 避難行動要支援者への対応

市及び県は、避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

## 第8 孤立集落の安否確認対策

### 1 通信手段の確保

市は、居住地又は避難場所が、道路の寸断、土地の水没などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話などの通信手段により市民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

## 第9 広域避難

1 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れ

については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。また、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難についての助言を県に求める。

- 2 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 3 市、県、国、運送事業者等は、具体的な手順等を定めた計画をあらかじめ策定し、その計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- 4 市、県、政府本部、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

## 第10 広域避難者への支援(広域一時滞在)

### 1 県内広域一時滞在

- (1) 災害の規模、避難者の収容状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた本部長(以下、この項において「協議元市町村本部長」という。)は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長(以下、本号中「協議先市町村長」という。)に対し、避難者の受入れを協議する。
- (2) 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあつては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- (3) 協議先市町村長は、被災者の受け入れについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- (4) 協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域一時滞在の用に供するための施設(以下、本節中「受入施設」という。)を決定し、提供する。
- (5) 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第86条の8第5項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

## 2 県外広域一時滞在

(1) 県外広域一時滞在の必要があると認める本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

(2) 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第9項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

## 3 他都道府県広域一時滞在

(1) 県本部長の協議を受けた本部長（以下、本号中「協議先市町村長」という）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

(2) 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

(3) 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の9第13項
協議元市町村本部長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

#### 4 滞在施設の提供

市及び県は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

#### 5 広域避難者への支援体制の整備

市は、自市から広域避難者が発生した場合、広域避難者に対しても物資等の供給のほか、「全国避難者情報システム」等に基づき必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

### 第11 在宅避難者への支援

#### 1 生活支援の実施

市及び県は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体にして、食料・物資の供給など生活支援を行う。

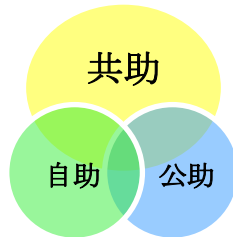
また市及び県は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

#### 2 避難所等での物資の供給

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、支所や出張所での物資の配布の他、避難所、集落等で物資の供給を行う。

### 3 支援体制の整備

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。



#### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 避難の方法

### 1 避難の誘導

町内会は、集団避難を心掛ける。

また、町内会及び自主防災組織は避難誘導の協力をする。

## 第2 指定避難所等の開設及び運営

### 1 指定避難所の運営、管理等

(1) 町内会、自主防災組織等は、指定避難所における正確な情報の収集・伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について運営に協力する。

(2) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

### 2 自主運営避難所の運営、管理

自主運営避難所は、自主防災組織及び町内会が開設から運営、管理まで行う。

## 第3 帰宅困難者対策

### 1 一斉帰宅抑制に関する対応

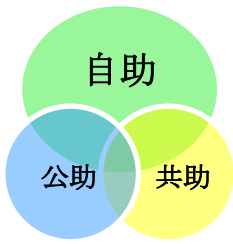
#### (1) 企業の対応

企業は、従業員、顧客等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

#### (2) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。

なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 避難の方法

#### 1 避難時の留意事項

- (1) 戸締り並びに火気及び電気ブレーカーの始末を完全にすること。
- (2) 携帯品は、必要な最小限度のものにすること。  
(食料、飲料水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金等)
- (3) 服装は、なるべく軽装とし、必要に応じて雨具及び防寒衣等を携行すること。また、家族の名札を付けるように呼びかける。
- (4) 徒歩を原則とし、特別な場合を除き自動車では避難しないこと。

### 第2 指定避難所等の開設及び運営

#### 1 指定避難所の運営、管理等

市民等は、指定避難所における正確な情報の収集・伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について運営に協力する。

### 第3 孤立集落の安否確認対策

#### 1 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の市民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。



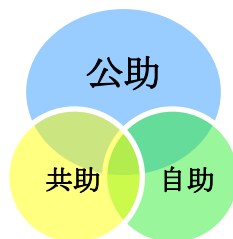
## 第13節 応急仮設住宅等の確保

### 目的

大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は指定避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

また、町内会等は応急仮設住宅の維持、管理、運営上の対応に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備

##### 1 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備方針

災害救助法の適用を受けた場合の応急仮設住宅の建設は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合は、市長が行う。

##### (1) 入居対象者

住宅が全壊・全焼又は流失等により滅失し、居住する住宅を確保できない被災者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者及び長期避難区域の指定や二次災害のおそれがあるなどにより、長期にわたり自らの住家に居住できない者とする。

##### (2) 設置規模

1戸当たりの規模は、29.7㎡(9坪)を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

##### (3) 建物の構造は、県で定める災害応急仮設住宅仕様を準用し、高齢者・障がい者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。

##### (4) 建設着工及び供与期間

- ① 災害発生の日から20日以内に着工する。
- ② 供与期間は、完成の日から2年以内の期間とする。

##### (5) 応急仮設住宅建設予定地

建設用地については、公園及び公共施設等の空地で、り災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。

また、民間空地は借り上げにより対応する。

##### 2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持・管理・運営

##### (1) 管理体制

県は応急仮設住宅(建設型応急住宅)の適切な管理運営を行う。応急仮設住宅(建設型応急住宅)管理を市長に委任した場合は、知事と市長との間で、管理委託契約を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

市及び町内会等は維持管理上、以下の対応に努める。

- ① 安全・安心を確保するため、消防、警察との連携
- ② 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアの実施
- ③ 愛玩動物の受入れのルール作成
- ④ 必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅(建設型応急住宅)入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営
- ⑤ 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映

(3) 運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

- ① 安全・安心の確保に配慮した対応
  - ア 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
  - イ 街灯や夜間照明等の工夫
- ② 夜間の見回り(巡回)
- ③ ストレス軽減、心のケア等のための対応
  - ア 交流の場づくり
  - イ 生きがいの創出
  - ウ 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
  - エ 保健師等による巡回相談
  - オ 女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備
- ④ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
  - ア 集会所の設置
  - イ 仮設スーパー等の開業支援
  - ウ 相互情報交換の支援
  - エ 窓口の一元化
- ⑤ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
  - ア 運営における女性の参画推進
  - イ 生活者の意見集約と反映

## 第2 公営住宅等の活用等

市は、災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して一時的な居住の場として公営住宅等のあっせんを行う。

### 1 公営住宅の活用等

市は、必要に応じ、被災者の住宅確保支援対策として、市営住宅のほか、県・県内市町村等の公営住宅等の空き家情報を収集・提供するとともに、必要な場合は一時入居等のあっせんを行う。

なお、被災者のうち特に避難行動要支援者を優先的に提供する。

### 2 民間施設等の活用

市は、民間アパートや社宅等の民間施設についての情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者・管理者に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を依頼する。

## 第3 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

市は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点(サポートセンター等)を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。

支援に当たっては、適切な対応が図られるよう情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

## 第4 住宅の応急修理

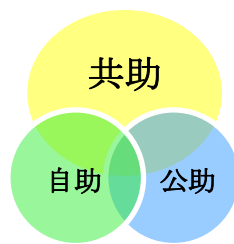
市は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損個所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

### 1 応急修理の範囲

修理対象は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

### 2 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備

### 1 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持・管理・運営

#### (1) 維持管理上の配慮事項

町内会等は維持管理上、以下の対応に努める。

- ① 安全・安心を確保するため、消防、警察との連携
- ② 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアの実施
- ③ 愛玩動物の受入れのルール作成
- ④ 必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅(建設型応急住宅)入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営
- ⑤ 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映

#### (2) 運営上の配慮事項

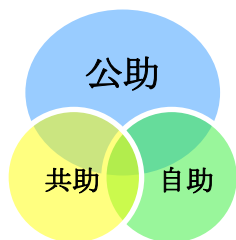
町内会等は、運営に当たっては以下の対応に努める。

- ① 安全・安心の確保に配慮した対応
  - ア 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
  - イ 街灯や夜間照明等の工夫
- ② 夜間の見回り(巡回)
- ③ ストレス軽減、心のケア等のための対応
  - ア 交流の場づくり
  - イ 生きがいの創出
  - ウ 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
  - エ 保健師等による巡回相談
  - オ 女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備
- ④ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
  - ア 集会所の設置
  - イ 仮設スーパー等の開業支援
  - ウ 相互情報交換の支援
  - エ 窓口の一元化
- ⑤ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
  - ア 運営における女性の参画推進
  - イ 生活者の意見集約と反映

## 第14節 相談活動

### 目的

市は、大規模地震災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、相談活動の体制を整備し、県及び防災関係機関とも連携して対応する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 市の相談活動

##### 1 総合相談窓口の役割

市は、被災者のための総合相談窓口を設置し、市民からの身近な相談や要望に対応するとともに、専門性を要する相談等にあつては、各担当窓口への取り次ぎを行う。

また、必要により県の相談窓口を紹介するなど市民の相談や要望の解決を図る。

##### 2 総合相談窓口の設置

- (1) 市は、災害発生後、速やかに市災害対策本部と同じ建物に総合相談窓口を設置する。
- (2) 災対各部は、必要に応じ相談窓口を設置する。
- (3) 相談業務は、県及び関係機関と連携し即時対応に努める。
- (4) 市民からの相談には、効果的な相談業務等を行う。
- (5) 相談内容別の担当窓口は以下のとおり。

相談内容	担当部
災害全般	災対総務部
市民生活・環境・浦戸関係	災対市民生活部
社会福祉・児童福祉・保健医療関係	災対福祉子ども未来部
農林水産・商工観光関係	災対産業建設部
土木・建築関係	災対産業建設部
教育関係	災対教育部
水道関係	災対上下水道部

#### 第2 相談窓口設置の周知

- 1 災対各部で相談窓口を設置した時は、各部総務班を通じ災対本部に報告する。
- 2 災対総務部広報班は、相談窓口の設置を市のホームページをはじめ、防災行政無線・広報車・マスコミ報道・SNSなどを活用し、広く市民に周知する。

#### 第3 報告

- 1 総合相談窓口担当職員は、相談内容等を記録し、災対本部に報告することとし、災対総務部広

報班で取りまとめる。

- 2 災対各部における相談内容等は、それぞれの課室で記録し、災対総務部広報班は必要に応じ各課室から報告を求めることができる。

#### **第4 関係機関との連携**

市民からの相談等で十分な情報がないものについては、災対各部、県及び関係機関と連絡を取り、速やかに情報を収集し即時対応に努める。

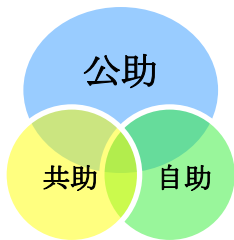
## 第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

### 目的

大規模な地震災害が発生した場合、特に要配慮者や旅行者に対するさまざまな応急対策が必要となる。

このため、市は、県、防災関係機関及び社会福祉団体と必要な諸施策について速やかに実施する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が行う要配慮者・避難行動要支援者支援活動に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 高齢者・障がい者等への支援活動

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、救助・避難誘導及び福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

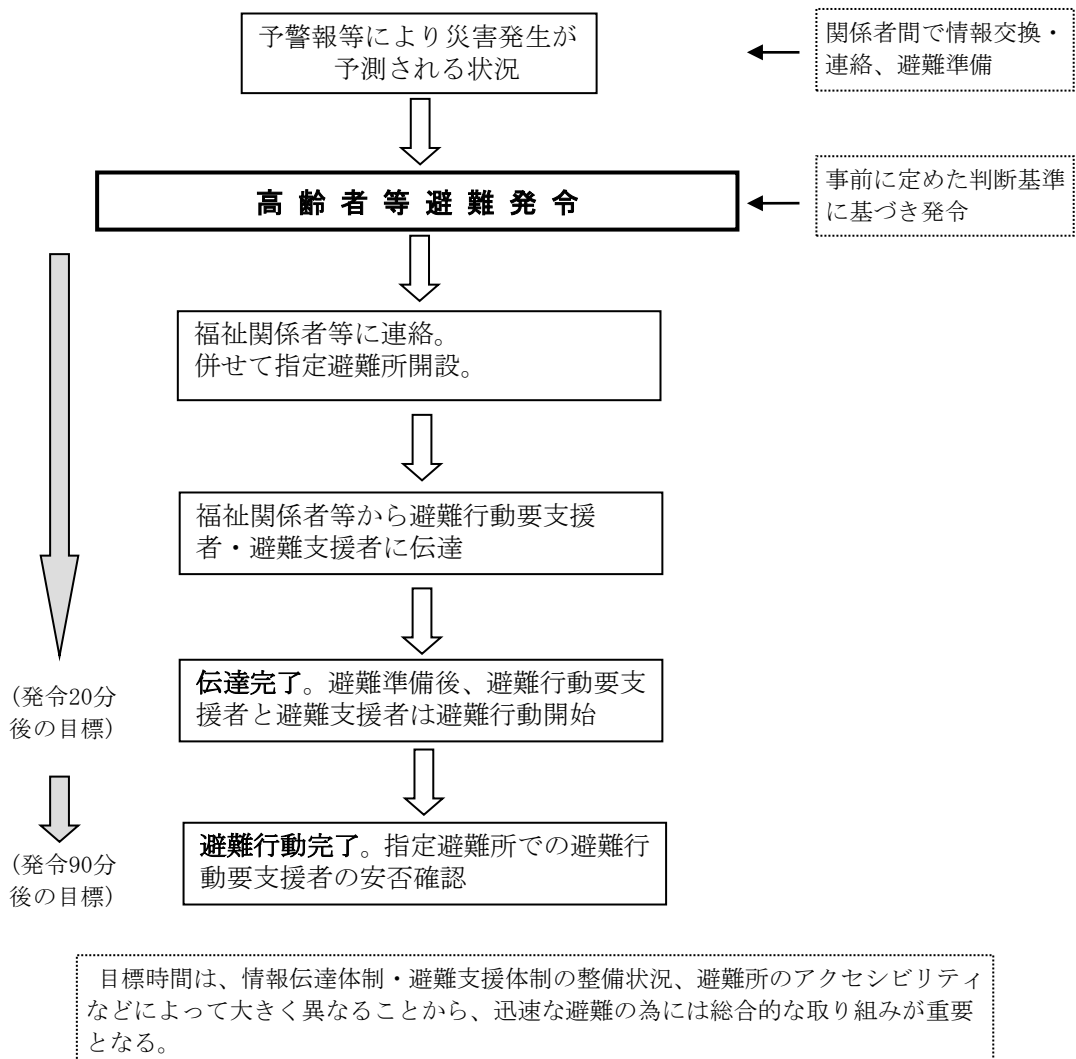
さらに、必要に応じて県・隣接市町等へ応援を要請する。

##### 1 高齢者等避難等の発令・伝達

高齢者等避難等の発令・伝達は、原則として本編第3章第12節第1避難の指示に示す要領で行うが、避難行動要支援者に対する高齢者等避難発令から避難までの基本的な流れを次図に示す。

なお、津波災害の場合は、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

<避難行動要支援者に対する高齢者等避難発令から避難までの基本的な流れ（イメージ）>



## 2 安全確保

### (1) 社会福祉施設等在所者

市は、施設在所者（入所者・従事者等）の安否確認を迅速に行い、状況に応じ施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、関係機関の協力のもと施設の危険箇所等の応急修理を行う。

### (2) 社会福祉施設等以外の避難行動要支援者

市は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき民生委員等の協力を得て、在宅の要配慮者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行う。

また状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

なお、未登録の要配慮者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努める。

### (3) 公共施設に来所中の避難行動要支援者への対応

地震発生時に来所中の避難行動要支援者の安否確認等について、各施設の職員が円滑に対応できるよう、マニュアル等の作成に努め、平常時より職員に啓発を図る。

### 3 支援体制の確立と実施

#### (1) 施設従事者及び必要な物資の確保

市は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。

次の緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

#### (2) 緊急支援

##### ① 受入れ可能施設の把握

市は、関連機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。

##### ② 福祉ニーズの把握と支援の実施

市は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体・NPO・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。

##### ③ 福祉避難所の開設

市は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

##### ④ 多様な避難所の確保

市は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

##### ⑤ 相互協力体制

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣市民（自主防災組織等）、ボランティア組織などと連携して、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

#### (3) 指定避難所での支援

##### ① 支援体制の確立

市は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる援護体制を確立する。特に、障がい者用の装具・医薬品並びに育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

##### ② 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、充分配慮する。

##### ③ 専門職による相談対応

市及び県は、被災地及び避難所における要配慮者に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

##### ④ 福祉避難所への移送

ア 市は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する



場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

イ 市は、要配慮者の搬送に当たっては、近隣市民等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車及びあらかじめ有限会社中央交通と締結してある『災害時における業務協力に関する協定』に基づき、搬送活動を行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、搬送活動を行う。

(4) 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障がい者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市の指示のもと、NPO・ボランティア等と連携し、活動を行う。

(5) 応急仮設住宅の入居

応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障がい者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。また、入居者が従来からのコミュニティを維持できるよう配慮する。

## 第2 外国人への支援活動

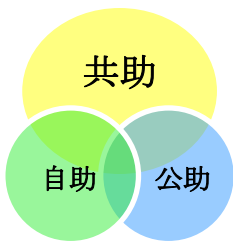
市は、災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し提供を行う。

なお、支援活動においては外国人旅行者等についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- 1 市は、把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じる。
- 2 市は、市民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- 3 市は、状況に応じ広報車や防災行政無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- 4 市は、災害情報を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語による掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。
- 5 市及び県は、(公財)宮城県国際化協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。
- 6 通訳者が必要な場合は、通訳ボランティア制度を活用し、県に対して通訳者の派遣を要請する。
- 7 在日大使館等を通して外国からの照会のある在日外国人の安否確認に回答するための県の調査に協力する。

## 第3 旅行者への支援活動

市は、災害時の市域の旅行者の被災状況について、(一社)日本旅行業協会東北支部等と連携しながら情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 高齢者・障がい者等への支援活動

### 1 安全確保

#### (1) 社会福祉施設等以外の要支援者

町内会、自主防災組織等は、市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員が行う在宅の避難行動要支援者の安否確認に協力する。

### 2 支援体制の確立と実施

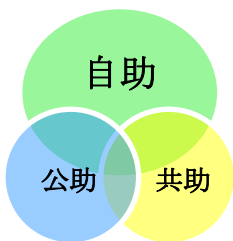
#### (1) 指定避難所での支援

##### ① 福祉避難所への移送

市民（近隣市民等）は、市等が行う要配慮者の搬送に当たっては協力する。

## 第2 外国人への支援活動

自主防災組織は、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集に努める。



■ 塩竈市民等の役割 ■

## 第1 高齢者・障がい者等への支援活動

### 1 支援体制の確立と実施

#### (1) 指定避難所での支援

##### ① 福祉避難所への移送

市民は、市等が行う要配慮者の搬送に当たっては協力する。

## 第2 外国人への支援活動

市民は、市等が行う外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集に協力する。

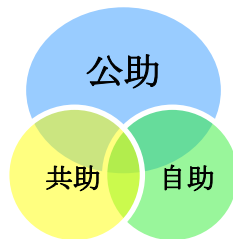
## 第16節 愛玩動物の収容対策

### 目的

大規模地震災害に伴い、所有者不明の動物・負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や（公社）宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。

また、市民等は、市等が行う動物の保護や適正な飼育に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 被災地域における動物の保護

##### 1 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

##### 2 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。  
なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

#### 第2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、県・獣医師会等関係団体・動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、市民はそれに協力する。

なお、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

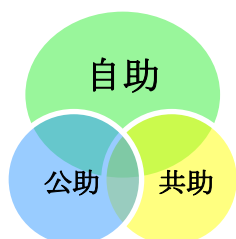
- 1 各地域の被害状況、指定避難所での動物の飼育状況の把握・資材の提供及び県等へ獣医師の派遣等の要請
- 2 指定避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3 他縣市への連絡調整及び要請

#### 第3 仮設住宅における動物の適正な飼育

市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

#### 第4 動物救護や飼養支援に関する情報の提供

市は、被災市民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供に努める。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

#### 第1 指定避難所における動物の適正な飼育

市民は、市が県・獣医師会等関係団体・動物愛護ボランティア等と協力して行う動物の愛護及び環境衛生の維持に協力する。

## 第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

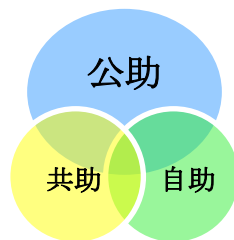
### 目的

市は、大規模地震災害時における市民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料・飲料水及び生活必需品に対する要望や指定避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

また、市民と町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が行う食料、飲料水及び生活必需品等の配付、応急給水等に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

### 第1 食料

市は、備蓄食料、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に供給するとともに、あらかじめ締結している『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』締結業者等の協力のもと、被災者及び災害応急対策従事者に対し、迅速かつ的確に食料の確保・供給及び炊き出し等を実施し、食料の供給に万全を期する。

日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、関係事業者等との協定により調達を図るなどして確保する。

ただし、協定業者等が被害を受け市内に必要な食料等を確保できないときは、知事又は隣接市町村等に対し供給の要請を行う。

また、指定避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

#### 1 調達計画の立案

##### (1) 食料供給の時系列基準

食料の供給は災害発生直後から開始し、時間の経過に伴ってその内容の見直しを行っていく必要がある。従って、基本的には、次の順位で調達、供給を行う。

→①災害用備蓄食料（乾パン等）→②小売業、卸売業及び給食業者からの調達→③炊出し

##### (2) 調達計画の作成

- ① 食料供給の対象数から必要な数量を把握のうえ、調達計画を作成する。
- ② 指定避難所等での配付については、避難所内町内会（避難所運営委員会が組織されている場合には、物資分配班）、地域各種団体及び防災ボランティア等が行う。

#### 2 米穀の調達・供給

(1) 調達

市は、非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、県及び「協定締結業者」等の支援を得て給食に必要な応急用米穀を調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、政府所有の米穀(以下「災害救助用米穀」)を調達する。市は、災害救助用米穀を直接農林水産省に要請した場合は、速やかに県に連絡する。

(2) 供給

① 応急用米穀

ア 市は、県から供給を受けた応急用米穀又は米穀卸売業者等から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

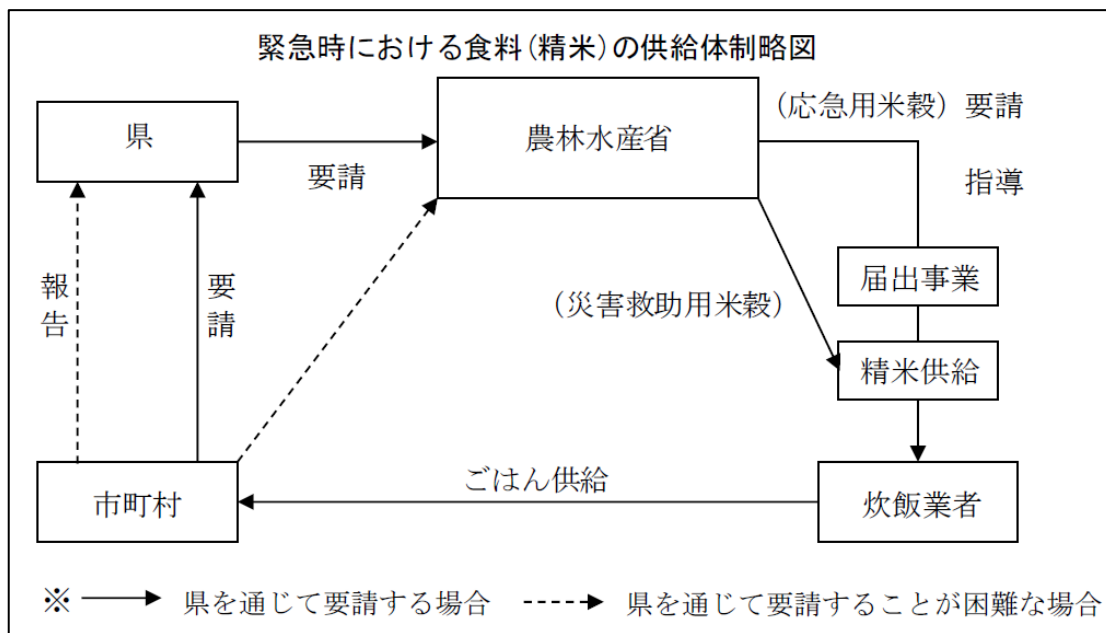
イ 市は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

② 災害救助用米穀

ア 市は、県から供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

イ 市は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

<緊急時における食料(精米)の供給体制略図>



(3) 供給数量

① 応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人当たりの供給数量に、市の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

② 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。

供給対象	供給基準量
り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧	1食当たり 300 精米グラムの範囲内

作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合

で知事が定める数量

**(4) 炊出しの実施**

市は、災害救助法が適用された災害により、指定避難所に避難する等、炊事の供給ができない者に対し、炊出しその他による食料の供与を行う。

炊出し等の実施に当たって、災対健康福祉部による対応では要員が不足する場合には、県、日赤宮城県支部等の協力を得て作業を実施する。

**① 炊出しの方法**

ア 炊出しの実施については、避難状況・ライフラインの復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

イ 炊出しは、避難者自ら（避難所運営委員会が組織されている場合は給食給水班）、地域各種団体、防災ボランティア及び自衛隊等が行う。

**② 炊出し場所**

炊出し場所は、指定避難所の調理設備及び備蓄資機材等を用いて行う。

**3 その他食料の調達・供給****(1) 野菜及び果実**

市は、野菜及び果実について、県及び『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』締結業者等に対し協力要請を行い、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

**(2) 乳製品**

市は、乳製品について、県及び『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』締結業者等に対し協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。

**(3) 水産加工品**

市は、県及び『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』締結業者等に対し水産加工品の提供協力の要請を行い、その確保に努める。

**(4) 副食品等**

市は、副食品等について、県及び『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』締結業者等に対し協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。

**第2 飲料水**

震災による水道施設の被害により飲料水を得ることができない住民へ給水する。また、医療機関等に対する供給を確保し医療業務に支障のないよう配慮する。

**1 応急給水体制**

地震発生後、直ちに災対上下水道部を主体とした初動体制を確立し、迅速に情報収集及びその分析を行うとともに、効率よく応急給水作業を推進することに努める。

**(1) 応急給水の方法**

① 応急給水は、緊急時用貯水施設や給水ポイントによる給水を基本とする。

なお、必要に応じ、可能な範囲で給水車等による運搬給水を行い、その時間や場所について広報に努める。

② 確保水の不足等により給水が不能となった場合は、次のとおり飲料水を供給する。

ア 被災地において、水源を確保することが困難な場合は、他市町村から搬送給水する。

③ 応急給水にあたっては、避難所・医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。

④ 高齢者等の要配慮者の給水は、自主防災組織や町内会と連携した体制を構築する。

(2) 震災時における飲料水の確保は、最小1人1日3ℓを目標とし、経時的に増量する。

災害発生からの日数	目標数量	主な給水方法
災害発生 ～ 3日まで	3リットル／人・日	貯水槽・給水車
4日 ～ 10日まで	20リットル／人・日	配水幹線付近の仮設給水栓
11日 ～ 21日まで	100リットル／人・日	配水枝線上の仮設給水栓
22日 ～ 28日まで	被災前給水量	仮配管からの各戸給水、共用栓

(3) 給水期間

災害発生の日から原則として、7日以内の期間とする。ただし、長期にわたる場合は、その都度実情に応じ対処する。

応急給水ポイント一覧

番号	給水場所名	所在地	給水対象地
1	市立第一小学校	泉ヶ岡 1-1	学区内地区
2	市立第二小学校	小松崎 10-1	学区内地区
3	市立第三小学校	花立町 15-1	学区内地区
4	市立月見ヶ丘小学校	月見ヶ丘 2-1	学区内地区
5	市立玉川小学校	玉川二丁目 9-1	学区内地区
6	市立杉の入小学校	杉の入一丁目 19-1	学区内地区
7	市立第一中学校	みのが丘 3-1	学区内地区
8	市立第二中学校	楓町二丁目 10-1	学区内地区
9	市立第三中学校	多賀城市笠神二丁目 1-1	学区内地区・下馬の一部、丸山の一部・笠神の一部
10	市立玉川中学校	権現堂 19-1	学区内地区
11	塩竈市公民館	東玉川町 9-1	南部地区の一部
12	清水沢市営住宅児童公園	清水沢二丁目 18-4	清水沢団地の一部
13	塩竈市体育館	今宮町 9-1	伊保石、字長沢、長沢町、今宮町、清水沢
14	千賀の台公園	千賀の台二丁目 6番地内	千賀の台、字伊保石、字庚塚の一部
15	青葉ヶ丘公園	青葉ヶ丘 3番地内	青葉ヶ丘、字石田、越の浦 1・2・3丁目
16	塩竈市温水プール	字杉の入裏 39-173	新浜町 2・3丁目
17	清水沢公園	清水沢一丁目 5-81	清水沢団地一部、後楽町、泉沢町
18	塩竈市役所	旭町一丁目 1-1	
19	塩釜高校東キャンパス	泉ヶ岡 7-1	
20	一森山道場	宮町 7-15	
21	公民館本町分室	本町 8-1	

(震災編資料 1 4 - 2 応急給水ポイント位置図参照)

2 給水資機材の調達等



あらかじめ整備・備蓄した給水用資機材に不足が生じた場合は、関係機関又は近隣事業所と協議し、早期に調達する。

### 3 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

### 4 他機関への応援要請

#### (1) 給水業務への応援要請

災害により飲料水が得られない地域が広範にわたり、給水エリア(市内及び多賀城市の一部)での飲料水の確保が困難又は市が行う給水体制で十分に住民に対し飲料水を供給することが困難であると認めるときは、応援協定及び本章第6節「自衛隊の災害派遣」の規定に基づき、県及び仙台河川国道事務所、自衛隊に対する応援要請を行う。

#### (2) 給水資材・災害復旧資材及び人材の応援要請

市内で確保できる給水資材及び災害復旧資材が不足するときは、県、『災害時における応急復旧活動等に関する協定』を締結している仙塩地区管工事業協同組合及び日本水道協会等の関係機関へ資材調達の応援を要請し円滑なる給水計画の遂行に努める。

### 5 住民への広報

断水・減水及び赤水等の被害が生じた場合には、住民に対し応急給水の実施及び復旧の見通し等について、防災行政無線及び広報車、HPやSNS、コミュニティFM、CATV等により行う。

なお、応急給水の広報については、給水方法・給水場所・時間帯等の必要事項について周知を図る。

## 第3 生活物資

市は、震災時に被災者が必要とする衣料、生活必需品及びその他の物資について、迅速かつ的確に確保し供給を行う。

### 1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う

- (1) 指定避難所に収容され、又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- (2) 住家が、全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水の被害を受けた者
- (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
- (4) 物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
- (5) 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの

### 2 支給品目

被服、寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

(支給品目)

- |          |           |          |        |         |
|----------|-----------|----------|--------|---------|
| (1) 寝具   | (2) 衣料類   | (3) 炊事用具 | (4) 食器 | (5) 日用品 |
| (6) 光熱材料 | (7) 緊急用燃料 | (8) その他  |        |         |

### 3 物資の調達・供給

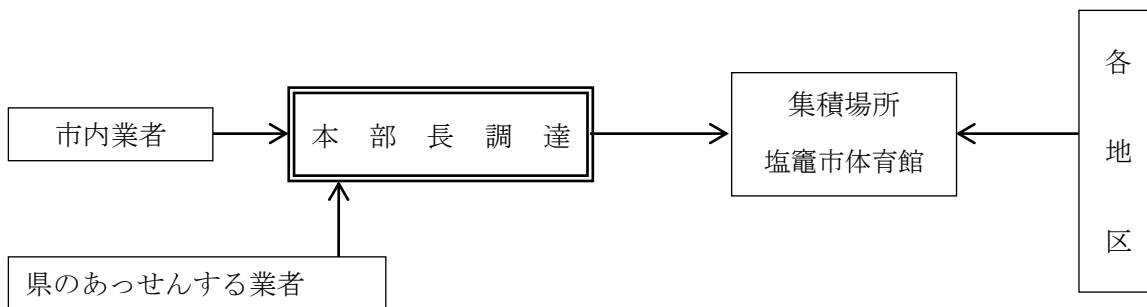
- (1) 市は、災害時に必要な生活必需品の調達・供給については、指定避難所等での需要の動向を把握し、あらかじめ締結している『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』

締結業者等の協力のもと、被災者等に対する迅速かつ的確な供給に万全を期する。

- (2) 市は、市や協定業者等が被害を受け市内に必要な生活必需品を調達・供給できないときは、広域応援協定を締結している近隣市町村や、県、厚生労働省、その他の関係機関に協力を要請する。
- (3) 供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。
- (4) 供給の方法
  - ① 生活物資供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
  - ② 指定避難所等での配付については、避難所内町内会（避難所運営委員会が組織されている場合は、物資分配班）、地域各種団体及びボランティア等が行う。
- (5) 費用
 

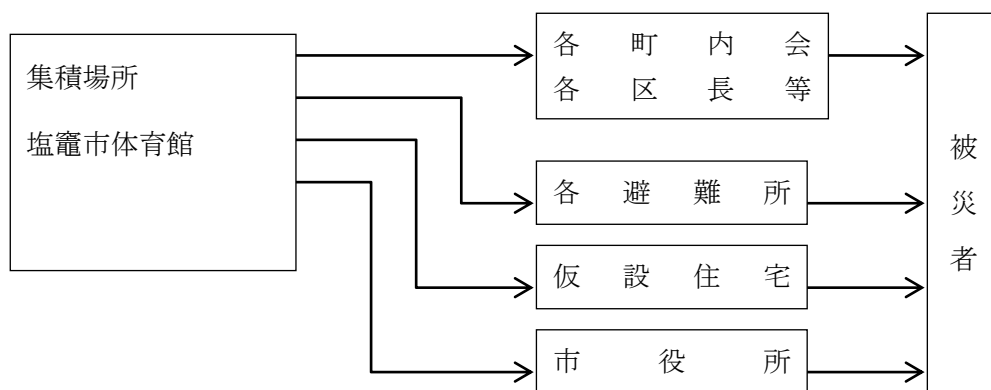
衣料・生活必需品等の給与又は貸与に要する費用の範囲・額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
- (6) 期間
 

災害発生の日から、原則として10日以内とする。
- (7) 物資の調達及び供給系統



① 調達系統

② 物資の集積場所及び供給経路



#### 第4 物資の輸送体制

- 1 市は、あらかじめ締結した協定に基づき、トラック協会等民間輸送事業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。
- 2 輸送事業者等は、指定した、物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。

## 第5 義援物資の受入れ及び配分

### 1 義援物資の受入れ

- (1) 市（災対健康福祉部）は、衣料及び生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認めり災者を調査し、義援物資配分計画を作成する。
- (2) 義援物資配分計画を基に、関係機関と相互に連携を図りながら直ちに義援物資受入窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを開始する。
- (3) 義援物資の募集に当たっては、報道関係機関等と連携し義援物資の受入方法等についての広報を行い、周知を図る。
- (4) 災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入れ方法については、品目及び数量を事前に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体及び企業等に優先的に働きかけを行う。
- (5) 市は、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と調整の上、事前に義援物資の一時保管先等を確保（指定）し、配分作業が円滑にできるよう努める。
- (6) 郵便事業株式会社塩釜郵便局等は、市と締結した『災害時における相互応援協定に関する覚書』に基づき、被災者に対する義援物資等の避難所等への配送について協力する。

### 2 義援物資配分

- (1) 市は、義援物資の配分に当たっては、県及び日本赤十字社宮城県支部等関係機関との間で調整を行い、速やかかつ適切に配分する。  
なお、義援物資の仕分け、配付に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力を得ながら行う。
- (2) 市は、必要配分量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け・配付作業に当たる地区担当調査員及びボランティア団体等に情報提供を行う。
- (3) 義援物資の配送に当たっては、宮城県トラック協会塩釜支部及び塩竈市内郵便局等、あらかじめ締結している協定などに基づいて協力を要請する。
- (4) 義援物資配分計画は、次の事項を明確にする。
  - ① 義援物資を必要とするり災者数（世帯人員ごととする。）
  - ② 義援物資の品名、数量
  - ③ 義援物資の受け払い数量

## 第6 食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄

市は、災害に備えて、計画的に食料・飲料水・生活必需品等を備蓄する。備蓄倉庫は、市内各指定避難所に設置する。

## 第7 燃料の調達・供給

### 1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時に、応急対策の実施及び市民生活の維持に必要な施設並びに車両等への燃料供給が滞らないよう、石油商業協同組合等との『災害時における支援協力に関する協定』締結業者等に対し協力要請を行い、燃料の供給に努める。

### 2 重要施設への供給

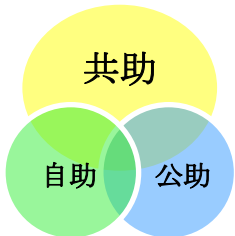
市は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集を行い、必要量の供給に努める。

### 3 災害応急対策車両への供給

市は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。  
また、市は、県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

### 4 市民への広報

市は、燃料類の供給見通し等について、市民に広報する。



#### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 食料

避難所の管理運営委員会や町内会は、食料の指定避難所等での配付を行う。

## 第2 飲料水

### 1 応急給水体制

#### (1) 応急給水の方法

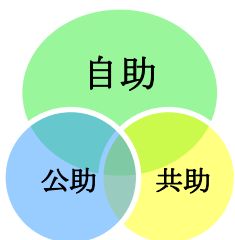
自主防災組織や町内会は、高齢者等の要配慮者の給水体制を構築する。

## 第3 生活物資

### 1 物資の調達・供給

#### (1) 供給の方法

指定避難所等での配付については、避難所内管理運営委員会や町内会、地域各種団体及びボランティア等が行う。



#### ■ 塩竈市民等の役割 ■

## 第1 燃料の調達・供給

### 1 市民

市民は、燃料の調達に関しては災害時における応急対策活動に支障が生じないように節度ある給油マナーと省エネ活動に努める。

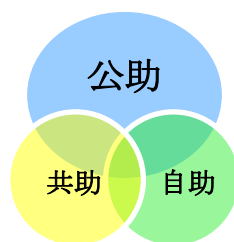
## 第18節 防疫・保健衛生活動

### 目的

大規模地震災害時には、被災地、特に避難所においては生活環境の悪化に伴い、感染症の病原体に対する被災者の抵抗力の低下などの悪条件となるため、市及び県は迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア関係団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、町内会は、指定避難所の防疫・保健衛生活動に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 防疫

市及び県は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

##### 1 感染症の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行いねずみ族及び昆虫等の駆除を実施する。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時予防接種を実施する。
- (5) 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動への協力を要請する。

##### 2 感染症発生時の対応

###### (1) 収容隔離

被災地において、感染症患者が発生し又は無症状病原体保有者が発見されたときは、速やかに隔離収容の措置をとり、感染症指定医療機関等に搬送・収容するとともに、流行の防止を図るため、周辺の消毒を実施する。

###### (2) 自宅隔離

適当な収容施設がない場合、あるいは隔離措置をとることが出来ない病原体保有者等に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導する。

###### (3) 感染症発生時には、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。

##### 3 指定避難所の感染症対策

指定避難所を開設したときは、県の指導を得て感染症等の集団発生を防ぐため、感染症対策の徹底を図る。

###### (1) 防疫に関する協力組織

指定避難所の管理者は、衛生に関する自治組織等の編成（避難所運営委員会が組織されている）

る場合は、環境衛生班)を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

(2) 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

- |          |               |             |
|----------|---------------|-------------|
| ① 健康調査   | ② 防疫消毒の実施     | ③ 集団給食の衛生管理 |
| ④ 飲料水の管理 | ⑤ その他施設内の衛生管理 |             |

避難所における感染対策を徹底するため、避難所運営マニュアルを参考に手指消毒用アルコールやパーティション等を設置し感染症対策に努める。

#### 4 防疫用資器材等の確保

市は、災害時において、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、近隣市町村、県、厚生労働省、協定を締結している自治体、団体等へ物資支援を要請する。

## 第2 保健対策

### 1 健康調査及び健康相談

市は県と協力し、定期的に指定避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(1) 保健指導及び健康相談の実施

市は県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に指定避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。また、生活不活発病や深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）等の予防に関する健康教育・健康相談を実施し、被災者の健康管理に努める。

その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 指定避難所や仮設住宅での配慮

市及び県は、健康相談等について、十分な空調設備の無い指定避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、生活不活発病や深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーベイランスシステムの導入

市及び県は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

(4) 医療体制の確保

市及び県は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

また、被災者に対して適時適切に歯科保健医療を提供する。

### 2 心のケア

(1) 心のケアの実施

大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、市及び県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談

所及び子ども総合センターが中心となる)は、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。

#### (2) 心のケアの継続

復興が長期化することにより、被災者は生活再建への不安等からストレス状態が続くことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。

### 3 栄養調査及び栄養相談

市は、県と協力し、定期的に指定避難所、炊き出し現場及び集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

### 4 子どもたちへの健康支援活動

県教育委員会、市教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

### 5 被災者の孤立防止

生活支援相談員を配置し、孤立防止のための見守り活動や市民同士の交流機会の提供等を行う。

## 第3 食品衛生管理

### 1 食中毒の未然防止

(1) 市は、仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)と連携を図り、必要に応じ食品衛生監視員等の指定避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導を依頼する。

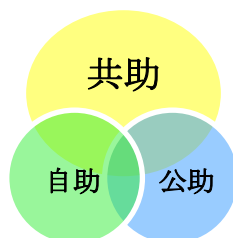
(2) 市は、仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)と連携を図り、必要に応じ食品衛生監視員の食品の流通集積拠点への派遣を要請し、食品の配送等における衛生確保について指導を依頼する。

### 2 食中毒発生時の対応

市は、仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)と連携を図り、必要に応じ食品衛生監視員の派遣を要請し、原因施設の調査・食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

### 3 食品衛生に係る広報

市は、仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)と連携を図り、災害時の食品衛生に関する広報を行う。



## ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

### 第1 防疫

#### 1 指定避難所の感染症対策

##### (1) 防疫に関する協力組織

地域に指定避難所が設置された町内会は、指定避難所の管理者の指導を受けて、防疫・保健衛

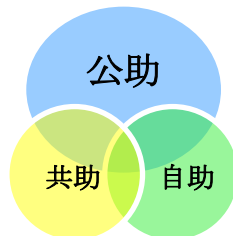
生活動に協力する。



## 第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

### 目的

市及び防災関係機関は、大規模地震災害による火災や建物倒壊などで死者及び行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの搜索・処理を速やかに行う。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 遺体等の搜索

##### 1 実施方法

###### (1) 対象

市は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。

###### (2) 搜索要領

市は、市職員・消防職員・消防団員・自衛隊等により搜索班を編成し、警察との連携を図りながら搜索を行う。また、状況に応じて、遺体の処理及び埋火葬を合わせて実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、遺体の検視等が円滑に行われるよう警察を通し、(公社)宮城県塩釜医師会と緊密な体制を確保する。

###### (3) 警察官及び防災関係機関は、検視(死体調査)、身元確認(歯牙の調査)、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。

###### (4) 宮城海上保安部は、海上において、行方不明者等の情報を入手したときは、巡視船艇、航空機により搜索を行う。

###### (5) 期間

搜索期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。ただし必要に応じ期間を延長する。

##### 2 事務処理

災害時において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

###### (1) 実施責任者

###### (2) 遺体発見者

###### (3) 搜索年月日

###### (4) 搜索地域

###### (5) 搜索用資機材の使用状況(借上げ関係内容を含む。)

###### (6) 費用

搜索の費用は、搜索のための機械・器具等の借上げ費・購入費・修繕費及び燃料費とし、地域における通常の実費とする。

#### 第2 遺体の処理及び収容

## 1 実施方法

- (1) 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理が出来ない場合に警察等の検視（死体調査）、医師による死亡確認を経た上、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。
- (2) 市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合は周辺市町村へ協力要請を行う。当市に要請があった場合は、設置、運営に協力する。
- (3) 警察署、宮城海上保安部は、警察官及び海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。
- (4) 市は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。
- (5) 市は、身元不明者については、警察署と協力して人相、所持品、着衣等及び発見場所等を写真に撮影し、身元の確認に努め、遺留品を適切に保管するとともに、遅滞なく遺体の引渡しを受ける。
- (6) 市は、海上における身元不明遺体の引渡しについて、県と相互に協力する。
- (7) 収容の期間  
災害発生の日から10日以内。ただし必要に応じ期間を延長する。

## 2 事務処理

災害時において、遺体の処理及び収容を実施した場合は、次の事項を明らかにしておき台帳を作成し記録整理する。

- (1) 実施責任者
- (2) 死亡年月日
- (3) 死亡原因
- (4) 遺体発見場所及び日時
- (5) 住所氏名、死亡者の住所氏名が判明しない場合は、その推定年齢、性別、身長、体格、特徴、着衣、所持品
- (6) 洗浄等の処理状況
- (7) 一時収容場所及び収容期間
- (8) 費用

## 第3 遺体の火葬、埋葬

市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

なお、遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。

### 1 埋火葬の対象

- (1) 災害時の混乱の際死亡した者であること。
  - ① 死因及び場所の如何を問わない。
  - ② 災害発生の日以前に死亡した者で、まだ埋葬が終っていない者。
- (2) 災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること。
  - ① 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき。

- ② 火葬場等が被災するなどして使用できないなど、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
- ③ 埋葬を行う遺族がいないか、いても高齢者、幼年者、傷病者等で埋葬を行うことができないとき。
- ④ 流通機構等の一時的混乱のため、遺族の資力の有無にかかわらず、棺、骨壺、その他の必要な物資などの入手ができないとき。

## 2 埋火葬計画

市は、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

## 3 埋火葬の方法

- (1) 埋葬の方法は応急仮葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。
- (2) 救助の実施機関が現物給付をして実施することを原則とする。
- (3) 民間の第三者が埋葬を行った場合には、例外措置として、費用の限度額以内で実費を補償する。

## 4 一時保管

市は、身元の判明しない遺骨は、遺留品とともに公営墓地又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

## 5 相談窓口

市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

## 6 費用の範囲

- (1) 埋火葬の際使用する棺、骨壺等（応急仮葬であり、いわゆる一般の葬祭とは異なるので、供花、供物、酒代等の類は認められない。）
- (2) 火葬料、埋葬料及びこれに伴う輸送経費及び賃金職員雇上費。
- (3) 費用の限度
  - ① 大人（12歳以上） 1体当たり 215,200円以内
  - ② 小人（12歳未満） 1体当たり 172,000円以内

## 7 特別基準

- (1) 埋葬期間の延長。延長の期間は通常の場合、基準期間である10日以内。
- (2) 費用限度額の引上げ。

## 8 実施状況報告

埋葬救助の実施状況報告書を作成する。

## 9 整備書類

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 埋葬台帳
- (3) 埋葬費支払関係証拠書類

## 10 その他

法の適用の遺体が、法の適用されない地域に漂着した場合、その遺体が当該災害によるものと推定される場合には、適用市町村に連絡し引き取りを依頼する。

適用市町村がはっきりしない等の場合は、原則として漂着した市町村が埋葬を実施することになるので留意する。

## 11 宮城県広域火葬計画に基づく対応

市は、「宮城県広域火葬計画」（平成29年2月策定）に基づき、次の事項に留意し対応する。

(1) 被災状況の報告

市は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

(2) 広域火葬の要請

市は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

(3) 火葬場との調整

市は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 遺族への説明

市は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

(5) 広域火葬の終了

① 市は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

② 市は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

(6) 一時的な埋葬について

市は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和23年法律第48号）第10条の規定に基づき、事務を行うこと。

## 第4 費用

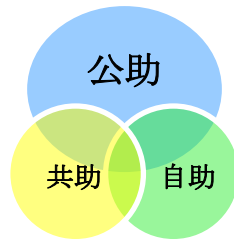
遺体の捜索・収容及び埋火葬に要する費用の範囲、額等は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

## 第20節 災害廃棄物処理活動

### 目的

大規模地震災害時には、建築物の倒壊及び火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

また、市民は、市の廃棄物処理活動に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 災害廃棄物の処理

- 1 大規模地震災害時には、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 2 市は、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 3 市は、災害廃棄物の排出については、事前分別の徹底や前処理、便乗ごみ等の不適正排出への対応を行う。
- 4 市又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- 5 市又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

#### 第2 処理体制

- 1 市は、発災直後から、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要性、発生した災害廃棄物の種類、性質（土砂、ヘドロ、汚染物等）等についての情報収集を行うとともに県に報告する。
- 2 市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- 3 市は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行うが、廃棄物の収集及び処理に必要な人員や車両等が不足する場合並びに処理施設が不足する場合には、協定締結市町村及び県に対して支援を要請する。
- 4 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

### 第3 処理方法

市は、避難場所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。  
 なお、市民は、廃棄物を分別して排出するなど、廃棄物処理活動に協力する。

#### 1 ごみ処理

市は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

##### (1) ごみの収集

- ① ごみの収集は、危険なもの及び通行上支障のあるものなどを優先的に収集し運搬する。
- ② ごみの収集は、ごみ収集運搬車によるほか、必要に応じて運搬車を調達し実施する。
- ③ 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地の防疫上、できる限り早急に収集する。
- ④ 選別・保管のできる仮置き場の確保を図り、適切な処理・処分が図られるよう努める。

##### (2) ごみの処分

ごみの処分は、次の中間処理場及び処分場のほか、必要に応じて埋め立て等の環境衛生上支障のない方法で行う。

施設名	管理者	処理能力	処理方法	備考
塩竈市清掃工場	市長	90 t / 日	焼却	
〃 新浜リサイクルセンター	〃	4 t / 日	中間	
〃 伊保石リサイクルセンター	〃	4 t / 日	中間	
〃 廃棄物埋立処分場	〃	8 t / 日	埋立	

#### 2 災害廃棄物（がれき等）の収集及び処理

##### (1) 災害廃棄物の収集

市は、危険なもの及び通行上支障のあるもの等を優先的に収集し運搬する。また、選別、保管及び焼却できる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

なお、主要道路の災害廃棄物については、民間廃棄物関連業者や国、県等の協力を得ながら収集運搬を行う。

##### (2) 災害廃棄物の処理

- ① 応急活動後は、処理及び処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎や分別を徹底し、木くず等比較的小規模なものについては焼却処分を行う。
- ② 木材やコンクリート等は、破碎・選別して、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）等に基づき、可能な限りリサイクルを図る。
- ③ アスベスト等の有害な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。
- ④ がれきの処理に当たっては、復旧及び復興計画を考慮に入れながら計画的に行う。

##### (3) 集積・保管場所

廃材等の災害廃棄物の集積場所は事前に確保しておいた箇所では不足があった場合、遊休地等を利用し、集積・保管に関して再び人命・財産に被害を与えないよう、注意喚起を徹底する。

#### 3 し尿の収集及び処理

##### (1) し尿の収集

市は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了する。

- ① し尿の収集は、原則として汲取り車及び運搬車による。ただし、それが不可能な地域については、容器等の配付を行う。
- ② 指定避難所により排出されたし尿収集は、防疫上優先的に行う。
- ③ 避難所など多くの利用が見込めるところには仮設トイレを早急に設置する。設置に当たっては、高齢者及び障がい者等の要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。
- ④ 水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、指定避難所の衛生向上を図る。
- ⑤ 仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

## (2) し尿の処理

し尿は、次のし尿処理施設で処理する。

施設名	管理者	処理能力	備考
塩釜地区環境センター	塩釜地区消防事務組合	95k1/日	

## 4 清掃班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、災対市民生活部が清掃業者及び衛生取扱業者等に委託し実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、災対産業環境部清掃班を編成し実施することに努める。

## 5 清掃資機材の調達

清掃資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者所有のものを借上げるが、不足する資機材は、県又は隣接市町村にあっせんを依頼する。

- 6 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

## 第4 推進方策

市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

## 第5 死亡した獣畜の処理方法

地震災害時において死亡した獣畜は、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）長に連絡し、必要な処理を行う。

## 第6 防疫活動

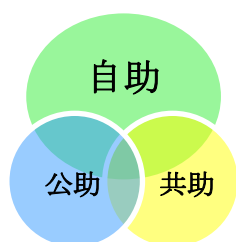
市は、災害時において、大量の廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。それでも衛生上の保持が困難な場合は、国や県に協力を要請する。

## 第7 市民への広報

市は、災害時におけるごみの収集及び処理を円滑に実施できるように、市民に対し次の広報を行う。

### 1 ごみの収集日及び集積場所

- 2 粗大ごみや生活関連廃棄物等の区別及び可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の分別協力。
- 3 ごみの収集に当たって、ごみ収集車及び緊急車両等の障害とならないような、協力の呼びかけ。
- 4 ごみの事前分別の徹底、搬出抑制及び自己処理に努めること。



## ■ 塩竈市民等の役割 ■

### 第1 処理方法

#### 1 ごみ処理

##### (1) ごみの収集

市民は、廃棄物を分別して排出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。

### 第2 市民への広報

市民は、市が行う次の廃棄物処理の広報の内容に協力する。

- 1 粗大ごみや生活関連廃棄物等の区別及び可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の分別協力。
- 2 ごみの収集に当たって、ごみ収集車及び緊急車両等の障害とならないような、協力の呼びかけ。
- 3 ごみの事前分別の徹底、搬出抑制及び自己処理に努めること。



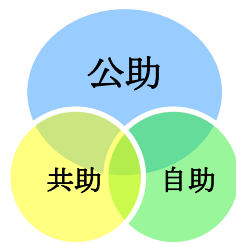
## 第21節 社会秩序維持活動

### 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

大規模地震災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料・生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、市及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 生活必需品等の物価監視

市は県と協力し、被災地における生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケット・コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

#### 第2 警察の活動

- 1 被災地及びその周辺（海上を含む。）において、警察署は、治安情報の積極的な発信を行うとともに、塩竈市防犯協会連合会等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努める。
- 2 警察署は、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努め、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- 3 警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

#### 第3 宮城海上保安部の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講じる。

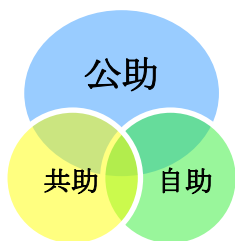
- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

## 第2節 教育活動

### 目的

大規模地震災害により学校教育施設等が被災し、又は児童、生徒等及び幼児等の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧並びに児童、生徒等及び幼児の教育対策等必要な措置を講じる。加えて、生涯学習施設及び文化財の応急復旧に必要な措置を講じる。

また、自主防災組織等は、学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合、避難所の運営が円滑に行われるよう協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 避難措置

学校長又は施設長は、地震災害が発生した場合又は市長が避難の指示を行った場合は、児童、生徒等及び幼児の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

##### 1 在校、在園時の措置

###### (1) 地震発生直後の対応

地震発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童、生徒等及び幼児の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

###### (2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。

最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講じる。

###### (3) 校外、園外活動時の対応

遠足等校外、園外活動時に地震が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

###### (4) 被害状況等の報告

学校長又は施設長は、災害の規模・児童生徒・教職員の状況及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、災対教育部又は災対福祉子ども未来部に報告しなければならない。

##### 2 登下校、登下園時及び休日等の措置

登下校、登下園時及び夜間・休日等に地震・津波が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童、生徒等及び幼児の安否確認及び状況把握に努める。

##### 3 保護者への引渡し

###### (1) 校内、園内の児童生徒等への対応

警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内、園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校内、園内に保護する。

**(2) 帰宅路の安全確認**

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内保護を行い、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

**(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応**

保護者と連絡がつかない場合や、保護者がおらず引渡し不可能的な場合についても同様に校内、園内保護を行う。

**第2 学校等施設等の応急措置**

県及び塩竈市教育委員会は、相互に協力し教育施設等を確保して教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

**1 公立学校等**

(1) 学校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会に被害の状況を報告する。

(2) 教育委員会及び市は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

(3) 応急修理が可能な被害の場合は、学校運営及び安全管理上応急修理又は補強を行い、学校施設を確保する。

(4) 施設の全部又は一部がその用途に供し得ない場合は、被害の程度又はその状況に応じて次の措置を講ずる。

- ① 体育館等教室以外の施設を転用する。
- ② 被災学校周辺の余裕のある学校に応急収容する。
- ③ 生涯学習施設等に応急収容する。
- ④ 仮校舎を建設する。

**2 生涯学習施設**

(1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じ、教育委員会に被害の状況を報告する。

(2) 教育委員会及び市は、速やかに被害の状況を調査し応急復旧を行う。

**第3 教育の実施****1 公立学校等**

校長等は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業の措置を取る。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

**(1) 教育の実施場所の確保**

① 教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。

② 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、状況に応じて仮設校舎を建設する。

**(2) 教職員の確保**

校長等及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

**(3) 教育の方法**

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業及び分散授業、圧縮学級の編成を行うものとし、やむを得ず臨時休校の措置をとる場合は、補習授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

## 第4 心身の健康管理

教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の心身の健康管理に努める。

## 第5 学用品等の調達

市は、災害により学用品等をそう失又はき損し、就学上支障のある学校等の児童生徒等に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

### 1 学用品の給与

#### (1) 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）等の被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学に支障を来した児童及び生徒等。

#### (2) 学用品の種類等

- ① 教科書（小・中学校用の教科書は、文部科学省検定教科書又は文部科学省著作教科書に限る）及び教材（小・中学校用の教材は、県又は市教育委員会届出又は承認を受けているもの等）。
- ② 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）及び通学用品（傘、靴、長靴等）。
- ③ その他の学用品（運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等）。

#### (3) 給与の方法

- ① 教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付する。
- ② 教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具、通学用品及びその他の学用品については15日以内に支給を完了する。
- ③ 学校長は配付計画を作成し、親権者の受領書を徴し、配付する。

### 2 学用品の調達

教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

- (1) 教科書の調達については、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。
- (2) 教科書以外の教材、文房具、通学用品及びその他の学用品については、市内の業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

## 第6 学校給食対策

1 市及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。

なお、応急給食を必要とする場合、一般の炊き出し等で対処する。

2 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保する。それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼するとともにその他必要な措置を依頼する。

3 市及び教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。

4 食中毒等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

5 学校が避難所として使用される場合においては、被災者用の炊き出し及び学校給食の調整を図る。

## 第7 通学手段の確保

教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

## 第8 学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置

指定避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

- 1 市は、指定避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者、施設を所管する教育委員会及び自主防災組織並びに避難所運営委員会委員長等と十分協議しながらその運営に当たる。その際、市は、自主防災組織に求める避難所運営に関する協力内容を明示する。
- 2 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため指定避難所として利用している施設の範囲等について、市及び県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。
- 3 市は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

## 第9 災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設や設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動及び応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

## 第10 生涯学習施設等の応急措置

### 1 避難措置

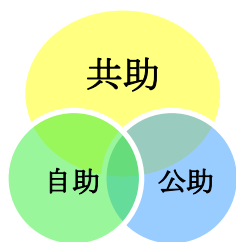
生涯学習施設及び体育施設における災害時の避難は、施設の避難計画に基づき、災害の事態に即応して利用者等を安全な場所に避難を行う。

### 2 被害防止措置及び復旧事業の促進

生涯学習施設及び体育施設において災害発生後、二次災害の防止のため、施設や設備の安全点検をできるだけ早急に行い、必要に応じ被災防止措置を講じるとともに、可能な限り迅速かつ円滑な復旧事業の促進に努める。

## 第11 文化財等の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を教育委員会等に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 教育委員会は、速やかに国・県・市指定文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ関係職員を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。
- 3 教育委員会は、国、県指定の文化財について、県と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、廃棄及び散逸の防止と応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。
- 4 教育委員会は、災害を受けた市指定文化財の応急措置等について、文化財の管理者に対して指導や助言を行う。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

**第1 学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置**

自主防災組織は、学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合、市の避難所運営に協力する。

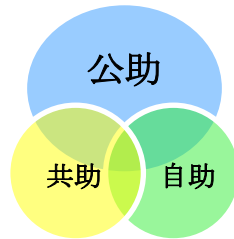
## 第23節 防災資機材及び労働力の確保

### 目的

大規模地震災害時において、速やかな応急対策を実施するための防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達、確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、市及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう、保有する防災資機材等の活用と併せて、関係業者からの借り上げをはじめ、あらゆる手段を用い万全を期す。

また、自主防災組織等は、奉仕団の編成等を行い速やかな応急対策の実施に協力する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 緊急使用のための資機材の調達

市は、必要に応じあらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

- 1 防災資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者等から借り上げる。  
ただし、不足する場合においては、『宮城「館」懇談会の防災に関する相互応援協定』締結市町村、又は知事に対し応援を求める。
- 2 各防災関係機関は、防災活動及び救助活動に必要な防災資機材等の調達について相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。
- 3 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市へ要請する。

#### 第2 労働者の確保

東日本大震災では、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達、確保は、必要人数の把握及び受け入れ体制が整わなかった。そのため、労働者の確保については次のように対応する。

##### 1 労働者の確保要件

- (1) 労働力の雇上げは、本部長がその所属の職員、他の機関からの応援職員及び自主防災組織等の市民組織並びに災害ボランティア等による奉仕団等によっても不足する場合、又は応援職員、奉仕団等の来援を待つ余裕がない場合に行う。
- (2) 災害対策基本法に基づく従事命令は、本部長が災害対策基本法第65条第1項の規定により行うもので、前記による適当な要員が確保できない場合で、応急措置を実施するため特に必要であると認める場合に行う。

##### 2 関係業者等労働者の動員

###### (1) 塩竈市災害対策協議会への協力要請

市は、塩竈市災害対策協議会に協力を要請し、必要な人員・資機材等を確保する。塩竈市災害対策協議会に依頼する活動内容は次のとおりである。

- ① 地震発生直後において、被害の拡大防止・安全確保及び二次災害の防止を目的として、直ちに施工する必要のあるものについての活動

- ② 災害の発生後、各種施設の機能回復等を目的として、早急に施工する必要のあるものについての活動
- ③ その他、緊急を要する活動

(2) 奉仕団への活動要請

市は、奉仕団の活動により必要な人員を確保する場合は、自主防災組織等に協力を要請する。  
なお、奉仕団に依頼する活動内容は本節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」第1の1(1)②による。

**3 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員**

市は、応急措置を講じるために必要な労働者の雇用は、原則として塩釜公共職業安定所長を通じて日雇労務者及び一般求職者を対象として行い、必要箇所に迅速に供給する。

(1) 労働者の雇用の範囲

- ① 被災者の避難のための労働者
- ② 医療及び助産における移送のための労働者
- ③ 被災者の救出のための労働者（救出する機械等を操作する労働者を含む。）
- ④ 飲料水の供給のための労働者（供給する機械等を操作する労働者又は浄水用医薬品等の配布に要する労働者を含む。）
- ⑤ 救済用物資の整理、輸送及び配分のための労働者
- ⑥ 遺体の捜索及び処理のための労働者

(2) 労働者の賃金

- ① 雇上げ要員に対する賃金は、法令その他に特別な定めがある場合を除き、市内における慣行料金（公共職業安定所の業種別標準賃金）とする。
- ② 本部長が、塩釜公共職業安定所長に労働者雇上げの申し込みを行う場合は、次の事項を明示して行う。

ア	雇上げの目的
イ	作業の内容
ウ	必要技能
エ	必要労務者数
オ	雇上げ期間
カ	就労場所
キ	その他参考事項

**第3 応援要請による技術者等の動員**

市は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

**1 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員派遣要請手続き**

市長が災害応急対策又は災害復旧のため、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

**2 知事に対する職員のあっせん要求手続き**



市長が、知事に対し、指定地方行政機関、県又は他の市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 職員を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

### 3 『宮城「館」懇談会の防災に関する相互応援協定』締結市町村に対する職員派遣要請手続き

市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定めておき、応援を受けようとする場合は次の事項を明らかにし、文書（別紙様式）により要求し、その後、速やかに要請文書を添付する。

- (1) 被害の状況
- (2) 相互応援協定書第2条第1号から第4号までに掲げる応援等を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等及び必要車両車種と台数並びに職員の派遣については職種とその人員
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

## 第4 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

### 1 要員の従事命令等

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要があると認めるときに行う。

- (1) 応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

執行作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (災害救助法適用作業以外の作業)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条	県本部長
災害救助作業 (災害救助法適用作業)	従事命令 協力命令	災害救助法第7条 災害救助法第8条	
災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条	本部長 警察官又は 海上保安官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は 消防団員
救急業務	協力命令	消防法第35条の10	救急隊員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者
			水防団長又は 消防機関の長

(2) 従事命令等の種別ごとの対象者は、次に掲げるとおりとする。

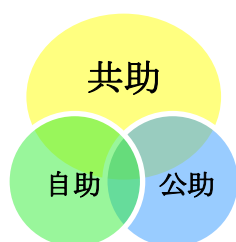
作 業 区 分	対 象 者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による県本部長の従事命令)	① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師又は看護師 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官又はとび職 ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 ⑥ 鉄道事業者及びその従業者 ⑦ 自動車運送事業者及びその従業者 ⑧ 船舶運送事業者及びその従事者 ⑨ 港湾運送事業者及びその従事者
災害救助作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業 (災害対策基本法による市長、警察官の従事命令)	市の区域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	火災の現場付近にある者
救急業務	傷病者の発生した現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害応急対策作業 (警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場に居合せた者、その事物の管理者その他の関係者

## 2 保管命令等

救助のため管理・使用・収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- (1) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設・土地・家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。
- (2) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。
- (3) 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を有し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。



### ■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

## 第1 労働者の確保

### 1 関係業者等労働者の動員

#### (1) 奉仕団の編成及び活動

##### ① 奉仕団の編成

自主防災組織等は、奉仕団を編成する。町内会の自主防災組織単独での編成が難しい場合は、地区内の他の組織と連携して協力体制を築く。

##### ② 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、次のとおりとし、労働の種別により適宜協力を求める。

ア 避難誘導の補助及び避難場所、避難所の奉仕に関すること。

イ 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。

ウ 救援物資支給の奉仕に関すること。

エ 清掃及び防疫の奉仕に関すること。

オ その他災害応急措置の応援に関すること。

③ 奉仕団の活動実施基準

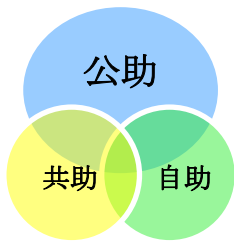
奉仕団の編成及び活動開始は、市から自主防災組織等へ、奉仕団の活動要請があった場合とする。

## 第24節 公共土木施設等の応急対策

### 目的

道路及び鉄道等の交通基盤並びに港湾、漁港、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活や社会又は経済活動はもとより、大規模地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設管理者については、それぞれ応急体制を整備し相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

また、沿岸部では震災による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあり、早急な対応に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 交通対策

##### 1 道路

道路管理者は、情報板などにより、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努める。

また、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

##### 2 乗客等の避難誘導

道路管理者のほか、海上、航空、鉄道施設の管理者は、船舶・列車等の乗客や、駅・空港・港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。

なお、避難誘導方法については、冬季は経路上の積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

#### 第2 道路施設

##### 1 緊急点検

道路管理者は、地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

##### 2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合は障害物の除去及び応急復旧工事に着手し交通の確保に努める。また、緊急輸送車両及び緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

##### 3 二次災害の防止対策

道路管理者は、地震発生後、現地点検調査により道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、警察との連携による交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

#### 4 対策情報の共有化及び道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行止め、迂回路の設置や地盤沈下による冠水対策などは国及び県との情報の共有化に努め、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路利用者へ提供する。

### 第3 海岸保全施設

#### 1 緊急点検

海岸管理者は、地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後)にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

#### 2 重要施設等の応急復旧

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

#### 3 二次災害の防止対策

海岸管理者は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

### 第4 砂防施設

砂防施設管理者は、地震発生直後に砂防施設(砂防ダム及び溪流保全工等)の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

### 第5 港湾施設

1 港湾施設管理者は、港湾施設等の被災状況、被災施設の重要度等を勘案して、災害復旧事業の促進、再度災害の防止等の措置を講じることにより、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

2 浦戸航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう、港湾管理者(県)等と連携して必要施設の早期復旧に努める。

### 第6 漁港施設

#### 1 緊急点検

漁港管理者(市及び県)は、地震発生後早急に、津波の危険が無いことを確認した上で、漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

#### 2 二次災害の防止対策

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

### 第7 鉄道施設

鉄道管理者(東日本旅客鉄道(株)仙台支社)の災害応急対策活動は次の通りとする。

1 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて東日本旅客鉄道(株)仙台支社及び現地に応急対策や復旧を推進する組織を設置する。

#### 2 旅客及び公衆等の避難

- (1) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。
- (2) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合には、他の避難場所へ避難するよう案内する。

### 3 消防及び救助に関する措置

- (1) 地震又はその他の原因により火災が発生した場合は、通報及び避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
- (2) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出や救護に努める。
- (3) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び市に対する応援要請を行う。

## 第8 農地、農業施設

市及び県は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 2 地震により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

## 第9 都市公園施設

災対建設部は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難場所、広域防災拠点となる都市公園においては、救援及び避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

## 第10 廃棄物処理施設

- 1 市は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 市は、一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、県に対し必要な指導及び助言その他の支援を受ける。
- 3 市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 4 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- 5 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

## 第11 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

市は、大規模災害時の被災建築物や被災宅地による二次災害を防止するため、建築物等の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

また、判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、危険性が高い建築物については避難を促す。

### 1 被災建築物応急危険度判定

市は、県の支援を受けて「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（財団法人日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 本部長が判定実施を決定した場合は、本部の下に実施本部を設置する。

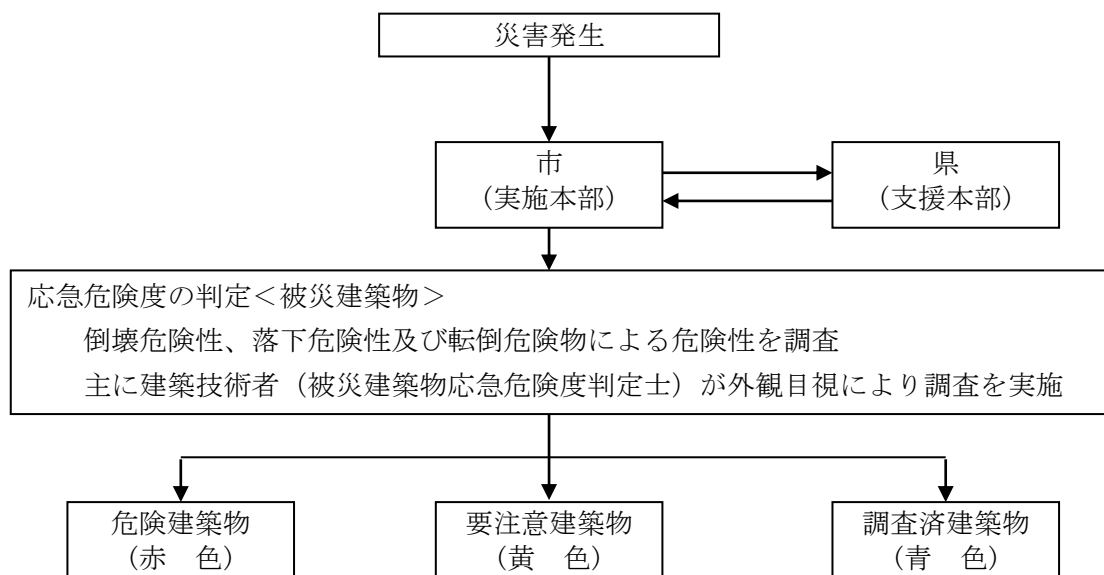
(2) 実施本部は、次の業務にあたる。

- ① 被災状況の把握
- ② 判定実施計画の策定
- ③ 県本部長への支援要請
- ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- ⑥ 市民への広報
- ⑦ その他判定資機材の配布

(3) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

- ① 建築物の被害程度に応じて、「危険建築物」、「要注意建築物」、「調査済建築物」の3区分に判定する。
- ② 判定結果は、当該建築物の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。
- ③ 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。



### 2 被災宅地危険度判定

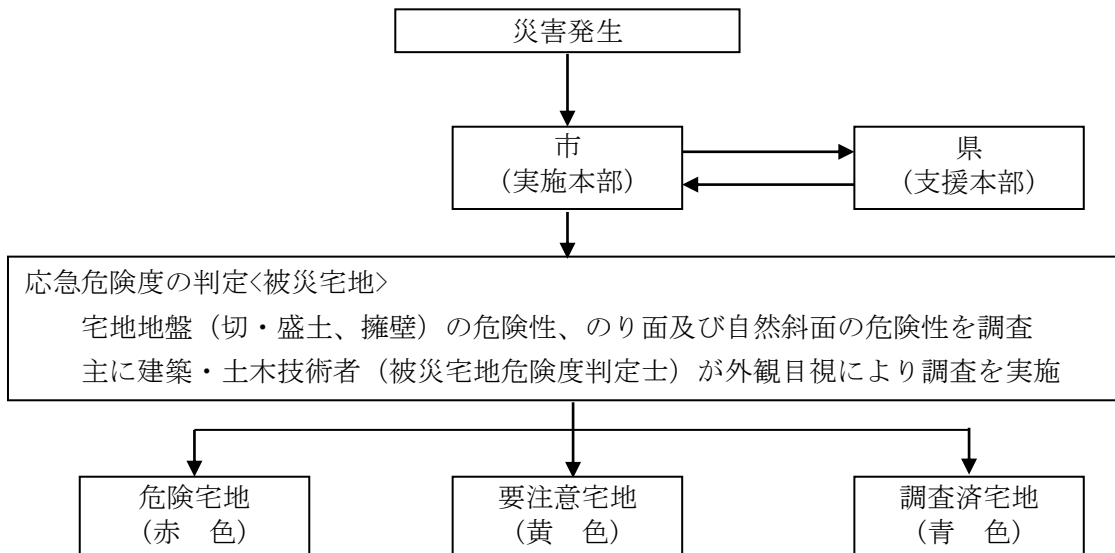
市は、県の支援を受けて「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき、被災宅地危険度判定士の協力を得て、次により被災宅地の危険度判定を行

う。

(1) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ① 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- ② 判定結果は、当該宅地の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。
- ③ 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。





## 第25節 ライフライン施設等の応急復旧

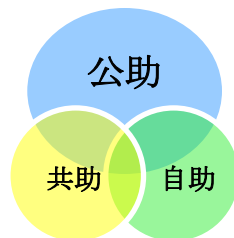
### 目的

大規模地震災害により、上下水道、電気、ガス及び通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、市民生活の機能は著しく低下し、民生安定に大きな影響を及ぼす。

このため、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保する。

また、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾン、相互に連携し活動する。

なお、市は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

## 第1 水道施設

### 1 災害時の活動体制

- (1) 本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。
- (2) 動員体制の確立
  - ① 本部長は、災害時における飲料水の確保、上水道施設復旧及び情報連絡活動に従事する職員の配備体制を確立する。
  - ② 上記の従事職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。
- (3) 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

本部長は、復旧対策に必要な要員及び資機材について、応援協定締結会社等との協力体制を確立する。

### 2 給水施設の応急措置

- (1) 市は、地震発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに送水・給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。
- (2) 市は、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。
- (3) 資材等の調達

あらかじめ整備・備蓄した応急復旧用資材に不足が生じた場合は、関係機関又は近隣事業者と

協議し、早期に調達する。

(4) 市は、(公社)日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援活動を要請する。

(5) 応急措置の重点事項は、次のとおりとする。

- ① 取水、導水、浄水施設及び配水池からの流出防止と点検
- ② 緊急閉止箇所の確認と閉止作業
- ③ 二次災害の原因となる危険箇所の確認と応急処置

### 3 応急給水の実施

被災により水道施設から給水を受けられない住民に対しては、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。

### 4 市民への広報

断水・減水及び赤水等の被害が生じた場合には、市民に対し復旧の見通し等について、防災行政無線及び広報車、ホームページやSNS、コミュニティFM、CATV等の報道機関等により行う。

## 第2 下水道施設

市は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ確かな応急復旧に努める。

### 1 災害時の活動体制

本部長は、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(1) 本部長は、災害時における下水道施設復旧及び情報連絡活動に従事する職員の配備体制を確立する。

(2) 上記の従事職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

(3) 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

本部長は、復旧対策に必要な要員及び資機材について、応援協定締結会社等との協力体制を確立する。

### 2 下水道施設の応急対策

(1) 管渠

市は、管渠施設の構造及び機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除・土砂撤去及び仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

(2) ポンプ施設

市は、ポンプ施設の構造並びに機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。なお、停電によりポンプの機能が停止した場合には、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。

(3) 災害復旧用資機材の確保

① 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達する。

② 本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、仙台地方振興事務所長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

### 3 市民への広報

- (1) 終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、市は広報車、報道機関等を通じて利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。
- (2) 本部長は、被災地域における市民等の苦情、相談を受け付けるため、相談所を開設する。

### 第3 電力施設（東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター）

地震災害に際し、電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

#### 1 実施責任者

- (1) 市域内における電力施設の応急対策は、東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センターが行う。
- (2) 市長は、応急措置が必要と認めた場合、東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター長に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

#### 2 応急措置の要領

電力施設の災害時における活動体制、応急復旧及びその他電力供給を確保するため必要な応急措置については、東北電力(株)の実施計画の定めによる。

### 第4 ガス施設

ガス事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、ガス施設による災害が発生しないように対策を講じる。

市及び関係機関は、地震災害に際し、ガス施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の拡大防止及び発生防止並びに復旧作業に万全を期す。

#### 1 市の対応

- (1) 市は、ガス供給停止地区の市民に対し被災の概況、復旧の状況と見通し等について、防災行政無線及び広報車等により広報し、二次災害の防止に努める。また、報道機関の協力により、市民にきめ細かい情報の提供を行う。
- (2) 市は、復旧工事の間、カセットコンロ等の応急燃料の確保を行うとともに液化石油ガスの提供が必要な場合は、くろしおL Pガス協議会に支援を要請する。
- (3) 市は、復旧工事の間、日常生活に支障をきたす市民に対し必要と認める場合は、燃料供給のあっせんを行う。

#### 2 消防本部の対応

消防計画に基づき対応する。

#### 3 都市ガス施設（塩釜ガス(株)）

- (1) ガス事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。
- (2) 応急措置の要領

都市ガス施設の災害時における活動体制、応急復旧及びその他都市ガス供給を確保するため必要な応急措置については、塩釜ガス(株)実施計画の定めによる。

#### 4 液化石油ガス施設（くろしおL Pガス協議会）

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震災害発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように対策を講じる。
- (2) 応急措置の要領

液化石油ガス施設の災害時における活動体制、応急復旧及びその他液化石油ガス供給を確保するため必要な応急措置については、(一社)宮城県L Pガス協会の実施計画の定めによる。

## 第5 電信・電話施設

- 1 通信施設が被災した場合には、速やかに復旧対策を実施する。
  - (1) 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。
  - (2) 重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に極めて強い衛星通信の利点を活かし、衛星通信を確保する。
  - (3) 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。
- 2 通信が異常にふくそうした場合は、次の処置を講ずる。
  - (1) 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
  - (2) 被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。
  - (3) 被災地に指定する地域及び機関において、被災者が発信する被災状況の通報又は、救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」、「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

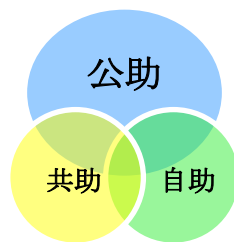
## 第26節 危険物施設等の安全確保

### 目的

大規模地震により危険物（消防法に定める危険物施設）及び高圧ガス施設等が被害を受け、危険物の流失やその他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じる。

また、事業所の関係者及び周辺の市民等に対する危険防止をはかるために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

なお、塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく「宮城県石油コンビナート等防災計画」の定めるところにより応急対策を講じる。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 市民への広報

市、県及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにし、その対応策を市民への確に伝える。

また、危険物処理に対する作業の進捗情報を整理して広報するとともに、市民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

#### 第2 危険物施設（消防本部、宮城県、仙台地方振興事務所、宮城海上保安部）

##### 1 陸上における応急対策

市域内には、石油等の危険物貯蔵所などが多数あり、震災時には振動及び火災等により、危険物の漏洩や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、県及び消防本部は、発災した場合に被害を最小限に食い止めるための応急対策体制について指導する。

また、石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、速やかに火気使用を禁止する等災害に対応する応急措置を実施するとともに、速やかに塩釜地区消防事務組合に通報し、必要な指示をうける。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合は、事前措置の周知徹底、立入検査、又は巡回調査等を実施し、応急措置の万全を図る。
- (3) 災害時において危険物製造所等の管理者等に対し、応急保安措置の実施及び対策並びに所要人員の配置等に関し必要な指示を行い、又は報告を行わせる。
- (4) 災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具、及び防災資機材等の確保、並びにその機能の点検確認を行う。

- (5) 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を講じる。
- (6) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動及びタンク破損等にもなう流出等による広域拡散の防止と応急対策を講じる。
- (7) 災害状況の把握を行うとともに、状況に応じた従業員、周辺の市民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動に努める。

## 2 海上における応急対策（宮城海上保安部）

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。
- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

## 3 災害発生事業所等における応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに宮城海上保安部、所轄消防署、市及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。また、必要に応じ、市と協力し、付近の市民に避難を促す。
- (2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

### ① 大量油の漏えい・流出があった場合

- ア オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡がりを防止するための措置をとる。
- イ 損傷箇所の修理、その他引き続き油が流出されないよう防止するための措置をとる。
- ウ 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。
- エ 流出された油の回収を行う。
- オ 油処理剤の散布により、流出油の処理を行う。  
なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

### ② 危険物の漏えい・流出があった場合

- ア 損傷箇所の修理を行う。
- イ 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。
- ウ 薬剤等により、流出した危険物の処理を行う。
- エ 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- オ 船舶にあっては、洩航索の垂下を行う。
- カ 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- キ 消火準備を行う。

- (3) 宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び流出油防除活動を実施する。

## 第3 高圧ガス施設

### 1 高圧ガスの応急措置

消防本部は、消防計画に基づき対応する。

### 2 ガス施設等の応急対策（塩釜ガス(株)、くろしおLPガス協議会）

- (1) ガス施設の所有者は、地震発生後、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、作業班、災害対策班及び復旧工事班を編成し、応急対策を実施する。
- (2) 災害現場に出動したガス事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、消防機関と緊

密な連携を保ち、ガス災害防止のための供給停止等の必要な措置をとる。

- (3) ガスの緊急停止措置を行った場合、ガス事業者は、供給停止及び再開について広報車等をもって市民に対し周知するとともに、速やかに報道機関・県・市・警察及び消防機関等に連絡通報する。

#### 第4 火薬類製造施設等

##### 1 火薬類の応急措置

消防本部は、消防計画に基づき対応する。

##### 2 火薬類の応急対策

- (1) 火薬類製造等の事業者は、大規模地震発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。
  - ① 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。
  - ② 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、貯蔵状態の異常の有無を緊急確認する。
- (2) 消防関係機関は、火薬類を取り扱う事業者に対し、二次災害防止のため、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導助言を行う。
- (3) 県は、警察、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。

なお、警察は、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する製造業者、販売業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。
- (4) 関東東北産業保安監督部東北支部及び消防関係機関は、災害発生の防止又は公共の安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造業者、販売業者及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。

#### 第5 毒物・劇物貯蔵施設（消防本部、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所））

##### 1 毒物及び劇物の応急措置

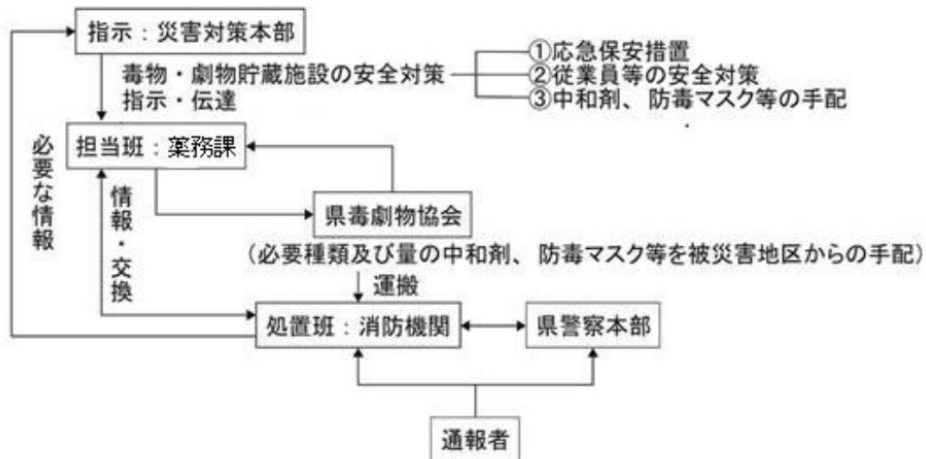
消防本部は、消防計画に基づき対応する。

##### 2 毒物及び劇物施設の応急対策（宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所））

- (1) 県は、毒物及び劇物が流出や漏洩等により、爆発又は火災あるいは保健衛生上必要があると認められる場合、消防機関等と連携して、付近の市民への広報及び避難誘導を実施する。
- (2) 県は、毒物及び劇物による災害が発生した場合、所有者等及び毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。
- (3) 県は、消防機関等から毒物及び劇物の漏洩又は火災を処理するため必要な中和剤や防毒マスク等が必要とされた場合、毒劇物協会に対し資機材の供給を要請する。
- (4) 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。
- (5) 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。

なお、毒物・劇物貯蔵施設に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に関するフローは、次のとおりである。

情報の収集、伝達及び必要物等の手配



(6) 災害による有害大気汚染物質(重金属類)やアスベスト等の粉じんなど(毒物劇物)の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、防じんマスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

### 第6 環境モニタリング

県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。

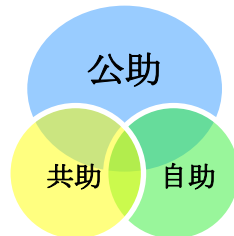
- ① 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- ② 環境大気中の有害物質等のモニタリング



## 第27節 農林水産業の応急対策

### 目的

大規模地震により、農業生産基盤、養殖施設等の被害を最小限に食い止めるために、市は県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、必要な応急対策を行う。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 水産業

##### 1 活動体制

本部長は災害対策本部運営要綱に定めるもののほか関係機関団体等と協議し、被害発生を防ぎよ及び拡大防止に努める。

##### 2 応急対策

水産物の生産者や団体等は、その生産施設等に生じた被害の応急対策を行う。

##### 3 応急対策の技術指導

- (1) 本部長は、仙台地方振興事務所水産漁港部及び関係団体等と連絡調整をはかり、漁場及び水産業の一体的復旧に向けて水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。
- (2) 応急対策の技術指導は、各関係機関及び団体等により指導班を構成し、技術援助に当たる。

##### 4 応急用資機材の確保

本部長は、災害時において必要がある場合、補修資機材の購入あっせん等の速やかな供給体制の整備を行う。

#### 第2 農業

##### 1 活動体制

本部長は、災害対策本部運営要綱に定めるもののほか、農業関係各機関及び団体と協議し、被害発生を防ぎよ及び拡大防止に努める。

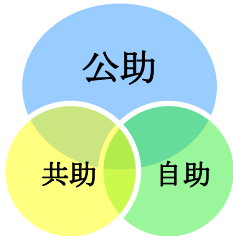
##### 2 応急対策

- (1) 農業関係団体等は、農業災害にかかる応急対策を行う。
- (2) 本部長は、県の関係機関の指導のもとに病虫害駆除、応急対策の技術指導、家畜伝染病の防止、所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理及び営農用資機材の確保等の農業災害にかかる応急対策を実施する。

## 第28節 二次災害・複合災害防止対策

### 目的

地震等による自然災害が生じた後の災害調査・人命救助活動では、災害地に入った救援隊が、二次的に生ずる災害を受けるおそれがある。東日本大震災のように広範囲にわたり発生する災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 二次災害の防止活動

##### 1 市及び県又は事業者の対応

市及び県又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施する。これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、鉄道、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。

- (1) 市職員、消防職団員、水防団員、警察官、自衛隊員など、救難・救助・パトロールや支援活動においては、作業中の安全確保や二次災害被災防止に努める。
- (2) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、二次災害被災防止に努める。あわせて被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (3) 水道事業者は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等、二次災害防止に努める。あわせて復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (4) 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (7) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けての道路応急対策においては、交通規制や道路使用の制限に向けて注意を広報し、二次災害防止に努める。
- (8) 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

##### 2 水害・土砂災害

###### (1) 二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に地震

による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

#### (2) 点検の実施

市及び県は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、動態観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。また、市は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

#### (3) 宮城県砂防ボランティア協会との連携

大規模な土砂災害が発生した場合、市及び県の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能であることから、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

### 3 土砂災害警戒情報

仙台管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施し周知する。

### 4 高潮・高浪・波浪

市及び県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実施する。

### 5 爆発危険物等

原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設等、及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

### 6 有害物質等

市及び県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散等の二次災害を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

### 7 余震・誘発地震

市及び県並びに事業者は、余震による建築物、構造物の倒壊等の二次災害に備え、特に復旧作業中などの場合、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

## 第2 風評被害等の軽減対策

1 市及び県は、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止、又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。

2 市及び県は、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や、各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

## 第3 複合災害軽減対策

市及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合、災害の全体像を把握するとともに、対応の優先順位をつけ具体的なスケジュールを立案し対策の実施に努める。

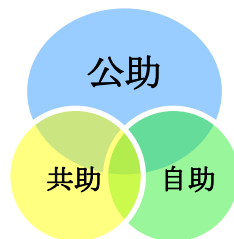
1 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

- 2 市は複合災害時には、国、県とも連携し、複合災害時に相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制、複数の通信手段の確保に努める。
- 3 県、市、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。
- 4 複合災害時において、県、市、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、市民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

## 第29節 応急公用負担等の実施

### 目的

市及び防災関係機関は、大規模地震災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、さらには区域内の市民等を応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を講じ応急対策の万全を図る。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 応急公用負担等の権限

##### 1 市長

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置を行うことができる。

- (1) 区域内の市民又は応急措置を実施すべき現場にいる者を当該応急措置業務に従事させること。
- (2) 区域内の私有の土地・建物・その他の工作物を一時使用し、又は土石・竹木・その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
- (3) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。
- (4) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

##### 2 消防職員・団員

###### (1) 消防職員、消防団員

- ① 消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し、又は使用を制限することができる。
- ② 緊急の必要があるときは、火災の現場付近にいる者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

###### (2) 消防長・消防署長

- ① 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのものの在る土地を利用し、処分し、又は使用を制限することができる。
- ② 消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、上記(1)①及び(2)①に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

##### 3 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

市長若しくは市長の職権を行使する市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求が

あったときは、市長の職権を行使することができる。

この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

## 第2 公用令書の交付

1 従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、知事、市又は指定地方行政機関の長は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。ただし、市長による公用令書の交付は、災害対策基本法第71条の規定による処分の場合のみである。

2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該処分の根拠となった法律の規定

① 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間

② 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間

③ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

## 3 手続き

(1) 人的公用負担は、相手方に口頭で指示する。

(2) 物的公用負担は、次により行う。

① 工作物等の使用・収用

ア 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者、所有者その他の土地等について権限を有する者に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。

ただし、緊急の場合は、事後において速やかに通知する。

イ 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を市又は警察署、宮城海上保安部のいずれかに掲示し、通知に代える。

(3) 工作物等の障害物の撤去

① 市長、警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、市長、警察署長、宮城海上保安部長又は自衛隊の部隊等の長は、適正な方法で保管する。

② 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。

③ 保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却し、その代金を保管する。

④ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。

⑤ 工作物の保管に関する公示の日から起算して6か月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明の場合は、市長が保管する工作物等は市に、警察署長が保管する工作物等は県に、宮城海上保安部長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等は国に帰属する。

### 第3 損失補償及び損害補償等

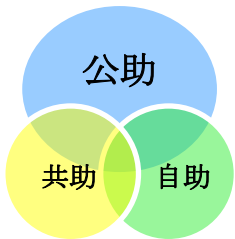
- 1 市及び県は、区域内において物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行う。
- 2 県は、従事命令により区域内の市民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、別に定めるところによりその実費を弁償しなければならない。
- 3 市及び県は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死傷等をしたときは、条例（「塩竈市消防団員等公務災害補償条例」（昭和41年12月27日条例第38号））の定めに従い、損害を補償する。

### 第30節 災害ボランティア活動

#### 目的

市は、大規模震災時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、災害ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

このため、塩竈市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援・調整し、被災市民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、市が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 一般ボランティア

##### 1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアのコーディネート調整組織としては、塩竈市社会福祉協議会等が中心となって、塩竈市災害ボランティアセンターを設置するものとし、日本赤十字社宮城県支部・ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。この際、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置する等、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティアのコーディネートに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

##### 2 ボランティアの募集・受付・派遣・撤収

塩竈市災害ボランティアセンターは、地域ボランティアの協力を得ながら、被災市民のニーズの把握・ボランティアの募集・受付・現場へのボランティアの派遣・撤収を行う。

##### 3 行政の支援

市は、ボランティアのコーディネートに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市は、災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) その他必要な事項



#### 4 活動内容

ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

(1) 炊き出し	(12) 話し相手
(2) 給水活動	(13) 引っ越し
(3) 清掃	(14) 物資仕分け
(4) 後片付け	(15) 洗濯サービス
(5) 安否確認、調査活動	(16) シート張り
(6) 入浴サービス	(17) 負傷者の移送
(7) 募金活動	(18) 物資搬送
(8) 介助	(19) 移送サービス
(9) 避難所の運営	(20) その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動
(10) 給食サービス	
(11) 理容サービス	

#### 第2 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、市の災対各部で対応するものとし、主な受入項目は次のとおりである。

主 な 受 入 れ 項 目	担 当 部
1 救護所等での医療・看護・保健予防	災対福祉子ども未来部
2 被災建築物の応急危険度判定	災対産業建設部
3 被災宅地の危険度判定	災対産業建設部
4 防災関係施設診断	災対産業建設部
5 外国人のための通訳	災対福祉子ども未来部
6 被災者へのメンタルヘルスケア	災対福祉子ども未来部
7 高齢者・障がい者等への介護	災対福祉子ども未来部
8 その他専門的知識が必要な業務	災対各部

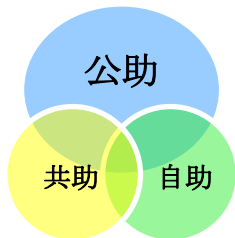
#### 第3 NPO/NGOとの連携

市は、一般ボランティアのコーディネート体制づくりを、県社会福祉協議会、NPO等関係機関と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

### 第31節 海外からの支援の受入れ

#### 目的

市は、大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 海外からの救援活動の受入れ

市は、海外からの救援活動等の支援について、以下の事項について、具体的な被害の情報を収集して県へ報告し、受け入れ等を行う。

- 1 救援を必要とする場所及びその緊急性
- 2 現地までの交通手段及び経路の状況
- 3 現地の宿泊の適否等
- 4 必要な携帯品等
- 5 その他必要と思われる事項

#### 第2 救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、県と連絡調整を図りながら対応する。

##### 1 救援隊の派遣内容

- (1) 協力内容・人数・派遣日程
- (2) 受入れ方法
- (3) 案内・通訳の必要性

##### 2 救援物資の内容

- (1) 品名・数量
- (2) 輸送手段・ルート
- (3) 到着予定

#### 第3 関係機関との協力体制

海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、警察、消防、自衛隊及び航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。

## 第4章 災害復旧・復興対策

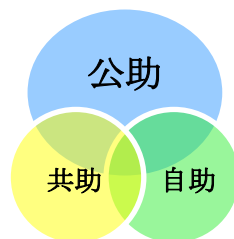
### 第1節 災害復旧・復興計画

#### 目的

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者並びに家屋の倒壊及び消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境又は経済的貧窮の中に陥れる。

この計画は、地震発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、震災直後の混乱状態を早期に解消し、社会経済活動の早期回復に万全を期すものであり、長期的な視点から地震に強い都市を構築していくことを目的とする。

市民は、市等と協同して災害復旧・復興の基本方向の決定を行う。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

##### 1 基本方向の決定

市は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、地震に強いまちづくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

##### 2 市民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、市が主体となり市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

##### 3 女性及び要配慮者の参画促進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

##### 4 職員派遣等の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

また、市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

#### 第2 災害復旧計画

##### 1 基本方針

市は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、地震に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。

これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

## 2 事業計画の策定

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する災害復旧計画を速やかに策定する。

なお、計画の策定にあたっては、関係機関は連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号))

- |              |       |
|--------------|-------|
| ① 河川         | ⑦ 道路  |
| ② 海岸         | ⑧ 港湾  |
| ③ 砂防設備       | ⑨ 漁港  |
| ④ 林地荒廃防止施設   | ⑩ 下水道 |
| ⑤ 地すべり防止施設   | ⑪ 公園  |
| ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設 |       |

### (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号))

### (3) 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

### (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

### (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)、「身体障害者福祉法」(昭和24年法律第283号)、「知的障害者福祉法」(昭和35年法律第37号)、「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)、「売春防止法」(昭和31年法律第118号))

### (6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」(昭和28年法律第247号))

### (7) 公営住宅災害復旧事業計画

(「公営住宅法」(昭和26年法律第193号))

### (8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号))

### (9) その他災害復旧事業計画

## 3 事業の実施

(1) 市、県及び防災関係機関は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。

(2) 市、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。

(3) 市は、市道の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

(4) 市及び県は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

(5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期

を明示する。

- (6) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努める。  
また、関係行政機関、被災市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

#### 4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助を受けるもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 「予防接種法」(昭和23年法律第68号)
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置
- (11) その他

### 第3 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の機能・状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強いまちづくりを目指すものである。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、市及び県は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。

#### 1 復興計画の基本方針

市は、震災復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。

#### 2 復興計画の策定

##### (1) 市の復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。

また、市は、必要に応じ、「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)」を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

##### (2) 被災前の地域課題等の考慮

市及び県は、復興計画の策定にあたっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティーの維持・回復や再構築に十分配慮する。

##### (3) 地域全体での合意形成

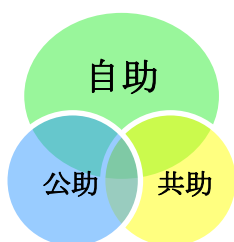
市及び県は、市民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

### 3 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市は国・県及び防災関係機関と密接な連携を図るとともに、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。

## 第4 災害復興基金の設立等

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。



### ■ 塩竈市民等の役割 ■

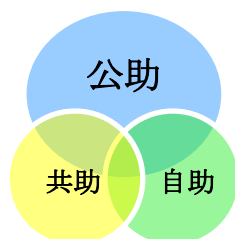
## 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

被災地の復旧・復興の基本方向決定は、市民も参画して、市が主体となりつつも、協同して計画的に決定する。

## 第2節 生活再建支援

### 目的

市は国・県及び関係機関と連携を図りながら、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 住宅に関する各種調査

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

#### 第2 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定や罹災証明書交付の体制をあらかじめ確立し、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するとともに、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。

#### 第3 被災者台帳

市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

#### 第4 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

##### 1 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示される。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市区町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万以上10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)における自然災害

## 2 対象世帯

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむなく住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)
- (4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

## 3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

### (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

被害程度	全壊 (損害割合 50%以上)	解体 (半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊 (損害割合40%台)	中規模半壊 (損害割合30%台)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

### (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

被災世帯の区分		再建方法		
		建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)
全壊・解体・長期 避難・大規模半壊	支給額	200万円	100万円	50万円
中規模半壊		100万円	50万円	25万円

## 4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

## 5 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という)として、(公財)都道府県センターが指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。

## 6 支援金支給手続き

被災者世帯主は、被災住所地の市に支給申請書を提出する。提出を受けた市は、申請書等を確



認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、市から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である（公財）都道府県センターへ送付する。送付を受けた（公財）都道府県センターは申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

## 7 受付体制の整備

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

## 8 独自支援措置の検討

市及び県は、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう努める。

## 第5 地震保険・共済の活用

市は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

## 第6 資金の貸付け

### 1 災害援護資金

市は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の災害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害救護資金の貸付けを行う。市は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

### 2 母子父子寡婦福祉資金

市は、県との緊密な連携のもとに、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

### 3 生活福祉資金

塩竈市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の福祉費による貸付制度の利用における相談窓口となる。

貸付対象世帯は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

- (1) 貸付条件に該当する低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯であること。
- (2) 資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

<災害を受けたことにより臨時に必要となる経費に対する、生活福祉資金の福祉費による貸付限度>

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内	6月以内	7年以内

#### 4 一般住宅復興資金の確保

市は、必要に応じ県が行う下記相談窓口と協調し、融資に対する利子補給等の措置を講じる。  
 (県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。)

#### 第7 生活保護

市社会福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費、家具什器費、教育費及び住宅維持費等を支給する。

#### 第8 その他救済制度

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、「塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例」(昭和52年3月31日条例第8号)に基づき、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。(弔慰金・見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る。) 県は、市による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市に対し指導助言を行う。

##### 1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金	対象災害	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住家が5世帯以上滅失した災害</li> <li>● 災害救助法が適用された災害</li> <li>● 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害</li> </ul>
	支給額	① 生計維持者	500万円
		② その他の者	250万円
	遺族の範囲		配属者、子、父母、孫、祖父母

## 2 災害障害見舞金

災 害 障 害 見 舞 金	対象 災害	1 に 同 じ	
	支給 額	① 生計維持者	250 万円
		② その他の者	125 万円
障 害 の 程 度	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢を肘関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢を膝関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの		

## 第9 税負担等の軽減

市は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、市は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険税の減免等を行う。

## 1 国民健康保険税の減免

市は、国民健康保険の被保険者に対して、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。県は、市による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市に対し指導助言を行う。

## 2 国民健康保険税の減免の基準

塩竈市国民健康保険税減免取扱要綱の別表のとおり。

塩竈市国民健康保険税減免取扱要綱 別表(第2条関係) (平12告示88・一部改正)

区分 適用条項	減免理由	減免条件	減免基準	減免割合	摘要
第25条第1項 第1号	(1) 納付義務者又はその世帯に属する被保険者(以下「納付義務者等」という。)の所有する家屋又は家財が震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害(以下「災害」という。)により滅失、若しくは著しく損傷したとき。				「災害による被害者に対する国民健康保険税の軽減又は免除に関する条例」(平成2年条例第7号)による。

## 3 国民健康保険の一部負担金の減免

(1) 市は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の減免と同様に災害により受けた

被害の程度により、一部負担金を減免する。

(2) 塩竈市国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予に係る事務取扱要綱は別表のとおり。

(3) 県は、市による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市に対し指導・助言を行う。

塩竈市国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予に係る事務取扱要綱

別表(第3条関係)

区分	徴収猶予及び減免等の条件	減免等の基準		摘要
(1) 規則第2条第1項第1号に該当する場合	震災、風水害、火災等の災害による資産の損害割合が10分の3以上であり、世帯の前年度の合計所得金額が600万円以下であること。	災害等により被害を受けた資産の損害割合が次の区分に該当する場合。		災害等を受けた日の属する月から6月以内の間の一部負担金について適用する。
		①資産の10分の5以上が損害を受けた場合	免除	
		②資産の10分の3以上10分の5未満が損害を受けた場合	5割	

#### 4 授業料の減免等

(1) 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講ずる。

(2) 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

### 第10 応急金融対策

#### 1 日本銀行仙台支店の措置

(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

##### ① 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

##### ② 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

##### ③ 通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

##### ① 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措

置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

② 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長または休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- ① 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- ② 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ③ 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- ④ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- ⑤ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

(5) 国庫金の取扱に係る措置

災害発生時等における国庫金の受払業務について、金融機関や関係官庁と協力して実情に応じ必要な措置をとること。

(6) 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に県民に提供するよう努める。特に(3)及び(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

## 2 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

(1) 非常金融措置の実施

東北財務局は、被災地の便宜を図るため、保険会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請する。

① 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券(共済証書)、届出印鑑等を喪失した契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

② 保険金(共済金)の支払及び保険料(共済掛金)の払込猶予に関する措置

保険金(共済金)の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料(共済掛金)の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

③ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(2) 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図る。

### 3 第一種金融商品取引業者（証券会社等）に係る措置

#### (1) 非常金融措置の実施

東北財務局は、被災地の便宜を図るため、証券会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請する。

##### ① 届出印鑑喪失の場合の措置

届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

##### ② 有価証券喪失の場合の措置

有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力すること。

##### ③ 預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の措置

被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限り便宜措置を講ずること。

##### ④ 営業停止等における対応に関する措置

窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等の告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

##### ⑤ その他の措置

顧客への対応について十分配慮すること。

#### (2) 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図る。

## 第11 雇用対策

市は、被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、塩釜公共職業安定所と連絡協力して求人のあるせんに努める。また、塩釜金融協会・塩釜商工会議所・ハローワーク塩釜等による連絡会議を設置し、地域経済・雇用情勢の状況把握や支援策の模索を行うとともに、各機関が相談窓口を開設し、事業経営や雇用を支援する。

さらに、市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

## 第12 相談窓口の設置

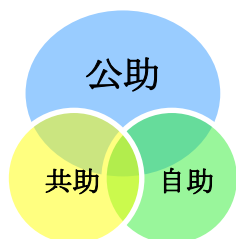
市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

### 第3節 住宅復旧支援

#### 目的

市は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。



#### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 一般住宅復興資金の確保

市は県が設置する相談窓口等と協調し住宅支援措置を講じる。

(県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被害市町村と協調して融資に対する利子補給等の処置を講じる。)

#### 第2 住宅の建設等

市は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

##### 1 災害公営住宅の確保等

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設、若しくは買い取り、又は被災者へ転貸するために借り上げる。

なお、災害公営住宅の建設等を行う場合、県の指導を得て実施する。

##### 2 生活維持の支援

市は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

##### 3 計画的な恒久住宅への移行

市は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、応急仮設住宅等の提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

##### 4 公営住宅の空き家(部屋)の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者(災害が大規模な場合等において、「被災市街地復興特別措置法」(平成7年法律第14号)第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居資格の特例を適用する。)に対しては、既存公営住宅等の空き家(部屋)を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

#### 第3 防災集団移転促進事業の活用

市は、被災地域又は災害危険区域等のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

## 1 事業主体

市(例外として、市町村の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。)

## 2 移転促進区域

### (1) 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害(地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象)にかかるもの

### (2) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

### (3) 地すべり防止区域

地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

### (4) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

### (5) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法第9条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

### (6) 浸水被害防止区域

「特定都市河川浸水被害対策法」(平成15年法律第77号)第56条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

## 3 補助制度等

### (1) 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率：①～⑥は3/4、⑦は1/2)

- ① 住宅団地の用地取得造成
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額)
- ③ 住宅団地の公共施設の整備
- ④ 移転促進区域内の宅地等の買い取り
- ⑤ 住宅団地内の共同作業所等
- ⑥ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑦ 事業計画等の策定

### (2) 地方債の特別措置

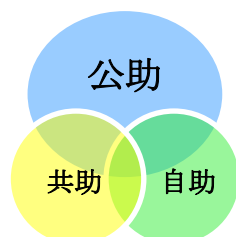
「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。



## 第4節 産業復興の支援

### 目的

市は、被災した中小企業者及び農漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 中小企業金融対策

- 1 市は、県と協議し、被災した中小企業に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会・金融機関等と協議の上、緊急災害融資制度を活用し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。
- 2 市は、資金繰りに係るセーフティネット保証認定書の早期発行に努めるとともに、市制度融資の要件緩和や保証の拡充等を行い、中小企業の資金繰りを支援する。
- 3 市は県と連携して、市域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。
- 4 県は、相談窓口を設置し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。

#### 第2 農漁業金融対策

市は、県と協議して、県信用漁業共同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講ずるとともに、被害が甚大な場合は、貸付条件の緩和や「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号）（天災融資法）の発動、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。

#### 第3 相談窓口の設置

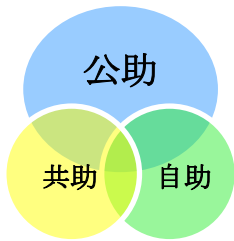
県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。市は、市内被災企業の県相談窓口のあっせんを行う。

## 第5節 都市基盤の復興対策

### 目的

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、市及び関係機関は、被災した道路・鉄道・港湾等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティーが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 防災まちづくり

1 市は、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努める。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。

また、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

3 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

この際、都市公園等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用や臨時ヘリポートとしての活用などの防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであることを十分市民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

4 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

5 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、市民に対し提供する。

6 市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティーの拠点形成に努める。

## 第2 想定される計画内容例

### 1 主要交通施設の整備

道路・鉄道・港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

### 2 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強い都市づくりの早期実現

### 3 ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

### 4 防災基盤の整備

(1) 海岸・砂防施設等地域保全施設の早期復旧と耐震性の強化

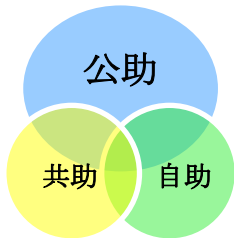
(2) 避難場所、避難施設の整備

(3) 都市公園、河川公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間の確保 等

## 第6節 義援金の受入れ、配分

### 目的

大規模地震災害時には、国内外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 受入れ

##### 1 窓口の決定

市、県及び日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

##### 2 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

市及び県は、被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除について、郵便事業株式会社に要望する。

##### 3 受入及び管理

市に直接義援金が贈られた場合、市は、その義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

#### 第2 配分

##### 1 配分委員会

市及び県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者等からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

##### 2 配分

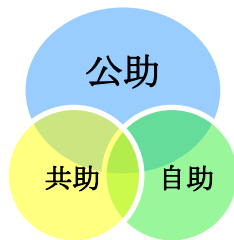
宮城県災害義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな市町村への配分を行う。

市は、義援金の被災者に対する交付を行う。なお、義援金の用途については、義援金募集及び配分の事務や防災ボランティア活動に要する経費などの用途分野についても勘案の上、関係機関等と十分協議し、市民の同意が得られるよう努める。

## 第7節 激甚災害の指定

### 目的

市域において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号 以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、市は、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 激甚災害の調査

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

#### 第2 激甚災害指定の手続き

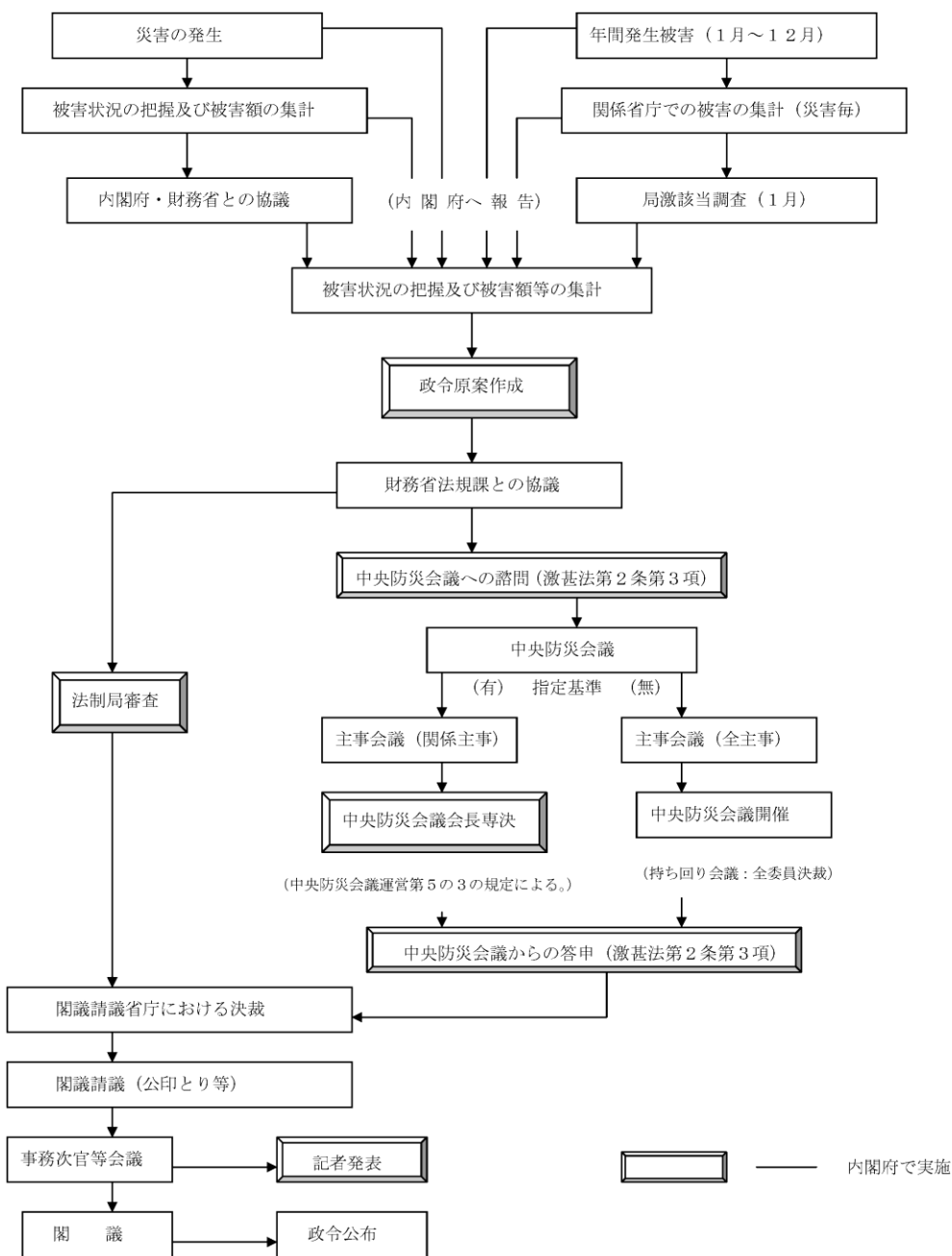
地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

< 激甚災害指定事務手続き >

激甚災害指定事務手続

< 激甚災害（本激） >

< 局地激甚災害（局激） >



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

### 第3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。県は、これを受け事業の種類毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金・補助金等を受けるための手続きを行う。

### 第4 激甚災害指定基準

#### 1 激甚災害(本激)指定基準

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章:第3条、第4条)

※公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)
- ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(法第8条)
- ④ 土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助(法第10条)
- ⑤ 共同利用小型漁船の建造費の補助(法第11条)
- ⑥ 森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2)

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ⑦ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ⑧ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)
- ⑨ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条)
- ⑩ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(法第22条)
- ⑪ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)

#### 2 局地激甚災害(局激)指定基準

局地激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章:第3条、第4条)

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)

(4) 森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2)

(5) 中小企業に関する特別の助成(法第12条)

(6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)

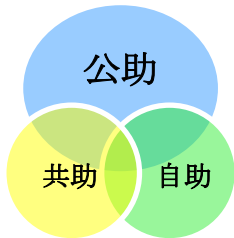
## 第8節 災害対応の検証

### 目的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。

大規模災害発生時の応急対策の取組は、市民の生命や生活を守るために十分に機能したかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、市の防災体制の向上や、市民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組の推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に有意に資すると考えられる。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。



### ■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

#### 第1 検証の実施

市、県及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

##### 1 主な検証項目例

- (1) 情報処理  
自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等
- (2) 資源管理  
業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等
- (3) 指揮・調整  
災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③各災対部間の業務調整
- (4) 組織間連携  
市外各機関(防災関係機関、国、市町村、都道府県、協定締結団体など)との調整
- (5) 個別のオペレーション  
救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等
- (6) 広報・相談  
市民や市外への広報・相談等
- (7) 計画やマニュアル  
事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等



## 第2 検証体制

市、県及び防災関係機関は、災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規模等に応じ、横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

## 第3 検証の対象

市が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び市民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

- 1 本部(各災対部等)
- 2 県
- 3 防災関係機関
- 4 市民
- 5 自主防災組織
- 6 支援自治体
- 7 ボランティア団体 など

## 第4 検証手法

市、県及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

## 第5 検証結果の防災対策への反映

市、県及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような体制や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

## 第6 災害教訓の伝承

市、県及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、市民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用する。

また、市民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

